



明石市環境基本計画

海峡交流都市・明石の  
エコ・ゆほびが創造プラン

平成15年度年次報告書  
— 明石市の環境 —

平成16(2004)年12月

明石市

明石市  
平成12(2000)年2月

## 年次報告書をお読みになる皆様へ

年次報告書は、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 11 年条例第 22 号）の規定に基づき、明石市の環境の状況と明石市が平成 15 年度に行った環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等について市民の皆様にお知らせするための報告書です。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の規定により策定した明石市地球温暖化対策実行計画（平成 13 年 3 月策定）に基づき、措置の実施状況と平成 15 年度の温室効果ガスの総排出量を明らかにするものです。

年次報告書は市民の皆様とのコミュニケーションを経ながら、市の環境施策の評価を行い、次年度の施策への反映を図るツールとしての役割を持つことから、作成途中で素案と言う形で公開し、その後環境審議会で検討したうえで公表し、次年度以降に向けて必要な措置を講ずることになっています。

今回の年次報告書の公開につきましても市民の皆様からの意見を伺い、本市の今後の環境施策を決定していく上での重要な意味を持つものとして取り扱ってまいりますので、この趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

意見をお寄せください

### 1 意見提出期間

平成 17 年 2 月 4 日（金）必着

### 2 提出先

明石市環境部環境政策課計画係

- (1) 郵 送                   〒 673-0882 明石市相生町 2 丁目 5 番 15 号
- (2) FAX                   (078) 918-5107
- (3) e-mail                plan-ems@city.akashi.hyogo.jp

### 3 様 式

様式は自由ですが、参考様式を掲載していますので、ご利用ください。なお、氏名・連絡先（住所、電話、電子メールアドレスなど）のないものは、採用しませんので、よろしく願います。また、頂いた意見及びその対応につきましては、年次報告書の巻末で「年次報告書に係る意見」として公表しております。

### 4 問合せ先

明石市環境部環境政策課      TEL(078) 918-5029

## はじめに

現在、あらゆる生命を支える地球環境は刻一刻と変化し、地球温暖化、種の減少、ごみの増加などの様々な問題を引き起こしています。こうした問題の多くは、私たちの日常生活や、社会経済システムと密接な関わりをもって引き起こされています。

このようなことから、持続可能な社会を構築し、次の世代に豊かな環境を残すためには、私たち一人ひとりの役割は大きいといえます。

本市では、平成11年6月に環境基本条例を制定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした環境基本計画を、平成12年2月に策定しました。この環境基本計画を推進し、持続可能な社会を構築していくためには、一人ひとりの行動はもとより、市民、事業者、行政のパートナーシップによる取り組みが不可欠であると考えています。

本書は、平成15年度における明石市の環境の現況と環境の保全及び創造に関しての施策の実施状況を取りまとめた報告書ではありますが、市民、事業者の皆様にとりまして、環境問題と環境行政に対する理解と認識を深め、ともに行動を起こしていただくための一助となりますよう願いたしますとともに、積極的なご意見、ご提言を賜れば幸いに存じます。

平成16年12月

明石市長 北口 寛人

## 明石市環境方針

明石市は、地球環境と調和した人と自然との共生を確保し、循環を基調とする持続可能な社会の実現のため、次に掲げる方針にもとづいて環境の取り組みに率先して行動します。

- 1 市民、NPO、事業者とのパートナーシップにより、明石市環境基本計画に基づく環境施策を推進します。
- 2 環境マネジメントシステムの推進により、行政経営の改善を目指します。
- 3 環境目的及び環境目標を定め、定期的な見直しを行いながら、汚染の予防に努め、環境マネジメントシステムを継続的に改善します。
- 4 省エネルギー・省資源、グリーン購入などエコオフィス活動に取り組みます。
- 5 公共事業については、積極的に環境に配慮します。
- 6 事務事業の推進や施設管理にあたっては、環境関連法令等を遵守します。
- 7 市職員は、環境方針を理解し、環境への認識を深め、環境保全活動を継続的に進めます。
- 8 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を広く公表します。

平成 16 ( 2004 ) 年 7 月 1 日

明石市長 **北口寛人**

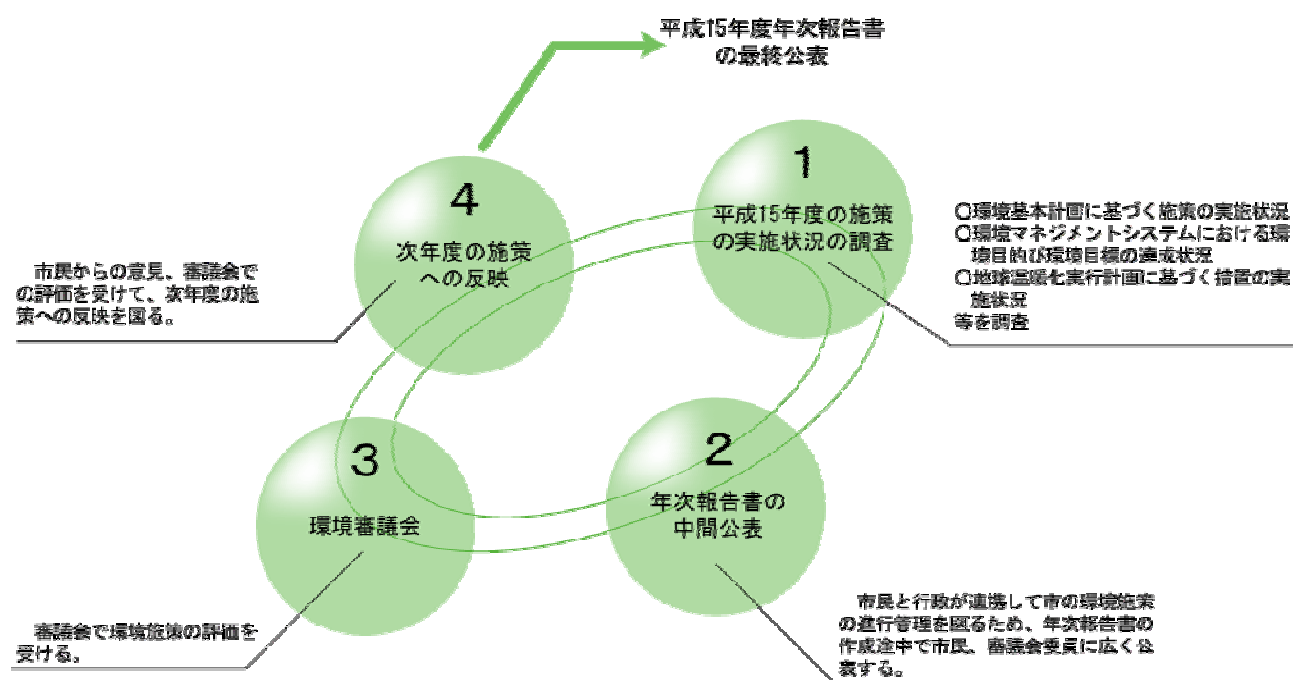
## 目次

第 1 章	市勢の概況	1
1	自然条件	2
2	経済・社会条件	5
第 2 章	環境行政の概況	13
1	環境行政のあゆみ	14
2	環境行政機構	15
3	明石市環境審議会	16
4	兵庫県地域公害防止計画	16
5	明石市環境基本条例	16
6	環境基本計画	17
7	ISO14001	19
8	明石市一般廃棄物処理基本計画	19
9	明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例	19
10	明石市中小企業公害防止施設設置等資金融資制度	20
11	気汚染の監視体制	20
第 3 章	環境の現況	21
1	大気汚染の現況	22
2	水質汚濁・土壌汚染の現況	28
3	騒音・振動の現況	32
4	悪臭の現況	36
5	公害苦情の現況	38
6	ごみの現況	42
第 4 章	環境の保全及び創造に関する施策の実施状況	49
1	環境に関する知識・情報を市民みんなで分かち、 積極的な環境行動につなげていくまち	50
2	環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち	59
3	多様な自然環境を保全・回復し、 ゆとりとうるおいのある生活環境を創造するまち	64
第 5 章	環境マネジメントシステムの現況	73
1	環境マネジメントシステムの適用範囲	74
2	市が与えている環境影響	75

3	環境目的及び環境目標	77
4	平成15年度の環境保全活動の状況	79
5	平成16年度の環境目的及び環境目標	85
6	環境管理推進組織	94
第6章	地球温暖化対策実行計画の現況	95
1	明石市地球温暖化対策実行計画の概要	96
2	明石市の温室効果ガス排出量	98
3	地球温暖化対策の最近の動向	101
参考資料		103
1	環境啓発	104
2	環境基準	107
3	要請限度	117
4	特定施設の届出状況	119
5	公害防止協定（環境保全協定）	122
6	環境行政のあゆみ	124
7	用語集	130
8	環境部の予算等	143
9	明石市内のISO14001認証取得の状況	145
年次報告書にかか	る意見	147
1	平成12年度年次報告書の市民意見について	148
2	平成13年度年次報告書の市民意見について	148
3	平成14年度年次報告書の市民意見について	159
4	平成15年度年次報告書の市民意見について	164
環境審議会委員名簿		173

## 年次報告書の作成の流れ

年次報告書は市民の皆様とのコミュニケーションを経ながら、市の環境施策の実施状況の評価を行い、次年度の施策への反映を図るツール（手段）としての役割を持ちます。その作成の流れを以下の図に示します。



## 本書で使用する主な単位について

### 質量を表す単位

単位	呼 称	グラム数	備 考
g	グラム	10 <sup>0</sup> g	1g
mg	ミリグラム	10 <sup>-3</sup> g	1g の 1000 分の 1
μg	マイクログラム	10 <sup>-6</sup> g	1g の 100 万分の 1
ng	ナノグラム	10 <sup>-9</sup> g	1g の 10 億分の 1
pg	ピコグラム	10 <sup>-12</sup> g	1g の 1 兆分の 1

### 割合を表す単位

単位	呼 称	グラム数	例
%	パーセント	100 分の 1	
ppm	ピーピーエム	100 万分の 1	μg/g , mg/
ppb	ピーピービー	10 億万分の 1	ng/g , μg/
ppt	ピーピーティー	1 兆分の 1	pg/g , ng/

### 容積を表す単位

単位	呼 称	備 考
Nm <sup>3</sup>	ノルマルリューベ	標準状態（0、1 気圧の状態）におけるガスの単位

## 明石市環境部環境政策課 Web サイト「ECOIST」について

(URL)

[http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/kankyou\\_s\\_ka/ecoist/index.html](http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/kankyou_s_ka/ecoist/index.html)

環境政策課の Web サイトからは、年次報告書に関連する以下のファイル（PDF）をダウンロードすることができます。

環境基本条例	環境基本計画	廃棄物条例
一般廃棄物処理基本計画	ポイ捨て条例	平成 12～15 年度 年次報告書
地球温暖化対策実行計画	環境管理マニュアル (第 8 版)	環境事業概要 (平成 13～16 年版)



## 第1章

### 市勢の概況

## 第1章 市勢の概況

### マークについて



ノート型のマークは、巻末の参考資料の「用語集」に用語の説明があることを示します。

## 1 自然条件

### 1 位置及び市域

明石市は東経 135 度、日本標準時子午線上にあり、瀬戸内海に面しています。東と北は神戸市、西は加古川市、稲美町、播磨町に接し、南には明石海峡を隔てて淡路島があります。

市域の面積は 49.24 km<sup>2</sup>で、15.9 kmの海岸線を有する帯状の市域を形成しており、南北の距離は 9.4 kmです。



図 1-1 明石市の位置

### 2 気象

明石市は瀬戸内気候に属しており、気温の年較差が少なく温暖であり、平成 14(2002)年の平均気温は 16℃、年間降水量は 751mm でした。

表 1-1 気温・降水量・日照時間

	年平均気温(℃)	年最高気温(℃)	年最低気温(℃)	降水量(mm)	日照時間(h)
平成 14(2002)年	16.0	34.3	-1.9	751	2,067
平成 13(2001)年	15.7	35.0	-2.3	931	2,178
平成 12(2000)年	15.8	36.1	-1.8	918	2,083
平成 11(1999)年	16.0	33.0	-3.0	1,145	2,025
平成 10(1998)年	16.6	32.9	-2.7	1,378	1,745
平成 9(1997)年	15.6	32.2	-3.9	1,190	1,960
平成 8(1996)年	15.0	34.2	-2.5	1,039	1,833
平成 7(1995)年	15.1	33.7	-2.2	1,017	1,801
平成 2(1990)年	16.0	34.5	-6.5	1,358	1,800

(出典)平成 15(2003)年版明石市統計書(神戸海洋気象台)

### 3 地形・河川・ため池

明石市付近の地形は、とくに明石川以西は、概略的に見て、いなみの台地、西八木の海岸段丘、明石川沿いの沖積低地よりなっています。いなみの台地は、明石川から加古川にかけて広がり、その台地上には1万個を超えるため池が存在しています。

明石市には、市域を北から南に縦断して瀬戸内海に流れ込む河川がありますが、いずれも流長が短く流量もあまり多くありません。比較的大きなものとしては、朝霧川、明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川の5つの河川があります。

また、市内には111のため池（平成15(2003)年4月現在）が存在し、面積当たりのため池の数は全国的にみても多く、特に、大久保・魚住地区に市内のため池の過半数が点在しています。ため池の多くは住宅地の中に存在しており、近年は埋め立てられ、減少傾向にあります。

表 1-2 河川の状況

種 別	河 川 名 及 び 市 域 内 延 長 ( m )		
2 級 河 川	朝 霧 川 ( 2,690 ) 赤 根 川 ( 4,305 )	明 石 川 ( 2,523 ) 瀬 戸 川 ( 4,110 )	谷 八 木 川 ( 3,505 ) 清 水 川 ( 1,600 )
普 通 河 川	東 松 江 川 ( 520 ) 谷 八 木 川 上 流 ( 520 )	西 松 江 川 ( 450 ) 城 ヶ 谷 川 ( 300 )	東 川 ( 1,900 ) 中 尾 川 ( 1,400 )
雨 水 幹 線	藤 江 川 ( 2,773 ) 古 城 川 ( 1,682 )		

(出典)平成15(2003)年版明石市統計書(海岸・治水課、下水道部)

表 1-3 ため池の状況

	総 数	5ha 以上	3 ~ 5	1 ~ 3	1ha 未 満
平成 14(2002)年	111	11	10	46	44
平成 13(2001)年	113	11	10	46	46
平成 12(2000)年	113	11	10	46	46
平成 11(1999)年	114	11	10	47	46
平成 10(1998)年	115	11	11	47	46
平成 9(1997)年	115	11	11	47	46
平成 8(1996)年	116	11	11	48	46
平成 7(1995)年	117	11	13	47	46
平成 2(1990)年	128	10	9	48	61

所在地は、神戸市内ですが、明石市において利用しているもの(寛政池、第14号池)を含みます。

(出典)平成15(2003)年版明石市統計書(農水産課)

## 4 海 域

明石市の海岸は、東播海岸に属し、淡路島、家島群島を望み、白砂青松の続く美しい瀬戸内海の典型的な景観として称えられ、万葉の昔から多くの人々に愛されてきました。また、沖には海苔やワカメの養殖、タコやタイに代表される良好な漁場があります。

一方、東播海岸は、古くから海岸浸食が進み、今日まで多くの台風災害に見舞われてきました。このため、海岸整備は、大正末期の護岸、突堤の施工に始まり、現在は、本格的な侵食対策事業や高潮対策事業が進められていますが、環境、生態系に配慮した人工海浜を主体とする整備が進められ、この養浜された海岸にアカウミガメが産卵のため上陸していますし、多数の高等植物の分布が確認されています。

表 1-4 市内の砂浜におけるアカウミガメの産卵記録

時 期	場 所	産卵数	孵化数	養浜完成	摘 要
2000年7月23日	八 木 海 岸	97	56	1991	孵化固体全てにインナータグを装着し、当日夜間放流。
2000年7月10日	藤 江 海 岸	100	83	1990	同 上
1999年8月24日	林 崎 海 岸	107	42	1986	39匹は姫路水族館・須磨水族園で飼育。3匹は地元で放流。
1999年7月14日	藤 江 海 岸	97	82	1985	40匹は姫路水族館・須磨水族園で飼育。42匹は地元で放流。
1997年6月25日	八 木 海 岸	不明		1991	上陸跡はあり。
1995年7月20日	魚 住 海 岸	なし	なし	1994	同 上
1995年7月01日	江井ヶ島海岸	81	49		
1995年6月08日	江井ヶ島海岸	105	61	1990	
1993年7月09日	藤 江 海 岸	不明	15		冷夏・長雨の影響を受ける。
1993年6月01日	藤 江 海 岸	100	3	1990	同 上

2000年7月23日以降アカウミガメの産卵は確認されていません。(海岸・治水課)

## 5 森 林

明石市の山林などの森林面積は、周辺自治体等と比べて小さな面積ですが、人工林はなく、すべて二次林（里山）であるという特徴が見られます。特に魚住北部地域や大久保北部地域には、まとまった二次林が存在し、きわめて重要です。

表 1-5 明石市の森林資源 (単位:ha)

項目		1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	
民有林	樹林	自然林	0	0	0	0	0
		二次林	77	75	72	72	72
		竹林	1	1	1	1	1
		人工林	0	0	0	0	0
		小計	78	76	73	73	73
	その他	伐採跡地	1	0	0	0	0
		未立木地	4	4	4	4	4
		更新困難地	0	0	0	0	0
	合計		83	80	77	77	77

(出典)兵庫県統計書(兵庫県)をもとに明石市が作成。



里山

二次林

## 2 経済・社会条件

### 1 人口

明石市の平成15(2003)年4月1日現在の人口は、291,598人で、世帯数は109,590世帯となっています。

兵庫県下では、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市に次いで5番目の人口となっています。

表 1-6 人口の推移(推計人口)

	世帯数	人口総数	人口(男)	人口(女)	人口密度
平成15(2003)年	109,590	291,598	142,090	149,508	5,924
平成14(2002)年	108,509	291,896	142,575	149,321	5,930
平成13(2001)年	107,928	292,681	143,185	149,496	5,946
平成12(2000)年	109,390	294,584	143,918	150,666	5,985
平成11(1999)年	108,354	294,864	144,231	150,633	5,993
平成10(1998)年	106,645	293,778	143,800	149,978	5,971
平成7(1995)年	99,378	283,782	139,133	144,649	5,788
平成2(1990)年	88,866	270,857	133,151	137,706	5,528
昭和60(1985)年	82,861	263,067	129,975	133,092	5,337
昭和55(1980)年	73,532	253,952	126,303	127,649	5,157
昭和50(1975)年	65,207	232,471	116,427	116,044	4,911

(出典)平成15(2003)年版明石市統計書(情報管理課)

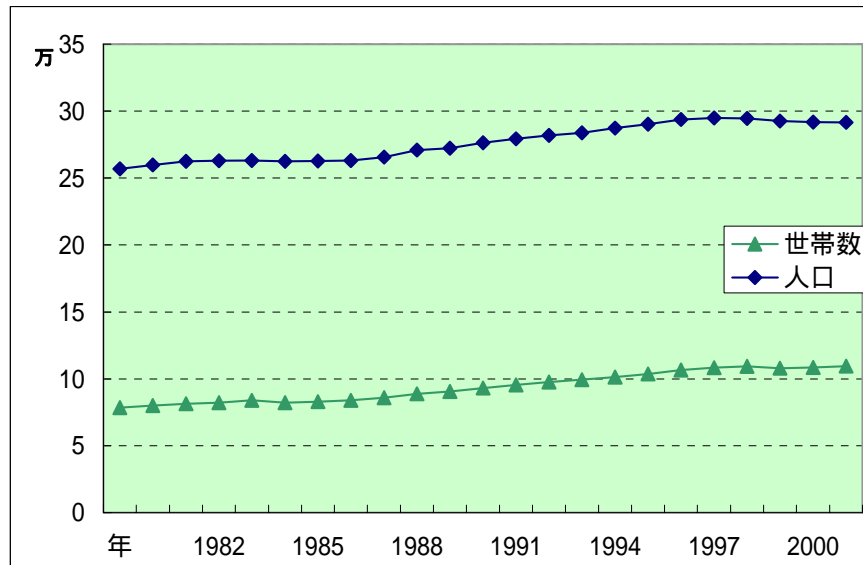


図 1-2 人口・世帯の推移

## 2 産業

### (1) 農業

温暖な気候に恵まれた地域の特性を活かしてキャベツをはじめとして多種の野菜を生産し、阪神地区の大消費地に隣接するという都市近郊型農業として発展してきました。しかし、近年、都市化が進むとともに、後継者不足など生産条件の悪化が目立ってきています。

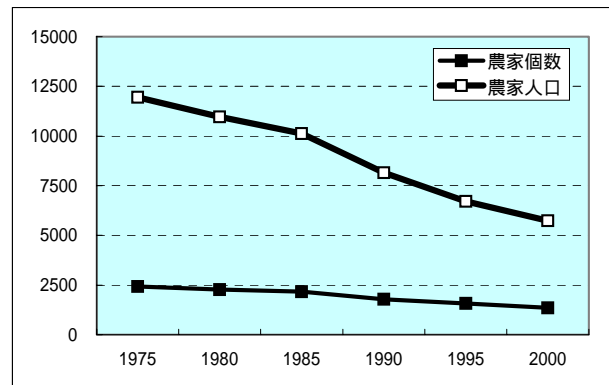


図 1-3 農家戸数・人口

(出典)平成 15(2003)年版明石市統計書

### (2) 水産業

明石市の漁業は、大阪湾から播磨灘に続く東西の海岸線 16 kmの沖合の漁場を中心に広く行われ、特に好漁場として知られる鹿之瀬や明石海峡周辺には、マダイ、スズキ、カレイ、イカナゴ、マダコなどの中高級魚を対象に、小型底びき網、船ひき網、刺網、ひき縄、一本釣りを中心とした漁業が行われています。

冬季には、のり養殖業が盛んで、製品の品質のよいことで全国的にも知られています。

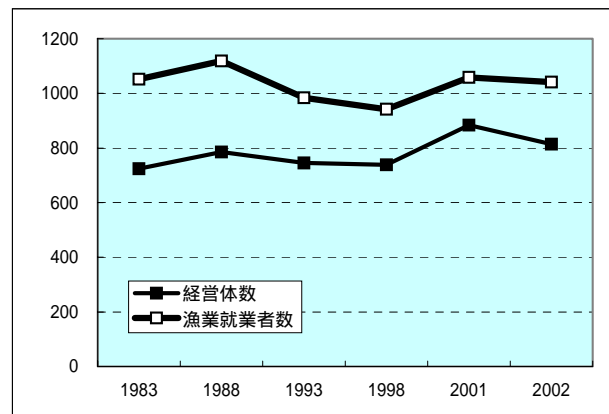


図 1-4 漁業経営体数・就業者数

(出典)平成 15(2003)年版明石市統計書

**(3) 商業**

明石市における商業は、小売業ではそのほとんどが小規模の個人経営であり、従業員が1～4人の商店が7割を占めており、卸売業ではやや経営規模が大きい状況です。

商圈は本市域のほか、西神地区や淡路島北部とも強いつながりが見られますが、近年、西神地区や加古川など周辺都市での商業機能の充実や車社会の発展による郊外型の商業地域の形成、大型店舗の出店等明石市を取り巻く商業環境は厳しい状況にあります。

**(4) 工業**

従業員数と製造品出荷額では、少数の大企業に属している機械・輸送機・電機の機械型工業3業種が他の業種を大きく引き離し、全体の6割を占めています。

**3 土地利用**

明石市の土地の利用状況を地目別に見ると田畑や山林が減少し、その分宅地が増加しています。

表 1-7 地目別地積 (単位:千 m<sup>2</sup>)

	合計	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成 15(2003)年	49,220	6,749	1,192	21,529	1,374	262	4,545	13,569
平成 14(2002)年	49,220	6,853	1,197	21,492	1,379	264	4,500	13,535
平成 13(2001)年	49,220	6,981	1,216	21,386	1,411	265	4,884	13,076
平成 12(2000)年	49,220	7,140	1,231	21,306	1,427	267	4,794	13,055
平成 7(1995)年	49,030	7,933	1,337	20,539	1,551	285	3,182	14,203
平成 2(1990)年	49,000	8,881	1,535	19,836	1,691	288	2,797	13,972
昭和 60(1985)年	49,290	9,756	1,704	18,504	1,723	317	2,928	14,358

(出典)平成 15(2003)年版明石市統計書(資産税課)

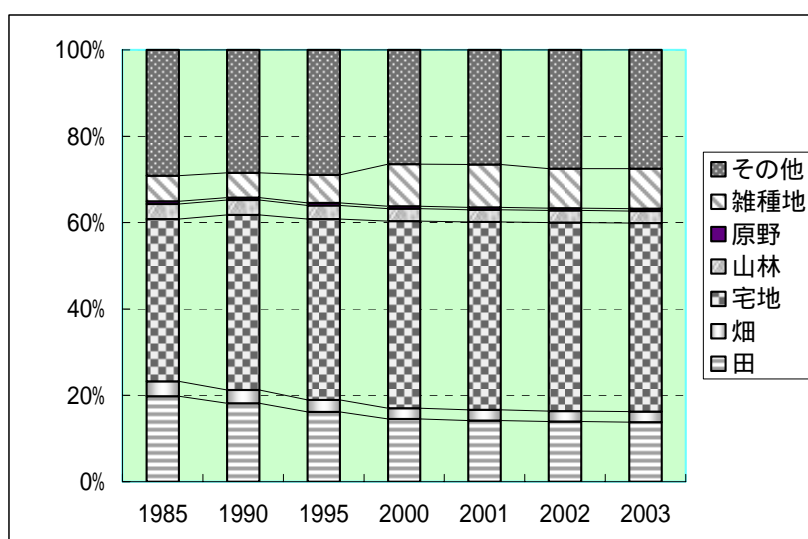


図 1-5 地積の経年変化

4 都市計画

明石市の都市計画区域は 4,922ha で、そのうち市街化区域は 78.8%、市街化調整区域は 21.2%となっています。

表 1-8 都市計画区域及び地域・地区

区域及び地域	面積 (ha)	割合 (%)	地 区	面積 (ha)
都 市 計 画 区 域	4,922	100.0	商 業 地 区	2,854
市 街 化 区 域	3,879	78.8	第 1 種高度地区	591
( 用 途 地 域 )		(100.0)	第 2 種高度地区	424
第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域	522	( 13.5)	第 3 種高度地区	774
第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	997	( 25.6)	第 4 種高度地区	1,065
第 二 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	64	( 1.6)	高 度 利 用 地 区	2
第 一 種 住 居 地 域	1,113	( 28.7)	防 火 地 域	45
第 二 種 住 居 地 域	69	( 1.8)	準 防 火 地 域	195
準 住 居 地 域	94	( 2.4)	臨 港 地 区	11
近 隣 商 業 地 域	194	( 5.0)		
商 業 地 域	94	( 2.4)		
準 工 業 地 域	171	( 4.4)		
工 業 地 域	294	( 7.6)		
工 業 専 用 地 域	272	( 7.0)		
市 街 化 調 整 区 域	1,043	21.2		

(出典)平成 15(2003)年版明石市統計書(都市整備部)

5 上水道

明石市の平成 14(2002)年 3 月 31 日現在の給水人口は、291,530 人で、普及率は、99.9%です。

表 1-9 上水道の状況

	給水量 (千 m <sup>3</sup> )	1 人一日 平均給水量 (リットル)
平成 15(2003)年度	38,485	360
平成 14(2002)年度	39,268	369
平成 13(2001)年度	39,574	371
平成 12(2000)年度	40,246	377
平成 11(1999)年度	40,640	377
平成 10(1998)年度	41,163	383
平成 7(1995)年度	41,086	391
平成 2(1990)年度	40,363	407
昭和 60(1985)年度	36,559	382
昭和 55(1980)年度	32,885	353
昭和 50(1975)年度	28,826	340

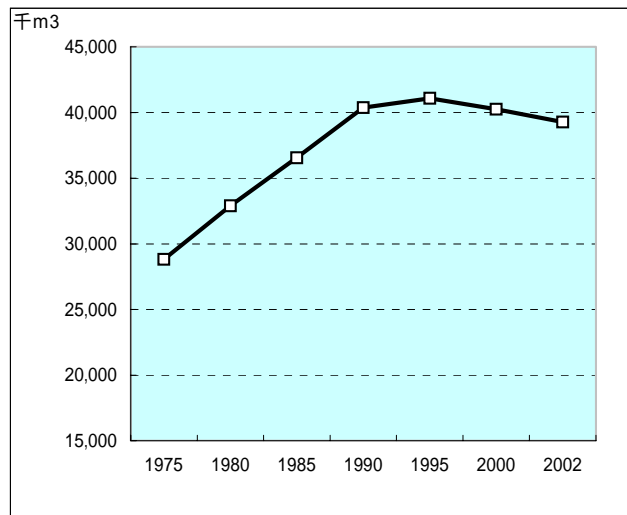


図 1-6 給水量の推移

(出典)平成 15(2003)年版明石市統計書(水道部)



## 6 下水道

下水道は都市環境の改善及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全に必要な基幹的施設です。

明石市は、海岸線に沿って東西に細長いことなどの地形的面から、全市を東から朝霧・船上・大久保・二見の4処理区に分けて、整備計画を策定しています。平成8(1996)年に大久保処理区の浄化センターが完成し、市内全域の下水道整備が可能となりました。

表 1-10 下水道の状況

	管渠総延長 (m)	処理区域面積 (ha)	処理人口 (人)	人口普及率 (%)
平成 15(2003)年度	832,989	3,338	268,440	91.0
平成 14(2002)年度	804,574	3,254	261,079	88.6
平成 13(2001)年度	772,719	3,157	255,884	86.8
平成 12(2000)年度	746,460	3,074	249,929	84.5
平成 11(1999)年度	718,204	2,891	242,542	82.1
平成 10(1998)年度	695,390	2,815	236,656	80.1
平成 7(1995)年度	613,235	2,485	206,436	71.7
平成 2(1990)年度	476,578	1,814	151,707	55.3
昭和 60(1985)年度	313,179	1,168	103,649	42.1
昭和 55(1980)年度	224,356	753	90,358	36.3
昭和 50(1975)年度	158,200	628	66,200	33.6

(出典)平成 15(2003)年版明石市統計書(下水道部)



### 公共用水域

## 7 一般廃棄物処理施設

衛生的な生活環境を維持するための一般廃棄物処理施設等については、次のとおりです。

なお、「表 1-12 ごみの収集量の推移」中のごみ収集量は、ごみ収集量の合計から集団回収分を引いたものです。収集量の内訳は第3章環境の現況の「表 3-10 搬入者別収集量」のとおりです。

表 1-11 一般廃棄物処理施設整備状況

施設	処理能力	施設名
し尿処理施設	145 kℓ/日	魚住清掃工場
ごみ焼却施設	480 t/日	明石クリーンセンター
破碎選別施設	92 t/5h	明石クリーンセンター

表 1-12 ごみの収集量の推移

	ごみ収集量 (t)	うち可燃物 (t)
平成 15(2003)年度	132,461	117,764
平成 14(2002)年度	133,114	116,386
平成 13(2001)年度	146,967	120,888
平成 12(2000)年度	145,193	117,953
平成 11(1999)年度	157,904	109,512
平成 10(1998)年度	144,255	98,120
平成 7(1995)年度	135,408	92,448
平成 2(1990)年度	103,375	76,946
昭和 60(1985)年度	80,339	57,593
昭和 55(1980)年度	67,039	50,240

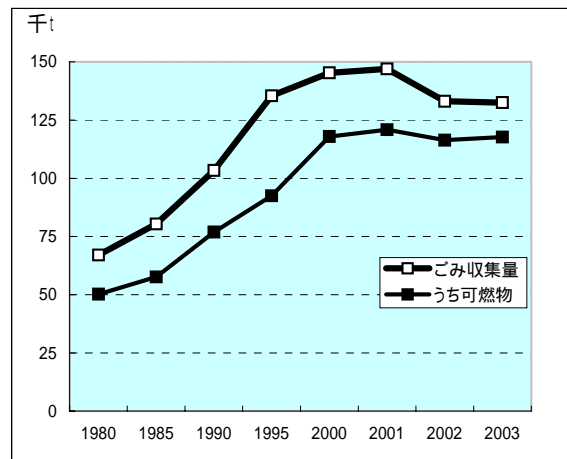


図 1-7 ごみ収集量の推移

(出典)平成 16(2004)年度版環境事業概要

## 8 都市公園

公園は、平成 15(2003)年 4 月 1 日現在、342 ヶ所あり、市民 1 人当たりの公園面積は、6.63 平方メートルです。

表 1-13 公園数及び面積の推移

	公園数	公園面積 (ha)	街区公園 (ha)	近隣公園 (ha)	地区公園 (ha)	総合公園 (ha)	広域公園 (ha)	墓園、緑地、緑道 (ha)	1人当たりの面積 (m <sup>2</sup> )
平成 15(2003)年	342	193.31	26.99	24.50	16.50	30.90	54.80	39.62	6.63
平成 14(2002)年	335	193.18	26.86	24.50	16.50	30.90	54.80	39.62	6.62
平成 13(2001)年	333	192.84	26.77	24.50	16.50	30.90	54.80	39.37	6.58
平成 12(2000)年	328	187.98	26.37	24.50	12.04	30.90	54.80	39.37	6.38
平成 11(1999)年	319	184.38	28.08	24.50	9.62	30.90	54.80	36.48	6.25
平成 10(1998)年	305	179.92	25.65	25.60	6.96	30.90	54.80	36.01	6.12
平成 7(1995)年	257	163.02	23.62	23.00	0.00	30.90	54.80	30.70	5.74
平成 2(1990)年	222	159.04	21.19	22.60	0.00	30.90	54.80	29.55	5.87
昭和 60(1985)年	181	148.16	17.20	21.30	0.00	27.70	54.80	27.16	5.63
昭和 55(1980)年	122	112.40	15.00	15.70	3.30	1.20	54.80	22.40	4.40

(出典)平成 15(2003)年版明石市統計書(公園緑地課)

## 9 交通運輸

## (1) 鉄道

明石市には、JR 山陽新幹線及び山陽本線、山陽電車が東西に走っています。

表 1-14 JR 西日本市内各駅乗車人員の推移 (単位 千人)

	総数	朝霧	明石	西明石	大久保	魚住	土山
平成 14(2002)年度	51,721	6,353	18,931	11,198	6,369	4,067	4,803
平成 13(2001)年度	52,643	6,536	19,261	11,347	6,464	4,140	4,896
平成 12(2000)年度	53,408	6,623	19,522	11,502	6,541	4,221	5,000
平成 11(1999)年度	54,072	6,674	19,788	11,627	6,543	4,350	5,090
平成 10(1998)年度	55,030	6,818	20,273	11,889	6,386	4,460	5,204
平成 9(1997)年度	56,012	6,987	21,125	12,175	5,916	4,507	5,302
平成 8(1996)年度	56,518	7,218	21,530	12,685	5,158	4,582	5,344
平成 7(1995)年度	56,992	7,066	22,285	12,675	4,998	4,586	5,382
平成 2(1990)年度	47,717	7,283	16,773	10,766	4,555	3,817	4,523
昭和 60(1985)年度	44,597	7,455	15,441	9,808	4,425	3,363	4,105
昭和 55(1980)年度	40,542	6,956	17,064	9,376	3,956	3,190	-

(出典)平成 15(2003)年版明石市統計書(JR 西日本神戸支社)

## (2) 道路

明石市の道路は、国道 2 号線、第二神明、国道 250 号線(明姫幹線)、国道 175 号線等の一般国道や主要地方道及び県道明石高砂線などの一般県道からなります。

表 1-15 主要幹線交通量の推移

	国道 2 号線 (大蔵八幡町)	第二神明 (大久保町大窪)	明姫幹線 (西明石西町)	県道明石高砂線 (大久保町谷八木)
平成 11(1999)年度	10,872	69,284	23,789	10,194
平成 9(1997)年度	11,585	73,994	23,277	10,951
平成 6(1994)年度	10,074	65,802	19,714	10,730
平成 2(1990)年度	9,598	64,748	18,955	9,232
昭和 63(1988)年度	9,716	53,010	17,375	8,276
昭和 60(1985)年度	10,116	43,263	16,808	9,598
昭和 58(1983)年度	10,450	46,400	16,420	9,568

(出典)平成 15(2003)年版明石市統計書(土木総務課)

交通量は往復交通量で秋季平日(AM7:00~PM7:00)観測を行った集計結果

10 エネルギー

明石市における電気、都市ガスの需要量は次の表のとおりです。

表 1-16 電気・ガス使用量の推移

	電 灯	電 力	都市ガス	備 考
平成 14(2002)年度	557,972	1,009,424	81,058	単位 電灯 千 kWh 電力 千 kWh 都市ガス 千 m <sup>3</sup> 都市ガスの昭和 60 年以前の 量は、カロリー換算値
平成 13(2001)年度	543,225	1,039,642	72,545	
平成 12(2000)年度	544,118	1,076,849	75,261	
平成 11(1999)年度	535,558	1,092,302	73,045	
平成 10(1998)年度	524,017	1,101,203	72,258	
平成 9(1997)年度	498,444	1,074,770	67,333	
平成 8(1996)年度	496,464	1,034,905	62,747	
平成 7(1995)年度	488,435	1,018,838	58,489	
平成 2(1990)年度	373,865	921,192	48,074	
昭和 60(1985)年度	277,790	700,127	24,198	
昭和 55(1980)年度	220,331	531,048	19,496	

(出典)平成 15(2003)年版明石市統計書(関西電力明石営業所、大阪ガス営業計画部)

## 第2章

### 環境行政の概況

## 第2章 環境行政の概況

### マークについて



ノート型マークは、巻末の参考資料の「用語集」に用語の説明があることを示します。

## 1 環境行政のあゆみ

### 1 公害問題の発生

昭和30年代以降の急激な社会・経済活動の変化・発展に伴い、主に重化学工業等の産業活動に起因する産業公害の発生が全国的に大きな問題となりました。明石市においても、明石瓦のばい煙問題や明石川の水質汚濁による悪臭の発生等の公害問題が発生しました。

このような状況において、大気保全や水質汚濁防止に関する立法や昭和42(1967)年の公害対策基本法の制定等が行われましたが、公害問題はますます悪化し、重大な社会問題となっていました。

こうした中で、昭和45(1970)年11月のいわゆる「公害国会」において、公害対策基本法の経済との調和条項の削除をはじめ、水質汚濁防止法等の関連13法案が成立し、翌年には、環境庁が設置され、総合的、統一的な環境・公害行政が推進されることになりました。

明石市においても、昭和42(1967)年7月に市民安全課内に公害係が配置され、公害苦情等の取り組みをはじめました。昭和45(1970)年には公害対策課を設置するとともに、12の事業場と大気汚染防止協定を締結し、昭和48(1973)年には、「明石市環境保全条例」を制定しました。



**悪臭**

### 2 環境問題の多様化

昭和50年代に入ると、公害防止等に関する関係法令の整備が進み、また、公害防止協定も30以上の事業所と締結するなど、行政や事業者、市民の努力により大規模な工場・事業場からの公害問題はかなり改善されてきました。

しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動により、自動車による大気汚染や騒音・振動問題、生活排水による水質汚濁等いわゆる都市・生活型公害が大きな問題となってきました。また、昭和47(1972)年に開業した山陽新幹線は、大きな騒音・振動問題を引き起こし、昭和60(1985)年には、魚住町金ヶ崎(柳井地区)で騒音は全国でワースト2に、振動はワースト1になり、加古川市、高砂市及び播磨町の3市1町合同で、当時の国鉄や環境庁等に新幹線騒音振動の発生源対策の要望書を提出する等の取り組みを行っています。



**生活排水**

### 3 地球環境問題の対応

近年、地球温暖化やオゾン層の破壊等の地球環境問題が顕著化し、私たちの社会システムやライフスタイルそのものの転換が大きな社会的な課題となっています。これらの課題に対応してい

くためには、産業公害の規制を中心とする「公害問題」への対応から、より幅を広げた「環境問題」の対応へと新たな取り組みが必要となってきました。

このような環境行政の変化に対応するため、国においては、平成5(1993)年に「公害対策基本法」を発展的に継承した「環境基本法」を制定し、翌年には「環境基本計画」の策定、平成12(2000)年には「循環型社会形成推進基本法」の制定、平成13(2001)年の「環境省」への格上げなど、新たな環境行政への取り組みがすすめられています。

明石市においても、市民生活に密着した行政を担う立場から、このような環境問題を取り巻く状況の変化に対処するため、平成3(1991)年には、公害対策課から環境保全課に、平成11(1999)年には、環境政策課へと課名とともに所管事務を変更し、今日の環境問題に対処しています。平成11(1999)年6月には、「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定するとともに、平成12(2000)年2月に「明石市環境基本計画」の策定を行いました。また、明石市が市内最大規模の事業者としての立場を自覚し、明石市の事務・事業が環境に与える影響を低減するため、省エネルギーや環境配慮対策を進めるために環境マネジメントシステムを構築し、平成13(2001)年3月には、環境の国際規格であるISO14001を県内の市町で3番目に認証取得することができました。さらに、同月、明石市の全事務・事業から排出される温室効果ガスの削減を目的とした「明石市地球温暖化対策実行計画」の策定をしました。

また、明石市の長期的かつ総合的なごみ処理の基本方向を示す「明石市一般廃棄物処理基本計画」を平成15(2003)年2月に策定しました。このような取り組みにより、今後の環境行政の方向性や枠組を整備するとともに、施策の推進を図っています。



オゾン層  
温室効果ガス  
環境基本法  
循環型社会  
地球温暖化

## 2 環境行政機構

環境部は、図2-1のとおり構成されており、環境衛生、環境保全、公害対策、ごみの減量・資源化、ごみ及びし尿処理等の業務を担当しています。

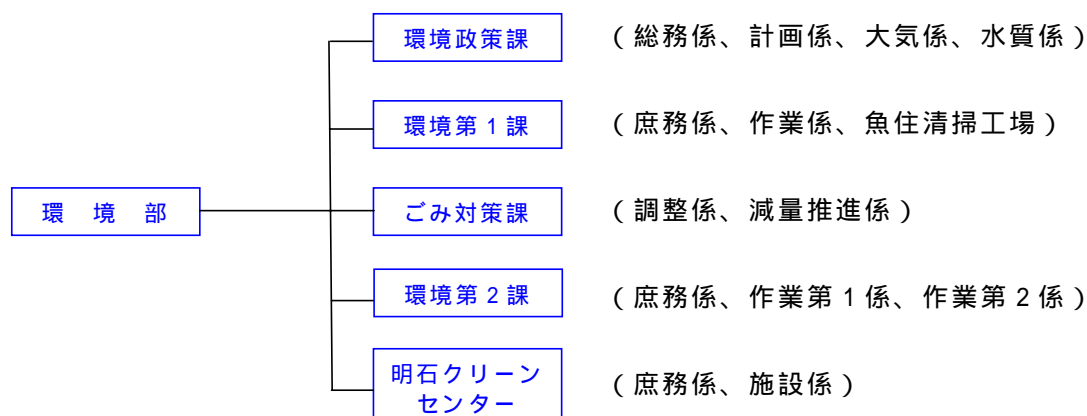


図2-1 環境部の機構図

### 3 明石市環境審議会

明石市環境審議会は、環境基本計画の策定及び変更、保護地区等の指定、年次報告、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、環境基本法第44条及び環境基本条例第52条の規定に基づき設置されています。

平成10(1998)年2月に第1回環境審議会を開催し、以降第15回まで、環境基本計画の策定について環境審議会を開催しました。

平成14(2002)年2月には、明石市の長期的かつ総合的なごみ処理の基本方向を示す「一般廃棄物処理基本計画」について諮問があり、平成14(2002)年11月27日に市長に対して答申がありました。その審議の中で粗大ごみの有料化・戸別収集の実施に向けて検討が行われました。

この調査審議にあたって、市民から臨時委員を公募し、4名の臨時委員が参加しました。なお、環境審議会は、明石市の審議会のなかで最初に市民に公開をしました。

### 4 兵庫地域公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等について公害の防止を目的として策定される地域計画です。

兵庫地域公害防止計画は、平成14(2002)年度に策定され、計画期間は平成18(2006)年度までの5年間です。

### 5 明石市環境基本条例

#### 1 環境基本条例

環境問題に取り組むための基本となる条例として、「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例(平成11年条例第22号)」が平成11(1999)年6月30日に公布・施行されました。

環境基本条例は、市、事業者及び市民が一体となって環境の保全及び創造と地球環境問題に取り組むための共通の基本理念、基本方針等を定めています。

この環境基本条例の基本的な性格としては、次のとおりです。

明石市における環境の保全及び創造について、基本理念を定めていること。

環境の保全及び創造は、市、事業者、市民が一体となって推進されるべきものであり、その推進にあたっての三者の責務を明確にしたこと。

環境の保全及び創造に関する施策の方向性を示すとともに、その推進にあたっては、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を定めていること。

また、今後の環境に関わる施策の策定にあたっては、環境基本条例の趣旨に沿ったものになるように努めることが求められます。



## 2 基本理念環境基本条例の基本理念は、次のとおりです。

環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境の確保がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより推進されなければならない。

環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力、連携して推進されなければならない。

地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

## 3 環境基本条例で規定されている内容

### (1) 市、事業者及び市民それぞれの役割

### (2) 環境基本計画の策定

### (3) 効果的な推進

規制の措置、環境教育の充実、自発的な活動の支援、エネルギーの合理的・効率的な利用、情報の提供、年次報告の実施、環境マネジメントシステムの導入等

### (4) 自然環境の保全及び創造

### (5) 生活環境の保全

地下水の保全、港湾の保全、夜間花火の規制、道路の保全、市民の住環境の整備、空き地の管理等

環境基本条例の施行に伴い、明石市環境保全条例(昭和48年条例第47号)は、廃止されました。従って、公害に関する規制は、法及び県の条例に基づいて行っています。

## 6 環境基本計画（～海峡交流都市・明石の エコ・ゆほびか創造プラン～）

環境基本計画は、環境基本条例に掲げられた基本理念に基づいて、明石市というまちの特性を考えた中で、本市の環境の保全と創造の実現に向けた取り組みを示したもので、平成12(2000)年2月に策定しました。

なお、環境基本計画の策定にあたっては、環境審議会の公開や二度にわたって市民からの意見の募集を行いました。



ゆほびか

## 1 環境基本計画の基本理念

環境基本計画の基本理念は、次のとおりです。

### みんなで考え、行動する

市民、事業者及び行政が、それぞれの役割を果たしながら、環境問題の解決に向け取り組むとともに、三者の相互の協働の取り組みが重要です。

その意味から、市民自らが明石市の環境を保全・創造していくための取り組みに主体的に参加・参画し、事業者、行政とともに考え、積極的に行動することが必要であると考えます。

### 環境に適合した生活と文化を将来世代まで伝える

自然環境と歴史、文化に囲まれた豊かな生活環境との共生を実現し、限りある地球の環境を人間や他の生きものの将来世代まで継承していくことは、そのような環境を将来世代から「借りている」私たちの責任といえます。

このような責任を自覚し、明石市及び地球の環境に適合した生活と文化を育み、将来世代にまで伝えていくことが重要です。

### 「明石らしさ」を創造し、生かす

温暖な気候と海に面した明石市は、「ゆほびか」なところであると同時に「交流」の要衝といった地勢的良さを特徴としてあわせもっています。このような特徴を環境への取り組みに生かしていくことは、市民の明石市の環境に対する愛着や親しみを育み、身近な環境問題への関心を高めていく上で必要であると考えます。

さらに、21世紀の明石において「めざすべき環境像」を三者の自主的な活動の積み重ねと協働によってつくっていくことが必要です。

それは新しい「明石らしさ」の創造にもつながっていきます。

## 2 環境基本計画書の構成

第 章 計画の策定にあたって

第 章 計画の基本的考え方

第 章 明石市のめざすべき環境像

- 1 環境に関する知識・情報を市民みんなで分かち、積極的な環境行動につなげていくまち  
～市民の高い環境意識・行動～
- 2 環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち ～循環型社会の転換～
- 3 多様な自然環境等を保全・回復し、ゆとりとうるおいのある生活環境を創造するまち  
～豊かな自然環境の保全・創造～

第 章 施策内容

第 章 各主体が実践すべき環境行動

第 章 環境情報の提供

第 章 計画の推進に向けて

環境行動指針

## 7 ISO14001

ISO（本部：スイスのジュネーブ）は、国際標準化機構の略称で、さまざまな分野における世界共通の規格・基準を制定する国際機関です。

明石市が認証取得した ISO14001 は、組織が環境に与える影響を継続的に改善するためのしくみを定めた国際規格であり、「環境マネジメントシステム」とも呼ばれています。

このシステムは、組織が環境への負荷を軽減するための環境目的及び環境目標を定めて、この環境目的を計画どおり実行し、これが適正に運用されているかを点検し、不適切な点については見直しを行って継続的な改善を図るというものです。

ISO14001 の認証取得には、システムが規格の要求事項を満たしているか、適切に実施、運用されているか等について認証登録機関の審査を受けなければなりません。

## 8 明石市一般廃棄物処理基本計画

明石市では、平成 14(2002)年明石市環境審議会から市長に答申があった「明石市一般廃棄物処理基本計画」を平成 15(2003)年 2 月に策定しました。同基本計画は、新たに作成したごみ編と平成 10(1998)年 8 月に策定された生活排水編の 2 部構成となっています。

ごみ編では、ごみの「発生抑制」(ごみをつくらない：リデュース)を第一優先順位とした、『環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし』を基本理念に、「循環型社会」を構築するためのごみ処理基本計画となっています。

平成 27(2015)年度を目標年度として、4 つの減量化目標値を設定しています。(ごみ発生量、リサイクル率、焼却量、最終処分量の 4 目標値)。

## 9 明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例

明石市では、平成 11(1999)年 6 月 30 日に「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」(平成 11 年条例第 23 号)を制定し、平成 11(1999)年 10 月 1 日より施行しました。空き缶等の散乱及びふん害の防止のための市、市民、事業者及び飼い主等の責務並びに市民等の「空き缶等のポイ捨て」や飼い主の「犬のふんの放置」の禁止、自動販売機の届出等について定めています。

制定の背景には、コンビニエンスストア、自動販売機の著しい普及等に見られる「便利さ」「使い捨て」の社会感覚の進展に伴って、駅前周辺・海岸などの公共の場所において「ポイ捨て」が跡を絶たない実情や近年のペットブームの煽りを受け、「飼い犬のふんの放置」の問題が地域で多発している現状があります。

このような「空き缶等のポイ捨て」や「犬のふんの放置」は、基本的には個人のマナーやモラルに帰する問題であることは明らかですが、これらの行為が「罪悪感なく無意識のうちに」行われる現代社会そのものにも大きな問題を宿しており、市域の良好な環境美化を確保するため、新たに条例を制定したものです。

## 10 明石市中小企業公害防止施設設置等資金融資制度

明石市では、中小企業の公害防止設備の設置等に必要な資金の融資を行うことにより、公害防止対策を促進し、市民の生活環境の保全に寄与することを目的として、昭和45(1970)年に本制度を設けました(融資限度額2,000万円以内、融資期間7年以内)。

この制度により、いままでに110件、480,474千円の資金融資を行いました。

## 11 大気汚染の監視体制

明石市では積極的に大気監視業務をすすめており、平成11(1999)年10月に、これまで運用されていた大気監視システムを、新しく設計されたシステムに更新しました。これにより、市内の大気汚染の状況が瞬時に把握できるほか、県内の他の測定データとも同時に比較することができるようになりました。また、監視データは兵庫県環境情報センターにも送信され、広域的な監視に役立っています。

例えば、オキシダントの瞬時値、風向、風速値などをリアルタイムで監視することができ、光化学スモッグに対する状況把握を的確に行うことができるようになっています。



オキシダント

光化学スモッグ

## 第3章

# 環境の現況

## 第3章 環境の現況

### 環境基準とは

環境基準は、環境基本法第16条第1項に規定され、それによると「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」とされています。

環境基準とは、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。したがって、この程度までの汚染は受認しなければならないという受認限度でもなく、また、その限度までは汚染してもよいという許容限度でもありません。環境基準とは、より積極的に望ましい基準を定めて将来に向かって政策目標として取り組んでいこうという指標です。

また、環境基準は、行政上の目標としての性格を持っているものですから、それが直ちに、その地域に立地している事業者等に直接の規制数値として働くものではなく、環境基準として定められた基準を維持するために必要がある場合には、たとえば排出規制の再検討、使用燃料の制限や立地規制が行われることとなるものです。

大気や水質などに関する具体的な環境基準の数値は巻末「参考資料」をご覧ください。

### マークについて



ノート型のマークは、巻末の参考資料の「用語集」に用語の説明があることを示します。

## 1 大気汚染の現況

### 1 大気汚染の概況

大気汚染は、工場等の操業をはじめとする産業・経済活動や、自動車の走行等に伴って排出される物質（窒素酸化物、硫黄酸化物等）によって起こります。

大気汚染に関する環境基準には二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダント等がありますが、本市ではそれらの汚染物質を平成11(1999)年10月に更新した大気監視システムにより、一般環境大気測定局3局と自動車排出ガス測定局2局で常時監視しています。なお、これらの物質の排出事業所に対して大気汚染防止法や兵庫県条例による規制や指導を行うとともに、公害防止（環境保全）協定を締結する等、大気環境の保全に努めています。

また、大気中の濃度が低濃度であっても長期間の吸入により健康影響が懸念される物質いわゆる有害大気汚染物質については、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンを含め、19物質についてモニタリング調査（実態調査）を実施しています。ダイオキシン類については、平成12(2000)年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、環境基準の設定や排出施設への規制などの総合的な対策が講じられています。



- 一酸化炭素
- オキシダント
- 環境ホルモン
- ダイオキシン類
- 窒素酸化物
- テトラクロロエチレン
- トリクロロエチレン
- 浮遊粒子状物質
- ベンゼン

## 2 大気環境基準の達成状況

### (1) 常時監視測定局の自動測定監視機器設置状況

大気汚染の状況を監視するため、一般環境大気測定局として王子局、大久保局及び二見局の3局、自動車排出ガス測定局として林崎局及び小久保局の2局において、硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダントなどを測定しています。なお、測定データは、大気監視システムによって、市役所でも瞬時に把握することができるほか、兵庫県環境情報センターにも送信し、広域的な監視に利用しています。また、平成13(2001)年度から、環境省の大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」(<http://w-soramame.nies.go.jp/>)にもデータを提供しています。

表3-1 常時監視測定局の自動測定監視機器設置状況

測定局		一般環境大気測定局			自動車排出ガス測定局	
		王子局	大久保局	二見局	林崎局	小久保局
測定項目		環境政策課分室	大久保市民センター	二見市民センター	林小学校	国道2号線小久保交差点
二酸化硫黄	SO <sub>2</sub>					
窒素酸化物	NO <sub>x</sub>					
オキシダント	O <sub>x</sub>					
浮遊粒子状物質	SPM					
一酸化炭素	CO					
風向	WD					
風速	WS					

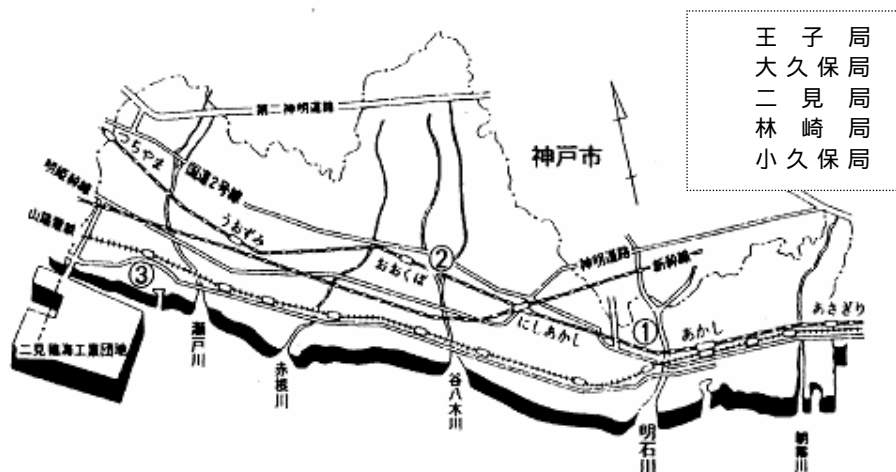


図3-1 常時監視測定局の設置図

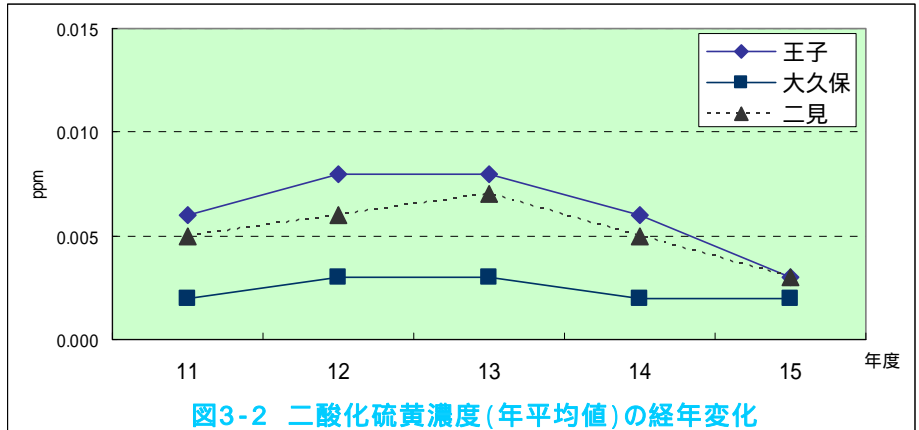




硫黄酸化物

(2) 二酸化硫黄（一般環境大気）

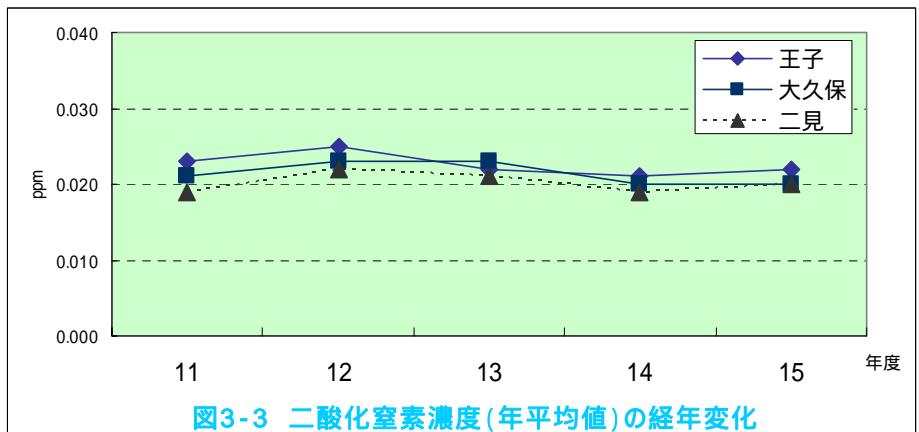
二酸化硫黄は主として重油などの燃料に含まれる硫黄が燃焼によって空気中の酸素と結合して発生するもので、大気汚染の主要因として重点的に対策が講じられてきた物質です。二酸化硫黄に関する環境基準は「1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」とされており、平成15(2003)年度はすべての測定局で環境基準を達成しています。



(3) 窒素酸化物（一般環境大気）

窒素酸化物は、物の燃焼に伴って必然的に発生する物質で、その主な排出源は工場及び自動車ですが、最近では、家庭からの排出も無視できないとされています。窒素酸化物には、一酸化窒素 (NO) や二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) がありますが、窒素酸化物のうち二酸化窒素について環境基準が定められており、その値は、「1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。」とされています。

平成15(2003)年度も前年度に引き続き、すべての測定局で環境基準を達成しています。



(4) 光化学オキシダント（一般環境大気）

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い紫外線によって化学反応を起こして生成される酸化性の物質の総称で、光化学スモッグの原因となっています。

光化学オキシダントの環境基準は、「1時間値が0.06ppm以下であること。」と定められています。平成15(2003)年度は、前年度と同様、すべての測定局で環境基準を達成できませんでした。



光化学オキシダントに関しては、都市周辺地域に発生する広域的な問題であり、明石市内はもとより市域を越えて周辺地域も含めた、工場、自動車排ガスなどの広域的な発生源での対策が必要とかがえられます。全国的にも大都市やその周辺地域では基準の達成が困難な状況にあります。なお、光化学スモッグ予報・注意報ともに発令されませんでした。

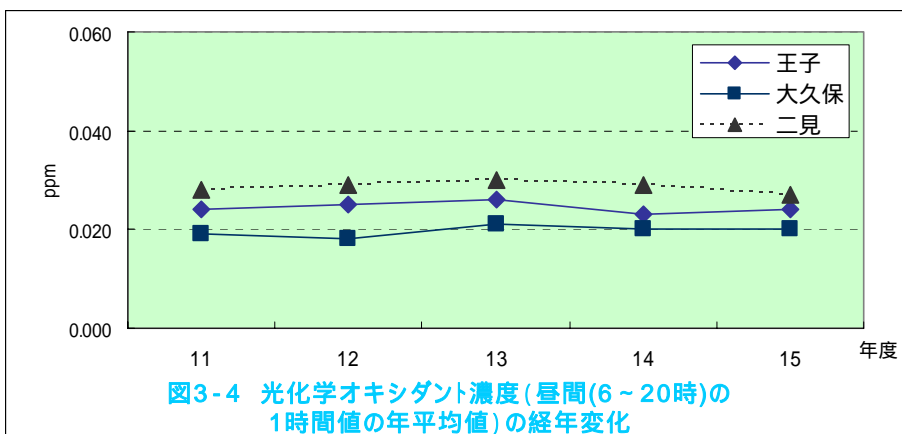


図3-4 光化学オキシダント濃度(昼間(6~20時)の1時間値の年平均値)の経年変化



オキシダント  
光化学スモッグ

#### (5) 浮遊粒子状物質(一般環境大気)

浮遊粒子状物質とは大気中に存在する粒子状物質のうち、粒子の直径が 10 μm以下の粒子のことを言い、沈降速度が小さく大気中に比較的長時間滞留することや、気道・肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼすことがあります。浮遊粒子状物質の環境基準は、「1時間値の1日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ1時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。」と定められています。

平成 15(2003)年度は、全ての測定局で環境基準を達成しています

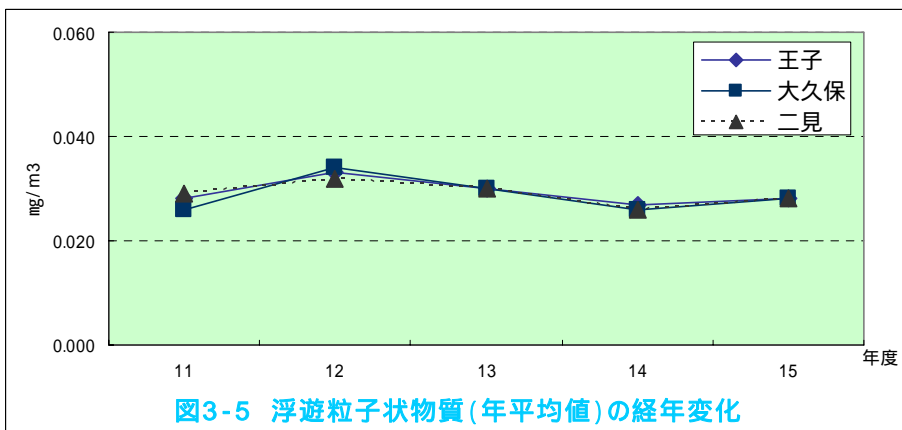


図3-5 浮遊粒子状物質(年平均値)の経年変化

#### (6) 自動車排出ガス

明石市では、自動車公害を監視するために、国道 2 号線(小久保局)、県道明石高砂線(林崎局)の各幹線道路について、自動車排出ガスを測定しています。

林崎局では、一酸化炭素、二酸化窒素、

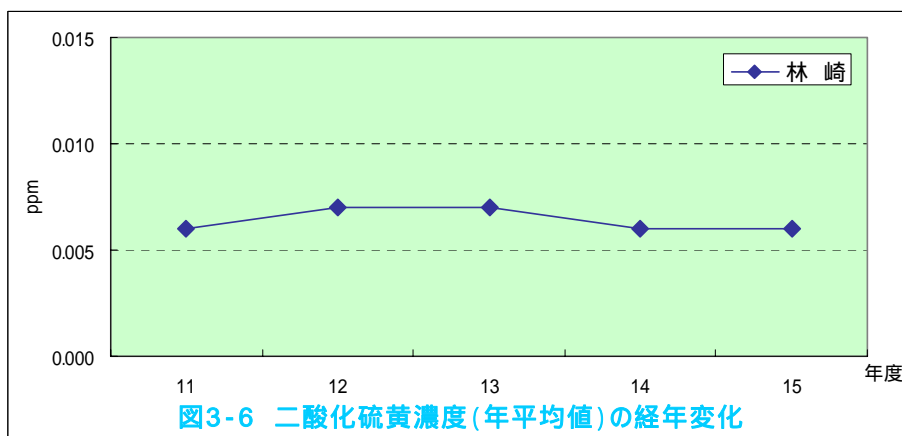


図3-6 二酸化硫黄濃度(年平均値)の経年変化

### 第3章 環境の現況

二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質を、小久保局（平成 10(1998)年度から測定開始）では、一酸化炭素、二酸化窒素を測定しています。平成 15(2003)年度は全ての項目で環境基準を達成しています。

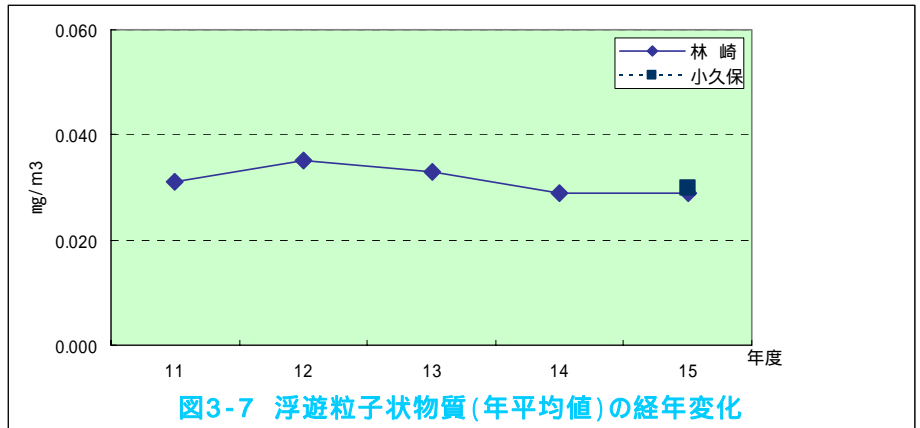


図3-7 浮遊粒子状物質(年平均値)の経年変化

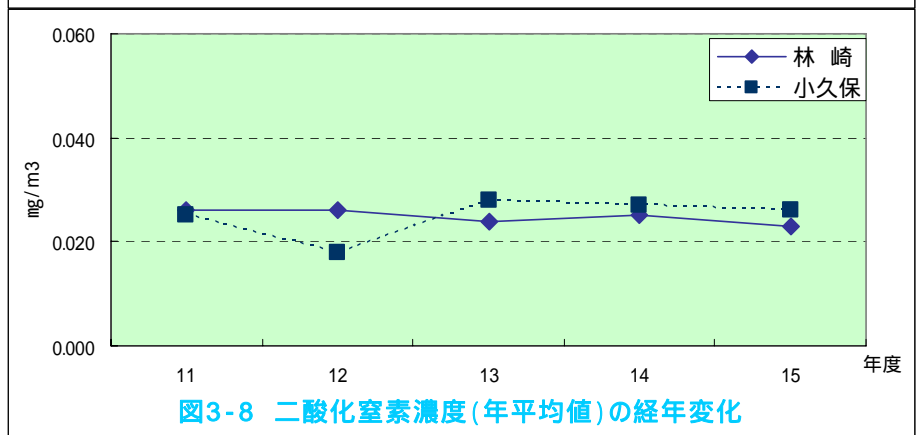


図3-8 二酸化窒素濃度(年平均値)の経年変化

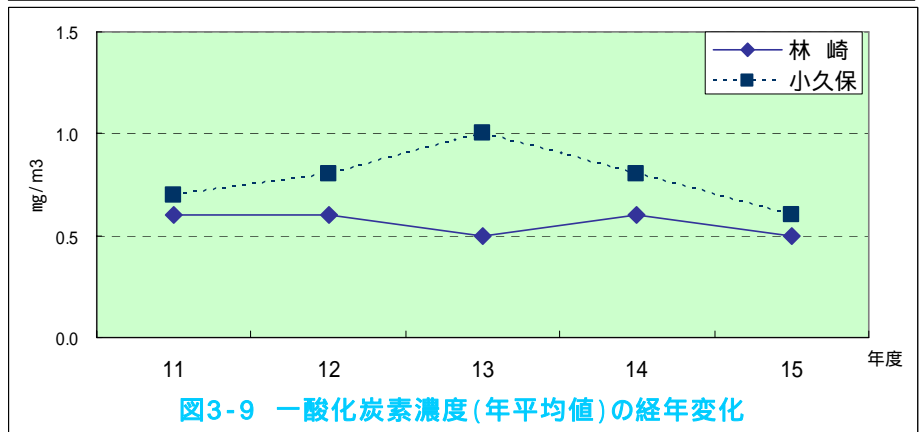


図3-9 一酸化炭素濃度(年平均値)の経年変化

#### (7) 有害大気汚染物質

平成 8(1996)年 5 月に大気汚染防止法の一部が改正され、有害大気汚染物質対策が盛り込まれました。本市でも、平成 9(1997)年 10 月から、市内 1 ヶ所で有害大気汚染物質 16 物質のモニタリング調査を始め、平成 10(1998)年度に 2 物質、平成 11(1999)年度に 1 物質追加し、合計 19 物質について調査しています。平成 15(2003)年度は大久保浄化センターにおいてもモニタリング調査を行いました。

環境基準が設定されている 4 物質（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン）は全て環境基準を達成していました。

表 3-2 有害大気汚染物質の測定結果

物質名	単位	平均値	環境基準
トリクロロエチレン	mg/m <sup>3</sup>	0.0006	0.2
テトラクロロエチレン	mg/m <sup>3</sup>	0.00016	0.2
ベンゼン	mg/m <sup>3</sup>	0.001	0.003
ジクロロメタン	mg/m <sup>3</sup>	0.0015	0.15

なお、有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるものをいいます。

現在、234 物質が対象でそのうち健康リスクが高く優先的な取り組みが必要な物質（優先取組物質）にダイオキシン類を含む 22 物質が挙げられています。

表 3-3 有害大気汚染物質の優先取組物質一覧表

アクリロニトリル	アセトアルデヒド	塩化ビニルモノマー
クロロホルム	クロロメチルメチルエーテル	酸化エチレン
1,2-ジクロロエタン	ジクロロメタン	水銀及びその化合物
タルク (アスベスト様繊維を含む)	ダイオキシン類	テトラクロロエチレン
トリクロロエチレン	ニッケル化合物	ヒ素及びその化合物
1,3-ブタジエン	ベリリウム及びその化合物	ベンゼン
ベンゾ[a]ピレン	ホルムアルデヒド	マンガン及びその化合物
六価クロム化合物		



1,2-ジクロロエタン

アスベスト

ジクロロメタン

水銀

ヒ素

メタン

ホルムアルデヒド

#### (8) ダイオキシン類

廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類による環境汚染が社会問題になっていることから、ダイオキシン類の汚染状況を、大久保浄化センター及び二見市民センターの2地点で、年4回（5，8，11，翌年2月）調査しました。

それぞれの年平均値は、0.053pg-TEQ/m<sup>3</sup>及び 0.055pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、すべて環境基準を達成していました。



TEQ

### 3 大気環境調査の概況

#### (1) 外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

工場や自動車の排気ガスなどから排出される人工的な化学物質が、人間の内分泌ホルモンを攪乱する疑いのある物質（環境ホルモン）として、社会的に関心が高いことから、市内（大久保町）で大気中の外因性内分泌攪乱化学物質 12 物質を調査した結果、PCB など 8 物質が検出されました。

現在、外因性内分泌攪乱化学物質には、環境基準は設定されていません。

#### (2) 酸性雨

本市では、王子局及び二見局の屋上にろ過式雨水採取装置を設置し、採取した雨水の pH 等を測定しています。

その結果は、王子局で pH 5.0、二見局で pH 4.9 でした。



pH

酸性雨

## 2 水質汚濁・土壌汚染の現況

### 1 水質汚濁・土壌汚染の概要

水質汚濁とは、公共用水域である河川・湖沼・海域等に、酸・アルカリ性物質、重金属類、トリクロロエチレン等をはじめとする有害物質や、油、懸濁物質、温排水、着色排水、様々な有機・無機物質等が流入することにより、その自浄能力を超えて汚染物質が蓄積され、水質及び底質が悪化する現象をいいます。

水質の汚濁源は、極めて多岐にわたっていますが、概ね生活排水、工場排水、農業排水、その他の排水に分類されます。

河川や海域の水質については、水質汚濁防止法や兵庫県環境の保全と創造に関する条例等による工場排水を規制することにより水質の保全を図っています。特に瀬戸内海は、閉鎖性水域であるために、水質保全の立場から、特別に瀬戸内海特別措置法による総合施策の策定がなされ、水質は改善の方向にあります。



公共用水域

生活排水

閉鎖性水域

### 2 水質・土壌の環境基準の達成状況

明石市には 5 つの二級河川があり、市域を北から南に縦断して瀬戸内海に流れ込んでおり各河川とも流長が短く、流量もあまり多くありません。

明石市は、兵庫県測定計画に基づいて明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川の通年調査を実施しており、また、市の自主調査として瀬戸川（JR 線下）の一般調査、朝霧川の一般調査及び谷八木川、赤根川、瀬戸川の流域調査を行い、市内公共用水域の水質汚濁状況を監視しています。

**(1) 河川の水質測定の概要**

環境基準達成状況は、健康項目については、全ての測定地点及び項目において環境基準を達成していました。

生活環境項目については、明石川下流（嘉永橋）でC類型、谷八木川全域（谷八木橋）でE類型に環境基準が設定されており、有機汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）を含む全ての項目で、両地点とも環境基準を達成していました。

このBODとは、微生物が水中の有機物を分解するときに酸素を消費しますが、その酸素の量で有機物の量を表します。つまり、有機物が多いほど、微生物が消費する酸素量が大きくなります。なお、環境基準の適合性については、日間平均値の全データのうち、あてはめようとする類型の基準値を満たしているデータのうち、75%以上のデータが基準値を満足している場合、環境基準に適合しているものと評価します。



BOD

二級河川

**(2) 各河川の水質汚濁状況**明石川

神戸市の山間部に源を発した流路延長が約20.4 kmの河川で、いくつかの支流が合流して播磨灘に注いでいます。明石市域は約2.4 kmと短く、神戸市内に明石市上水源取水口があります。

生活環境項目に係る環境基準は、明石川上流がB類型、下流と支流の伊川がC類型に設定されています。基準点である下流の嘉永橋のBODは良好な水質を維持しており、平成15(2003)年度は前年度に引き続いて環境基準を達成しました。

谷八木川

市の中央部に位置し、大久保町松陰に源を発して南流し、播磨灘に注いでいる流路延長約4.1 kmの河川です。流域では住宅が密集し、生活排水による汚濁が進行していたことから、昭和60(1985)年3月に類型指定（全域がE類型）を受け、水質保全を図ってきました。

基準点である谷八木橋のBODは、平成13(2001)年度以降良好な水質を維持しており、環境基準を達成していました。

赤根川

市北部の大久保町大窪に源を発し、大久保町西部を南流し播磨灘に注ぐ、流路延長約4.9 kmの河川です。

平成15(2003)年度、BODは前年度に比べて良くなりました。

瀬戸川

神戸市西区岩岡町に源を持つ河川が明石市内に入って清水川、瀬戸川となり、その2つが合流して南に流れて播磨灘に注いでいる市内の流路延長が約5.5 kmの河川です。

平成15(2003)年度、BODは前年度と比べてほとんど変化はありませんでした。

朝霧川

市の東部に位置し、大蔵谷を南流する流路延長約3.4 kmの河川です。BODは、過去5年間大きな変化はありませんでした。

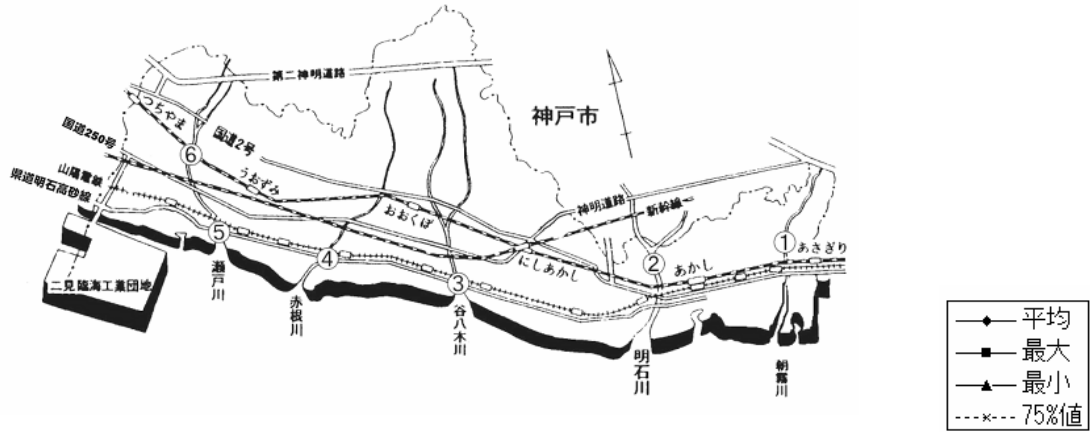
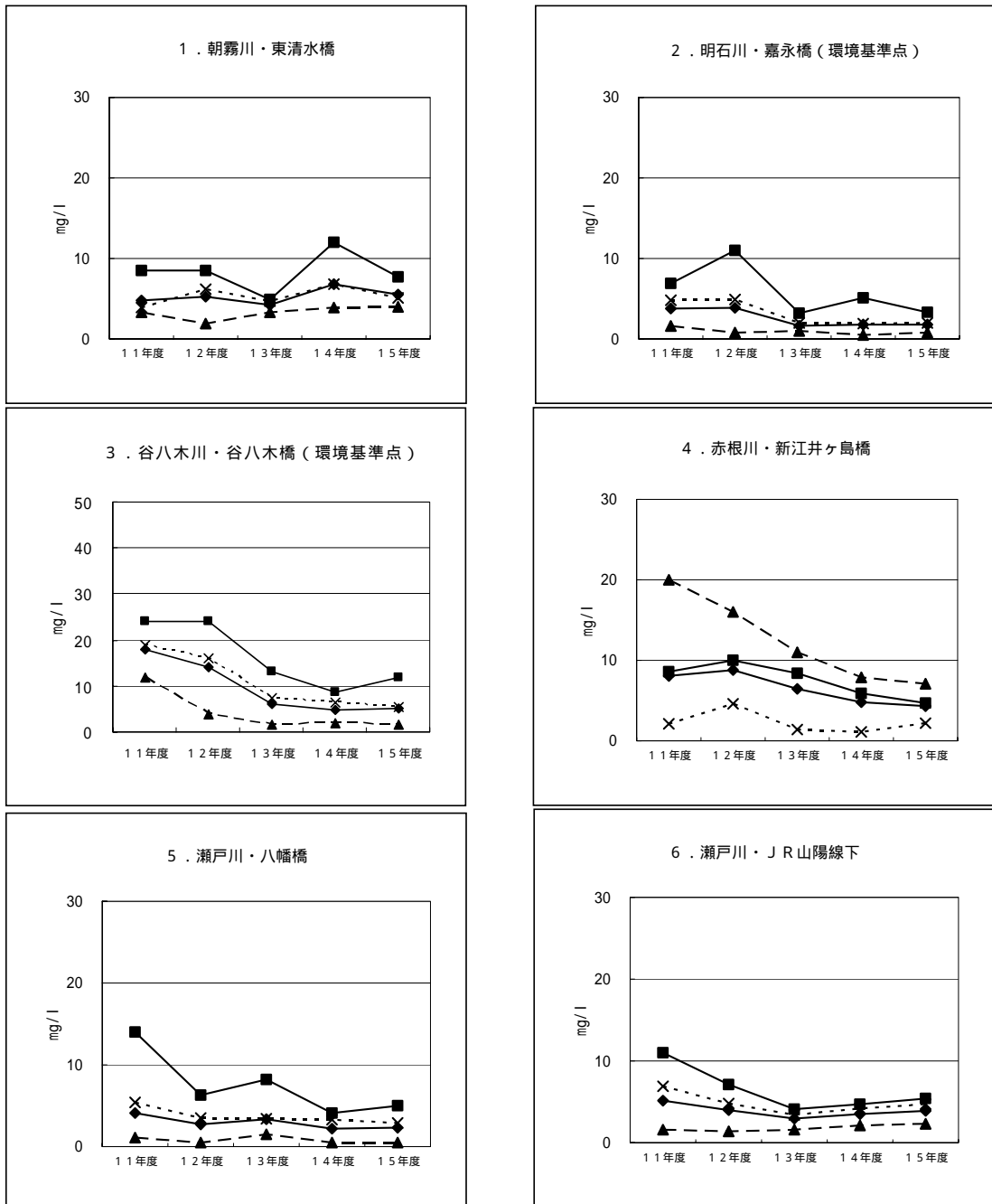


図 3-10 水質調査地点及び BOD の経年変化図



**(3) 地下水の水質の状況**

水質汚濁防止法の改正により、平成元(1989)年度から地下水の常時監視として概況調査及び定期モニタリング調査を実施しています。

その結果は次のとおりです。

**概況調査(定点)**

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、市内5地点で調査を実施しています。結果は、これまでの調査と同様、すべての地点で有害物質は環境基準以下でした。

**定期モニタリング(汚染地区)**

これまでの調査によって確認された汚染地区の継続的な監視で、汚染地区及びその下流地区に地点を選定して経年的に事後監視を行っており、平成7(1995)年度からは監視を強化するため年2回調査しています。

松江、藤江、大久保町八木及び魚住町の4地域で、合計14地点を測定した結果、汚染物質の環境基準超過井戸は、シス-1,2-ジクロロエチレンが1ヶ所、トリクロロエチレンが3ヶ所、テトラクロロエチレン3ヶ所でした。

**(4) ダイオキシン類(水質・土壌)**

ダイオキシン類の汚染状況を、水質調査については、公共用水域(明石川、谷八木川、赤根川及び瀬戸川の水質と底質)4地点と地下水4地点、また土壌調査については、市内4地点で、5月に調査しました。

その結果は、公共用水域では、河川の水質が0.035pg-TEQ/l~0.22pg-TEQ/lの範囲、底質が0.34pg-TEQ/g-dry~0.54pg-TEQ/g-dryの範囲、地下水では、0.042pg-TEQ/l以下でした。また土壌は、0.071pg-TEQ/g~1.3pg-TEQ/gの範囲でした。

いずれの調査でも環境基準は達成していました。

**(5) 海水浴場水質調査**

市内の海水浴場について水質等の現状を把握し、住民の利用に資するため、松江海水浴場(2地点)及び江井島海水浴場(1地点)について、実態調査を行いました。

遊泳期間前の調査結果は、環境省の「水浴場に係る判定基準」により、松江海水浴場で「適(水質A)」、江井島海水浴場では特に良好な水質である「適(水質AA)」でした。また、遊泳期間中に実施した参考調査においては、全ての海水浴場で良好な水質である「適(水質A)」でした。

**(6) 外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン類)**

アルキルフェノール類など11物質の環境ホルモン類調査を明石川、谷八木川、赤根川及び瀬戸川の4河川で5月に実施し、すべての物質が不検出でした。

なお、環境ホルモン類については現在のところ、環境基準等は設定されていません。

表3-4 外因性内分泌攪乱化学物質測定項目一覧表

アルキルフェノール類7物質	ビスフェノールA
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	2,4-ジクロロフェノール
ベンゾフェノン	



### 3 騒音・振動の現況

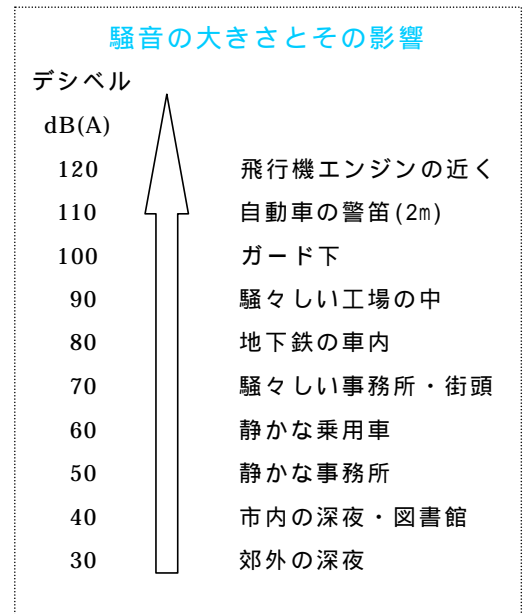
#### 1 騒音・振動の概況

公害問題となる騒音とは、工場等の活動、建設作業、交通機関の運行等により不快音として受ける音です。

工場等からの機械音、サイレン、建設機械等のエンジンの吹き出し音や打撃音、新幹線や在来線の走行音、飲食店等の深夜営業にともなう騒音、家庭用電気機器等による生活騒音等の騒音により、感覚的、心理的な苦情が発生しています。騒音は個人によって受けとめ方に差はありますが、血圧が上がったり、食欲が減退したりの影響を受けるほか、40 デシベル以上の騒音は睡眠を妨げるとされています。

振動は工場等、建設作業、交通機関によって発生し、それによって建物等が振動し、襖や障子がかたついたり、屋根瓦がずれる、壁に亀裂が入る、窓の開閉ができなくなる等の物的被害が発生したりします。そのような公害を防止するためには、まず、音源又は振動源から発生する騒音、振動そのものを小さくすることが必要となります。

次に、騒音、振動が伝わるのを防ぐため、例えば防音壁を設置し、機械からの振動を防ぐための防振マットを敷く等の対策が必要となり、また、住居と工場等が隣接するのを避ける必要があります。



#### 2 騒音環境基準の達成状況

##### (1) 都市環境騒音

市内全域を東部、中部、西部に地域分けし、各用途地域について、年1回の調査を行っています。調査地点及び調査結果は、次のとおりです

全測定地点において、昼間の環境基準を達成しており、5地点については昼夜を問わず環境基準を達成していました。

表 3-5 都市環境騒音結果

地域の 類型	用途地域	測定地点	測定値 (Leq) [デシベル]	
			昼	夜
A	第1種低層住居専用地域	松が丘5丁目7-1	50.7	42.5
	第1種低層住居専用地域	錦が丘1丁目17-5	52.1	43.1
	第1種中高層住居専用地域	王子1丁目1-1	54.8	43.6
B	第1種住居地域	大久保町八木599-3	51.9	43.7
	第1種住居地域	二見町西二見1024	53.1	42.6



C	近隣商業地域	大久保町高丘3-3	51.6	41.2
	工業専用地域	船上町1-5	55.4	49.1

(備考) は環境基準に適合、×は環境基準を超えているものを示す。  
 Leq(等価騒音レベル) : Leqとはある時間内の変動する騒音を、エネルギー的に平均化した値であり、騒音に対する人の感じ方とよく一致するといわれている。

(2) 自動車道路騒音

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法の改正によって都道府県及び騒音規制法政令市の事務とされ、自動車騒音の影響がある道路に面する地域で、「騒音に係る環境基準」の達成状況を把握するものであり、明石市においても、平成 14(2002)年度に「自動車騒音評価システム」を導入し実施しています。騒音の環境基準では、道路に面する地域について、定地域内の住居等のうち騒音レベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。

昨年度から実施した調査であるため、これまでの状況との比較はできませんが、明石市全体の基準達成率は、87.0%と高く、平成 14(2002)年度の全国の達成率と比べても 6.9 ポイントも上回っており、比較的良好な結果でした。

表 3-6 市内主要幹線道路の面的評価調査結果

番号	評価対象道路(評価区間)				評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼間・夜間とも基準値超過	
	路線名		車線数	延長 km		戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
	始点の住所	終点の住所											
1	国道 175 号線		4	0.5	44	44	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	明石市硯町 1 丁目	明石市大道町 1 丁目											
2	国道 28 号線		2	2.3	581	507	87.3	74	12.7	0	0.0	0	0.0
	明石市大蔵八幡町	明石市中崎 2 丁目											
3	国道 250 号線		4	5.5	1,068	1,068	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	明石市大久保町江井島	明石市吉田 3 丁目											
4	県道小部明石線		2	1.4	397	397	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	明石市鷹匠町 1 丁目	明石市大明石町 1 丁目											
5	県道大久保稲美加古川線		2	3.0	1,066	878	82.4	15	1.4	23	2.2	150	14.1
	明石市大久保町大窪	明石市大久保町高丘											
6	県道明石高砂線		2	11.4	4,052	4,052	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	明石市本町 2 丁目	明石市二見町東二見											
7	県道明石高砂線		2	1.9	649	649	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	明石市二見町東二見	明石市西二見											
8	国道 2 号線		2	9.0	1,939	1,092	56.3	721	37.2	5	0.3	121	6.2
	明石市西明石町松ノ内	加古川市平岡町土山											

第3章 環境の現況

番号	評価対象道路（評価区間）		車線数	延長 km	評価対象住居等戸数			昼間・夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼間・夜間とも基準値超過	
	路線名	始点の住所			終点の住所	戸	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	
9	県道二見港土山線		4	1.0	195	179	91.8	0	0.0	16	8.2	0	0.0		
	明石市二見町西二見	明石市二見町西二見													
10	市道遊園地線		4	0.7	369	369	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	明石市松ヶ丘4丁目	朝霧町2丁目													
11	市道江井ヶ島松陰新田線		4	1.7	299	299	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	明石市大久保町	明石市大久保町													
12	市道魚住駅前線		4	0.7	196	196	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	明石市魚住町長坂寺	明石市魚住町錦が丘4丁目													
13	国道2号線		2	2.4	1,303	964	74.0	145	11.1	0	0.0	194	14.9		
	明石市大蔵谷	明石市東仲ノ町													
14	国道2号線		4	1.9	979	800	81.7	69	7.0	0	0.0	110	11.2		
	明石市大明石町1丁目	明石市硯町1丁目													
15	第二神明道路		4	0.7	62	34	54.8	14	22.6	0	0.0	14	22.6		
	明石市魚住町清水	明石市魚住町清水(明石市・加古川市境)													
16	国道250号線		4	3.9	1,105	1,079	97.6	26	2.4	0	0.0	0	0.0		
	明石市小久保町2丁目	明石市大久保町江井島													
17	第二神明道路		4	2.5	18	0	0.0	0	0.0	0	0.0	18	100.0		
	明石市大久保町(明石市・神戸市境)	明石市大久保町大窪(大久保市・神戸市境) IC)													
18	第二神明道路		4	1.2	72	18	25.0	7	9.7	0	0.0	47	65.3		
	明石市魚住町清水(明石市・神戸市境)	明石市魚住町清水(明石市・神戸市境) IC)													
19	県道明石停車場線		6	0.2	0	0	-	0	-	0	-	0	-		
	明石市大明石町1丁目	明石市大明石町1丁目													
20	県道宗佐土山線		2	1.1	174	161	92.5	0	0.0	4	2.3	9	5.2		
	加古川市平岡町土山	加古郡稲美町六分一													
21	県道平野舞子停車場線		4	1.7	787	622	79.0	9	1.1	0	0.0	156	19.8		
	明石市松ヶ丘4丁目	明石市松ヶ丘1丁目													
22	県道二見港土山線		4	1.5	42	41	97.6	0	0.0	1	2.4	0	0.0		
	明石市二見町南二見	明石市二見町西二見													
23	県道有瀬大蔵線		2	2.0	782	782	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	明石市荷山町	明石市大蔵町													
24	県道志染土山線		2	1.8	509	451	88.6	0	0.0	43	8.4	15	2.9		
	加古郡稲美町六分一	明石市魚住町清水													
25	国道2号線		2	2.0	1,051	697	66.3	305	29.0	0	0.0	49	4.7		
	明石市和坂稲荷町	明石市西明石町松ノ内													

番号	評価対象道路（評価区間）				評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼間・夜間とも基準値超過		
	路線名		車線数	延長		戸	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
	始点の住所	終点の住所												
26	第二神明道路		4	0.7	137	1	0.7	1	0.7	0	0.0	135	98.5	
	明石市松ヶ丘(明石市・神戸市境)	明石市松ヶ丘(神戸市・大蔵谷 IC 付近)												
27	県道神戸明石線		2	1.0	819	623	76.1	171	20.9	0	0.0	25	3.1	
	明石市旭ヶ丘	明石市小久保1丁目												
28	県道岩岡魚住線		2	1.3	72	40	55.6	0	0.0	16	22.2	16	22.2	
	明石市魚住町金ヶ崎	明石市魚住町長坂寺												
29	県道平荘大久保線		2	2.7	631	630	99.8	0	0.0	1	0.2	0	0.0	
	明石市大久保町天郷	明石市大久保町大窪												
30	県道明石港線		2	0.6	242	242	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	明石市港町	明石市本町2丁目												
31	県道林崎港線		2	0.5	144	144	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	明石市林崎町3丁目	明石市林崎町1丁目												
32	県道西明石停車場線		2	0.1	80	80	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	明石市和坂町往來端	明石市和坂町往來端												
33	県道岩岡魚住線		2	1.6	476	476	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	明石市魚住町長坂寺	明石市魚住町中尾												
34	県道江井ヶ島大久保停車場線		2	3.3	628	628	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	明石市大久保町江井ヶ島	明石市大久保町大久保												

	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼間・夜間とも基準値超過	
	(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
明石市全体 (平成15年度)	20,968	18,243	87.0	1,557	7.4	109	0.5	1,059	5.1
全国 (平成14年度)	1,933,900	1,549,300	80.1	127,100	6.6	23,900	1.2	233,600	12.1

### 3 騒音・振動調査の概要

#### (1) 山陽新幹線

山陽新幹線は、昭和47(1972)年3月15日に新大阪～岡山間が開通しましたが、その後、昭和50(1975)年3月には博多まで延長され、明石市での山陽新幹線の通過距離は、高架構造(鳥羽～西二見間)で10.08kmとなっています。

新幹線鉄道から発生する騒音・振動の原因は、列車走行による軌道と車輪の摩擦音や架線とパンタグラフ(集電装置)の摩擦音、高速通過に伴う風切音、その他車両の振動等によるものですが、沿線ではそれらによる被害が発生し、住民の生活環境に大きな影響を与えてき

### 第3章 環境の現況

たため、西日本旅客鉄道(株)(旧国鉄)は沿線住宅の防音・振動工事を実施してきました。

環境庁は、昭和50(1975)年7月に「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」を告示し、翌昭和51(1976)年3月には「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」を勧告しました。その告示から10年を経過した昭和60(1985)年8月に騒音の環境基準達成状況を、勧告から10年を経過した昭和61(1986)年11月には振動の勧告指針の達成状況の調査を実施しましたが、その結果、明石市は魚住町金ヶ崎(柳井地区)で騒音は84デシベルを記録し全国でワースト2に、振動は75デシベルを記録しワースト1になったという経過があります。

明石市では、加古川市及び高砂市、播磨町とともに、新幹線鉄道の公害防止対策として、ラムダ型防音壁の設置、防音壁の嵩上げ、吸音板の設置及び車両の改善等の騒音対策やバラストマット、弾性マクラギの敷設及び車両の改良等の振動対策の実施など環境基準の達成について、西日本旅客鉄道(株)及び環境省、国土交通省に要望しています。

また、平成5(1993)年3月のぞみの山陽新幹線での営業運転が開始される前や新型車両の導入前には、試運転時の騒音振動調査を実施しました。

#### (2) 山陽新幹線騒音振動測定結果

市内5地点(旭が丘、谷八木、金ヶ崎、西岡、西二見)で測定した結果、騒音、振動ともに昨年の数値と大きな変化はありませんでした。

騒音は、全ての地点において暫定基準は達成していました。

振動については、全地点において環境庁勧告指針値を下回っていました。

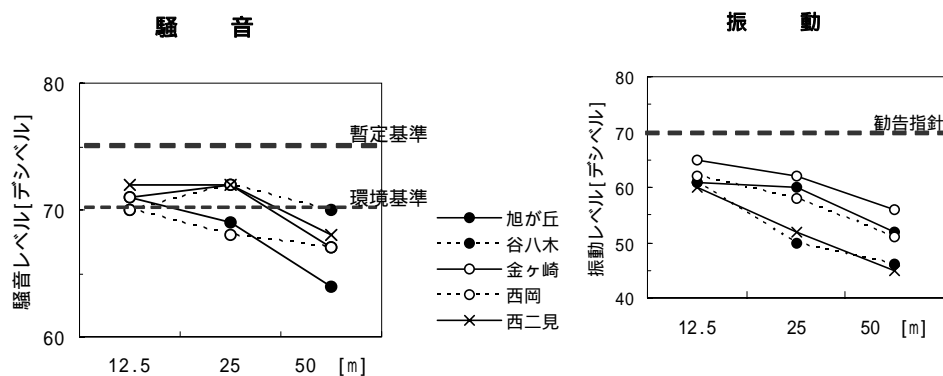


図 3-11 新幹線騒音振動調査結果(平成15年5月16日、19日測定)

## 4 悪臭の現況

### 1 悪臭の概要

悪臭は、快適な生活環境を損なう公害ですが、人の嗅覚によってとらえられる感覚的なものであるため、人によって快・不快の感覚が異なりますし、また、同一人物であってもその日の体調や慣れによって違った感覚をもつことがあります。

悪臭に関する苦情は、市民の快適環境への欲求の高まりや、都市化による発生源と住居の接近、生活形態の変化等により、発生しやすい状況になっています。

悪臭の原因となる物質として、悪臭防止法により22物質が規制を受けています。

明石市においては、発生源に対し原因物質の排除など改善指導をしていますが、その発生源となる事業場が広範な業種にわたることや、個々の悪臭物質の濃度は低くても、それらが混ざり合

うことにより不快な悪臭となる場合が多く、濃度による規制や十分な防止対策を実施することが困難で、苦情の解決にも苦慮することがあります。



## 悪臭

### 2 悪臭調査の概要

周辺環境測定として市内6地点において機器測定を実施した結果、全ての物質が検出されませんでした。なお、規制物質とその主要発生源は、表3-7のとおりです。

表3-7 規制物質と主要発生源

規制物質	臭気の種類	主要発生源事業場
アンモニア	特有の刺激臭	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合飼料、でん粉製造業、化製場、魚腸骨・フェザー・ごみ処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉葱臭	魚腸骨・ごみ・し尿・下水処理場、クラフトパルプ製造業、化製場等
硫化水素	腐った卵臭	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉・セロファン・レーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場等
硫化メチルニ硫化メチル	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨・ごみ・し尿・下水処理場等
トリメチルアミン	腐魚臭	畜産農業、化製場、魚腸骨処理場、複合飼料・水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	青臭い刺激臭	アルデヒド・酢酸・酢酸ビニール・たばこ・複合肥料製造業、魚腸骨処理場等
スチレン	エーテル臭	スチレン・SBR製造業、ポリスチレン製造加工・FRP製品製造、化粧合板製造工場等
プロピオン酸	すっぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、畜産事業場、化製場、染色工場、でん粉製造業等
ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	汗臭い臭い むれたくつ下臭	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造業、し尿処理場等
トルエン キシレン	ガソリン臭	塗装工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、印刷工場、鋳物工場、その他金属製品工場等
酢酸エチル メチルイソブチルケトン	シンナー臭	塗装工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、印刷工場、鋳物工場、その他金属製品工場等
イソブタノール	刺激的な醜酵臭	塗装工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、印刷工場、鋳物工場、その他金属製品工場等
プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド	甘酸っぱいこげ臭	塗装工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、自動車修理工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルパレルアルデヒド イソパレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱいこげ臭	塗装工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、自動車修理工場、輸送用機械器具製造工場等

### 3 その他の悪臭評価方法

近年では、発生源から排出される臭気も多様化し、指定悪臭物質を含まない悪臭も増えてきています。複合悪臭の場合には、指定悪臭物質が規制基準に適合しているにもかかわらず、住民からの苦情を生ずることがあり、そのため、未指定物質を悪臭物質に逐次追加指定するほか、複合悪臭の強さを的確に評価することが必要とされてきました。

このような中で、悪臭評価方法として、人間の嗅覚を利用した官能試験法が機器測定法と補完的、あるいは機器測定法に代替する可能性のある方法として認識されるようになってきました。これには「三点比較式臭袋法」というものがあります。具体的には、プラスチックの袋（3リットル入り）を3個用意し、そのうちの1つに一定量の臭気を入れます。一定の臭覚基準に合格したパネラー（6人以上）が、他の2つの無臭の空気と比較しますが、臭気を込めた袋の臭気濃度を薄めていき何倍に薄めれば他の2個と区別ができなくなるかによって臭気の強さを判定する方法です。

嗅覚測定法では、複合臭等の測定にもっとも的確に対応できることから、従来の規制では十分な効果が見込まれない区域については、従来の規制に代えて規制することができるように悪臭防止法の改正が行われ、平成8(1996)年に施行されました。

## 5 公害苦情の現況

### 1 公害苦情の発生状況

#### (1) 苦情件数の推移

苦情件数は、平成12(2000)年度の63件以降、3年連続減少しておりましたが、平成15(2003)年度については55件と増えています。

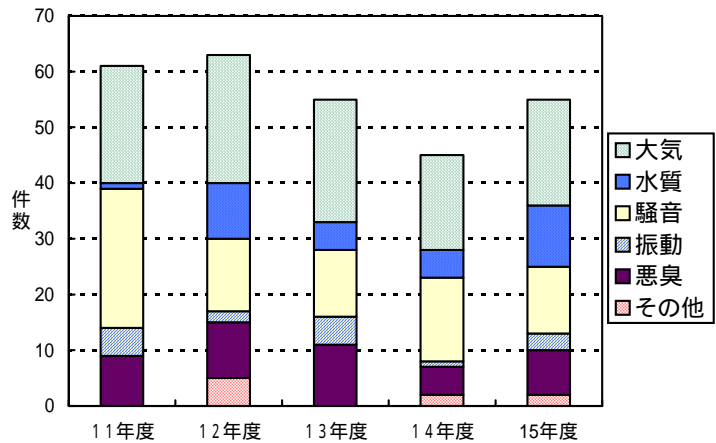


図 3-12 苦情件数の推移

(2) 月別苦情件数

発生件数の割合は、5月から11月までに80%あり、夏から秋にかけての時期に苦情が多いという結果でした。

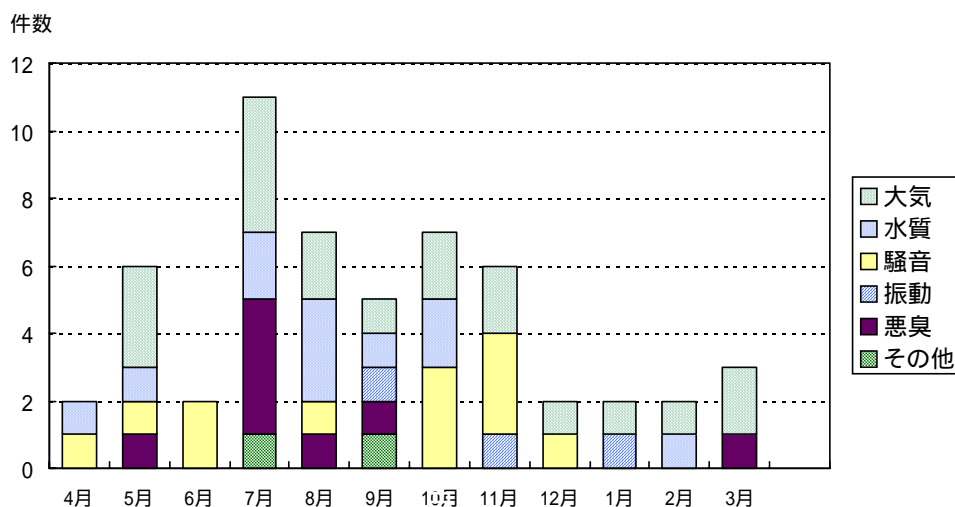


図 3-13 月別苦情件数の推移

(3) 種類別苦情件数

大気が19件で最も多く、全件数の34%を占めており、次に騒音が12件で続いています。また、水質11件、悪臭8件、振動3件となっていました。

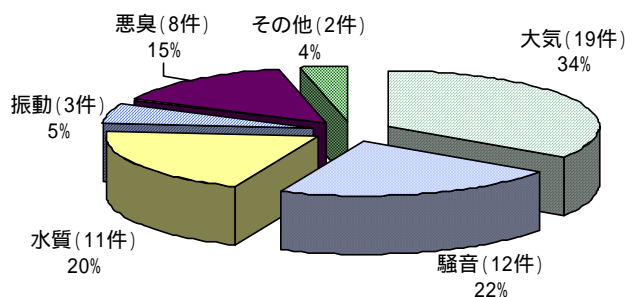


図 3-14 種類別苦情件数の割合

(4) 発生源別苦情件数

製造事業所が18件で全件数の33%、次に建築土木が13件になっていました。

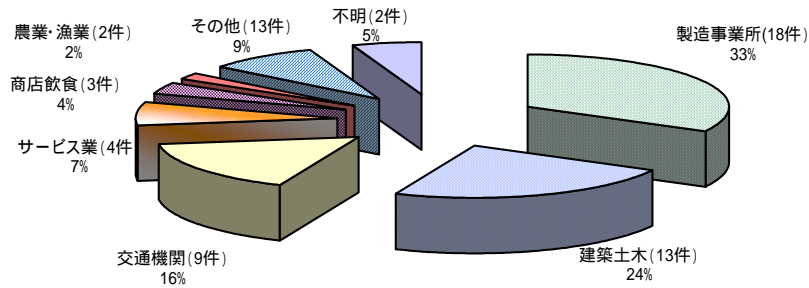


図 3-15 発生源別苦情件数の割合

(5) 用途地域別苦情件数

住居系地域が27件で全件数の60%と大きな割合を占めていました。以下、商業系地域が16%、工業系地域が13%、市街化調整区域が11%を占めていました。

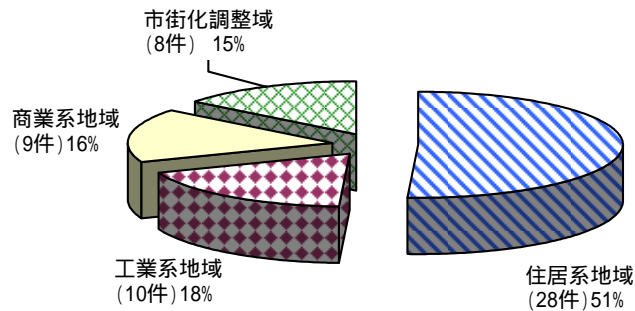


図 3-16 用途地域別苦情件数の割合

(6) 公害苦情と法令違反との関係

公害苦情のうち、公害規制法令等の違反が確認されたのは27%、規制基準値以内のものが16%であり、規制法令適用対象外である感覚的な苦情が63%と大半を占めていました。

2 公害苦情の傾向と対応

平成15(2003)年度における公害苦情のうちの63%が公害規制法令の適用を受けないものでした。近年の公害苦情は、法・条例の規制によって対応できるものから、規制による対応が困難なものへと変化してきています。

(1) 大気汚染の苦情

大気汚染については、ごみ等の焼却に伴う煙・すす・臭いの苦情が多く、ほかには建設工事等による粉じんの苦情があります。



**(2) 水質汚濁の苦情**

水質汚濁については、油膜等の見た目の不快感によるものと臭いによるものが多く、油膜については不法投棄または工場等の事故や不注意による流出等が考えられますが、油膜の出現は一般に一過性のことが多く、原因究明が困難です。

**(3) 騒音・振動の苦情**

騒音については、工場の作業音、建設工事音、交通騒音、事務所等からのクーラー音、飲食店のカラオケ音、家庭電化製品等の日常生活に伴う近隣騒音に大別されます。

振動については、工場、建設現場等において、騒音に付随しておこる場合がほとんどです。

**(4) 悪臭の苦情**

悪臭については、工場・池・水路・側溝・畜産関係の臭気といったように、その発生源は多種多様ですが、法的な規制にかからないものやなじまないものが多く、解決や再発防止が非常に困難です。

## 6 ごみの現況

### 1 ごみの減量化・資源化

#### (1) 再生資源集団回収助成事業

家庭から排出される古紙、その他リサイクルの可能なものをごみとして排出せず、市民が集団回収することによって、資源の有効利用とごみの減量意識を普及させるとともに、地域のコミュニティ活動の振興を図ることを目的として再生資源集団回収助成事業を実施しています。回収団体への助成金の交付とともに、回収業者についても、市況回復までの緊急措置として、古紙3品目については取り扱う登録回収業者に、回収協力金の交付を行っています。

一方、市場ルートに乗らない集団回収品目を資源化するため、びん類やスチール缶についても回収助成金を支払い、リサイクルルートを確保しています。

また、地域の集団回収活動団体を支援するため、活動用具の交付を行っています。

表 3-8 再生資源集団回収実績

年 度		平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	
登録団体数		387	394	400	412	416	
活動団体数		381	386	390	407	414	
全世帯数		109,195	107,859	108,813	109,485	110,644	
全人口		295,168	293,228	293,053	292,397	292,078	
可燃系 (t)	古紙類	新聞紙	6,213	6,039	6,178	5,794	5,707
		雑 誌	1,936	1,788	1,893	1,805	1,794
		段ボール	955	950	900	865	869
		計	9,104	8,777	8,971	8,464	8,370
	古 布	466	439	420	398	380	
	牛乳パック	34	30	30	28	26	
合 計		9,604	9,246	9,421	8,890	8,776	
不燃系 (t)	アルミ缶	166	154	161	175	168	
	スチール缶	32	25	27	21	19	
	その他の金属	0	0	0	2	3	
	びん類	生きびん	27	20	13	10	9
		カレット	132	105	106	94	87
		計	159	125	119	104	96
合 計		357	304	307	302	286	
総 合 計 ( t )		9,961	9,550	9,728	9,192	9,062	

生きびん: 再利用可能なびん(通常、リターナブルびんという)、カレット: 生きびん以外のもの  
活動団体数: その年度で助成金の請求のあった団体

#### (2) 生ごみ堆肥化容器の購入助成事業

家庭から出る生ごみの自家処理を推進し、ごみ減量化、堆肥化による資源リサイクルと、その意識の高揚を図ることを目的として、コンポスト容器やボカシあえ容器等を購入しやすいよう市民に助成金を交付しています。

平成 15(2003)年度末までの 11 年間でコンポスト容器 2,345 基 (平成 15(2003)年度 27 基)、ボカシあえ容器 673 基 (同 11 基) の助成を行いました。



コンポスト

**(3) 生ごみ処理機の購入助成事業**

生ごみ堆肥化容器の購入助成に加えて、平成 12(2000)年度より新たに機械式の生ごみ処理機(処理容量 0.5kg/日、ディスポーザー式は除く)の購入助成事業を開始し、平成 15(2003)年度には 85 基(累計 477 基)の助成を行いました。

**生ごみ処理機**

集団回収、ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機の購入助成に関するお問合せ先：

ごみ対策課 TEL：(078)918-5794

ごみとりサイクルの Web サイト (URL)

[http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyuu/clean\\_cen/clean/index.html](http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyuu/clean_cen/clean/index.html)

**2 ごみ処理 (収集・運搬)****(1) ごみの収集方法及び回数**

家庭から排出されたごみは、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」に分け、それぞれ別々に決められた収集曜日に、ビニール袋に入れ、決められた場所(ステーション)で、収集を行っています。また「粗大ごみ」については自治会単位でまとめ、事前に協議した日時、場所において収集を実施しています。

表 3-9 ごみの収集方法及び回数

収集の区分	ごみの種類	回数
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残飯類、各種の紙くず類</li> <li>・ 布、裁断くず、ウエス等の繊維くず類、ゴム、皮革類</li> <li>・ 焼却灰(炭、練炭、豆炭等燃料として使用後の灰等)</li> <li>・ プラスチック、ビニール、発泡スチロール等の化学製品</li> <li>・ その他燃やせるもの</li> </ul>	週 2 回
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陶磁器、家庭用金物類、乾電池類</li> <li>・ 小型家電製品</li> <li>・ その他燃やせないもの</li> </ul>	月 2 回
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き缶、空きびん、ペットボトル</li> </ul>	月 2~3 回
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝具類、家庭用電化製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機は除く)、梱包材等の大型ごみ</li> <li>(例) 自転車、乳母車、トタン、マットレス、大型家具、カーペット、ミシン</li> </ul>	年 4 回

注) 表の収集方法は、平成 16(2004)年 1 月 1 日からは変更しています。

(2) ごみの収集量

表 3-10 搬入者別収集量

(単位:t)

搬入者・種別		年度	平成 11 (1999)	平成 12 (2000)	平成 13 (2001)	平成 14 (2002)	平成 15 (2003)	
		家庭系	直営収集	燃やせるごみ	36,741	38,061	38,556	38,716
燃やせないごみ	2,931			2,773	2,871	2,934	3,122	
資源ごみ (かん・びん・ペットボトル)	2,382			2,273	2,222	2,138	2,140	
粗大ごみ	3,070			3,599	2,895	2,987	3,142	
委託収集	燃やせるごみ		28,802	29,245	29,241	28,938	28,989	
	燃やせないごみ		2,032	1,575	1,503	1,440	1,523	
	資源ごみ (かん・びん・ペットボトル)		1,677	1,653	1,580	1,524	1,485	
集団回収	資源ごみ(びん)		104	82	82	73	70	
事業系	自己搬入		燃やせるごみ	8,193	8,979	8,675	9,211	8,787
			燃やせないごみ	19,449	8,747	6,639	3,478	2,188
	許可業者	燃やせるごみ	35,776	41,668	44,416	39,521	40,853	
		燃やせないごみ	16,851	6,620	8,369	2,227	1,097	
計	燃やせるごみ	109,512	117,953	120,888	116,386	117,764		
	燃やせないごみ	41,263	19,715	19,382	10,079	7,930		
	資源ごみ (かん・びん・ペットボトル)	4,163	4,008	3,884	3,735	3,695		
	粗大ごみ	3,070	3,599	2,895	2,987	3,142		
合計		158,008	145,275	147,049	133,187	132,531		

自己搬入は、産業廃棄物分を含む。

(3) 分別収集(資源ごみの収集)

明石市においては、燃やせないごみとして出される空き缶・空きびんを埋立て処分せず資源として再利用するため、昭和 53(1975)年 6 月より一部地域で「空き缶」・「空きびん」個別かご収集方式による分別収集を開始しました。その後順次拡大を図り、平成元(1989)年 8 月にかご方式から「缶・びん混合袋収集」に変更しました。また、平成 12(2000)年 6 月からは、ペットボトルについても全市域分別収集の実施に至っています。

表 3-11 資源ごみの収集実績

年度	実績世帯数	資源ごみ(t)
平成 15(2003)年度	109,590	3,625
平成 14(2002)年度	108,509	3,662
平成 13(2001)年度	107,928	3,802
平成 12(2000)年度	109,390	3,926
平成 11(1999)年度	108,354	4,059

#### (4) 不法投棄の処理

市民の意識は高まっていますが、依然として不法投棄はあとをたたない状況です。それに対応するため、明石警察署との連携はもちろん関係各課との相互連絡のなかで、平成15(2003)年度も引き続きパトロールを強化するとともに、全市域において積極的に収集処理しました。また、平成15(2003)年度は、下記以外に松陰新田と西二見高架下の収集を行い、33,870kgもの不法投棄を処理しました。

表 3-12 不法投棄処理の状況

年 度	苦情件数	処理量 ( kg )	警告板設置数
平成 15 (2003) 年度	118	3,169	12
平成 14 (2002) 年度	192	11,620	32
平成 13 (2001) 年度	170	9,550	80
平成 12 (2000) 年度	81	21,330	100
平成 11 (1999) 年度	76	22,470	35
平成 10 (1998) 年度	53	18,470	41
平成 9 (1997) 年度	62	19,980	47
平成 8 (1996) 年度	48	18,800	48
平成 7 (1995) 年度	42	19,070	41
平成 2 (1990) 年度	34	30,660	25
昭和 60 (1985) 年度	25	11,630	38

### 3 ごみ処理（中間処理・最終処分）

市内から排出されたごみは、明石クリーンセンターで中間処理をした後、最終処分しています。この中間処理とは、廃棄物を減容化、安定化、無害化することを目的として、焼却、破碎等、物理的变化を行わせる手段で、最終処分に至る前に行う処理のことをいいます。また、最終処分とは、埋立の方法で廃棄物を自然界に還元する処理のことです。

明石クリーンセンターは、平成11(1999)年度から環境保全に配慮した新焼却施設（焼却能力480t/日）と、資源化を促進する破碎選別施設（処理能力92t/5h）を稼働させ、健全な市民生活の維持と、安全で効率的な廃棄物処理に努めています。

明石クリーンセンターへの廃棄物は、可燃ごみと不燃ごみに分けられますが、可燃ごみは、焼却施設で焼却し、その焼却灰等は同センター内の埋立処分場と大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）で埋立処理しています。

また、不燃ごみは、その組成に木製品などの可燃物や、鉄くずなど再利用できるものが多く含まれていることから破碎選別施設で、適正な廃棄物処理を図るとともに、埋立処分するごみの量を減らす目的で破碎を行い、可燃物については焼却し、金属については再資源化し、その他は埋立処分をしています。

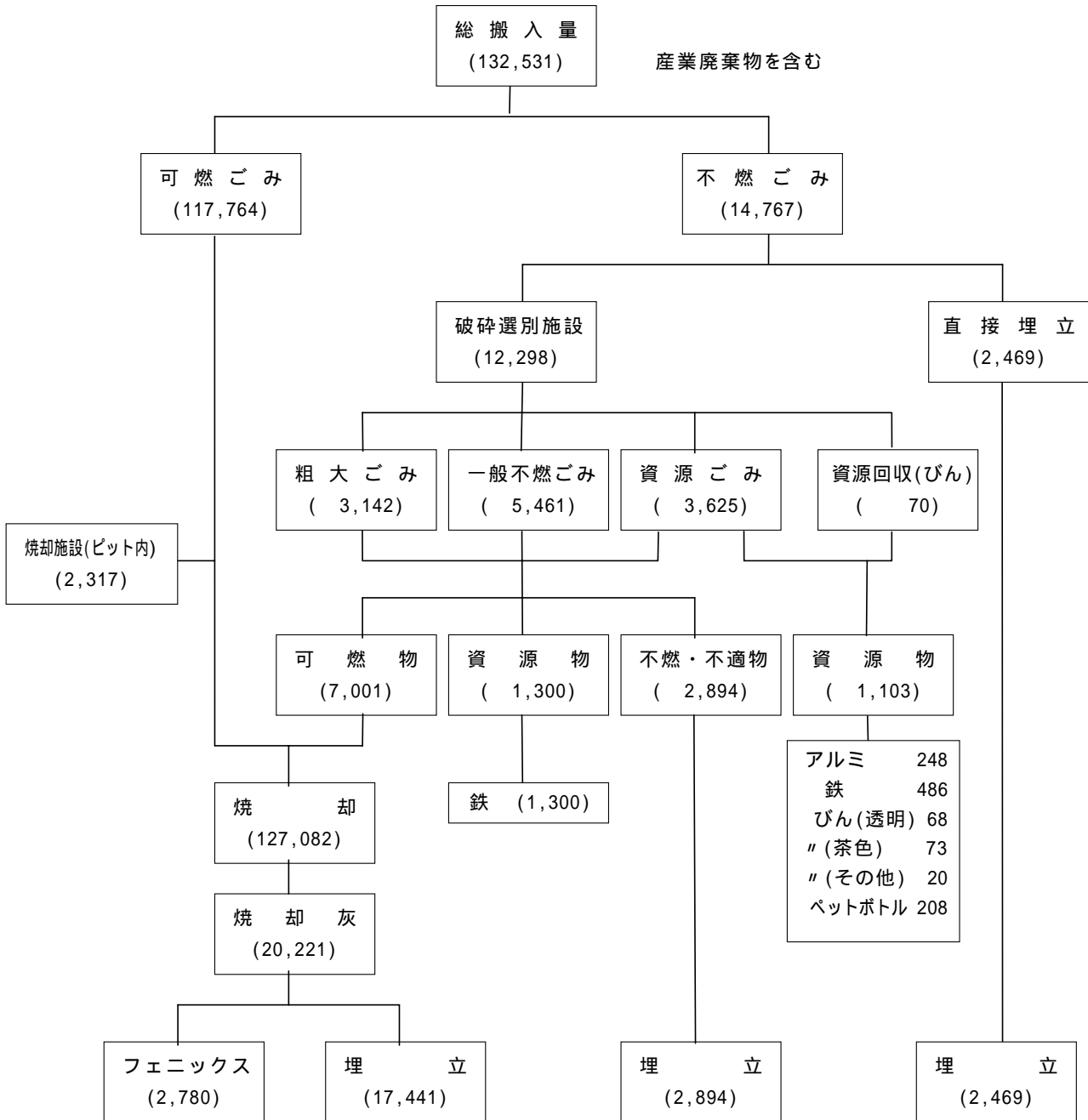
さらに、同施設では、資源ごみとして搬入された空きびん、空き缶、ペットボトルの再資源化を図っています。空きびんは、無色、茶色、その他色に分別し、ペットボトルは、圧縮し(財)日本容器包装リサイクル協会が指定した再資源業者に引き渡しています。また、空き缶は、鉄缶とアルミ缶に分け、直接、有価物として再資源業者に引き渡しています。

明石クリーンセンターでは、焼却熱を利用した発電（発電能力8,000kW）を行っており、施設

第3章 環境の現況

内や周辺公共施設で使用した後の余剰電力を電力会社に売却しています。なお、平成13(2001)

年3月14日焼却施設はISO14001の認証登録を受け、環境適合型施設としてダイオキシン類や大気汚染物質の排出濃度の適性管理、売電事業の推進に取り組んでいます。



単位は、t

図3-17 平成15年度ごみの処理フロー実績図

表 3-13 焼却実績推移一覧表

(単位:t)

年度	可燃ごみ搬入量	日平均搬入量	焼却量	焼却炉運転日数(日)	運転日平均焼却量	焼却灰搬出量( )内は焼却残さ率
平成 15(2003)年度	117,764	380	127,082	360	353	20,221 ( 16% )
平成 14(2002)年度	116,386	375	125,513	361	348	19,350 ( 15% )
平成 13(2001)年度	120,888	391	133,367	361	369	22,660 ( 17% )
平成 12(2000)年度	117,953	359	128,880	359	359	20,005 ( 16% )
平成 11(1999)年度	109,512	352	118,807	360	330	18,805 ( 16% )

表 3-14 埋立実績推移一覧表

(単位:t)

年 度	不燃ごみ埋立量	焼却灰埋立量	容量換算(m <sup>3</sup> )	覆 土(m <sup>3</sup> )	埋立量(m <sup>3</sup> )	埋立進捗率(%)
平成 15(2003)年度	5,363	17,441	21,676	1,500	23,176	90.5
平成 14(2002)年度	7,384	16,563	22,763	1,600	24,363	88.5
平成 13(2001)年度	15,696	19,887	33,824	1,800	35,624	86.5
平成 12(2000)年度	17,187	18,571	33,970	3,000	36,970	83.5
平成 11(1999)年度	38,156	17,561	58,656	5,000	63,656	80.4

不燃ごみには、資源ごみ残さ、破碎選別残さを含む。

表 3-15 可燃ごみ組成分析結果

年 度	平成 11(1999)	平成 12(2000)	平成 13(2001)	平成 14(2002)	平成 15(2003)
単位容積重量 (kg/m <sup>3</sup> )	145	192	148	128	122
ごみ組成 乾量 (%)					
紙 ・ 布 類	50.1	51.5	53.4	57.3	62.3
プラスチック類	19.2	16.8	19.5	22.1	13.8
木・竹・ワラ類	6.6	9.1	7.7	5.7	8.4
ちゅう芥類	12.6	12.1	7.1	9.6	7.3
不燃物類	9.0	3.6	5.3	2.2	3.8
そ の 他	2.5	6.9	7.0	3.1	4.4
成 分 (%)					
水 分	44.3	43.5	40.4	36.4	42.0
灰 分	9.6	8.0	8.7	7.9	6.5
可 燃 分	46.1	48.5	50.9	55.7	51.5
低位発熱量 (kca /kg)	1,812	1,930	2,058	2,297	2,161

平成 11(1999)年 6 月から、ペットボトルを除くプラスチック類が可燃ごみとなる。

表 3-16 不燃ごみの組成分析表

年 度		平成 11 (1999)	平成 12 (2000)	平成 13 (2001)	平成 14 (2002)	平成 15 (2003)	
単位容積重量 (kg/m <sup>3</sup> )		97	140	125	178	179	
ご み 組 成 (%)	プ ラ ス チ ク 類	フィルム類	5.3	2.0	0.9	0	4.1
		ペットボトル	2.3	1.4	2.2	0.5	1.0
		トレイ類	3.4	1.6	0.5	0.2	0
		発 泡 類	1.7	0.7	0.1	1.2	0.1
		そ の 他	27.6	32.2	21.1	23.7	21.0
		小 計	40.3	37.9	24.8	25.6	26.2
	ガラスくず	14.0	15.7	12.1	8.9	12.4	
	セメント	9.2	3.7	7.2	11.1	6.4	
	金 属	アルミニウム	3.5	0.9	1.3	1.9	0.8
		そ の 他	19.0	18.4	36.6	30.6	25.2
	その他不燃物		1.8	10.8	2.5	8.0	20.5
	可 燃 物		12.2	12.6	15.5	10.2	8.4
	水 分 (%)		1.7	2.3	1.7	1.7	1.5

平成 11(1999)年 6 月から、ペットボトルは資源ごみに、その他のプラスチック類は可燃ごみとなる。

表 3-17 明石クリーンセンター排出ガスのダイオキシン類濃度

年度	施設	場所	ダイオキシン類測定値
平成 15(2003)年度	新施設	焼却炉煙突	0.0002ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
平成 14(2002)年度	"	"	0.0009ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
平成 13(2001)年度	"	"	0.007 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
平成 12(2000)年度	"	"	0.033 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
平成 11(1999)年度	"	"	0.01 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
平成 10(1998)年度	"	"	0.027 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
平成 9(1997)年度	旧施設	"	1.8 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>

測定値は、いずれも 3 炉の平均値

備考

基 準 値	平成 14 年 11 月 30 日まで	80 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
	平成 14 年 12 月 1 日以降	1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>

(注 1) 1ng は、10 億分の 1g である。

(注 2) 明石クリーンセンターでは、この国の基準の前、平成 9(1997)年 1 月に示された「ガイドライン」の方が厳しい基準であったため、「ガイドライン」で示された 0.5ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>を基準としている。

(注 3) 平成 11(1999)年 7 月に公布(H12.1.15 施行)されたダイオキシン類対策特別措置法により、コプラナーPCB もダイオキシン類に含まれた。






## 第4章

### 環境の保全及び創造に関する施策の実施状況

## 第4章 環境の保全及び創造に関する施策の実施状況

平成 12(2000)年 2 月に策定した明石市環境基本計画の第 4 章の「明石市のめざすべき環境像」を受けて、明石市が平成 22(2010)年までの 11 年間において実施する施策の方向性を定めましたが、その施策の平成 15(2003)年度の実施状況を以下にお知らせします。

<p><b>施策実施状況( ○ × )の評価基準について</b></p> <p>施策実施状況の評価は、「○」：実施した(他機関の実施分を含む)、「△」：一部実施・着手した(同)、「×」：実施していない、「×」：計画の中止」を表し、施策担当課の判断によります。</p> <p>又、施策の進捗状況を測るための指標を設定していないため、○は、目標に対する達成度を示したものではありません。</p>	
<p><b>施策の推進の主体について</b></p> <p>平成 15(2003)年度の施策における推進の主体はどこかを記載しています。「市民・NPO」という記載は、市民、市民団体、NPO、NGO を含みます。</p>	
<p><b>各マークについて</b></p>	
	<p>ノート型のマークは、巻末の参考資料の「環境啓発」もしくは「用語集」に用語の説明があることを示します。</p>
	<p>鉛筆型のマークは、情報の問合せ先、参照先など、より詳しい内容を得るための情報について記載しています。</p>
	<p>握りこぶし型のマークは、今年度(平成 16(2004)年度)新たに行う取り組みについて説明しています。</p>

### I 環境に関する知識・情報を市民みんなで分かち、

### 積極的な環境行動につなげていくまち

#### 1 環境教育・啓発活動を重点的に推進します

	施策実施状況の評価			施策の推進の主体
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
(1) 環境教育・環境学習の推進				市
(2) 市役所職員への環境に対する意識啓発の充実				市
(3) 自然観察会や環境学習のためのイベントの充実				市民・NPO、市、県
(4) 環境活動拠点としてのコミュニティ・センター等の機能拡充				市
(5) 図書館における環境関連資料の充実				市
(6) 遊休農地等を活用した市民農園の整備				市

(1) 環境教育・環境学習の推進

自然とのふれあいや環境問題に関する学習活動を、子どもの頃から年齢に応じて段階的に取り入れ、生涯にわたって環境に関して学ぶ能力の育成に努めます。また、環境教育・環境学習の研修会の開催による人材の育成や環境知識・情報のデータベース化、環境副読本及びビデオライブラリーなどの環境教育・環境学習教材の充実を図ります。

平成 13(2001)年度から開室しています環境学習室で環境学習の場を提供しました。(環境政策課の係の統廃合のため、監視係が無くなり、環境学習室についても平成 16(2004)年 3 月末を持って閉鎖とさせていただきます。)

環境学習支援制度として、水質簡易測定キットや大気簡易測定用フィルターバッジの配布や、環境ビデオや騒音計等の機材の貸出、小学校等への講師の派遣を実施しました。なお、6 月の環境月間中には市内の 5 年生を対象として環境副読本の配布を行いました。

また、総合学習の中で地域における身近な環境問題(下水や川の汚染、大気汚染など)を取り上げ、調査したことや体験したことをもとに自分たちの暮らし方と環境問題について話し合うことで、地域の環境問題に関心を持つだけでなく、地球規模での環境問題への視点がひろがり、環境をいろいろな視点からとらえようとする態度を育てることができました。

総合的な学習の中で「環境」を取り上げた学校

- ・ 小学校 19/28 校 (H13) 24/28 校 (H14) 24/28 校 (H15)  
(内容) リサイクル、エネルギー問題、川の調査、浄水、ため池等 等
  - ・ 中学校 9/13 校 (H13) 9/13 校 (H14) 6/13 校 (H15)  
(内容) 大気汚染、ごみの減量について、地域調査からみた自然環境等
- 環境学習支援制度における講師派遣：7 件 (H13) 13 件 (H14) 14 件 (H15)  
 パックテスト等の配布：11 件 (H13) 11 件 (H14) 11 件 (H15)  
 環境ビデオ・騒音計等の貸出：8 件 (H13) 14 件 (H14) 19 件 (H15)



環境学習支援制度

(2) 市役所職員への環境に対する意識啓発の充実

環境意識の高い市職員を育成するため、職員研修のカリキュラムの一環として環境教育を積極的に取り入れ、自己啓発のための環境学習の内容について充実強化を図ります。



図 4-1 パートナーシップ講座で講演する環境市民代表理事の枚本氏

環境を切り口とした、パートナーシップによるまちづくりに対する全庁的な理解と協力を得るために、全職員を対象とした研修を行いました。

ISO14001 の継続的改善を図るための環境管理研修として、新任環境活動責任者研修、内部環境監査員養成研修、内部環境監査員フォローアップ研修及び全職員を対象とする研修を実施しました。

また、職員研修としては、新任係長級研修、書記・技手級職員研修、新採用職員研修のそれぞれの 1 カリキュラムとして環境に関する研修を実施しました。

環境管理研修の実施状況：研修回数 3 回、参加者数 121 名(第 5 章環境マネジメントシステムの現況参照)

職員研修における環境教育の実施状況：研修回数 3 回、受講者数 97 名



NPO・NGO



環境 NGO 環境市民の Web サイト (URL)

<http://www.kankyoshimin.org/>

### (3) 自然観察会や環境学習のためのイベントの充実

市民などの環境に対する親近感を醸成するため、身近な公園、ため池、海辺、里山、河川などにおいて自然観察会や環境学習のためのイベントなどを開催します。



図 4-2 オニバス観察会の様子  
(ハスの実を興味深げに試食する参加者)

市民団体「江井島だいすきの会」、「兵庫・水辺ネットワーク」、地元の水利組合、中学校、行政等が協力して、「ため池発見 in 江井島」、「ため池ドロンコ探検隊」、「水路を辿って」のイベントを開催しました。

環境調査市民モニターを募集し、酸性雨・紫外線・二酸化窒素の3種の調査を6、7、12月にそれぞれ実施しました。また、自然を楽しみながら環境について学ぶことができるイベントとして、川の生物を調査する「夏休みこども環境探偵団(水生生物調査、)」や全国星空継続観察「スターウォッチング」、樹木によるCO<sub>2</sub>の吸収についての学習を行う「樹木の働き調査」等の自然環境学習を実施しました。

#### 夏休み子供環境探偵団

「水生生物調査」参加者：9名(H13) 14名(H14) 22名(H15)  
 「樹木の働き調査」参加者：34名(H14) 15名(H15)  
 スターウォッチング夏冬合わせた参加者：55名(H13) 54名(H14) 56名(H15)  
 ため池発見 in 江井島の参加者数：86名(H14) 78名(H15)  
 ドロンコ探検隊の参加者：82名(H14) 55名(H15)  
 水路を辿っての参加者：36名(H14) 19名(H15)  
 環境調査市民モニター3回合計の参加者：76名(H14) 109名(H15)  
 環境実践モニター参加者：26名(H13) 19名(H14) 29名(H15)



環境実践モニター

夏休みこども環境探偵団

環境調査市民モニター

全国星空継続観察(スターウォッチング)

### (4) 環境活動拠点としてのコミュニティ・センター等の機能拡充

地域での様々な環境活動を支援するため、コミュニティ・センターなどを環境活動拠点として位置づけ、その有効活用を図るとともに、環境講座の開設など教育・研修機能の充実に努めます。

コミュニティセンターの高齢者大学への講師の派遣及び、年間を通じて環境について学ぶ

環境実践モニターを実施しました。

**(5) 図書館における環境関連資料の充実**

市民などが環境問題への関心や理解を一層深めることができるよう、市立図書館において環境関係図書・資料などの充実を図ります。

市立図書館、西部図書館、移動図書館合わせて、新たに環境関連図書等 139 冊を購入しました。

環境関連図書等の購入数

- ・市立図書館:77 冊(H13) 93 冊(H14) 89 冊(H15)
- ・西部図書館:48 冊(H13) 35 冊(H14) 49 冊(H15)
- ・移動図書館:2 冊(H13) 4 冊(H14) 1 冊(H15)

**(6) 遊休農地等を活用した市民農園の整備**

市民の自然とふれあう機会や農業・園芸など体験型学習の機会の充実を図るため、休耕田などの遊休農地を有効活用して市民農園の整備を進めます。

休耕田などの遊休農地で、面積、道路、駐車スペース、水利、環境問題などの設置要件を満たすものがなかったため、実施できませんでした。

**2 明石市の環境を調査・測定し、結果を生かします**

	施策実施状況の評価			施策の推進の主体
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
(1) 大気、水質、騒音及び有害化学物質等の監視・観測体制の充実				市
(2) 自然に関する調査及び環境マップの作成と普及促進				市
(3) 環境汚染物質等に関する調査・測定データの積極的な公開				市
(4) 環境情報システムの整備推進とその効果的な運用				市
(5) 地球環境の観測・監視の推進及び国や研究機関等へのデータ提供				市

**(1) 大気、水質、騒音及び有害化学物質等の監視・観測体制の充実**

複雑・多様化する公害や、産業のハイテク化に伴う新しい有害化学物質などに対して、迅速かつ的確な対処を行うことができるよう、公害などの測定機器の整備による監視・観測体制の充実強化を図るとともに、有害化学物質や未規制物資などに関する調査を継続的に実施することにより発生源や環境汚染などの実態把握に努めます。

監視・観測機器の更新等によって、大気、水質、騒音、振動、悪臭、地下水等の監視体制の充実を図りました。

その他、適正な地下水利用を図るため、井戸の設置等について規制を行いました。



**悪臭**

(2) 自然に関する調査及び環境マップの作成と普及促進

公園、ため池、海辺、里山、河川における生態系などの身近な自然に関する調査を市民やNPOと連携して実施し、情報を収集するとともに、それらを環境マップとして取りまとめ、市民などへの配布を通じて環境知識の普及啓発を図ります。なお、普及啓発にあたっては、希少種の保全に配慮します。

今後、調査の対象、調査の方法及び調査結果の有効利用等について、自然環境部会で専門家の意見を伺いながら、検討していきます。

自然環境部会は、明石市の自然環境について保全・回復すべき重点対象と、そのための施策のあり方について検討するために設けられた環境審議会の部会です。



環境マップ

自然環境部会

(3) 環境汚染物質等に関する調査・測定データの積極的な公開

公害防止に関する市民意識の高揚を図るため、市民などへの環境汚染物質などに関する調査・測定データの公開を積極的に進めるとともに、人体への影響や対処方法などに関する最新の知見を収集し、適切な情報提供を行います。

「明石の環境」(冊子)の他、Webサイト「環境監視データベース」、広報あかし、新聞等のメディアによって、監視・観測データの公開を実施しました。Webサイト「環境監視データベース」は平成16(2004)年4月から一時休止しています。

(4) 環境情報システムの整備推進とその効果的な運用

市民一人ひとりの環境に対する理解を高めるとともに、自主的な環境学習活動を積極的に支援していくため、環境情報システムを構築し、環境情報のデータベース化やインターネットなど多様な方法での情報公開・情報提供を進めます。情報公開・情報提供にあたっては、市民、事業者が環境に関する調査・測定データや環境学習情報、環境関連施策など幅広い分野の情報を効率よく収集できるよう努めます。

環境審議会の積極的な情報提供を行うため、審議会の運営要領を改正(平成15(2003)年9月2日)し、会議録及び資料等を明石市環境政策課のWebサイト「ECOIST」で公表しました。



平成16年5月に明石市環境政策課のWebサイト「ECOIST」をリニューアルし、パートナーシップ、年次報告書(概要版)、イベント等のページを新規に作成し、コンテンツの充実を図りました。



明石市環境政策課のWebサイト「ECOIST」(URL)

[http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/kankyou\\_s\\_ka/ecoist/index.html](http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/kankyou_s_ka/ecoist/index.html)

(5) 地球環境の観測・監視の推進及び国や研究機関等へのデータ提供

市民などの協力を得て酸性雨の実態把握、生態系への影響の解明などのモニタリングを継続的にいきます。また、このような活動を通じて蓄積された地球環境データについては、国や兵庫県、研究機関などへの積極的な提供を図り、相互に情報の共有化や有効活用を図ります

市民によるモニタリングを継続実施し、監視業務から得た観測データについては、国や兵庫



県の依頼に応じてデータの提供を行っています。また、環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」へのデータ提供を行っています。



大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」の Web サイト  
(URL) <http://w-soramame.nies.go.jp/>

### 3 三者のパートナーシップのしくみをつくります

	施策実施状況の評価			施策の推進の主体
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
(1) (仮称)環境共生懇話会の創設に向けた自主的連携型市民活動の支援				市民・NPO、市
(2) 行政のコーディネーターとしての役割・機能の強化				市
(3) 環境アドバイザーの育成及び民間団体等への派遣				市民・NPO、市
(4) 発展途上地域との人材交流等による地球環境の保全推進				市

#### (1) (仮称)環境共生懇話会の創設に向けた自主的連携型市民活動の支援

日常生活や地域での様々な活動、体験などを通じ明石市の環境を最も身近に感じている市民などの貴重な意見や豊富な知識を明石市の環境への取り組みに役立てていくため、市民の自主的な連携を図る行動の発展の上にとって、市民、民間団体、事業者、行政からなる(仮称)環境共生懇話会を創設するとともに、施策の立案から計画策定、実施に至る一連の検討プロセスにおいて、この懇話会の積極的な活用を図ります。そして、懇話会の重要な役割として、環境を守り育てていくためのアイデアの提案や行政が進める各種事業・計画の内容や実施状況の点検に参加するなどの活動を行っていくことが期待されています。

市民及び職員のパートナーシップへの理解と事業への参加協力を促進するため、環境 NGO「環境市民」のスタッフを迎えて、パートナーシップによるまちづくりに関する講演会を開催しました。



環境 NGO「環境市民」との協働によって、環境を切り口にした考え方などを養う入門的な連続講座や、パートナーシップ組織の核となる人材を育成するための協働コーディネーター養成講座を行う予定です。

#### (2) 行政のコーディネーターとしての役割・機能の強化

三者のパートナーシップによる環境への取り組みを推進するため、行政は市民や事業者などとの意見交換や情報共有を行うための場や機会を積極的にコーディネートし、それを通じて民間団体等を育てていきます。

全国各地で三者パートナーシップに関するコーディネートの実績を持つ環境 NGO「環境市民」のスタッフを迎え、環境を切り口としたパートナーシップによるまちづくりに対する全庁的な理解と協力を得るための研修を行いました。

(3) 環境アドバイザーの育成及び民間団体等への派遣

環境に関して高度な知識及び経験を有し、環境活動に関して適切なアドバイスを行うことができる人材（環境アドバイザー）の育成・確保を図るとともに、要請に応じて自主的な環境行動を行っている事業者や環境活動団体などへ環境アドバイザーの派遣を行うなど、その活用を図ります。



図 4-3 「親と子の環境教室」で環境かるたに夢中になる参加者

明石地域における兵庫県地球温暖化防止活動推進員及びその協力員と市が連携し、親と子を対象に環境かるたなどを用いて楽しく温暖化について学ぶ環境セミナー「親と子の環境教室」、実際に温暖化防止活動に取り組んでいる方の話を交えたセミナー「循環型社会を目指して」を開催しました。

また明石クリーンセンターで行われた「あかし環境フェア」にも温暖化防止推進員及び協力員が参加し、市民の環境意識向上に努めました。



地球温暖化



兵庫県地球温暖化防止活動推進員及び協力員について詳しく知りたい方は、（財）ひょうご環境創造協会の Web サイト（URL：<http://www.heaa-salon.or.jp/ondancenter/suishinin.html>）をご覧ください。

(4) 発展途上地域との人材交流等による地球環境の保全推進

環境研修生の受け入れなど発展途上地域との人材交流を積極的に推進し、明石市において蓄積される環境分野の技術・ノウハウの移転、適用を図るなど、発展途上地域と協調して地球環境の保全に取り組みます。

発展途上地域との人材交流はありませんでしたが、中国無錫市からの友好交流団受け入れの際に、明石クリーンセンターの視察を行いました。

4 積極的な環境行動を進めます

	施策実施状況の評価			施策の推進の主体
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
(1) 環境行動指針等に基づく環境行動の推進				市民・NPO、市
(2) 事業者や行政における環境マネジメントシステムの導入の推進				市
(3) 環境影響評価の推進				市
(4) 事業者向け環境行動マニュアルの作成と普及促進				市
(5) 地域環境美化活動への市民参加の促進				市民・NPO、事業者、市
(6) 事業者による公害防止対策の推進				市
(7) 自発的な活動の支援				市



(1) 環境行動指針等に基づく環境行動の推進

市民一人ひとりが省資源や省エネルギー、リサイクルなどの環境に配慮したライフスタイルを実践していくことが求められていることから、環境配慮の具体的な行動を明確に規定する環境行動指針や、家庭での環境負荷・エネルギー使用についてチェックを行う環境家計簿などを作成、配布し、その実践を促進します。

消費者フェアを開催し、ワークショップなどでごみ分別体験や買い物袋持参への推進を啓発することで、ごみの減量化、リサイクルを促進しました。環境に優しい生活スタイル（エコスタイル）を呼びかけるリーフレットや環境家計簿などを作成し、各種イベント、啓発事業の際に配布しました。



循環型社会

環境家計簿

(2) 事業者や行政における環境マネジメントシステムの導入の推進

事業活動全般において環境に係る配慮や環境への適合という視点を最優先させるため、事業者や行政の環境マネジメントシステムの導入を推進します。

ISO 認証取得に対する支援として、ISO9000 シリーズ、ISO14001 を認証取得する中小企業に対する助成を行い、ISO14001 の認証取得についての相談に応じました。（今年度（平成16(2004)年度）は ISO の認証取得助成は実施していません。）

ISO の認証取得の助成

9000S:4 件(H13) 3 件(H14) 1 件(H15)

14001:4 件(H13) 2 件(H14) 3 件(H15)

助成総額（千円）:3,583(H13) 1,576 (H14) 1,945(H15)

(3) 環境影響評価の推進

地域の環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業などの実施に伴う環境汚染の発生を未然に防止するため、環境影響評価を推進し、環境への配慮を促進します。

市独自の環境影響評価条例の制定については、検討できていません。今後、評価の対象等について検討していきます。



環境影響評価

(4) 事業者向け環境行動マニュアルの作成と普及促進

事業者が事業活動を営む上で環境保全の観点から配慮すべき基本的な事項をマニュアルとして取りまとめるとともに、その普及を促進し、環境に適合した事業者の育成を図ります。

事業者向け環境行動マニュアルの作成は検討できていません。今後、事業者とのパートナーシップを進める中で、事業者向け環境行動マニュアルの作成及びその普及促進について検討していく予定です。

(5) 地域環境美化活動への市民参加の促進

市民各層が構成する実践団体の育成や、春の「クリーンアップ明石環境月間」、秋の「アイ・ラブ・あかし環境美化推進月間」などの啓発キャンペーンの推進などを通じて、地域環境美化活動への市民の積極的な参加を促します。また、ボランティア活動と連携して民有地緑化やコミュニティ道路の沿道緑化などを推進します。

5月12日から1ヶ月を「クリーンアップ明石 春の環境月間」、10月を「アイ・ラブ・あかし 秋の環境月間」として設定し、地域環境美化活動への積極的な参加を呼びかけ、自治会、町内会、公園愛護会及び各種ボランティア団体などが市内全域で屋外一斉清掃を実施しました。

11月29日には地元住民と協働で「里山クリーン作戦」を実施し、不法投棄の収集処理を行いました。

自治会、町内会及び各種ボランティアによる一斉清掃の実施、環境美化団体（8団体）による海岸、漁港、河川の清掃活動の実施、事業者による敷地内、周辺の清掃活動の実施、保健衛生推進協議会、女性団体協議会、商店街振興会等によるポイ捨て防止キャンペーンの実施（年3回、市内主要駅前）が行われました。

犬のふんの放置防止について、自治会との共同パトロールを実施した他、啓発ビラを健康福祉事務所及び自治会との連名で配布しました。



犬のふん害防止リーフレットは環境政策課の Web サイト「ECOIST」からダウンロードできます。(URL)

[http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/kankyou\\_s\\_ka/ecoist/index.html](http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/kankyou_s_ka/ecoist/index.html)

(6) 事業者による公害防止対策の推進

有害化学物質などの排出を制限する規制の実施や、環境基準に適合しない事業活動を行う事業者などへの指導の強化を図ることにより、事業者などの自主的な公害防止対策の推進を図ります。

公害関係法令および公害防止協定に基づき、排出規制値の監視や特定施設の適正な維持・管理の指導を目的として、市内事業場への立入調査を実施しました。

市内事業場への立入調査の件数：

大気関係 31件(H13) 28件(H14) 22件(H15)

水質関係 191件(H13) 189件(H14) 132件(H15)



環境基準

(7) 自発的な活動の支援

事業者、市民及び NPO などの民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、これらの活動に対する助成、顕彰の実施などに取り組みます。

事業者や市民及びその団体の環境活動に対する顕彰制度は実施できていませんが、明石市内で環境活動に取り組む「江井島だいすきの会」が開催する「ため池発見 in 江井島」、「ドローン探検隊」、「水路を辿って」において活動の支援を行いました。

## II 環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち

## 5 ごみの減量化、リサイクルを推進します

	施策実施状況の評価			施策の推進の主体
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
(1) ごみの発生抑制の促進				市
(2) 生ごみ、枝葉等のたい肥化の促進				市
(3) ごみ処理に係る応分負担の導入の検討				市
(4) グリーン購入の促進				市
(5) 紙の使用抑制、リサイクルの推進				市
(6) ごみの分別の徹底と資源化の促進				市
(7) 公共事業における建設廃材、建設残土の再資源化の促進				事業者、市、県
(8) 地域での資源回収活動への市民参加の促進及び積極的な支援				市民・NPO

## (1) ごみの発生抑制の促進

過剰包装や使い捨て商品の利用を抑制するなど、ごみの発生量が少ないライフスタイルや事業活動の実践を促進します。

明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づいて、大規模な建築物の所有者等（58事業所）に対し、事業系一般廃棄物の減量計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を促しました。

空き缶・牛乳パック・トレイ等の資源物の回収促進、買い物袋持参運動、再生品の使用、ごみ減量・再資源化に取り組んでいる店舗、事業所（32店）を「ごみ減量化、再資源化推進宣言の店（愛称：スリムリサイクル宣言の店）」として募集、指定しました。



スリムリサイクル宣言の店に関する情報はごみとリサイクルの Web サイト Info plaza をご覧ください（URL）

[http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/clean\\_cen/clean/index.html](http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/clean_cen/clean/index.html)

## (2) 生ごみ、枝葉等のたい肥化の促進

生ごみ、枝葉などのたい肥化によるごみの減量化を実現するため、生ごみをたい肥化する機器などの家庭への導入に対する助成制度の充実を図るとともに、剪定枝、落ち葉などをたい肥化する装置などの導入を促進します。

生ごみ堆肥化容器および生ごみ処理機の助成を行い、環境啓発イベント「あかし環境フェア」で、生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機の展示会を実施しました。

また、平成 15(2003)年度は、生ごみ処理機の購入助成についてのポスターを作成し、市内各所で掲示し周知啓発を行いました。

生ごみ堆肥化容器の購入助成実施状況：38 基  
 （コンポスト容器：55 基(H13) 47 基(H14) 27 基(H15)  
 ポカシあえ容器：37 基(H13) 26 基(H14) 11 基(H15)

## 第4章 環境の保全及び創造に関する施策の実施状況

生ごみ堆肥化容器の購入助成累積数 : コンポスト 2,345 基、ボカシあえ 673 基  
生ごみ処理機の購入助成実施状況 : 182 基(H13) 160 基(H14) 85 基(H15)  
生ごみ処理機の購入助成累積数 : 477 基



生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機の購入助成に関するお問合せ先：  
ごみ対策課減量推進係 TEL : (078)918-5794



コンポスト

### (3) ごみ処理に係る応分負担の導入の検討

ごみの減量化と公平な費用負担という観点から、家電リサイクル法が実施されたことをふまえて、粗大ごみの有料戸別収集や一般ごみの有料化などについて具体的な導入のあり方を検討します。

平成 16(2004)年 3 月に明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正を行い、粗大ごみの有料化を決定しました。また、規則で品目ごとの処理手数料を設定しました。



粗大ごみの有料化・戸別収集の平成 16 年 11 月実施に向け、広報等の啓発を行うとともに住民説明会を実施し、粗大ごみ処理券の販売店の整備ならびに収集受付システムの導入を行います。



明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び一般廃棄物処理基本計画は環境政策課 Web サイトをご覧ください。(URL)

[http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/kankyou\\_s\\_ka/ecoist/index.html](http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/kankyou_s_ka/ecoist/index.html)

### (4) グリーン購入の促進

家庭や事業場、庁内において環境への負荷ができるだけ少ない商品やサービスを選んで優先的に購入する、いわゆるグリーン購入の取り組みを促進します。

グリーン購入マニュアルに基づいて、文房具すべて、用紙類、トナーカートリッジ、印刷発注におけるグリーン購入に取り組みました。

平成 15(2003)年度のグリーン購入適合率は 75%となり、ISO の環境目標であるグリーン購入適合率 75%を達成することができました(第 5 章環境マネジメントシステムの現況参照)



グリーン購入

### (5) 紙の使用抑制、リサイクルの推進

地球環境の保全のために、事業場や庁内において紙の使用抑制や古紙のリサイクル、再生紙の利用などを推進し、木材資源の適正な利用を図ります。

啓発イベント「あかし環境フェア」と市民・小中学生対象の環境講座の実施をしました。

また、「リサイクルガイドブック」「事業所ごみ減量マニュアル」、ごみ学習副読本「みんなで考えようごみの問題」等啓発冊子や啓発ちらしの作成・配布、スリムリサイクル宣言の店登録制度、環境ビデオ貸し出し、環境情報誌「ぷらご通信」の発行等を通じて、ごみの減量・資源リサイクル・再生利用について意識啓発を行いました。

ごみとリサイクルの Web サイト「Info plaza」では、インターネット版ごみカレンダーのダウンロードや、ごみの出し方について詳しい内容のページを追加し、コンテンツの充実を図りました。

市役所では、毎月2回、庁内で発生した古紙を回収してリサイクルを行っていますが、平成15(2003)年度は古紙回収量が97,380kgとなり、基準年度である平成13(2001)年度と比べると40.1%増加となり、ISOの環境目標を達成することができました。(第5章環境マネジメントシステムの現況参照)

「あかし環境フェア」来場者約3,500名  
 環境講座 4回 参加者50名  
 リサイクルに関する啓発冊子の配布 5,500冊  
 スリムリサイクル宣言の店登録 現在32店舗  
 「ぶらざ通信」の発行 年4回 1回につき4,000部  
 市役所での古紙回収量の実施状況：69,530kg(H13) 84,610kg(H14) 97,380kg(H15)

#### (6) ごみの分別の徹底と資源化の促進

分別収集の徹底を図り、適正処理を目指すとともに、資源の回収と再資源化を促進します。また、ごみの出し方の周知徹底をすることで、容器リサイクル法に対応した資源ごみの資源化率向上を図り、リサイクルを促進します。

資源ごみの出し方の周知徹底を図り、資源化率の向上を図るため分別啓発を行いました。



この平成16年11月から紙類(新聞、雑誌、段ボール、紙パック)、布類の分別収集を実施し資源化を推進します。また、一部地域において、モデル事業として容器リサイクル法に基づくプラスチック容器の分別収集を開始します。

家電リサイクル法家電4品目の不法投棄 :  
 127台(H13) 146台(H14) 182台(H15)

#### (7) 公共事業における建設廃材、建設残土の再資源化の促進

公共事業の建設工事において排出されるアスファルト、コンクリートガラなどの廃材や残土を建設副産物のリサイクルの観点から安全を確保した上で、再資源化を促進します。

道路工事、配水管敷設工事、下水道管渠整備等により排出された残ガラ、残土を再利用しました。また、発生土については、可能な限り現場内流用を視野に入れながら再利用率の向上に努めました。

従来と同様に「建設リサイクル法」に基づき分別解体を義務付け、施工者と一体になって、ごみの減量化に努めています。

#### (8) 地域での資源回収活動への市民参加の促進及び積極的な支援

資源ごみの有効利用を図るため、地域での資源回収活動への市民の積極的な参加を促進するとともに、子ども会や自治会などの集団回収登録団体が自主的に行っている資源回収活動に対して活動用具や助成金を交付するなど積極的な支援を行います。

414の集団回収団体に対し助成金や活動用具の交付などの支援を行い、その自主的な資源回収活動により年間9,062トン(前年度9,192トン)を回収し、資源化しました。

また、集団回収システムを保持するため、古紙の回収業者に対して協力金を交付しました。さ



## 第4章 環境の保全及び創造に関する施策の実施状況

らに市場ルートに乗らない品目を資源化するため、カレットびんとスチール缶を取り扱う回収業者に助成金を交付し、資源化を積極的に推進しました。

平成 15(2003)年度は、団体の新規登録の啓発に加えて、ごみの減量化、分別方法等についてのちらしを配付することにより、現状の登録団体の活動の活性化を図りました。

### 主な再生資源回収の状況

古紙類 8,971t (H13) 8,464t(H14) 8,370t(H15)  
 古布 420t(H13) 398t(H14) 380t(H15)  
 牛乳パック 30t(H13) 28t(H14) 26t(H15)  
 アルミ缶 161t(H13) 175t(H14) 168t(H15)  
 スチール缶 27t(H13) 21t(H14) 19t(H15)  
 びん類 119t(H13) 104t(H14) 96t(H15)



再生資源集団回収助成事業に関する詳しい情報は第 3 章の 6「ごみの現況」をご覧ください。



集団回収団体を対象とした研修会を開催し、平成 16 年 11 月からの家庭ごみ収集分別変更に伴う分別方法についての確認、従来の集団回収活動のより一層の奨励を行う予定です。

## 6 省エネルギー、フロン等の排出抑制及び二酸化炭素の排出削減を推進します

	施策実施状況の評価			施策の推進の主体
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
(1) エネルギーの使用抑制、省エネルギー機器・設備の導入の推進				市
(2) 自然エネルギー、未利用エネルギーの利用促進				市
(3) 公共交通機関の利用促進				事業者、市
(4) 自動車の適正な利用の推進				事業者、市
(5) 低公害車の普及促進				市
(6) 特定フロン等の回収、破壊処理の推進				市

### (1) エネルギーの使用抑制、省エネルギー機器・設備の導入の推進

家庭や事業場、庁内におけるエネルギーの適正な利用を図るため、エネルギー使用抑制の徹底や省エネルギー機器・設備の導入を推進します。

熱交換性能の向上を図るために伝熱管の取替の実施、運転性能の向上を図るために心臓部である圧縮機の分解整備を実施を行いました。

また、関西の市町村や企業とともに「関西夏のエコスタイル・キャンペーン」に参加し、軽装・ノーネクタイや適正冷房の管理を行いました。



関西夏のエコスタイル・キャンペーン

(2) 自然エネルギー、未利用エネルギーの利用促進

太陽などのクリーンな自然エネルギーに関して、気象条件、地理的条件の変化や技術開発の動向などを見据えながら、その積極的な利用を促進します。

また、明石クリーンセンターの焼却余熱や工場排熱などのこれまで利用していなかったエネルギーについても、外部供給を促進し、プールへの給湯などの積極的な利用を図ります。

自然エネルギーの利用及び明石クリーンセンターの焼却熱の利用に関しては、財政状況等の理由で実施できませんでした。今後の余熱利用事業の実施時期等については、改めて検討していきます。

(3) 公共交通機関の利用促進

交通渋滞は時間を浪費するだけでなく、エネルギー消費や排気ガスの増大を招くなど環境にも悪影響を及ぼしていることから、関係機関との連携のもと、公共交通機関の定時性の確保や利用者の利便性向上、ノーマイカーデーの実施などにより、自動車から公共交通機関への利用転換を促進します。

バス優先レーンキャンペーンを年2回(6月、11月)実施した他、バスの日(9月20日)には利用促進キャンペーンを行いました。

(4) 自動車の適正な利用の推進

自動車の適正な利用による二酸化炭素などの排出抑制を図るため、徒歩又は自転車利用の促進や自動車停止時の無駄なアイドリングを停止するアイドリングストップ、環境にやさしい運転方法であるエコドライブなどの実践に関して、市民、事業者などへの普及啓発を推進します。

市バス全更新車両7両にアイドリングストップ装置を導入したことにより、全車両(市バスのみ)62両のうち、24両がアイドリングストップ装置を装備した車両になりました。

6月及び11月から1月の自動車公害防止月間に合わせて、アイドリングストップ、エコドライブなどの実践について、啓発ビラやステッカー、ティッシュの配布や、市政だより、横断幕、電光掲示板による広報などの各種普及啓発事業を実施しました。



エコドライブ

(5) 低公害車の普及促進

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車といった低公害車の普及促進を図るため、市民、事業者などが低公害車を導入する際に利用可能な助成制度や融資制度について必要な情報の提供を行います。また、行政においては、公用車への低公害車の率先導入を促進します。

昨年度、策定した「明石市低公害車導入計画」の下、公用車(市バスは除く)への低公害車導入に取り組みました。

低公害車の累積導入車数 : 34台(うち、H15年度12台)



低公害車

(6) 特定フロン等の回収、破壊処理の推進

フロンによるオゾン層の破壊を防止するため、冷蔵庫、エアコン及び自動車からのフロン回収や回収したフロンの破壊処理などの指導や規制とともに廃棄物からのフロン回収の取り組みを推進します。

不燃ごみとして搬入された家電リサイクル法対象外の専用冷凍庫等に充填されていたフロンガスを回収し、適切に破壊処理を行いました。

平成 16(2004)年度は、同年 4 月 1 日より家庭用専用冷凍庫が家電リサイクル法対象品目に追加されたため基本的にはフロンの抜取作業は行いません。(ただし、不法投棄された製氷機等の業務用機器があれば、必要に応じてフロンの抜取、破壊処理を行う予定です。)

破砕不適物除去関連業務委託：8,460,450 円  
回収フロン処分業務委託(単価契約)：29,400 円



オゾン層

フロン

III 多様な自然環境等を保全・回復し、

ゆとりとうるおいのある生活環境を創造するまち

7 多様な自然環境の保全・創造に取り組みます

	施策実施状況の評価			施策の推進の主体
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
(1) 貴重な動植物の生息・生育地、樹木・樹林の保護指定				市
(2) 海域及び砂浜等の保全				事業者、市、国
(3) ため池の保全及び整備				市
(4) 里山等の市街地周辺の樹林及び市街地における樹木の保全				市
(5) 学校と地域が一体となったビオトープづくりの推進				市民・NPO、市
(6) 減農薬農業の普及促進				市

(1) 貴重な動植物の生息・生育地、樹木・樹林の保護指定

明石海峡の優れた自然景勝地を始め、オニバスなどの貴重・希少な動植物の生息・生育地、多様な生態系を有するため池、里山などの保全と、市街地などにおいて美観や風致を形成する樹林・樹木の維持・保全を図るため、環境基本条例に基づき、保護地区などの指定を積極的に進めます。

実施できていません。今後、明石市環境審議会自然環境部会での専門家からの意見を元にして、保護地区の指定等、貴重な動植物保護のための施策を検討していきます。

ため池に外来の水生生物が持ち込まれることによって、貴重な生物が生存する生態系に悪い影響が出るのを防止するため、外来の動植物を持ち込まないように訴える看板を市内 7 箇所に設置しました。看板を設置するため池の選定にあたっては、専門家の意見を基に行いま



した。

## (2) 海域及び砂浜等の保全

海岸保全とともに漁業活動との調和を図りながら、市民などがより親しめる身近な海辺づくりを推進します。また、アカウミガメの産卵地となっている浜や、魚類や底生生物などの多様な動植物が生息・生育している磯浜については、建設省（現国土交通省）の進めるエコ・コースト事業にあわせ、さらに、藻場造成事業とともに適正な保全を進めます。



図 4-4 アカウミガメを放流する様子

八木海岸斜面地環境整備を実施（全体計画のうち、約 30%を施工）し、市民が親しめる海辺づくりを推進しました。

アルゴス（衛星追跡システム）により 3 匹のアカウミガメを放流し、その経過を毎日 Web サイトに掲載することにより、ウミガメをはじめとした海岸環境の保全に多くの方が関心を持ってもらうことができました（1年間で約 45,000 件のアクセス）。啓発活動に係る事務・費用を押さえながら、啓発効果を非常に高くすることができたことが改善点です。

明石の海岸にウミガメが産卵することを知り、

海岸清掃ボランティアが多く活動してもらえるようになってきました。

大久保町西島地先海域において藻場造成事業を施行したことにより、魚類や底生生物などの多様な動植物が生息できる環境ができました。

藻場造成事業費：24,991 千円



エコ・コースト事業

## (3) ため池の保全及び整備

ため池が有する生物多様性保全機能、雨水貯留機能、水源涵養機能の維持向上を図るため、老朽化したため池の改修や親水護岸の整備、水質の浄化などにより、ため池の適正な保全を図るとともに、親水性の高い公園としての整備を進めます。

農家と地域住民が協力して貴重な自然・水辺空間のため池を守るため、7 地区（12 箇所）でため池クリーンキャンペーンを実施しました。この取り組みで、住民による清掃活動を支援することにより、ため池に対する意識が啓発されてきています。

また、事業実施に際しては、周辺環境への配慮から使用機械の選定をし、建設副産物の再利用に努めました。



貴重な自然・水辺を有し、人と人の交流を生む、多面的な機能を有するため池を核とした地域づくりを展開するため、ため池協議会づくりに取り組み、明石市ため池協議会連絡会（仮称）の設立を目指します。

(4) 里山等の市街地周辺の樹林及び市街地における樹木の保全

多様な野生生物の生息・生育地であり、水源の涵養、土砂流出の防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵など、環境保全上の多様な機能を有する里山や市街地内の樹木などについて積極的な保全を図ります。

西明石から大久保北部を通り、魚住に至る経路をふるさとの森（緑の回廊）として自然環境を保全しながら整備する事業を計画中です。

(5) 学校と地域が一体となったビオトープづくりの推進

子どもたちが自然と触れ合い、体験しながら人間と自然との関わりや生態系のしくみなどについて学習することができるよう、学校と地域の協働のもと、学校の校内に小川のせせらぎや池などを昔の自然のままにあったように再現し、昆虫や小魚などの野生の動植物が生息・生育できるようなビオトープづくりを推進します。



図 4-5 ほたる観察会の様子

昨年度整備を行った大久保浄化センターせせらぎ水路を、スポーツクラブ21大久保南や地元の方々に、水環境保全を考える場として提供し、観察会など（水生生物を放流、ほたるの観察会）にも活用してもらいました。この一連のビオトープの活動により、国土交通大臣賞 いきいき下水道賞 を受賞しました。

ビオトープの整備は進んでいませんが、地域のため池、田んぼを学習活動の場として取り扱う学校もでてきており、学校と地域の連携が進んできています。



ビオトープ



国土交通省のいきいき下水道賞についての URL

<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sewage/rocal.html>

(6) 減農薬農業の普及促進

農薬や化学肥料の利用による水質の汚濁や健康への悪影響を未然に防止するため、農業協同組合、生産者及び消費者の理解を得ながら減農薬農業の普及促進を図ります。

黄色蛍光灯やフェロモントラップの導入を推進したことによって、農薬散布回数の軽減等を行うことができました。市内の酪農家から排出された「牛ふん」と、ライスセンターの副産物である「もみがら」を有効利用して「堆肥」をつくり、市内の野菜農家に流通・土壌還元することができました。（市内産「堆肥」が約 520 トン流通）



黄色蛍光灯

フェロモントラップ

## 8 良好な都市環境の形成を推進します

	施策実施状況の評価			施策の推進の主体
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
(1) 公共下水道整備事業の推進による公共用水域の水質保全				市
(2) 道路その他公共施設や工場等での樹木等の植栽による緑化の推進				市
(3) 公園や緑地の整備と拡充の推進				市
(4) 建築行為等や屋外広告物の掲出に対する指導・助言等による景観の誘導				事業者
(5) 地域住民による自主的な住環境の保全の推進				市民・NPO
(6) 透水性舗装の導入等、雨水の地下浸透による地下水の涵養				市
(7) 駐輪場の整備と放置自転車、違法駐車防止対策の推進				市

### (1) 公共下水道整備事業の推進による公共用水域の水質保全

海域や河川などの公共用水域の水質保全や生活環境の向上を図るため、公共下水道区域拡大をはじめ、老朽化した処理場・ポンプ場・管渠の更新などを一層推進し、併せて水洗普及と浸水被害の防止に努めます。

4 浄化センター（朝霧浄化センター、船上浄化センター、大久保浄化センター、二見浄化センター）及び朝霧ポンプ場において、工事期間を短縮し、年度内での増設・改築事業の完成を実現しました。

また、下水道整備面積を 84.0ha 拡大したことにより、平成 15(2003)年度末の下水道人口普及率が 91.0%となりました。

下水道整備延長：31.9 km（汚水 29.3 km、雨水 2.6 km）(H14)  
 28.4 km（汚水 26.4 km、雨水 2.0 km）(H15)  
 汚水整備面積：96.2 ha（汚水整備人口 5,195 人）(H14)  
 84.0 ha（汚水整備人口 7,361 人）(H15)



#### 公共用水域

### (2) 道路その他公共施設や工場等での樹木等の植栽による緑化の推進

市民や事業者などとの連携のもと、樹木・草花の植栽などを通じて、道路の沿道緑化や公園、広場、学校、庁舎などの公共施設、工場、住宅地などにおける緑化を推進します。

都市計画道路大蔵朝霧線、八木松陰線において道路改良工事を実施しましたが、実施区間の植栽帯は平成 16(2004)年度に設置する予定です。

### (3) 公園や緑地の整備と拡充の推進

市民の自然との触れ合いや憩いの場として、緑あふれる魅力ある公園や緑地の整備を拡充します。

八木遺跡公園、松江公園、わかば公園の整備及び明石川環境整備を継続して実施しました。

市民 1 人当たりの公園面積：6.63m<sup>2</sup>（前年度比+0.01 m<sup>2</sup>）

(4) 建築行為等や屋外広告物の掲出に対する指導・助言等による景観の誘導

大規模建築物における景観への配慮について指導・助言を行うとともに、屋外広告物の規制及び公共空間デザインマニュアルなどの活用により良好な景観形成を促進します。

大規模建築物等の届出及び都市景観形成地区内の届出における景観誘導により、良好な景観形成に努めました。

(5) 地域住民による自主的な住環境の保全の推進

住環境の保全や良好なまちなみの形成を図るため、地域住民の街づくりの合意に基づく地区計画や建築協定、都市景観形成地区などの取り組みに対して積極的な支援を進めます。

自治会等地域住民の積極的な取り組みにより、地区計画の導入に向けた検討が進められました。また、地区計画制度の広報の一環として、地区計画制度概要のパンフレットを改訂しました。



建築協定

地区計画



地区計画制度に関するお問い合わせ先：都市整備部都市計画課

TEL (078)918-5037

(6) 透水性舗装の導入等、雨水の地下浸透による地下水の涵養

地下水の健全な水循環や涵養を確保するため、透水性舗装の導入や雨水浸透ますの整備などによる雨水の地下浸透を推進します。

道路改良工事において歩道部を透水性舗装等で整備し、雨水の地下浸透を図りました。

透水性ブロック舗装：2,301 m<sup>2</sup>

透水性舗装：433m<sup>2</sup>



透水性舗装

(7) 駐輪場の整備と放置自転車、違法駐車防止対策の推進

都市景観の骨格をなす道路・沿道景観の保全を図るため、駐輪場・駐車場の整備などによる放置自転車・違法駐車対策を推進します。

違法駐車等防止重点区域（明石駅周辺約2km）で、警告ステッカーの貼付、交通安全パトロール車による広報啓発活動を行いました。また、平日の早朝から、通勤・通学者に駐輪指導、及び、放置自転車の撤去により、公共場所での歩行者の通行安全と円滑を確保しました。

市内 JR 各駅前の放置禁止区域での自転車の撤去の状況：12,339 台



国道 2 号線明石駅前において、国土交通省及び地元商店会の協力を得て、歩行者の安全な通行の確保と放置自転車の撤去を行います。

## 9 歴史・文化を守り、明石らしさを伝える市民文化を保存します

	施策実施状況の評価			施策の推進の主体
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
(1) 遺跡、史跡、天然記念物等の指定と保存の推進				市民・NPO、市、県
(2) 歴史的市街地における建物を中心とした景観整備、歴史的まちなみの保全				市
(3) 埋蔵文化財、歴史的建造物等の保護意識の啓発				市民・NPO、市、県

## (1) 遺跡、史跡、天然記念物等の指定と保存の推進

明石原人やアカシゾウにちなんだ遺跡や寺社、仏閣などの史跡、天然記念物などについて、その希少性や重要性を評価し、指定と保存措置を進め、歴史的景観を保全します。

標柱・案内板等の点検修理や市内史跡等の巡視を行いました。高家寺本堂（市指定文化財）の修復工事及び、宝林寺、高家寺の仏像（県指定文化財）保護のための防火・防犯装置の取り付けを実施しました。



明石市立文化博物館 Web サイト (URL)  
<http://www.edi.akashi.hyogo.jp/bunpaku/>

## (2) 歴史的市街地における建物を中心とした景観整備、歴史的まちなみの保全

都市景観形成重要建築物や都市景観形成地区の指定により、歴史的な建物やまちなみの保全を進めます。

平成 14(2002)年度にワーキンググループによって選出した 7 件の建築物のうち、所有者の同意が取れた 1 件について、建築物等の詳細調査を行い、都市景観審議会の審議などを経て、都市景観形成重要建築物に指定しました。



平成 14 年度に選出した 7 件の建築物のうち、平成 15 年度に指定済みの 1 件を除く残りの 6 件について、順次都市景観形成重要建築物への指定に向けた取り組みを進めていきます。

## (3) 埋蔵文化財、歴史的建造物等の保護意識の啓発

郷土の貴重な文化財を後世に継承していくため、重要な文化財については、所有者の理解のもとで指定文化財の指定に努めるとともに、文化財の公開や展示などを通じて市民の文化財保護意識の普及啓発を図ります。

「発掘された明石の歴史展～甦る明石城～」を開催しました。発掘調査の重要な発見については記者発表を行うようにし、その結果新聞各紙の地方欄で取り上げられ、保護啓発活動に成果があったと思われます。



「発掘された明石の歴史展～太寺廃寺と高家寺～」において、現地見学会を予定しています。





### 明石市、環境首都コンテストで全国44位（83自治体中）

環境首都コンテストとは、環境先進国といわれるドイツで環境 NGO「ドイツ環境支援協会」が11年間継続実施したもので、自治体の環境対策をより活性化し、ドイツ社会のエコロジー化に大きな影響を及ぼしたと言われております。

そして、日本でも環境自治体づくりを支援し、かつ NGO と自治体、さらには自治体間の環境問題に関する情報相互交換を目的とした日本の環境首都コンテストが、環境首都コンテスト全国ネットワーク（環境 NGO のネットワーク組織）の主催で行われるようになりました。

内容は、環境政策に関するアンケート（環境基本条例・環境基本計画、環境行政の総合化・予算、市民のエンパワーメントとパートナーシップ、ごみの減量化など）を参加自治体に行い、その点数によってその年度の日本の「環境首都」を選び、表彰しようというものです。このコンテストは今回で3回目であり、第1回には全国93の自治体が、今回の第3回コンテストには全国83自治体が参加しました。今回、兵庫県からは、尼崎市、明石市、猪名川町の2市1町がエントリーしました。

明石市では、市の環境政策のパフォーマンスを客観的に評価することで、より環境政策を推進することを目的に第2回環境首都コンテストから参加することを決定しました。

#### （結果）

明石市の環境政策の評価は全国44位（83自治体中）同一人口規模で第12位（人口10万人以上、30万人未満の20自治体中）でした。

環境首都コンテストに関する詳しい内容、結果は主幹事団体である環境 NGO「環境市民」の Web サイトで参照することができます。

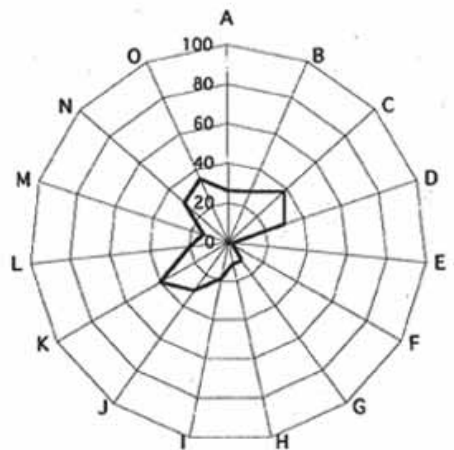
(URL)<http://www.kankyoshimin.org/>

環境首都コンテストの結果について（レーダーチャート）

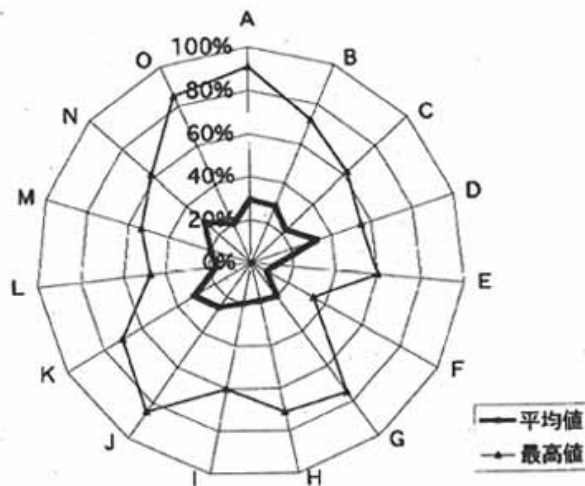
質問項目	
A：ローカルアジェンダ 21・環境基本条例・環境基本計画	I：自然環境の保全と回復
B：EMS の構築	J：健全な水循環
C：住民とともにチェックする仕組み・情報公開	K：風土を活かした景観形成と公園づくり
D：率先行動・エコオフィス	L：エコロジカルな交通政策
E：自治体交流	M：地球温暖化防止、エネルギー政策
F：職員の資質・政策能力向上と環境行政の総合化	N：ごみの減量化
G：市民のエンパワーメントとパートナーシップ	O：環境に配慮した産業の推進
H：環境学習	

得点率(%) / 配点に対する百分率

— 兵庫県朝石市



各項目の得点率(全体)



#### 第4章 環境の保全及び創造に関する施策の実施状況



## 第5章

### 環境マネジメントシステムの現況

## 第5章 環境マネジメントシステムの現況

明石市では、環境基本計画の取り組みを発展させながら目標を着実に達成し、しかもその過程が誰にでもわかるような進捗管理を行うために、環境マネジメントシステムを導入しました。そして、その国際規格である ISO14001 を平成 13(2001)年 3 月 14 日に認証取得しました。

この ISO14001 を維持するにあたっては、継続的改善をすすめるとともに、毎年、審査登録機関によるサーベイランス審査を、3 年に一度更新審査を受けなければなりません。平成 15 年度は、2 月 17 日から 3 日間にわたって ISO14001 の更新審査を受け、3 月 8 日に(株)日本環境認証機構の判定委員会において認証登録の更新が認められました(有効期限:平成 19(2007)年 3 月 13 日)。

平成 15(2003)年度における環境マネジメントシステムの実施状況は、次のとおりです。

### 環境マネジメントシステムとは

環境マネジメントシステムとは、公共団体、企業等の組織が法令等の規制基準の遵守にとどまらず、自主的・積極的な環境保全行動に向けた取組を推進するシステムで、

環境保全のための方針を立て目標を設定し、具体的な行動計画を立てる(Plan)  
行動計画を実施する(Do)  
行動計画が適切に運用されているか実施状況や成果を点検する(Check)  
システムについて見直し、改善する(Action)

という一連のサイクル(PDCA サイクル)を構築し、この繰り返しにより継続的なシステムの改善及び環境負荷の低減を図ろうというものです。

### 各マークについて



ノート型マークは、巻末の参考資料の「用語集」に用語の説明があることを示します



鉛筆型マークは、情報の問合せ先、参照先など、より詳しい内容を得るための情報について記載しています。

## 1 環境マネジメントシステムの適用範囲

明石市が、当初 ISO14001 の認証取得した範囲は、本庁舎、3 市民センター(大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター)、保健センター、明石クリーンセンター(焼却施設)、消防庁舎(消防署を除く)でした。

平成 15(2003)年 2 月 1 日に環境マネジメントシステムの適用範囲の拡大を行い、市立市民会館、環境第 1 課(事務棟)、環境第 2 課、(以上は事務部門及び施設が対象)、環境政策課分室(監視係)明石クリーンセンター(事務棟)が適用範囲に入りました。

なお、本庁舎とは、本庁舎事務棟、本庁舎窓口棟、本庁舎議会棟、分庁舎、西庁舎及び南会議室棟(付随する車庫等を含む。)をいいます。

## 2 市が与えている環境影響

市は事務事業活動に伴う資源を投入（インプット）してサービスを提供する一方で、環境に負荷を与える物質を排出（アウトプット）しています。市では、市が与えている環境負荷を把握し、環境負荷低減への取り組みを進めています。

### フロー図について

フロー図には、市の事務事業活動に伴う投入資源（インプット）、排出物質（アウトプット）の他、市が行っている主な取り組みを示しています。

フロー図の対象範囲は、環境マネジメントシステムの適用されているサイト（拠点）です。図中の数値は平成 15(2003)年度における数値です。

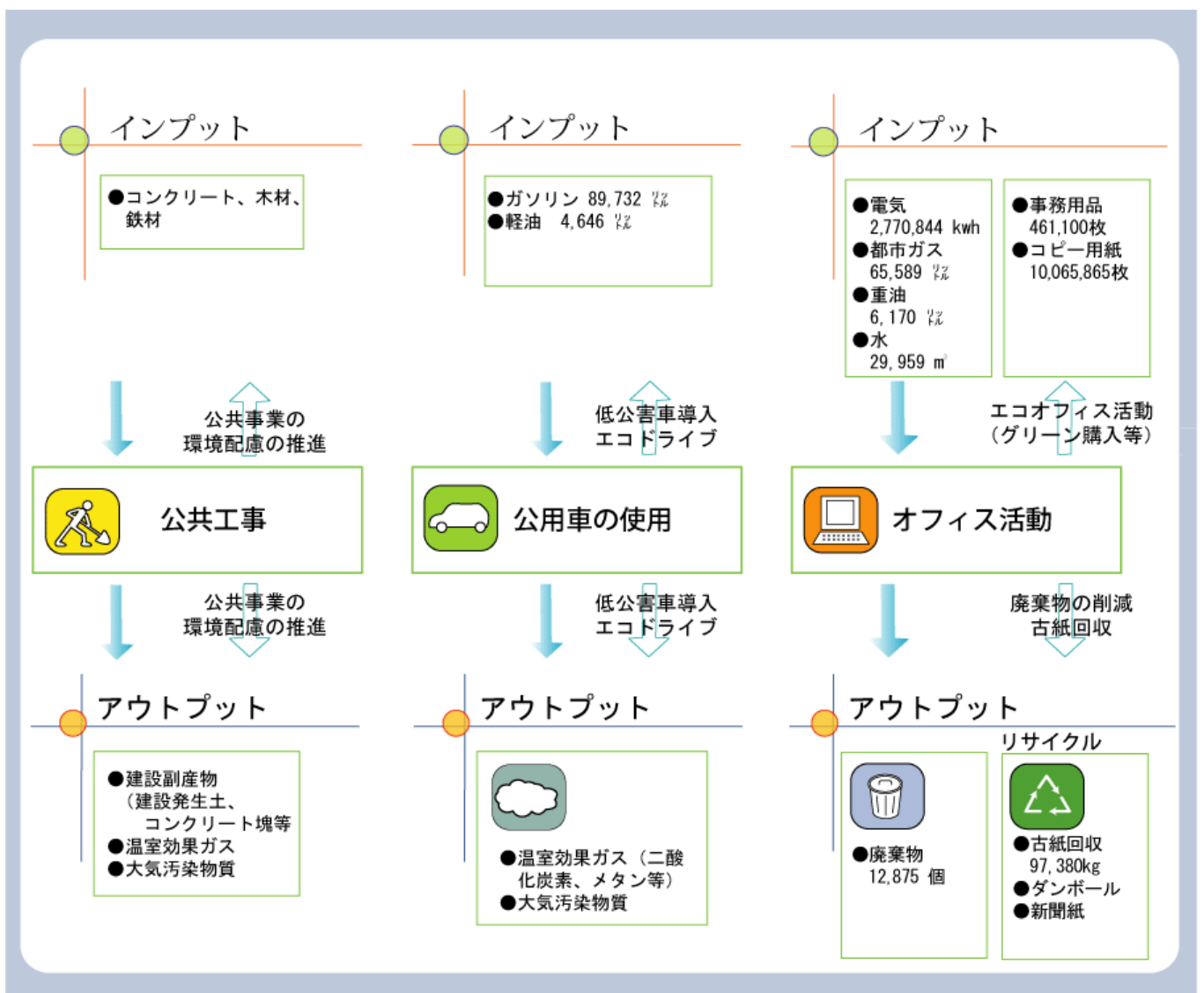


図 5-1 市の事務事業に関するインプット・アウトプット

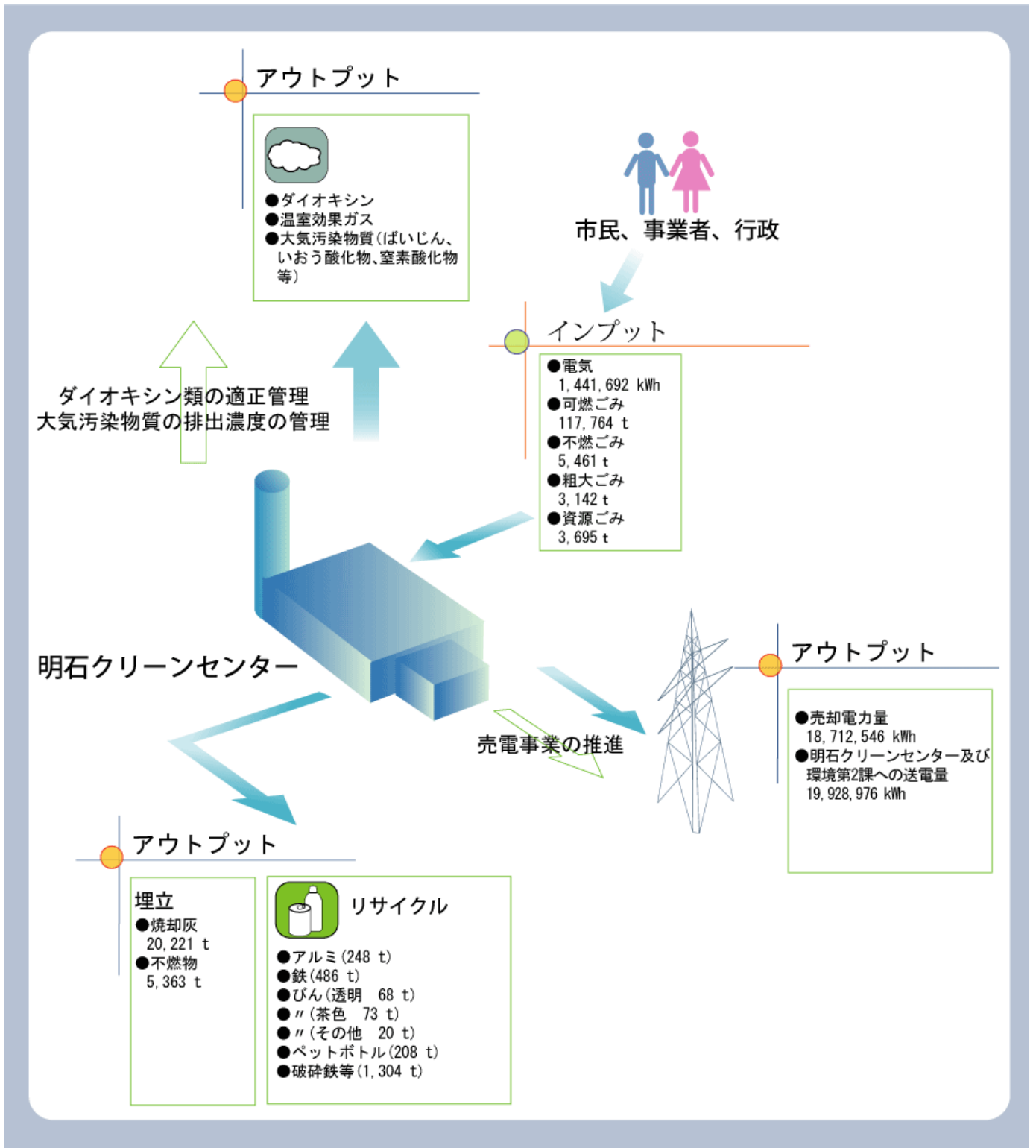


図 5-2 明石市クリーンセンターに関するインプット・アウトプット

## 3 環境目的及び環境目標

市の事務事業活動に伴う環境影響は前述のように様々ありますが、その環境負荷を軽減・改善するために「環境目的及び環境目標」を設定し、その達成に向けて環境活動に取り組んでいます。平成15(2003)年度の環境目的及び環境目標の達成状況は、次のとおりです。

表5-1 環境目的及び環境目標、環境目標の達成状況

環境保全項目		内 容		活動結果	達成状況
省資源・省エネルギー、 廃棄物の減量・リサイクルの推進	電気使用量の削減	目的	平成13年度比1%以上増加しないよう抑制する	平成13年度に比べて0.4%の増加に収まり、目標値を達成することが出来ました。	
		目標	平成13年度比1%以上増加しないよう抑制する		
	都市ガス使用量の削減	目的	平成13年度比1.5%以上削減する	平成13年度に比べて3.9%削減し、目標値を達成することが出来ました。	
		目標	平成13年度比1.0%削減する		
	ガソリン使用量の削減	目的	平成13年度比1.5%以上削減する	平成13年度に比べて21.3%削減し、目標値を達成することが出来ました。	
		目標	平成13年度比1.0%削減する		
	軽油使用量の削減	目的	平成13年度比1.5%以上削減する	平成13年度に比べて3.7%削減し、目標値を達成することが出来ました。	
		目標	平成13年度比1.0%削減する		
	事務用紙使用量の削減	目的	平成13年度比6%以上削減する	平成13年度に比べて44.6%削減し、目標値を達成することが出来ました。	
		目標	平成13年度比4%削減する		
	コピー用紙使用量の削減	目的	平成13年度比6%以上削減する	平成13年度に比べて4.2%削減し、目標値を達成することが出来ました。	
		目標	平成13年度比4%削減する		
	グリーン購入の推進	目的	グリーン購入基準表に掲げる物品について、85%以上とし、項目を追加する	グリーン購入適合率は75%で、目標値を達成することが出来ました。	
		目標	グリーン購入基準表に掲げる物品について、75%以上とし、項目を追加する		
廃棄物の削減	目的	平成13年度比30%以上削減する	平成13年度に比べて37.6%の削減し、目標値を達成することが出来ました。		
	目標	平成13年度比30%削減する			
古紙回収の推進	目的	平成13年度比7.5%以上の古紙回収を推進する	平成13年度回収量に比べ40.1%増加し、目標値を達成することが出来ました。		
	目標	平成13年度比5.0%以上の古紙回収を推進する			

第5章 環境マネジメントシステムの現況

環境保全項目		内 容		活動結果	達成状況
環境基本計画に基づくまちづくりの推進	地球温暖化対策の推進	目的	地球温暖化対策実行計画の推進	温室効果ガス排出量を算出し、公表しました。 (詳細は第6章をご覧ください。)	
		目標	地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス排出量削減の推進		
	公共事業における環境配慮の推進	目的	明石市の公共事業における環境配慮指針に基づく環境配慮の推進	財務部 65.6% (50%未満の工事あり) 市民経済部 88% 土木部 79.3% 都市整備部 84.2% 下水道部 84.3% 水道部 76.5% 教育部 74.2%	×
		目標	環境配慮率の目標値 財務部 全ての工事で50%以上 市民経済部 74%、土木部 76% 都市整備部 83%、下水道部 82.5% 水道部 75%、教育部 70%		
	公共下水道事業の推進	目的	平成17年度末までに市街化区域の下水道人口普及率100%を目指す	平成14年度末、市街化区域の下水道人口普及率は91.0%整備済みで、目標値を達成することが出来ました。	
		目標	平成14年度中に市街化区域の下水道人口普及率88.4%をめざす		
	緑化の推進	目的	平成16年度までに17箇所32,000㎡の公園を整備する	緑の基本計画に基づき緑化を推進しました。6箇所26,076㎡の公園の整備完了。	
目標		緑の基本計画に基づく緑化の推進			
ISO認証取得の支援	目的	事業者の環境マネジメントシステムの導入の支援	ISO9000(1件)、ISO14001(3件)を助成した。		
	目標	事業者への環境マネジメントシステムの導入啓発とISO9000・14001認証取得の支援			
低公害車の導入	目的	低公害車の導入	低公害車導入評価ポイント4.77%達成した。		
	目標	低公害車導入ポイント4.6%を達成			
環境適合型施設管理の推進	明石クリーンセンターにおけるダイオキシン類の適正管理	目的	排ガス及び飛灰から排出されるダイオキシン類の低レベル濃度(上限値:排ガス0.5ngTEQ/Nm <sup>3</sup> )の維持	ダイオキシン類の低レベル濃度を維持しました。	
		目標	排ガス及び飛灰から排出されるダイオキシン類の低レベル濃度(上限値:排ガス0.5ngTEQ/Nm <sup>3</sup> )の維持		
	明石クリーンセンターにおける大気汚染物質の排出濃度の管理	目的	排ガス中の大気汚染物質の低レベル濃度(上限値:ばいじん0.02g/Nm <sup>3</sup> 、いおう酸化物20ppm、窒素酸化物50ppm、塩化水素30ppm)の維持	大気汚染物質の低レベル濃度を維持しました。	
目標		排ガス中の大気汚染物質の低レベル濃度(上限値:ばいじん0.02g/Nm <sup>3</sup> 、いおう酸化物20ppm、窒素酸化物50ppm、塩化水素30ppm)の維持			
明石クリーンセンターにおける売電事業の推進	目的	ごみ焼却熱で発電した余剰電力を売電する	ごみ焼却熱で高効率回転による発電を維持することができました。		
	目標	タービン発電機の高効率運転による発電の維持			

環境目的:平成16年度までの環境目的(特記以外) 環境目標:平成15年度の環境目標  
 評価: 環境目標を達成した項目 × 環境目標を達成できなかった項目

## 4 平成15年度の環境保全活動の状況

### 1 平成15年度環境目標の達成状況

#### (1) 電気使用量の削減

平成13(2001)年度の電気使用量(2,760,525kWh)に対して、平成15(2003)年度の電気使用量(2,770,844 kwh)は0.4%の増加にとどまり、平成13(2001)年度比+1%以上増加しないようにするという環境目標を達成することができました。

電気使用量の削減の取り組みにあたっては、エコオフィス行動指針に基づき、適正な温度管理(冷房時28、暖房時20)や昼休み時間等の不要な照明の消灯(実行率96.3%)、パソコン等の待機電力の削減を行っています。



待機電力

#### (2) 都市ガス使用量の削減

市ガスは、主に本庁舎及び分庁舎の冷暖房用に使用しており、適正な温度管理(冷房時28、暖房時20)により、都市ガス使用量の削減を図っています。平成13(2001)年度の都市ガス使用量(68,260 m<sup>3</sup>)に対して、平成15(2003)年度の都市ガス使用量(65,589 m<sup>3</sup>)は冷暖房温度の適正設定等の取り組みによって、3.9%の削減となり、1.0%削減の環境目標を達成することができました。

#### (3) ガソリンの使用量の削減

平成13(2001)年度のガソリン使用量(114,057 リットル)に対して、平成15(2003)年度のガソリン使用量(89,732 リットル)は21.3%の削減となり、1.0%削減の環境目標を達成することができました。なお、燃費も平成13年度の9.6 km/リットルから平成15(2003)年度は9.8km/リットルに向上しました。

今後も引き続き公用車の使用方法の見直し、エコドライブの推進によってガソリンの使用量の削減を図っていきます。

#### (4) 軽油の使用量の削減

軽油は、マイクロバス等の燃料として使用しています。平成13(2001)年度の軽油使用量(4,826 リットル)に対して、平成15(2003)年度の軽油使用量(4,646 リットル)は3.7%の削減となり、1.0%削減の環境目標を達成することができました。なお、燃費も、平成13(2001)年度6.6 km/リットルから平成15(2003)年度7.0km/リットルに向上しました。

#### (5) 事務用紙使用量の削減

事務用紙の削減としては庁内で使用する共通帳票や封筒、はがきを対象として、封筒の再利用や電子メールの活用等による削減に取り組んでいます。

平成13(2001)年度の事務用紙合計枚数(888,528枚)に対して、平成15(2003)年度の事務用紙合計枚数(461,100枚)は44.6%の削減となり、4.0%削減の環境目標を達成することができました。



**(7) コピー用紙使用量の削減**

平成 13(2001)年度のコピー用紙使用量（A4 換算約 1,063 万枚）に対して、平成 15(2003)年度のコピー用紙使用量（同 1,006 万枚）は 4.2%の削減となり、4.0%削減の環境目標を達成することができました。

コピー用紙使用量削減の取り組みとして、両面コピーの徹底、庁内及び関係機関とのやり取りでの電子メールの積極的な活用等が挙げられます。

**(8) グリーン購入の推進**

平成 15(2003)年度のグリーン購入適合率は 75%となり、環境目標であるグリーン購入適合率 75%を達成することができました。

グリーン購入への取り組みについては、グリーン購入マニュアルに基づき、文房具すべて・用紙類・トナーカートリッジ・印刷物の発注を対象にグリーン購入に取り組んでいます。



**グリーン購入**

**(9) 廃棄物の削減**

使い捨て商品の使用や購入を最小限にし、ごみの排出を抑制することや、ごみの分別の徹底等の取り組みにより、平成 13(2001)年度の廃棄物（ごみ袋の数）21,046 個に対して、平成 15(2003)年度は 12,875 個と 37.6%の削減となり、30.0%削減の環境目標を達成することができました。

**(10) 古紙回収の推進**

古紙を回収し、再生紙業者に再生を委託していますが、平成 13(2001)年度 of 古紙回収量（69,530kg）に対して、平成 15(2003)年度 of 古紙回収量（97,380kg）は 40.1%の増加となり、5.0%増加の環境目標を達成することができました。

**(11) 地球温暖化対策の推進**

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条の規定に基づき、「明石市地球温暖化対策実行計画」を平成 13(2001)年 3 月に策定しましたが、平成 15(2003)年度の明石市の事務事業による温室効果ガス排出量の調査を行ったところ、98,551 t -CO<sub>2</sub> と温室効果ガス排出量の基準値である平成 11(1999)年度値（89,320 t -CO<sub>2</sub>）に比べ 10.3%の増加となっています。原因及び今後の対策等については、第 6 章地球温暖化対策実行計画の現況をご参照ください。

**(12) 公共事業における環境配慮の推進**

明石市が管理する公共事業について、計画段階から環境に配慮し、環境に与える影響の低減に努めるため平成 12(2000)年 9 月に「明石市の公共事業における環境配慮指針」を定め、この配慮指針に基づいて、該当する部毎に平成 15(2003)年度の環境配慮率の目標値を定め、目標達成をめざして公共事業の環境配慮に取り組みました。環境配慮指針に該当した公共工事のうち、環境配慮項目に対して対応できる環境配慮項目が少なかったことが理由で、1 部のみ環境目標を達成することができませんでした。



**(13) 公共下水道の推進**

公共下水道の推進は、国の補助事業の動向や下水道供用開始区域の市民の理解を必要としますが、平成 15(2003)年度末の市街化区域の下水道人口普及率は 91.0%と環境目標(90.3%)を達成することができました。

**(14) 緑化の推進**

環境目的の達成に向け、環境目標である緑の基本計画に基づく緑化の推進を行い、現在までに 6 箇所 26,076m<sup>2</sup>の公園の整備を完了しました。

**(15) ISO 認証取得の支援**

市内事業者への環境マネジメントシステムの導入啓発と市内中小企業者を対象とした ISO9000・14001 認証取得の支援を進め、平成 14(2002)年度は ISO9000 を 1 件、ISO14001 を 3 件助成しました。

**(16) 低公害車の導入**

平成 15(2003)年 1 月 29 日に策定しました明石市低公害車導入計画に基づき、低公害車を導入し、平成 15(2003)年度は低公害車導入評価ポイント 4.77%と、環境目標 4.6%を達成することができました。



低公害車

**(17) 明石クリーンセンターにおけるダイオキシン類の適正管理**

明石クリーンセンターでは、焼却炉運転マニュアルを策定し、運転管理を強化することにより、排ガス及び飛灰から排出されるダイオキシン類の低レベル濃度を維持することができました。



ダイオキシン類

**(18) 明石クリーンセンターにおける大気汚染物質の排出濃度の管理**

焼却炉運転マニュアルに基づく運転管理の強化として、自主管理基準値の設定などの予防措置を講じ、大気汚染物質の低レベル濃度を維持することができました。

**(19) 明石クリーンセンターにおける売電事業の推進**

ごみ焼却熱を利用した発電を行い、明石クリーンセンター及び環境第 2 課での使用電力を除く余剰電力を売電していますが、効率よく(蒸気発生量に対して 60%以上の蒸気の発電へ利用を基準とする)発電し、余剰電力を売電することができました。

## 2 環境管理研修の実施状況

環境マネジメントシステムを導入し、環境に関する取り組みをすすめていくためには、環境意識の高い職員を育成する必要があります。そこで、平成 15(2003)年度は、次の環境管理研修を実施し、環境マネジメントシステムの周知と環境に対する意識啓発を図りました。

### (1) 新採用職員研修

対象:平成 15 年度新採用職員 ..... 28 名

### (2) 書記・技手級研修

対象:書記・技手級職員 ..... 35 名

### (3) 新任係長級研修

対象:新任係長級職員 ..... 34 名

### (4) 新任環境活動責任者・新任管理職研修

対象:新任環境活動責任者(課長等)・新任管理職員 ..... 39 名

### (5) 内部環境監査員養成研修

対象:環境活動総括責任者(部長等)から推薦された内部環境監査員候補者... 30 名

### (6) 内部環境監査フォローアップ研修

対象:内部環境監査責任者、同副責任者  
主任内部環境監査員及び内部環境監査員 ..... 65 名

### (7) 一般研修

環境活動責任者(課長等)が課の職員に対して行いました。

### (8) 専門研修

環境に著しい影響を及ぼす可能性のある特定業務(冷熱源設備運転管理業務等 10 業務)に従事する職員に対して行いました。

## 3 環境管理情報(苦情・要望等)

平成 15(2003)年度における環境マネジメントシステムに関して、環境管理推進事務局に寄せられた苦情又は要望等は 2 件ありました。

1 件は、公用車が長時間アイドリングをしていたことについての苦情で、環境管理責任者(総務部長)に報告するとともに、庁内向けメールマガジンにおいて、アイドリングストップを含めたエコオフィス活動の推進について周知しました。

もう 1 件は、ソフトのバージョンが低いパソコンから印刷した環境方針の市民向けピラの文字が読めないとの苦情で、印刷にあたっては、ソフトのアップグレードを行うよう、環境管理責任者(総務部長)に報告するとともに、各課にメールで呼びかけました。

## 4 内部環境監査の実施状況

内部環境監査は、明石市が定めた環境マネジメントシステムが、ISO14001 規格の要求事項に適合し、かつ、適切に確立され、実施され、維持され、及び管理されているかを評価することを目的としています。また、環境管理総括者(市長)による見直しの際に内部環境監査結果の報告書として情報提供されます。

### (1) 内部環境監査体制

市長から任命された内部環境監査責任者、同副責任者、主任内部環境監査員及び内部環境

監査員で内部環境監査体制を構成しており、平成 15(2003)年度には 29 名の内部環境監査員を養成したことにより、総勢 93 名となっています。

**(2) 内部環境監査対象**

環境管理責任者、適用範囲の全ての部局（17）及び課（76）、環境管理推進事務局

**(3) 内部環境監査結果**

平成 15(2003)年 10 月 7 日から 11 月 28 日までという日程で内部環境監査を行い、結果は軽微な不適合が 3 件、観察事項（不適合には該当しないが、そのまま放置すると「軽微な不適合」になる可能性のある事項）が 21 件ありました。いずれも是正措置は完了しています。

表 5-2 平成 15 年度内部環境監査の結果概要

種類	件数	主な内容
軽微な不適合	3 件	明石市火災予防条例において設置が義務付けられている、防火に関して必要な事項を記載した標識が破損していた 等
観察事項	21 件	実施時期内に一般研修が行われていなかった ごみ分別が徹底されていなかった 等

**5 更新審査**

ISO の認証登録の有効期限は 3 年であり、3 年毎に登録の更新審査を受けなければなりません。更新審査とは、3 年間を通じて改善されてきた明石市環境マネジメントシステムについて、ISO14001 規格への適合性とその効果により、再度、登録を与えることの是非を判断する審査であり、認証登録から 3 年が経過した明石市では、平成 15(2003)年度に、(株)日本環境認証機構（JACO）による更新審査を受けました。

**(1) 更新審査の期間**

平成 15(2003)年 2 月 17 日から 19 日までの 3 日間

**(2) 審査結果**

平成 15(2003)年度の更新審査で、明石市環境マネジメントシステムは ISO14001 の要求事項に適合し、有効に稼動していると評価されました。

その他、観察事項としては、審査員より 3 点の指摘されました。

表 5-3 更新審査における主な評価事項

<p>環境管理責任者、各部局長、課室長、環境活動責任者、推進員、事務局を中心に全員活動でシステム、パフォーマンスの改善が継続的にブラッシュアップし、実行され成果を上げています。</p> <p>全員活動によるオフィス活動の取り組み、環境基本計画に基づくまちづくりの推進等、過去 3 年間の環境マネジメントシステムの主な改善実施と時期ステップでも更なる改善に取り組まれています。</p>
---

表 5-5 更新審査において指摘された察事項

ISO14001 要求事項項目		評価	審査員からの指摘
4.3.2	法的及びその他の要求事項	観察事項	環境法令等登録業者に、一部登録漏れがあります。
4.4.6	運用管理	観察事項	クリーンセンターの苛性ソーダをタンクローで受け入れています、受け入れ口の受け皿に苛性ソーダの白い結晶が残っており、要求事項の伝達が行われたか、状況から判断して疑問です。
4.5.4	環境マネジメントシステム監査	観察事項	内部環境監査の指摘事項の是正が行われていますが、原因と指摘内容が同じようなものが一部に見られます。

## 6 環境管理総括者（市長）による見直し

環境マネジメントシステムの見直しは、年度末に環境管理総括者（市長）によって行われますが、平成 15(2003)年度の見直しは平成 16(2004)年 3 月 31 日に行われました。その際の指示事項については、次のとおりです。

表 5-6 平成 16 年 3 月 31 日の見直しにおける指示事項

<p>環境マネジメントシステムは、経営改善のツールであることから、環境方針を見直し、環境マネジメントシステムの推進により行政経営の改善をめざすことに言及すること。</p>
<p>エコオフィス活動や施設管理の取り組みは、一定の成果を上げていると考えられる。今後は、部門毎の P D C A サイクルを確実に実行させ、環境パフォーマンスを高めていくことが重要であることから、環境目的及び環境目標については、部門毎に設定すること。</p>
<p>環境マネジメントシステムの最大の特徴が内部環境監査であり、いかに有効に機能するかが行政経営の改善の成果につなげる重大なポイントであることから、内部環境監査のさらなるレベルアップを図ること。</p>

## 5 平成16年度の環境目的及び環境目標

## 1 環境に有意な施策事業

環境マネジメントシステムと本来業務の融合を図り、これにより行政経営の改善を目指すために、平成16(2004)年度より各部門の環境に有意な施策事業について、各部独自で環境目的・環境目標の設定を行っています。

事務事業名	環境側面	環境目的	環境目標
	(環境に対して効果があると思われる内容)	(3～5年後の中・長期的な到達点)	(今年度の到達点)
<b>政策部</b>			
<b>(政策室)</b>			
第4次長期総合計画の推進に関する事務	第4次長期総合計画の推進	市民の生活環境の向上	実施予定事業の進捗管理
大蔵海岸整備事業	大蔵海岸整備事業の推進	市民の生活環境の向上	企業誘致の推進
広域都市行政に関する事務	広域都市行政の推進	市民の生活環境の向上	近隣都市との連携の強化及び幅広い交流の推進
市域の変更等に関する事務	市域変更の推進	市民の生活環境の向上	市域変更地点の監視
大規模小売店舗立地法に基づく意見調整に関する事務	大規模小売店舗立地法に基づく意見調整の推進	地域の生活環境の保持	大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定に基づく意見の調整
地下水の保全に関する事務	地下水保全の推進	地下水の保全	明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第5章第1節の規定に基づく届出書の受理
国土利用計画法に基づく意見具申に関する事務	国土利用計画法に基づく意見具申の推進	市民の生活環境の向上	国土利用計画法に基づく意見具申
<b>総務部</b>			
<b>(総務課)</b>			
文書管理事務事業(古紙回収)	ごみ減量化・資源化の推進	庁内古紙回収の推進及び職員のリサイクル意識の向上	平成13年度比7.5%以上の古紙回収の推進
<b>(人事課)</b>			
内部研修事業	各階層での環境関連研修の実施	環境意識の高い職員の育成	新規採用職員研修及び新任専門員研修での環境問題に関するプログラムの実施
<b>(情報管理課)</b>			
電子計算処理システム管理運営事業	ホスト機を利用した住民情報システムの管理運営	紙使用量の削減	各種台帳の洗い出し及び電子化の優先順位付け
電子市役所整備促進事業	電子市役所の整備促進	紙使用量の削減	情報の電子化・共有化を図ることにより紙使用量の低減を図る。
<b>健康福祉部</b>			
<b>(高年福祉課)</b>			
高年クラブ活動促進事業(地域美化)	パートナーシップの推進	高年クラブの活性化・活動強化を図るため、担い手である高年クラブ参加(加入)者の増強を図る。	会員数の前年度比1%増を維持する。

第5章 環境マネジメントシステムの現況

事務事業名	環境側面	環境目的	環境目標
<b>( 障害福祉課 )</b>			
福祉のまちづくり推進事業	生活環境の整備	バリアフリーのまちづくりの推進	高齢者・障害者等にやさしいまちづくりの推進
<b>環境部</b>			
<b>( 環境政策課 )</b>			
環境監視事業(大気、水質、騒音等)	環境監視の推進	効果的な環境政策を組み立てるために必要な環境データを収集する。	大気汚染防止法に基づき大気汚染の監視を行う
			水質汚濁防止法に基づき水質汚濁の監視を行う
			騒音防止法に基づき自動車騒音の監視を行う
			環境調査の実施
環境基本計画等推進事業	環境基本計画の推進	環境基本計画の各施策を実施することによって、地球と地域の環境改善や向上を実現する。 環境基本計画の取り組みをわかりやすく市民に説明する。 パートナーシップによって環境基本計画を見直し、新計画を策定する。	環境基本計画の各施策の実施し、その評価を行う。
			市民にわかりやすい年次報告書を冊子や Web にて発行する。
			パートナーシップによる見直し組織設立のために、市民・職員の人材育成を行う。
ISO14001 運用事業	ISO14001 の推進	ISO14001 の取り組みを通じて、環境への貢献や行政経営の改善を行う。	行政経営改善に役立つように環境マネジメントシステムを改善する。
ISO14001 認証取得・運用支援事業	ISO14001 の認証取得や運用についての支援	事業者の環境マネジメントシステムの導入や運用に関する支援を行うことにより、事業者の環境貢献を推進させる。	事業者の環境マネジメントシステムの導入や運用に関する助言や支援を行う。
地球温暖化対策推進事業	地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策実行計画の推進	地球温暖化対策実行計画の推進
低公害車導入事業	低公害車の導入	低公害車を導入することにより、大気汚染や地球温暖化の改善を行う。	低公害車導入計画にもとづき、低公害車の導入評価ポイント7.3%を達成する。
環境に係る事業者への規制・指導事業	事業者への規制・指導の推進	事業者への規制・指導を行うことにより、汚染の未然防止や環境の改善を実現する。	水質汚濁防止法等に基づき立ち入り検査を行う。 法令等に基づく立入検査・届出受理
環境共生啓発事業(環境保全意識の形成)	パートナーシップの推進	効果的で、すばらしい環境への取り組みを実現するため、市民・NPO・事業者とのパートナーシップを推進・拡大する。  環境の現状や取り組みについての意識の向上や改革を推進する。	パートナーシップ組織の設立準備
			明石の自然とまちづくりネットの推進
			地球温暖化防止活動推進員との協働
			環境学習支援制度の推進
			環境啓発事業の実施
			ホームページによる情報発信
			市職員への情報発信
環境美化推進事業(散乱ごみ、ふん害の防止)	美化の推進	美化の推進	ポイ捨て・ふん害に対する啓発事業の実施



事務事業名	環境側面	環境目的	環境目標
<b>(環境第1課)</b>			
し尿収集運搬事業	し尿処理事業の推進	環境保全の推進	地域での環境保全活動を推進する
清掃総務一般事務事業(浄化槽の啓発)	パートナーシップの推進	環境保全に関する啓発	地域での環境保全啓発事業を推進する
<b>(ごみ対策課)</b>			
分別収集の拡大(分別収集細分化事業)	ごみの減量化・資源化・適正処理の推進	プラ製容器包装の分別収集の拡大	モデル事業の実施
ホームページの運営(リサイクルプラザ運営事業)	ごみの減量化・資源化・適正処理の情報提供・普及啓発	ごみの減量化・資源化・適正処理の推進	11月実施の分別収集変更等のホームページの更新
再生家具展示会の開催(リサイクルプラザ運営事業)	ごみの減量化・資源化・適正処理の情報提供・普及啓発	ごみの減量化・資源化・適正処理の推進	平成15年度に比べて回数増
再生資源集団回収助成事業	ごみの減量化・資源化・適正処理の推進	ごみの減量化・資源化・適正処理の推進	新規活動団体の登録増
カレットびん集団回収(再生資源集団回収助成事業)	ごみの減量化・資源化・適正処理の推進	ごみの減量化・資源化・適正処理の推進	実施団体数の増
大規模事業用建築物所有者等の減量化計画書の提出(ごみ減量化啓発事業)	ごみの減量化・資源化・適正処理の推進	事業者のごみ抑制活動の促進	計画書の提出義務づけによる基礎データの把握と事業者指導のための基礎資料を収集する。
環境副読本の作成(ごみ減量化啓発事業)	環境教育の推進	ごみの減量化・資源化・適正処理の推進	副読本を作成し、市内全校の小学4年生(授業用に活用)へ配布する。
ごみ減量推進員(粗大ごみ収集運搬事業)	市民協働によるごみの減量化・資源化・適正処理の推進	ごみの減量化・資源化・適正処理の推進	地域におけるごみ減量・リサイクル・適正分別の推進
ごみ処理計画の進行管理	ごみの減量化・資源化・適正処理の推進	ごみの減量化・資源化・適正処理の推進	ごみの減量化・資源化・適正処理の推進
<b>(環境第2課)</b>			
ごみ収集運搬事業	廃棄物処理事業の推進	一般廃棄物の減量化・資源化・適正処理	分別収集を拡大し、廃棄物の適正処理および資源物の有効利用を促進する。
粗大ごみ収集運搬事業	廃棄物処理事業の推進	一般廃棄物の減量化・資源化・適正処理	粗大ごみの戸別有料化を行い、ごみの減量・リサイクルを推進する。
<b>(明石クリーンセンター)</b>			
焼却施設運営事業	ごみ焼却による発電	ごみ焼却熱で発電した余剰電力を売電する	タービン発電機の高効率運転による発電の維持
<b>産業振興部</b>			
<b>(商工労政課)</b>			
工場の設置届けに係る事務(工場立地の適正化)	事業者への規制・指導の推進	適正な工場立地による環境の保全を推進	準則に沿った工場の立地を促進
中小企業融資制度利子補給(公害・共同)(融資による公害防止設備等の推進)	事業者支援の推進	事業者の環境保全活動の推進	公害苦情の解決や環境中の汚染物質の低減を図る
<b>(農水産課)</b>			
藻場及び餌料生物生産場造成事業	水産資源事業の推進	藻場魚礁の設置により、魚類、底生生物などの動植物が生息できる環境を確保する。	
漁場造成等事業	漁場造成等事業の推進	魚礁設置により、新たな漁場を造成し、魚類の維持増大を図る。	魚礁を製作し、沿岸域の好適地に設置し、漁場造成を行う。
土地改良事業	土地改良事業の推進	環境に配慮した計画・設計・施工	農村環境計画の策定



第5章 環境マネジメントシステムの現況

事務事業名	環境側面	環境目的	環境目標
<b>(市立市民会館)</b>			
市民会館運営事業	環境負荷の低減等	事業に係る事務所の紙・ごみ・電気使用量の削減	事業に係る事務所の紙・ごみ・電気使用量の削減
市民会館自主事業	環境負荷の低減等	事業に係る紙・ごみ・電気使用量の削減	事業に係る紙・ごみ・電気使用量の削減
<b>土木部</b>			
<b>(土木総務課)</b>			
水防水難救助事務事業(水防に対する啓発・出勤)	被害の軽減	環境保全に関する活動及び促進	水災の被害を最小限に抑え、環境保全に資する
<b>(道路計画課)</b>			
道路整備事業	道路整備事業の推進	道路整備(34路線)により、環境への負荷を軽減する	道路整備(13路線)完成により、環境への負荷を軽減する
鉄道駅周辺整備	公共交通への転換の促進	駅周辺整備(JR魚住駅・西明石駅、山電東二見駅・西二見駅)により、公共交通への転換を図る	山電東二見駅周辺整備完成により、公共交通への転換を図る
歩道整備事業	歩道整備の推進	歩道整備(16路線)により、安全・快適な歩行空間の確保を図る	歩道整備(12路線)完成により、安全・快適な歩行空間の確保を図る
交通安全啓発・教育事業	交通安全思想の普及	交通安全教育及び啓発活動(年間100回)により、市民の交通安全意識の向上を図る	交通安全教育及び啓発活動(年間100回)により、市民の交通安全意識の向上を図る
明石高砂線交通安全対策事業	交通安全の向上	アクションプログラムに基づく交通安全対策の実施	ヒヤリハットマップの配布とP Iの実施 アクションプログラムの作成
電線共同溝整備事業	電線類の地中化	電線類地中化(路線)により、良好な都市景観の形成、安全・快適な歩行空間の確保を図る	電線類地中化(路線)により、良好な都市景観の形成、安全・快適な歩行空間の確保を図る
コミュニティバス運行社会実験	公共交通機関の利用促進	コミュニティバス運行により、公共交通機関の利用促進を図る(利用者数H16:約63000人、H17:約151000人)	コミュニティバス運行により、公共交通機関の利用促進を図る(利用者数H16:約63000人)
地方バスへの補助	バス路線の維持確保	公共交通機関の利用促進	利用しやすい交通体系の確立を資することにより環境への負荷をより低減させる
<b>(駐車・駐輪対策課)</b>			
附置義務条例届出受理	建築物への駐車場設置の義務付け	良好な都市機能の確保	適用地区における道路交通の円滑化と都市機能の維持・増進を図る。
開発協議(駐車場)	建築物への駐車場設置の行政指導	良好な都市機能の確保	道路交通の円滑化と都市機能の維持・増進を図る。
違法駐車防止対策事業	交通環境の改善	良好な都市機能の確保	道路交通の円滑化と都市機能の維持・増進を図る。
駐車場事業	交通環境の改善	路上駐車による安全で円滑な交通の確保	年間約16万台の駐車台数を確保
路外駐車場設置届出等受理	路外駐車場構造等の審査	良好な都市機能の確保	道路交通の円滑化と都市機能の維持・増進を図る。
自転車駐車場管理運営事業	交通環境の向上	良好な生活・交通環境の確保	良好な生活・交通環境の保全、確保
自転車駐車場整備事業	交通環境の向上	良好な都市景観・交通環境の確保	良好な生活・交通環境の保全、確保
放置自転車対策事業(放置自転車の整理・撤去・保管)	交通環境の向上	良好な都市景観・交通環境の確保	公共の場所における自転車の放置防止を図り、良好な生活・交通環境を保持する。

事務事業名	環境側面	環境目的	環境目標
<b>都市整備部</b>			
<b>(都市計画課)</b>			
都市景観形成事務事業	アメニティの向上	地域や市民生活の快適環境の向上	市民・事業者等の都市景観形成意識の向上を図る
屋外広告物規制事務事業	アメニティの向上	地域や市民生活の快適環境の向上	事業者等の景観形成意識の向上を図る
西明石駅南地区再整備調査・検討事業	地域活性化の支援	地域や市民生活の快適環境の向上	市民と行政の役割分担意識の向上を図る
住居表示整備事業	住環境改善	良好な住環境整備の推進	住居表示の実施に向けて地元調整を積極的に進める
まちづくり活動支援事業	住環境改善支援	良好な住環境の保全と創造	計画(素案)づくりの支援
地区計画推進事業	居住環境の向上	良好な住環境の形成・保全	各地域にふさわしい良好な住環境を形成・保全するために地区計画制度を活用する
都市計画支援システム事務事業	システムの構築及び保守管理	都市計画情報の提供 都市計画業務の効率化	都市計画情報を正確・迅速に入手できるようにする
都市計画方針検討調査事業	適正な土地利用の誘導	適正な土地利用の実現	土地利用方針に基づいた適正で効率的な土地利用の実現に向けた方針を検討する
<b>(再開発課)</b>			
市街地再開発事業	市街地の整備改善	地域や市民生活の快適環境の向上	事業実施に向けての支援
住環境整備事業(狭隘道路や老朽住宅の改善)	住環境整備事業の推進	地域や市民生活の快適環境の向上	計画中の事業の推進
<b>(区画整理課)</b>			
組合施行土地区画整理事業(住宅の利用の増進)	住宅事業の推進	都市景観に配慮した街づくりの推進	事業の推進
西明石土地区画整理事業(土木工事)	土地区画整理事業の推進	環境に配慮した公共工事の促進	環境への負荷を軽減する
西明石土地区画整理事業(計画)	土地区画整理事業の推進	土地の効率的な利用等による環境負荷の少ない街づくりの推進	事業の推進
組合施行土地区画整理事業	土地区画整理事業の計画・指導	土地の効率的な利用等による環境負荷の少ない街づくりの推進	事業の推進
<b>(公園緑地課)</b>			
公園維持管理事業	緑化の維持	良好な都市景観の保全・創造	良好な都市景観の要素となるオープンスペースを都市公園として法的に担保し、良好な都市景観の保全・創造を進める。
緑化公園協会委託事業(公園の維持管理及び運営)	緑化の維持	良好な都市景観の保全・創造	良好な都市景観の要素となるオープンスペースを都市公園として法的に担保し、良好な都市景観の保全・創造を進める。
公園整備事業	緑化の維持・推進	緑の基本計画に基づき緑化事業の推進	6箇所の公園で0.3haの整備を行う。
市制施行記念等植樹祭事業	緑化の推進	緑の基本計画に基づき緑化事業の推進	植樹祭に参加した市民に苗木を配付し、地域と一体となった緑化活動を展開する。
緑化推進事業	緑化の推進	緑の基本計画に基づき緑化事業の推進	家庭等で不要となった樹木のリサイクル
緑化推進事業(緑化思想の啓蒙)	パートナーシップの推進	緑の基本計画に基づき緑化事業の推進	緑化意識の向上

第5章 環境マネジメントシステムの現況

事務事業名	環境側面	環境目的	環境目標
<b>(住宅課)</b>			
市営住宅維持管理事業	市営住宅維持管理の推進	環境負荷の低減	事業の推進にあたり、環境面にも配慮する
市営住宅改善事業	市営住宅改善事業の推進	環境負荷の低減	事業の推進にあたり、環境面にも配慮する
市営住宅建設事業	市営住宅建設事業の推進	環境負荷の低減	事業の推進にあたり、環境面にも配慮する
<b>(開発審査課)</b>			
開発許可等事務事業	まちづくりの推進	良好な宅地開発の促進	開発事業者等への指導、検査の充実
<b>(建築指導課)</b>			
建築指導事務事業(監察事務等)	まちづくりの推進	市民生活の安全確保	違反建築物の是正、危険家屋等の把握と改善
狭あい道路整備事業	道路整備の推進	良好な生活環境の形成、都市機能の向上	建築行為等に係る後退道路用地の確保及び道路整備の推進
建築指導事務事業(許認可等)	まちづくりの推進	良好な生活環境の形成、都市機能の向上	都市計画部局との連携を図り、良好な居住環境の形成に努める。
調整事務事業	まちづくりの推進	良好な居住及び生活環境を創造すること	周辺環境に影響を及ぼすおそれのある土地利用を行う際に必要な基準や手続きを設けること
<b>(建築審査課)</b>			
建設リサイクル法事務事業	再資源化等の推進	建設副産物の抑制・資源化・減量化・適正化	発注者・元請業者への届出義務の啓蒙、啓発を強化
建築審査事務事業	安全・安心のまちづくりの推進	違反建築物を未然に防止し住みよい住環境を供給する。	工事監理の適正化を図り、検査率の向上を目指す。
<b>(大久保駅前区画整理事務所)</b>			
大久保駅前土地区画整理事業	土地区画整理事業の推進	都市基盤整備の促進	明石市の公共工事における環境配慮指針の実施
大久保駅前東西工区土地区画整理事業(建物移転:建物等取り壊し工事等の発生)	土地区画整理事業の推進	埃・騒音・振動対策の推進	埃・騒音・振動対策の関係者への周知・指導
<b>下水道部</b>			
<b>(下水道総務課)</b>			
下水道事業のPR	パートナーシップの推進	下水道事業の円滑な推進に向けた啓発活動強化	下水道施設の維持管理と費用負担についての合意形成を図る
<b>(下水道管理課)</b>			
貸付金、助成金事務事業	下水道事業の推進	水環境の保全	処理区域内において、水洗便所改造工事及び浄化槽廃止工事を行なう者に対し助成金の交付及び資金の貸付を行う。
管渠(支管)整備工事	下水道事業の推進	水環境の保全	私道部分に公共下水道を布設し、普及率(水洗化)の向上
管渠更生事業	廃棄物、残土の排出による処分場等への影響の軽減 騒音・悪臭の発生による生活環境への影響の軽減	水環境の保全	非開削工法による改築工事にて、下水道管路施設の延命化及び新たな耐用年数の確保
水洗便所普及事業	下水道事業の推進 水洗化の促進	水環境の保全	未水洗化世帯等に対する水洗化の普及促進を図る

事務事業名	環境側面	環境目的	環境目標
<b>(下水道建設課)</b>			
下水道整備事業	下水道事業の推進	生活環境の改善 公共用水域の水質保全	水洗化普及率 (H15.3時点 91.0%)
<b>水道部</b>			
<b>(工務課)</b>			
原浄水施設整備事業 (工務課)	施設整備に伴う電気使用量削減	浄配水場等の使用電気を平成20年度には、基準年度(平成15年度)より5%削減する。	浄配水場等の使用電気を前年度より1%削減する。
配水施設整備事業 (工務課)			
<b>(給水課)</b>			
老朽管整備事業 (給水課)	・漏水量の低減 ・破損事故の減少 ・配水機能の維持	平成30年度(15か年)で更新	3,300mを更新する。
<b>(浄水課)</b>			
原浄水施設整備事業 (浄水課)	施設整備に伴う電気使用量削減	浄配水場等の使用電気を平成20年度には、基準年度(平成15年度)より5%削減する。	浄配水場等の使用電気を前年度より1%削減する。
配水施設整備事業 (浄水課)			
<b>教育委員会事務局</b>			
<b>(総務課)</b>			
みんなで学校園を美しくする運動事業	教育環境の整備	快適な教育環境の維持管理とともに、愛校心の醸成による地域環境への好影響	運動の展開による教育環境の整備
<b>(体育保健課)</b>			
生涯スポーツ推進事業	市民活動の助成	市民がスポーツに親しめる環境づくり	スポーツ教室、大会の実施により、スポーツ活動に機会を提供する
総合型地域スポーツクラブ推進事業	市民活動の助成	市民がスポーツに親しめる環境づくり	各小学校区でのスポーツクラブ21(総合型地域スポーツクラブ)の設立・運営支援
学校給食衛生管理事業	施設整備	給食による児童の食育	ドライ運用5校による給食室の衛生面の向上
学校保健管理事業	施設整備	治療だけでなく心の安らぐ保健室づくり	保健室の衛生面の向上
<b>消防本部</b>			
<b>(総務課)</b>			
消防署所施設整備事業	消防署所施設の整備	災害時における防災拠点の充実強化を図り、安全に暮らせるまちづくりを推進	整備計画に基づき、署所の計画的な整備を行う。
職員採用安全衛生事業	危機管理の向上	人材育成と職場の環境保全	ふさわしい人材の確保と職員の安全と健康を守ることで消防力を充実させる。
消防団活動事業	危機管理の向上	地域防災体制の中核的存在として消防団活動を運営し、災害発生の防止に努める。	地域防災への対応力を発揮できる環境整備を図ることで、災害防ぎよの構築を図る。
消防団施設整備事業	危機管理の向上	地域における消防防災拠点の充実強化を図り、安全に暮らせるまちづくりを推進	整備計画に基づき、詰所等の計画的な整備を行う。

第5章 環境マネジメントシステムの現況

事務事業名	環境側面	環境目的	環境目標
消防本部運営事業	危機管理の向上	組織機構を統括し、事務および行事の円滑化を図ることで、安全に暮らせるまちづくりを推進	適正な人事管理と経費の削減に努めるとともに、行事を機能的に運営し、火災予防の啓蒙を図る。
<b>( 警防課 )</b>			
警防活動事業（警防活動の支援）	危機管理の向上	災害による被害軽減に全力を挙げ、二次事故防止を図る	火災、事故等の未然防止、早期対応を図り、環境保全に資すること
消防車両整備事業	危機管理の向上	公用車事故防止に有効な装備の導入を推進するとともに、Nox、PM法規制対象車両の更新を図り環境保全に努める	公用車事故減少に努力するとともに、規制対象車を計画的に更新し、適合車両を安全に運行して環境保全に努める
消火栓新設・維持管理事業（消火栓新設、補修工事）	火災鎮圧の早期化による環境負荷の低減等	効率的な消火活動の促進	消防水利の基準に基づく設置数を満足する消火栓の計画的な整備を行なうこと
防火水槽整備事業（防火水槽設置工事）	火災鎮圧の早期化による環境負荷の低減等	効率的な消火活動の促進	整備計画に基づき、防火水槽の計画的な整備を行なうこと
救急救助高度化事業	救命率向上技術等の推進	より多くの市民による心肺蘇生法を指導するなど市民救命率の向上を図り、安全に暮らせるまちづくり	救急事故発生時、市民による初期段階の心肺蘇生法実施に伴う市民救命率の向上
通信施設整備事業	緊急消防情報システムの充実強化	車両動態管理装置により発災現場直近消防隊を出勤させ、現場到着時間及び走行距離短縮を図り環境保全を促進	災害発生現場直近の車両に出勤指令し、現場到着時間短縮と走行距離短縮を図ることによって環境保全を促進する
<b>( 予防課 )</b>			
予防活動事業（危険物規制事務）	火災及び漏えい等災害事故の被害抑制	火災・漏えい等による大気・環境汚染等の抑制	事業所等における災害発生等の防止を図り、環境汚染等の防止を図る。
住宅防火対策事業	住宅火災でのCO <sub>2</sub> の排出軽減・環境汚染の低減	住宅火災の減少による大気環境の保全	住宅からの出火件数の抑制を図る。
予防活動事業（一般予防・設備指導）	火災等災害事故の被害抑制	火災等による大気・環境汚染等の抑制	消防用設備の効果的な設置指導及び防火管理の指導を行い、出火件数の抑制を図る。
自主防災組織活動支援事業	地震等による被害の軽減	地震等による被害の軽減と環境の保全	地震等による被害の軽減
防災センター運営事業	地震等による被害の軽減	地震等による被害の軽減と環境の保全	地震等による被害の軽減
<b>( 消防署 )</b>			
消防署運営事業	危機管理の向上	火災の発生を未然に防止し、被害の拡大を防ぐ	市民に対し防火意識を啓発するとともに、自主防災組織等に対して訓練指導を実施し、火災件数及び焼損面積を減少させる
		火災・漏洩による少量危険物施設の事故防止を図る	少量危険物施設の事故防止を図る

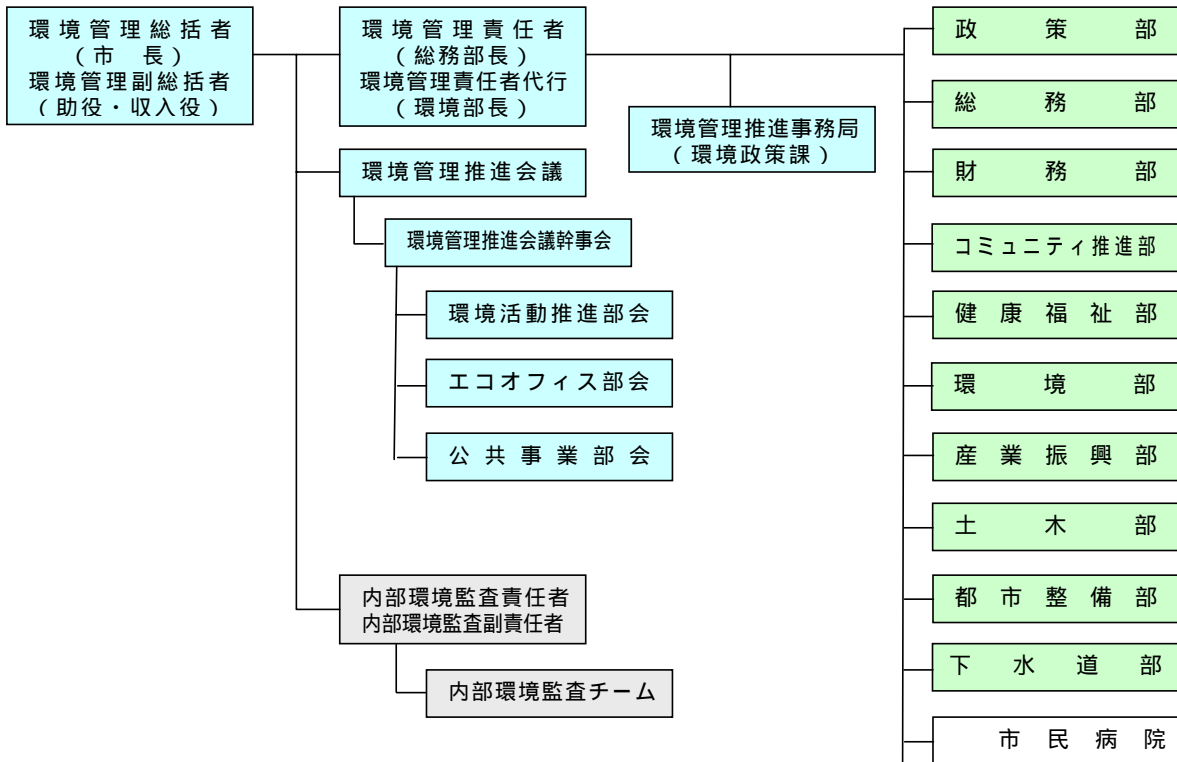


## 2 環境に悪い影響（負荷）をもつ事務事業

エコオフィス活動については、従来どおり全庁的な目的・目標の設定とし、環境に負荷を与える事業についても、従来どおり著しい環境側面として抽出されたもののみを、環境目的・環境目標を設定しています。

事務事業名	著しい環境側面	環境目的	環境目標	単年度数値目標
	(環境に対して著しい負荷があると思われる内容)	(3～5年後の中・長期的な到達点)	(今年度の到達点)	16年度
<b>市全体</b>				
事務活動	電気の消費	エコオフィス活動により、環境負荷を低減するとともに、事務の効率とコストパフォーマンスを高める。	電気使用量の削減	平成13年度比1%以上増加しないように抑制
	都市ガスの消費		都市ガスの削減	平成13年度比1.5%以上削減
	ガソリンの消費		ガソリン使用量の削減	平成13年度比1.5%以上削減
	事務用紙類の消費		事務用紙使用量の削減	平成13年度比6%以上削減
	コピー用紙の消費		コピー用紙使用量の削減	平成13年度比6%以上削減
	事務用品の消費		グリーン購入の推進	グリーン購入マニュアルに掲げる物品について85%以上
	一般廃棄物の排出		廃棄物の削減	平成13年度比30%以上削減
<b>関係部局</b>				
公共工事	公共工事	公共事業における環境配慮の推進	公共事業における環境配慮指針に基づく環境配慮の推進	財務部：すべての工事で環境配慮率50%以上 産業振興部：75% 土木部：80% 都市整備部：83% 下水道部：85% 水道部：75% 教育委員会事務局：75%
<b>環境部（明石クリーンセンター）</b>				
焼却施設運営事業	ダイオキシンの排出	排ガス及び飛灰からのダイオキシン類のレベルの管理	排ガス及び飛灰からのダイオキシン類の低レベル濃度の維持	上限値 0.5ngTEQ/N m <sup>3</sup>
	大気汚染物質の排出	排ガス中の大気汚染物質のレベルの管理	排ガス中の大気汚染物質の低レベル濃度の維持	上限値：ばいじん 0.02/N m <sup>3</sup> 、いおう酸化物 20ppm、窒素酸化物 50ppm、塩化水素 30ppm

## 6 環境管理推進組織



### 環境管理推進会議体制

#### 環境管理推進会議

会 長 : 助役                      副 会 長 : 助役  
 委 員 : 収入役、教育長、理事、各部局長  
 所管事務 : 市全体の環境目的及び環境目標の設定  
                  環境マネジメントプログラム  
                  環境目的及び環境目標の達成度の監視及び測定 他

#### 環境管理推進会議幹事会

幹 事 長 : 環境政策課長              副幹事長 : 総務課長  
 幹 事 : 各部局庶務担当課長  
 事務所管 : 環境管理推進会議の事務補助

#### 環境活動推進部会

部 会 長 : 環境政策課長      副部会長 : 総務課総務係長  
 部 員 : 各部局庶務担当課庶務担当係長等  
 所管事務 : 環境マネジメントシステム運用における部局間調整等

#### エコオフィス部会

部 会 長 : 管財課長                      副部会長 : 契約課係長  
 部 員 : 関係課係長  
 所管事務 : エコオフィス活動における環境目標案の検討  
                  及び運用結果の取りまとめ

#### 公共事業部会

部 会 長 : 道路計画課長                      副部会長 : 工事検査課係長  
 部 員 : 関係課係長  
 所管事務 : 公共工事に係る環境配慮行動案の検討  
                  及び運用結果の取りまとめ

市民病院事務局及び交通部は、ISO14001の適用範囲外です。



## 第6章

### 地球温暖化対策実行計画の現況

## 第6章 地球温暖化対策実行計画の現況

明石市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、明石市の事務・事業に係る温室効果ガスの排出抑制等の措置を定めた「明石市地球温暖化対策実行計画」を平成13(2001)年3月に策定しました。この法律の規定により、明石市が実行計画に基づく措置の実施状況(温室効果ガスの総排出量を含みます。)を毎年公表します。

### マークについて



ノート型マークは、巻末の参考資料の「用語集」に用語の説明があることを示します。



地球温暖化

温室効果ガス

明石市地球温暖化対策実行計画に関するお問合せ先

明石市環境部環境政策課計画係

TEL (078)918-5029 / FAX (078)918-5107

e-mail : plan-ems@city.akashi.hyogo.jp

明石市地球温暖化対策実行計画は以下の環境政策課 Web サイトからダウンロードできます  
(URL) [http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyoku/kankyoku\\_s\\_ka/ecoist/index.html](http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyoku/kankyoku_s_ka/ecoist/index.html)

## 1 明石市地球温暖化対策実行計画の概要

### 1 地球温暖化に対する取り組み

地球温暖化防止に関して、平成4(1992)年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、同年のブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)では、世界中の多くの国が署名を行い、平成6(1994)年には同条約が発効しました。これを受けて平成7(1995)年に第1回締約国会議(COP1)がドイツのベルリンで開かれ、「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。そして、平成9(1997)年には第3回締約国会議(COP3)が京都で開催され、京都議定書が採択されました。この中で日本は、「温室効果ガスの総排出量を平成20(2008)年から平成24(2012)年の第1約束期間に、平成2(1990)年レベルから6%削減する」との目標が定められました。

このような国際的な動きを受けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11(1999)年4月に施行されました。



気候変動に関する国際連合枠組条約

締約国会議

京都議定書

### 2 実行計画の目的及び範囲

明石市は、職員数や事務・事業量から見て、市内でも最大規模の事業所であることから、市自らの事務・事業活動に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することによって、地域の

温室効果ガスの実質的な抑制を図るとともに、市民・事業者の自主的な取り組みの推進につながることを目的としています。

そこで、実行計画は、市の全ての事務・事業とするため、市役所や出先機関だけでなく市立学校園も対象としています。ただし、市民や事業者の活動に伴って排出される温室効果ガスは対象外となります。

### 3 実行計画の期間

実行計画は、平成 13(2001)年度を初年度とし、平成 17(2005)年度を目標年度とする 5 年間で第 1 次の計画期間とし、この間の実績や技術的進歩、国や国際的動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。なお、市の事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量については、平成 11 年度を基準年度とします。

### 4 実行計画の目標設定の考え方

京都議定書で決められた日本の目標は「平成 20(2008)年から平成 24(2012)年の第 1 約束期間に、平成 2(1990)年レベルから 6%削減する」こととなっています。一方、日本における平成 10(1998)年度の温室効果ガス総排出量は、13 億 3600 万 t-CO<sub>2</sub>であり、平成 2(1990)年度の排出量(12 億 7200 万 t CO<sub>2</sub>)と比べ、約 5%増加しています。そこで、京都議定書を遵守するためには平成 10(1998)年度よりも約 11%(6%+5%)削減する必要があることとなります。

しかし、地球温暖化対策推進大綱(平成 10 年 6 月 19 日決定)によると 6%削減目標の達成に向けた方針として、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量については、省エネルギーや新エネルギーの導入、国民各界各層の更なる努力により 2.5%の削減を考慮しており、残りの削減量については、森林吸収(3.7%)や京都メカニズムの活用等で削減目標達成を見込んでいます。これらことから、国内対策としては平成 10(1998)年度より約 7.5%(2.5%+5%)の削減が必要であると考えられます。

このような状況を考えると、市の温室効果ガス総排出量を平成 24(2012)年までに平成 10(1998)年度比で 7.5%削減することが、エネルギー消費量の多い事業所である明石市として、最低限達成すべき目標値ではないかと考えています。



地球温暖化対策推進大綱

メタン

一酸化二窒素

京都メカニズム

新エネルギー

### 5 実行計画の温室効果ガス総排出量の削減目標値

前述のことから平成 13(2001)年度から平成 24(2012)年度までの 12 年間で 7.5%削減する必要があると考え、一定の割合で削減していくものと仮定して、第 1 次計画期間の温室効果ガス総排出量に関する削減目標を次のとおりとします。

平成 17(2005)年度における市の事務及び事業に関する温室効果ガス総排出量を、平成 11(1999)年度と比較して 3%削減に努めます。

注)  $7.5\% \div 12 \text{年} \times 5 \text{年} = 3\%$

## 第6章 地球温暖化対策実行計画の現況

明石市の状況は、廃棄物や上下水の処理(当該事業に伴う電気等の使用を含む)に伴う温室効果ガス排出量が全体の約8割を占めており、市民や事業者の活動に大きく依存しています。

また、笑気ガス(麻酔剤)や街路灯の使用などのように市民の健康や安全確保のため活動量を削減することが非常に困難なものも多数存在しています。

実行計画の活動・点検・評価は、ISO14001に基づく明石市環境マネジメントシステムによって行うこととしていますが、このような状況の中ではエネルギー使用等の抑制は相当厳しいといえます。しかし、一方で、平成15(2003)年2月には「明石市一般廃棄物処理基本計画」が策定され、今後リサイクルの推進や廃棄物量の削減を目指した具体的な推進計画を策定することで一般廃棄物の焼却による温室効果ガスの削減を図っていく予定です。

温室効果ガスの削減目標値は、国内の状況を根拠に算出した努力目標とも言えます。実行計画の目的は、市職員全員参加で地球温暖化対策の取り組みを行い、温室効果ガスの排出量の削減に努めていくことと考えることもできます。

## 2 明石市の温室効果ガス排出量

### 1 明石市の温室効果ガス排出量について

温室効果ガス排出量は、表6-1のとおりですが、電気の使用及び一般廃棄物(プラスチック)の焼却、廃棄物の埋立、下水汚泥の焼却などに伴って排出される温室効果ガスが約90%となっています。

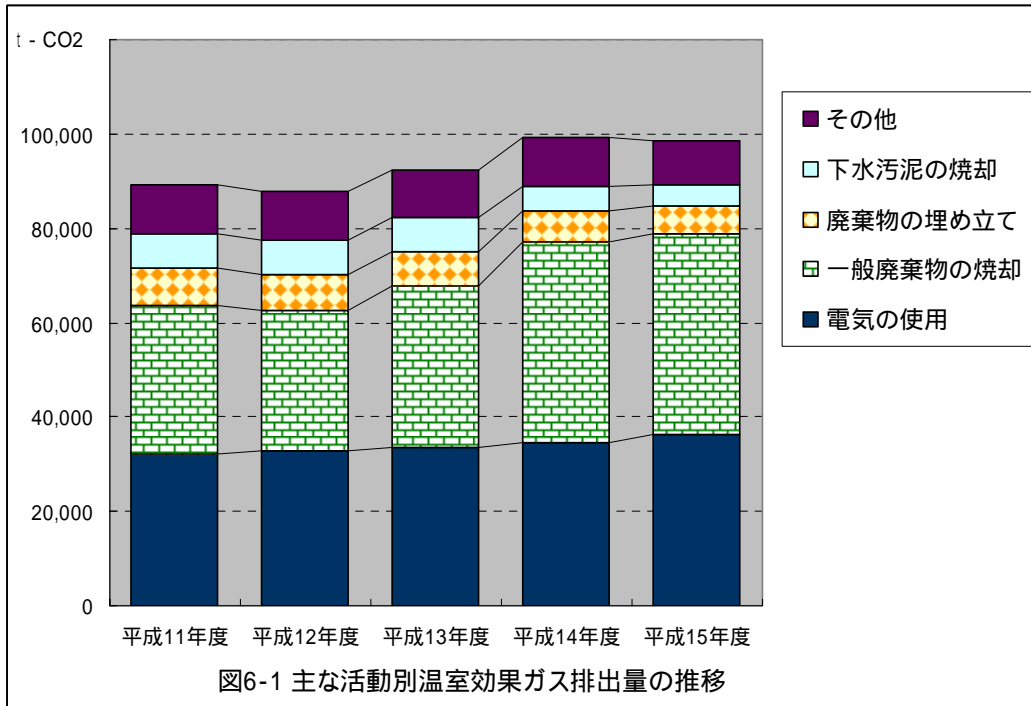
温室効果ガス排出量は、平成11(1999)年度と比較して平成12(2000)年度は約1.7%削減となりましたが、その後増加に転じ、平成13(2001)年度3.4%増、平成14(2002)年度10.9%増となっていました。平成15(2003)年度は、10.3%増と前年度に比べやや減少気味となりました。増加の主な原因は、電気使用量の増加や一般廃棄物に含まれるプラスチック類の焼却量が増加していることで、今後、廃棄物中のプラスチック類を減量することが重要です。(明石市一般廃棄物処理基本計画の中の基本理念実現に向けた施策においてプラスチック類の分別収集について検討しています。)

表6-1 活動別温室効果ガス排出量

単位 kg-CO<sub>2</sub>

活動の種類	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
電気の使用	32,321,987	32,680,270	33,694,361	34,511,050	36,332,178
一般廃棄物の焼却	31,330,367	29,940,084	34,243,461	42,683,572	42,661,601
廃棄物の埋立	7,905,093	7,527,135	7,124,187	6,403,664	5,651,688
下水汚泥の焼却	7,202,875	7,485,538	7,174,684	5,177,592	4,602,525
公用車の走行	3,981,558	3,883,289	3,901,552	3,763,113	3,689,895
都市ガスの使用	3,855,125	3,764,055	3,898,119	4,210,084	3,424,165
灯油の使用	1,337,837	1,219,991	1,109,181	1,156,121	1,025,627
A重油の使用	435,282	83,359	87,141	63,995	80,783
下水の処理	360,648	372,728	369,638	374,336	418,970
LPガスの使用	351,075	490,228	510,181	467,003	407,954
笑気ガスの使用	167,400	251,100	195,300	195,300	146,630
ディーゼル機関(定置式)の使用	46,395	21,273	15,324	20,495	40,619
カーエアコンの使用	24,206	39,676	37,492	39,403	38,766

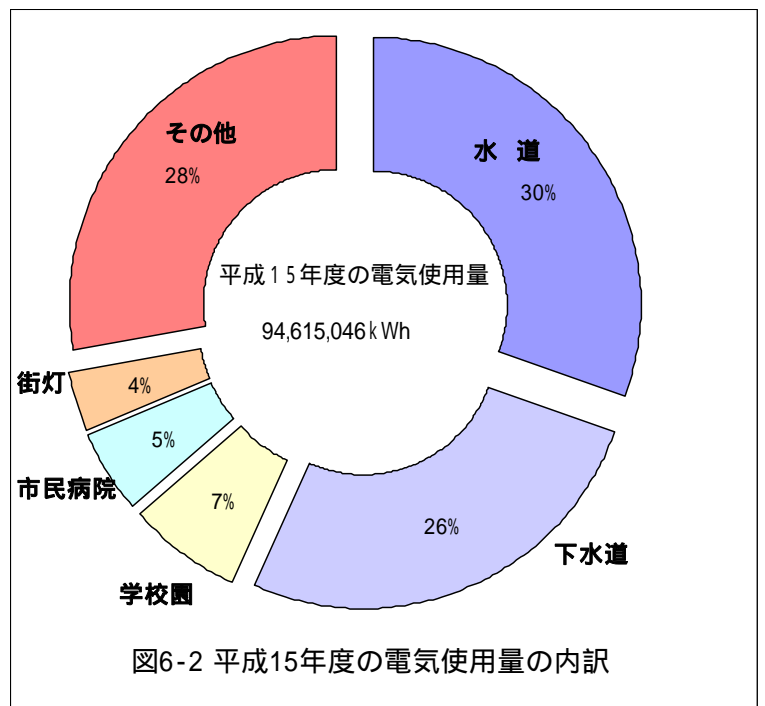
家畜の反すう		28,434	28,434	28,434	28,434
ガソリン(公用車以外)使用		2,951	4,226	3,647	1,808
合計	89,319,848	87,790,111	92,393,281	99,097,809	98,551,643
平成11年度に対する削減率		-1.7%	+3.4%	+10.9%	+10.3%
備考	温室効果ガスの排出係数は、平成8年度値を採用しています。				



(1) 電気の使用

電気の使用量は平成15(2003)年度で94,615,046kWhでした。なお、明石クリーンセンターでは、ごみ焼却熱を利用して発電し、明石クリーンセンター及び隣接する環境第2課の庁舎の施設で使用する電力量をまかなったうえで、余剰の電力を売却していますが、その量は、18,712,546kWhでした。また、市の他の施設でこの電気を全部利用できたとすると温室効果ガス排出量を約7.3%削減したことに相当します。

平成15(2003)年度の電



## 第6章 地球温暖化対策実行計画の現況

気の使用量は、平成 11(1999)年度の量、(84,171,840 kWh)に比べ 12.4%増加しています。この間の電気使用量の推移を項目別にみると下水道、学校園及び街灯の電気使用量が増加傾向にあり、水道及び病院の電気使用量が横ばいから減少気味となっています。

今後、電気使用量の削減の取り組みをさらにすすめていく必要があります。

### (2) 一般廃棄物の焼却

一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の大部分は、焼却するごみの中に含まれる廃プラスチックに依存します。平成 11(1999)年度焼却したプラスチック量が 12,312t で、平成 12(2000)年度は 11,700t と減少しましたが、平成 13(2001)年度 13,495t、平成 14(2002)年度 16,936t と増加していましたが、平成 15(2003)年度は、16,917t と前年度より少し減少しています。

このことから、温室効果ガス削減のためには焼却プラスチックの減量が重要であると考えられます。

### (3) 廃棄物の埋立て

埋立地に処分された可燃物は、長い時間(食物くず:7年、紙・繊維:15年、木くず:75年)をかけて分解し、メタンガスを発生します。そのため、過去にさかのぼって埋め立てた可燃物量を調査し、メタンガス発生量を計算します。

しかし、平成 11(1999)年度の明石クリーンセンターの稼働とともに破砕選別施設が稼働し、不燃ごみの中から可燃物を取り出し、焼却するようになりました。そのため、平成 11(1999)年度以降は、可燃物の埋立てがなくなったことから、埋立地から発生するメタンガスの量は年々減少しています。

そのため、平成 11(1999)年度に比べ、平成 15(2003)年度の廃棄物の埋立てによる温室効果ガスの排出量は約 28.5%減少したことになりました。

### (4) その他の活動

灯油は、冬場の市民病院等の暖房用の他、明石クリーンセンターにおいてダイオキシン類の発生を抑制する目的で、焼却炉の運転開始時及び運転終了時に炉内温度を高温にするため灯油バーナーを使用しています。



ダイオキシン類

## 2 温室効果ガスの内訳

明石市が排出する温室効果ガスの内訳は、表 6-2 のとおりで、主な温室効果ガスの発生源及び対策は、表 6-3 のとおりです。

表 6-2 温室効果ガスの内訳

単位 kg-CO<sub>2</sub>

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	72,355,597 (81.0%)	70,675,742 (80.5%)	76,207,695 (82.4%)	85,512,493 (82.4%)	86,268,493 (87.5%)
メタン (CH <sub>4</sub> )	8,300,058 (9.3%)	7,955,535 (9.1%)	7,548,027 (8.2%)	6,827,393 (6.9%)	6,120,797 (6.2%)



一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	8,666,564 (9.7%)	9,119,158 (10.4%)	8,675,456 (9.4%)	6,718,520 (6.7%)	6,123,244 (6.2%)
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	24,206 (0.0%)	39,676 (0.0%)	37,492 (0.0%)	39,403 (0.0%)	38,766 (0.1%)
ハ <sup>ロ</sup> -フルオロカーボン(PFC) 六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	活動量の把握が困難であり、算定対象外				

表 6-3 温室効果ガスの種類と排出抑制対策

種類	人為的な発生源	主な対策
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	燃料の燃焼に伴うものが大半を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直し等
メタン (CH <sub>4</sub> )	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門や廃棄物の埋め立て	飼料の改良、糞尿の処理方法の改善、埋立量の削減など
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼、工業プロセス、農業	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換等
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用	(絶縁ガス)機器点検時・廃棄時の回収、再利用、破壊等(半導体)製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換等

### 3 地球温暖化対策の最近の動向

平成 13(2001)年 3 月アメリカが京都議定書からの離脱を表明しましたが、同年 7 月の第 6 回締約国会議 (COP6) 再開会合では「ボン合意」が、続く第 7 回締約国会議 (COP7) では京都議定書の運用ルールを定めた「マラケシュ合意」が成立しました。

平成 14(2002)年 10 月にはインド・ニューデリーで COP8 が開催され、途上国にとって経済社会開発と貧困解消は最優先課題であることを再確認すると共に、「すべての締約国が、温室効果ガスの排出抑制が高い優先順位にあることを強調する」という表現で、途上国も削減に取り組むことを表明しました。次回は、平成 16(2004)年、アルゼンチンで第 10 回締約国会議 (COP10) が開催されます。

一方、日本は第 7 回締約国会議 (COP7) の合意を受けて、平成 14(2002)年 3 月に地球温暖化対策推進大綱を見直し、京都議定書の約束達成に向けた具体的裏付けのある対策の全体像を示す新たな大綱を策定しました。また、平成 14(2002)年 6 月には京都議定書の批准が閣議決定され、京都議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正が行われました。

これによって日本は、国際条約のもとで、平成 20(2008)年から平成 24(2012)年の温室効果ガス排出量を平成 2(1990)年比で 6%削減するという義務を負うことを決定したことになります。

さて、京都議定書は、55ヶ国以上の国が締結し、締結した附属書 国の合計の二酸化炭素の



## 第6章 地球温暖化対策実行計画の現況

1990年の排出量が、全附属書国の合計の排出量の55%以上という両方の条件を満たした後、90日後に発効することになっています。平成16(2004)年7月8日現在で、122ヶ国と欧州共同体が京都議定書を締結しており、その要件は整っていますが、締結した先進国(附属書国)の排出量の合計は約44.2%であり、その要件を満たすためには、さらに約10.8%以上の排出量の先進国の締結が必要となっています。なお、10.8%以上の排出量を持つ先進国は、アメリカ(36.1%)とロシア(17.4%)だけであり、したがって、ロシアが締結した90日後に京都議定書が発効することになっていました。

なお、ロシアのプーチン大統領は、平成16(2004)年11月4日、京都議定書批准法案に署名いたしました。ロシアの批准決定により、議定書の発効要件が満たされ、来年2月にも京都議定書が発効することになりました。

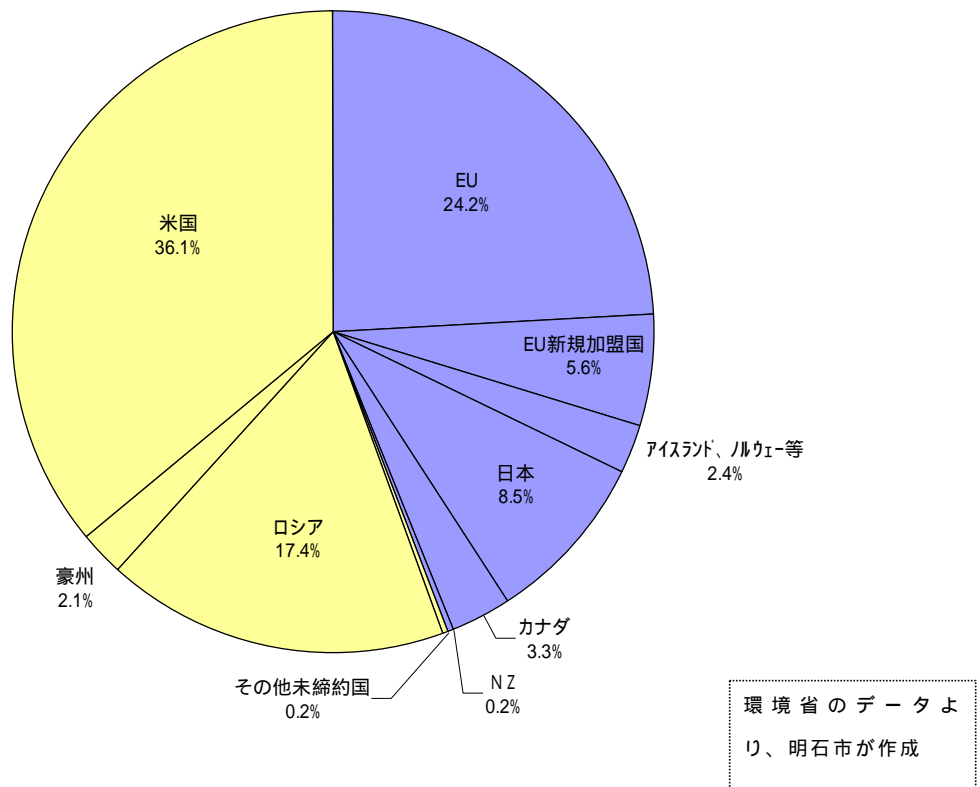


図 6-3 1990年の附属書国の二酸化炭素排出割合



クリーン開発メカニズム (CDM)

## 参 考 資 料

## 1 環境啓発

### 1 環境学習支援制度

現在、地球温暖化問題をはじめとして、さまざまな地球規模の環境問題（酸性雨、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、砂漠化等）が問題になってきています。

明石市では、市民一人ひとりが、このような問題に対する意識を高めるために、環境問題に関心のあるグループの環境学習を支援する制度を設けています。これは、環境問題に関心のあるグループの活動を支援するために、職員を講師として派遣して講演や環境ゲームの実施、ビデオや騒音計などの学習資料の貸出しを行う制度です。

支援メニューとしては、講演（地球温暖化問題、酸性雨問題、オゾン層の破壊、生活騒音についての解説、生活排水対策等）、環境ゲーム、環境の調査と実験（水生生物調査、アメニティマップ、空気の汚れを調べてみよう、身のまわりの水を調べてみよう、環境家計簿）、環境教育ビデオの貸出し、測定機械の貸出し等を用意しています。

なお、支援制度の申し込みは、随時受け付けており、環境政策課の Web サイトでも紹介しています。（URL：[http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyoku/kankyoku\\_s\\_ka/ecoist/index.html](http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyoku/kankyoku_s_ka/ecoist/index.html)）

### 2 環境実践モニター

地球温暖化のような地球規模の問題から身近な廃棄物問題に至るまで、環境問題を解決していくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会からの転換が求められています。そのためには、生活スタイルを「循環型」に指向しなければいけません。そこで、一人ひとりのレベルでの環境行動の実践について市民と行政が共に考えることを目的として、環境家計簿への取り組み・観察会・施設見学・ワークショップ等、年間を通して活動する環境実践モニターを平成12(2000)年度から実施しています。

### 3 夏休み子ども環境探偵団

環境問題に対する関心を深めるため、平成6(1994)年度より、市内の小学生を対象として、環境学習ツアーを実施しています。

平成15(2003)年度は「明石川・水生生物調査」に22名が、「樹木の働き調査」に15名が参加しました。

### 4 こどもエコクラブ

平成7(1995)年より環境庁（省）では、次世代を担う子どもたちに、地域における環境学習や環境保全活動に参加してもらい、将来にわたる環境の保全への高い意識を育成することを目的として、「こどもエコクラブ」事業を実施しており、本市もその市町村事務局となっています。

この事業への参加は、小・中学生であれば誰でも参加できますが、数名のグループで、自主的に環境をテーマにした学習や調査などに取組めば、「アースレンジャー」に認定されます。

こどもエコクラブについての詳細は下記 URL でご覧になれます。

（URL：<http://www.env.go.jp/kids/ecoclub/>）

## 5 全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）

環境省と日本環境協会では、身近な方法により大気の観察活動を行うことを通じて、大気保全や環境保全の重要性について広く国民の関心を深めるために、「全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）」を全国の自治体に呼びかけて実施しています。当初は、昭和 61(1986)年度に「どこまで見える？あおぞら観察コンテスト」、昭和 62(1987)年度には、「スターウォッチング - 星空の街コンテスト」を実施し、昭和 63(1988)年度からは現在と同じ「全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）」として実施しています。



### (1) 観察方法

夏と冬の年 2 回、月が出ておらず、かつ対象とする星が真上にあるような時期を選び、夏は「こと座」を対象に、おりひめ星を中心とした三角形「星（ベガ）・星・星」に囲まれた部分に見える星を、冬は「すばる星団」のラケットの中に見える星を双眼鏡を使用して観察をします。その対象の中にどれくらいの暗い星が見えるかを観察することによって、大気の澄み具合等を知るのですが、近年では都市化の進行で夜の街が明るくなってきたことにより、星が見えにくくなりつつあります。

### (2) 観察結果

平成 15(2003)年度は、夏冬合わせて 54 名が参加しました。夏季の観察では、平均 7.4 等級の星が観察できました。また、冬季では平均 6.5 等級の星が観察できました。夏・冬とも全国の観察結果と比べ、少し見えにくかったという結果でした。

## 6 かんきょうポスターコンクール

子どもたちに環境問題を考えてもらうために、本市では平成 6(1994)年度より市内の小学生を対象に「かんきょうポスターコンクール」を実施しています。

平成 15(2003)年度は、28 校の小学生から合計 885 点の力作が寄せられました。入賞者については、明石クリーンセンターで行われた環境フェアで表彰式を行いました。

なお、受賞者は次のとおりです。

### 第 10 回かんきょうポスターコンクール受賞者

金賞			銅賞		
高丘東小学校	矢野尾 友紀	6 年	江井島小学校	古岸 里恵	6 年
二見北小学校	吉山 ひかる	5 年	鳥羽小学校	杉本 菜耶	6 年
山手小学校	津川 愛莉	4 年	二見北小学校	名和 愛絵	6 年
銀賞			人丸小学校	下田 優	5 年
大観小学校	下寺 真未	6 年	人丸小学校	新納 彩可	5 年
和坂小学校	新居 叶英	6 年	山手小学校	谷田 琴美	5 年
朝霧小学校	松村 省吾	5 年	江井島小学校	川崎 陽裕	4 年
藤江小学校	植田 美穂	5 年	錦が丘小学校	瀬川 寛法	4 年
鳥羽小学校	富本 康平	4 年	山手小学校	藤巻 春恵	4 年
二見小学校	藤田 晴香	4 年			
佳作					
明石小学校	野津 香菜葉	6 年	大久保小学校	家村 花	6 年
江井島小学校	直井 一馬	6 年	中崎小学校	藤本 晃弘	6 年
江井島小学校	高橋 千都	6 年	林小学校	市川 瞳	6 年

佳作					
二見西小学校	阪上 裕基	6年	山手小学校	橋本 麻美	5年
和坂小学校	林 裕樹	6年	明石小学校	轟 由弥	4年
大久保南小学校	成澤 舞花	5年	江井島小学校	中口 怜奈	4年
大久保南小学校	新郷 拓也	5年	大久保小学校	古川 夏未	4年
貴崎小学校	関山 実優	5年	貴崎小学校	坂根 亜美	4年
錦が丘小学校	河野 真枝	5年	清水小学校	塚田 涼平	4年
花園小学校	石井 梨絵	5年	中崎小学校	山口 直輝	4年
人丸小学校	鈴木 優作	5年	人丸小学校	中村 彩子	4年
松が丘小学校	山本 真有美	5年	山手小学校	下吉 諒汰	4年
山手小学校	笹倉 翔士	5年	<b>特別賞</b>		
山手小学校	安藤 恵	5年	大久保小学校	南 勇輝	2年

(注) 受賞者の学年は、平成 15年度の学年です。

## 7 光化学スモッグによるアサガオの被害観察

光化学スモッグは人間の喉や目に刺激を与えたり、植物等の葉を変色させたりする等の被害を発生させます。

そこで、植物の被害の程度を観察することにより、光化学スモッグ等の大気汚染の状況を知ることができ、大気汚染改善の必要性を理解することができます。

兵庫県では、公害研究所（現県立健康環境科学研究センター）がアサガオ（品種：スカーレットオハラ）を用いて、昭和 61(1986)年度から平成 2年度までの 5か年にわたって光化学スモッグによる被害観察についての調査を実施し、それに基づいて観察の手法を確立しました。その成果を踏まえ、兵庫県では平成 4(1992)年度より小・中学校を中心とした被害観察による啓発活動を実施しています。

### (1) 観察の方法

市内の小中学生の生徒にアサガオを育ててもらい、7月から8月にかけて2回の観察を行ない、1回目と2回目との観察結果の比較により被害の程度を調べます。

アサガオの葉に被害が出ると黄色く変色するので、その面積を測定して被害の度合いを調べ、光化学オキシダント濃度の測定結果等と観察結果を照らし合わせます。

### (2) 観察の状況

平成 15(2003)年度は、市内小中学校4校及び環境政策課監視係、市立高齢者ふれあいの里において199名が参加し観察を行いました。

## 8 「環境月間」等における啓発活動

環境省では毎年6月を「環境月間」、毎年12月を「地球温暖化防止推進月間」「大気汚染防止推進月間」、兵庫県では毎年6月及び11月から翌年1月までを「自動車公害防止月間」として、県下各市町で重点的な対策や啓発活動を実施しています。

そこで、明石市では、適正な温度での冷暖房器具の使用やマイカーの使用自粛・環境にやさしい運転を訴えた啓発用ティッシュ6,000個を製作し、兵庫県警察本部運転免許更新センター、明石駅前市営駐車場及び市役所受付にて6月と12月に配布を行いました。

また、自動車の運転や利用方法の見直し等を促進するために、「環境にやさしい運転」の啓発活動として、市バスと庁内自動車に啓発ステッカーを掲示しました。また、明石駅前の電光標示板への放映を行いました。

## 2 環境基準

環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項に規定され、それによると「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」とされています。

環境基準とは、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。したがって、この程度までの汚染は受認しなければならないという受認限度でもなく、また、その限度までは汚染してもよいという許容限度でもありません。環境基準とは、より積極的に望ましい基準を定めて将来に向かって政策目標として取り組んでいくという指標です。

また、環境基準は、行政上の目標としての性格を持っているものですから、それが直ちに、その地域に立地している事業者等に直接の規制数値として働くものではなく、環境基準として定められた基準を維持するために必要がある場合には、たとえば排出規制の再検討、使用燃料の制限や立地規制が行われることとなるものです。

### 1 大気の汚染に係る環境基準

- 大気の汚染に係る環境基準について (昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)  
 改正 昭 48 環告 35・昭 53 環告 38・昭 56 環告 47・平 8 環告 73
- 二酸化窒素に係る環境基準について (昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)  
 改正 平 8 環告 74
- ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について (平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号)  
 改正 平 13 環告 30

#### 第 1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。
- 2 1 の環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1 の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

#### 第 2 達成期間等

- 1 一酸化炭素、浮遊粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。
  - 2 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されるまたは原則として 5 年以内において達成されるよう努めるものとする。
  - 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域にあっては、1 時間値の 1 日平均値 0.06ppm が達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として 7 年以内とする。
  - 4 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
  - 5 二酸化窒素について、環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。
- ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

#### 大気の汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二 酸 化 い お う	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。



浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

## 2 水質の汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

改正 昭49環告63・昭50環告3・昭57環告41・昭57環告140・昭60環告29

平3環告78・平5環告16・平5環告65・平7環告17・平10環告15・平11環告14・

平12環告22・平15環告123

### 第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

#### 1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

#### 2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当するものとして(2)により指定する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 各公共用水域が該当する水域類型の指定は、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）の別表に掲げる公共用水域については別途環境庁長官が行い、その他の公共用水域については同政令の定めるところにより都道府県知事が行うものとする。

### 第2 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間及びこの期間が長期間にある場合の措置は、次のとおりとする。

#### 1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるよう努めるものとする。

#### 2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により施策の推進とあいまちつつ、可及的速やかにその達成維持を図るものとする。

(1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを旨とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じて、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

(2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。



別表 1 人の健康の保護に関する環境基準

(該当水域はすべての水域)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/以下	1.1.1-トリクロロエタン	1mg/以下
全シアン	検出されないこと	1.1.2-トリクロロエタン	0.006mg/以下
鉛	0.01mg/以下	トリクロロエチレン	0.03mg/以下
六価クロム	0.05mg/以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/以下
ヒ素	0.01mg/以下	1.3-ジクロロプロペン	0.002mg/以下
総水銀	0.0005mg/以下	チウラム	0.006mg/以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/以下
ジクロロメタン	0.02mg/以下	ベンゼン	0.01mg/以下
四塩化炭素	0.002mg/以下	セレン	0.01mg/以下
1.2-ジクロロエタン	0.004mg/以下	ほう素	1mg/以下
1.1-ジクロロエチレン	0.02mg/以下	ふっ素	0.8mg/以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/以下	硝酸性及び亜硝酸性窒素	10mg/以下

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準等

(1) 河川(湖沼を除く:本市については該当なし)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH 水素イオン濃度	BOD 生物化学的酸素要求量	SS 浮遊物質	DO 溶存酸素量	大腸菌群
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/以下	25mg/以下	7.5mg/以上	50MPN/ 100m以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/以下	25mg/以下	7.5mg/以上	1000MPN/ 100m以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/以下	25mg/以下	5mg/以上	5000MPN/ 100m以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/以下	50mg/以下	5mg/以上	
D	工業用水2級・農業用水及びE欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/以下	100mg/以下	2mg/以上	
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/以下	ゴミなどの浮遊物が認められない	2mg/以上	

(注) 自然環境保全:自然深勝等の環境保全

水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級:コイ、フナ等、中貧腐水性の水域の水産生物用

工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級:特殊の浄水操作を行うもの

環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

水質汚濁に係る環境基準の水域類型(河川)

水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日告示番号
明石川上流(伊川合流点より上流)	B	イ	48.9.4
明石川下流(伊川合流点より下流)	C	ロ	兵庫県告示第415号
伊川(全域)	C	ロ	60.3.22
谷八木川(全域)	E	ハ	兵庫県告示第451号

(注)達成期間の分類は、次のとおりです。

「イ」は、直ちに達成。

「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成。

「ハ」は、5年を超える期間で可及的すみやかに達成。

水質に係る要監視項目の指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/以下	E P N	0.006mg/以下
トランス1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/以下	ジクロロボス	0.008mg/以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/以下	フェノカルブ	0.03mg/以下
p-ジクロロベンゼン	0.3mg/以下	イプロベンホス	0.008mg/以下
イソキサチオン	0.008mg/以下	クロルニトロフェン	
ダイアジノン	0.005mg/以下	トルエン	0.6mg/以下
フェニトロチオン	0.003mg/以下	キシレン	0.4mg/以下
イソプロチオラン	0.04mg/以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/以下
オキシシン銅	0.04mg/以下	ニッケル	0.01mg/以下
クロロタロニル	0.05mg/以下	モリブデン	0.07mg/以下
プロピザミド	0.008mg/以下	アンチモン	

(2) 海域

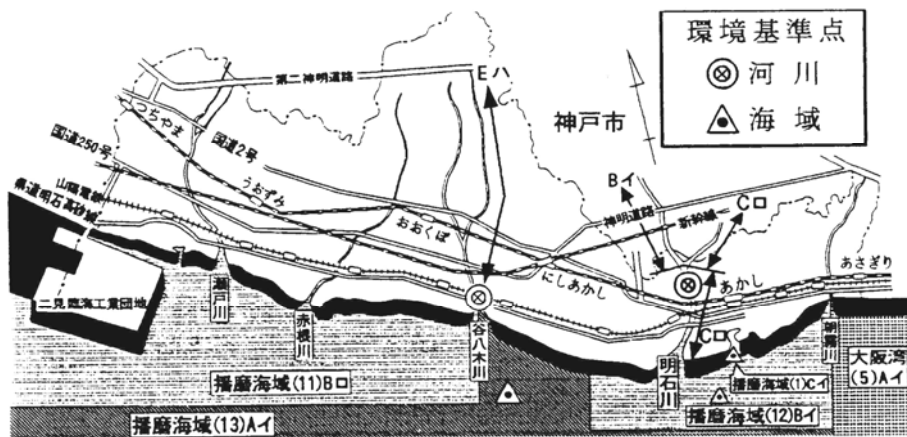
類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH 水素イオン濃度	COD 化学的酸素要求量	DO 溶解酸素量	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級・水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/以下	7.5mg/以上	1000MPN/ 100ml以下	検出されないこと
B	水産2級・工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/以下	5mg/以上	---	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/以下	2mg/以上	---	---

(注) 自然環境保全：自然深勝等の環境保全  
 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメなどの水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 " 2級：ボラ、リ等の水産生物用  
 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

水質汚濁に係る環境基準の水域類型(海域)

水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日告示番号
播磨海域(1)	C	イ	46. 5.25 閣議決定
播磨海域(11)	B	ロ	
播磨海域(12)	B	イ	
播磨海域(13)	A	イ	

(注) 達成期間の分類は、次のとおりです。  
 「イ」は、直ちに達成。  
 「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成。  
 「ハ」は、5年を超える期間で可及的すみやかに達成。



### 海域の全窒素及び全燐に係る環境基準

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び水産3種を除く)	0.2mg/以下	0.02mg/以下
	水産1種、水浴及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び水産3種を除く)	0.3mg/以下	0.03mg/以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/以下	0.05mg/以下
	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/以下	0.09mg/以下

(備考)1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある海域について行うものとする。

(注) 自然環境保全:自然深勝等の環境保全

水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される。

" 2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

" 3種:汚濁の強い特定の水産生物が主に漁獲される。

生物生息環境保全:年間を通じて底生生物が生息できる程度。

### 大阪湾の全窒素及び全燐に係る環境基準

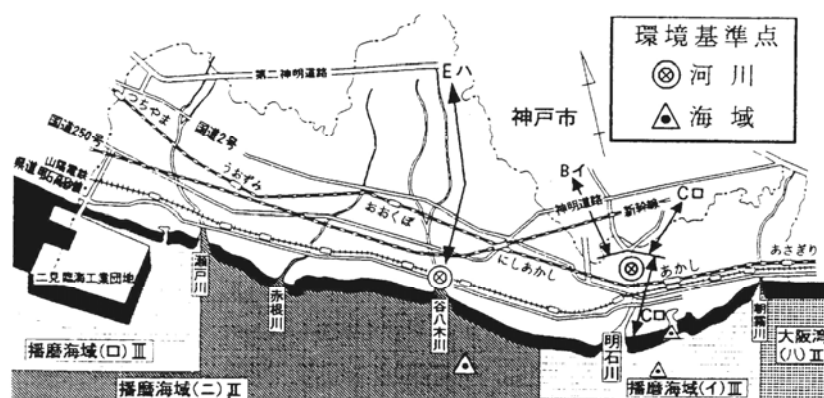
(平7.2 勧告5)

水域	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成11年度)
大阪湾(イ)		段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的すみやかな達成に努める。	全窒素 1.2mg/
大阪湾(ロ)		段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的すみやかな達成に努める。	全窒素 0.68mg/
大阪湾(ハ)		段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的すみやかな達成に努める。	全窒素 0.42mg/ 全りん 0.034mg/

(注) 該当類型については、上記表に示される海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型に対応している。

### 播磨海域の全窒素及び全りに係る環境基準

水域	該当類型	達成期間	指定年月日告示番号
播磨海域(イ)		直ちに達成	08.06.04 兵庫県告示第856号
播磨海域(ロ)		直ちに達成	
播磨海域(ハ)		直ちに達成	
播磨海域(ニ)		直ちに達成	



### 地下水に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/以下	1.1.1-トリクロロエタン	1 mg/以下
全シアン	検出されないこと	1.1.2-トリクロロエタン	0.006 mg/以下
鉛	0.01mg/以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/以下

六 価 ク ロ ム	0.05mg/ 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ 以下
ひ 素	0.01mg/ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ 以下
総 水 銀	0.0005mg/ 以下	チ ウ ラ ム	0.006mg/ 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	シ マ ジ ン	0.003mg/ 以下
P C B	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル プ	0.02mg/ 以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/ 以下	ベ ン ゼ ン	0.01mg/ 以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ ℓ以下	セ レ ン	0.01mg/ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ 以下	ほ う 素	1mg/ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ 以下	ふ っ 素	0.8mg/ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ 以下	硝酸性及び亜硝酸性窒素	10mg/ 以下

水浴場による判定基準

区 分		ふん便性 大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透 明 度
適	水質 AA	不 検 出 (検出限界 2個/100m )	油膜が認められない	2mg/ 以下	全 透 (水深 1m 以上)
	水質 A	100 個/100m 以下	油膜が認められない	2mg/ 以下	全 透 (水深 1m 以上)
可	水質 B	400 個/100m 以下	常時は油膜が認められない	5mg/ 以下	1m 未満 ~ 50cm 以上
	水質 C	1000 個/100m 以下	常時は油膜が認められない	8mg/ 以下	1m 未満 ~ 50cm 以上
不 適		1000 個/100m を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/ 超	50cm 未満

- (注) 1 ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、CODまたは透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。
- 2 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、CODまたは透明度によって、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。
- ・ 各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」(水質が特に良好な水浴場)とする。
  - ・ 各項目の全てが「水質 A」である水浴場を「水質 A」(水質が良好な水浴場)とする。
  - ・ 各項目の全てが「水質 B」である水浴場を「水質 B」とする。
  - ・ これら以外のものを「水質 C」とする。

3 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準について (平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号)

改正 平 5 環告 19・平 6 環告 5・平 6 環告 25・平 7 環告 19 平成 10 環告 21・平成 13 環告 16

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 1 の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 1 の環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

第 2 環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあつては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

項 目	環 境 上 の 条 件	測定方法
カ ド ミ ウ ム	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。	省略
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。	
有 機 燐	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること。	

六 価 ク ロ ム	検液 1 リットルにつき 0.05mg 以下であること。
砒 素	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総 水 銀	検液 1 リットルにつき 0.0005mg 以下であること。
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
四 塩 化 炭 素	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること。
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	検液 1 リットルにつき 0.004mg 以下であること。
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1mg 以下であること。
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること。
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ベ ン	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること。
チ ウ ラ ム	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること。
シ マ ジ ン	検液 1 リットルにつき 0.003mg 以下であること。
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
ベ ン ゼ ン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること。
セ レ ン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること。
ふ っ 素	検液 1 リットルにつき 0.8mg 以下であること。
ほ う 素	検液 1 リットルにつき 1mg 以下であること。

備 考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものであっては、付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 リットルにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、及び 0.01mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 リットルにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、及び 0.03mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

## 4 騒音に係る環境基準

（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

### 第 1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類系	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
  - 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
  - 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
  - 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。



地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

<備考> 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

(1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。

この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。

(2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

(3) 評価の時期は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

(4) 評価のために測定を行う場合は、原則として日本工業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法による。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

(1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。

(2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち 1 の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

## 第 2 達成期間等

1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。

(1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

(2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後 10 年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10 年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。

(3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては (1) 及び (2) にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては (2) を準用するものとする。

2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音とその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

- 3 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

### 第3 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

## 5 航空機騒音に係る環境基準

航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）

改正 平5環告91

### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地 域 の 種 類		基準値 (単位：WECPNL)
	専ら住居の用に供される地域	70以下
	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

(注) WECPNLとは、Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level(加重等価連続知覚騒音レベル)の頭文字をとったもので、一般に「航空機騒音のうるささ指数」と呼ばれ、1日の時間帯別で騒音による影響があるため、時間帯別に重みを付したものの。

## 6 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）

改正 平5環告91

### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地 域 の 種 類		基準値
	主として、住居の用に供される地域	70デシベル以下
	商工業の用に供される地域等、上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75デシベル以下

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- (1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続として通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
  - (2) 測定は、屋外において原則として地上1.2メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
  - (3) 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常よりも低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
  - (4) 評価は、(1)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
  - (5) 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。
- 3 1の環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

### 第2 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにする者とする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。



新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道にかかる期間	工事中新幹線鉄道にかかる期間	新設新幹線鉄道にかかる期間	
a	80 デシベル以上の区域	3 年以内	開業時直ちに	開業時直ちに	
b	75 デシベルを越え 80 デシベル未満の 区域	イ	7 年以内		開業時から 3 年以内
		ロ	10 年以内		
c	70 デシベルを越え 75 デシベル以下の区域	10 年以内	開業時から 5 年以内		

(備考) 1 新幹線鉄道の沿線区域の欄の b の区域中のイとは地域の類型に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

### 第 3 騒音対策の実施方針

- 1 新幹線鉄道に係る騒音対策を実施するに際しては、当該新幹線鉄道沿線区域のうち a の区域に対する騒音対策を優先し、かつ、重点的に実施するものとする。
- 2 既設新幹線鉄道の沿線区域のうち b の区域及び c の区域に対する騒音対策を実施するに際しては、当該区域のうち a の区域における音源対策の技術開発及び実施の状況並びに実施体制の整備及び財源措置等との関連における障害防止対策の進ちょく状況等を勘案し、逐次、その具体的実施方法の改訂を行うものとする。

## 7 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）

（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号環境庁長官から運輸大臣あて）

新幹線鉄道の列車の走行に伴ない発生する振動は著しく、沿線の一部の地域においては、看過しがたい被害を生じている。このような状況に対処するため、新幹線鉄道振動対策に係る下記の当面の指針等を達成する必要があるため、所要の措置を講ずるよう勧告する。

おつて、本指針等を達成するために講じた措置については、その都度報告するようお願いする。

記

### 1 指針

- (1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
- (2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をすることともに、可及的速やかに措置すること。

### 2 測定方法等

略

### 3 指針達成のための方策

- (1) 新幹線鉄道振動の振動源対策として、構造物の振動低減対策等の措置を講ずるものとする。なお、以上の措置を講じても現在の防止技術では振動を低減することが困難な場合もあるので、早急に構造物の防振対策、振動遮断対策等の技術開発を図るものとする。
- (2) 新幹線鉄道振動の障害防止対策として、既設の住居等に対する建物の移転補償、改築及び補強工事の助成等の措置を振動が著しい地域から実施するものとする。特に、今後早急に家屋の防振対策技術の開発を図り、家屋補修等により振動の影響を軽減する措置を講ずるものとする。
- (3) 新幹線鉄道振動対策の実施に当たっては、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和 50 年 7 月環境庁告示第 46 号）」に基づく騒音対策その他の環境対策と有機的に連携して実施するものとする。

## 8 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁

### 及び土壌汚染に係る環境基準について

（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）

改正 平 14 環告 46

### 第 1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1 の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。

- 3 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

## 第2 達成期間等

- 1 環境基準が達成されていない地域又は水域にあつては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
- 2 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあつては、その維持に努めることとする。
- 3 土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

## 第3 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

別表

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1 pg-TEQ/ 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考	1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

## 3 要請限度

### 1 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内の自動車騒音の限度を定める省令

(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号)

最終改正：平成 12 年 12 月 15 日総理府令第 150 号

#### 自動車騒音の限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の環境省令で定める限度は、別表のとおりとする。

#### 幹線交通を担う道路に近隣する区域に係る限度の特例

別表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近隣する区域（二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、二車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルの範囲をいう。）に係る限度は、別表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

#### 都道府県知事及び都道府県公安委員会が協議して定める限度

別同表に掲げる区域のうち学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域又は幹線道路の区間の全部又は一部に面する区域に係る同項の総理府令で定める限度は、都道府県知事（騒音規正法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）第 4 条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）及び都道府県公安委員会が協議して定める自動車騒音の大きさとすることができる。

別表

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
1	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(備考) a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれの各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

一 a 区域 専ら住居の用に供される区域

- 二 b 区域 主として住居の用に供される区域
- 三 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

## 2 振動規制法施行規則

(昭和51年11月10日総理府令第58号)

最終改正 平成13年3月5日環境省令第5号

(道路交通振動の限度)

第12条 振動規制法(昭和51年法律第64号)第16条第1項の環境省令で定める限度は、別表第2のとおりとする。ただし、都道府県知事(令第5条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。)道路管理者及び都道府県公安委員会が協議するところにより、学校、病院等特に静穏を必要とする施設周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から5デシベル減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第1種区域の限度は夜間の第2種区域の値とすることができる。

別表第2(第12条関係)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

(備考)

- 1 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれの各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域とする。
  - 一 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
  - 二 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
- 2 昼間及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間の範囲において都道府県知事が定めた時間をいう。
  - 一 昼間 午前8時から午後7時まで
  - 二 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで
- 3 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位を言う。
- 4 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、垂直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 5 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 6 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
- 7 振動の測定方法は、次のとおりとする。
  - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
    - イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
    - ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
    - ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
  - (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。
 

測定を対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。
- 8 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

指示値の差	補正値
3デシベル	3デシベル
4デシベル	2デシベル
5デシベル	
6デシベル	1デシベル
7デシベル	
8デシベル	
9デシベル	

## 4 特定施設の届出状況

(平成16(2004)年3月31日現在)

### 1 大気関係

#### 大気汚染防止法該当工場・事業場数

工 場		事 業 場	
ばい煙	粉じん	ばい煙	粉じん
46	3	64	1

#### 兵庫県環境の保全と創造に関する条例該当工場・事業場数

指定施設	特 定 施 設		
粉じん	ばい煙	粉じん	有害物質
6	15	66	95

#### 大気汚染防止法該当施設数

	項番号	施 設 名	施 設 数			項番号	施 設 名	施 設 数	
			工 場	事業場				工 場	事業場
ばい煙発生施設	1	ボ イ ラ ー	115	60	ばい煙	30	ディーゼル機関	0	31
	3	焙 焼 炉	5	0		小 計		161	110
	5	溶 解 炉	10	0		計		271	
	6	加 熱 炉	16	0	粉じん	2	堆 積 場	2	1
	9	焼 成 炉	2	0		3	ベルトコンベア	1	0
	11	乾 燥 炉	11	0		小 計		3	1
	13	廃棄物焼却炉	1	8		計		4	
29	ガスタービン	0	11						

#### 兵庫県環境の保全と創造に関する条例該当施設数

	項番号	施 設 名	施設数		項番号	施 設 名	施設数
粉じん指定施設	2-1	粉 碎 施 設	11	有害物質	21-3	電 解 施 設	7
	3-1	バ ッ チ ャ ー プ ラ ン ト	2		21-5	溶 剤 洗 浄 施 設	2
	3-2	セ メ ン ト サ イ ロ	3		21-6	表 面 処 理 施 設	28
	3-3	セ メ ン ト ホ ッ パ ー	1		21-9	塗 装 施 設	193
	3-4	砂 利 ・ 砂 選 別 施 設	3		21-10	樹 脂 加 工 施 設	41
	4-1	粉 碎 施 設	5		21-11	フ ラ ッ ク ス 処 理 施 設	2
	4-2	研 削 施 設	13		21-12	乾 燥 焼 付 施 設	58
	計	38	21-15		無機化学工業品の製造施設	0	
ばい煙	5	溶 解 炉	18		22-1	酸 洗 浄 施 設	152
	6	加 熱 炉	2		22-2	め っ き 施 設	116
	14	廃棄物焼却炉	6		22-3	表 面 処 理 施 設	380
	計	27	22-4		溶 剤 洗 浄 施 設	33	
有害物質	7-2	塩 化 水 素 反 応 施 設	1		22-9	反 応 施 設	1
	14-2	反 射 炉	1		24-1	反 応 施 設	19
	14-4	乾 燥 施 設	11		24-2	精 製 施 設	2
	19-1	反 応 施 設	79	24-4	注 入 施 設	15	
	19-2	熱 処 理 施 設	56	25-4	樹 脂 加 工 施 設	0	
	19-3	発 泡 施 設	3	25-5	乾 燥 施 設	0	
	19-4	塗 布 施 設	0	26-2	反 応 施 設	3	
	21-1	酸 洗 浄 施 設	4		計	1,338	
	21-2	め っ き 施 設	2				

	項番号	施設名	施設数		項番号	施設名	施設数		
粉	1- 1	堆 積 場	6	粉	12- 1	粉 碎 施 設	8		
	2- 1	ベルトコンベア	21		12- 2	セメント加工施設	13		
	2- 2	バケツコンベア	1		14- 1	砂 処 理 施 設	0		
	3- 1	粉 碎 機	12		14- 2	サンドブラスト	4		
	5- 4	切 断 機	1		14- 3	ショットブラスト	65		
	じ	6- 1	原料精選施設		1	じ	16	製 綿 施 設	0
		6- 2	粉 碎 施 設		3		17- 2	切 断 施 設	29
		8	粉 碎 施 設		1		17- 3	研 削 施 設	11
	ん	9- 1	パンバリーミキサー		8	ん	18- 1	粉 碎 施 設	53
		9- 2	ミキシングロール		67		18- 2	ふ る い	2
10		粉 碎 施 設	8		計		314		

## 2 水質関係

### 水質汚濁防止法に基づく排水量別特定事業場数

1日当たりの通常排水量 (m <sup>3</sup> /日)	特定事業場		総排水量 (m <sup>3</sup> /日)	全体の排水量 に占める割合 (%)
	事業場数	割合 (%)		
10,000 以上	4	1.4	135,043	81.8
2,000 以上 10,000 未満	4	1.4	12,594	7.6
1,000 以上 2,000 未満	8	2.7	11,100	6.7
500 以上 1,000 未満	1	0.3	770	0.5
100 以上 500 未満	17	5.7	3,528	2.1
50 以上 100 未満	10	3.4	788	0.5
30 以上 50 未満	8	2.7	324	0.2
30 未満	244	82.4	808	0.5
計	296	100.0	164,955	100.0

### 兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく届出状況

施設名		施設数	特定事業場数	排水基準適用 事業場数
101	廃ガス洗浄施設	8	3	4
102	湿式集じん施設	4	4	4
103	湿式脱臭施設	4	0	0
106	ちゅう房施設	28	24	7
	許可工場	0	0	0
計		44	31	15

### 水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出状況

業種・施設名	施設数	水質汚濁防 止法特定 事業場数	瀬戸内海環 境保全特別 措置法特定 事業場数	排水基準 適用 事業場数
1の 畜産農業又はサービス業	4	4	0	0
2 畜産食料品製造業	2	1	0	0
3 水産食料品製造業	71	7	0	0
4 保存食料品製造業	1	1	0	0
5 みそ・醤油等製造業	7	3	0	0
8 製 あ ん 業	2	2	0	0
10 飲料製造業	125	8	2	2

16	めん類製造業	6	6	0	0
17	豆腐又は煮豆の製造業	26	13	0	0
19	繊維製品製造・加工業	0	0	0	0
22	木材薬品製造業	1	1	0	1
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業	2	0	0	0
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	3	1	0	0
26	無機顔料製造業	17	2	2	2
27	無機化学工業製品製造業	3	0	0	0
31	メタン誘導品製造業	4	1	0	0
37	石油化学工業	1	0	0	0
41	香料製造業	4	1	0	0
46	有機化学工業製品製造業	46	4	0	0
47	医薬品製造業	10	1	0	0
51の2	各種ゴム製品製造業	130	3	2	2
55	生コンクリート製造業	2	2	0	2
56	有機質砂かべ材製造業	49	2	0	0
62	非鉄金属製造業	3	0	0	0
63	金属製品・機械器具製造業	147	17	3	4
64の2	水道施設	39	3	0	0
65	酸またはアルカリによる表面処理施設	234	7	4	5
66	電気めっき施設	91	3	0	1
66の2	旅館業	172	31	1	4
66の4	弁当仕出屋及び弁当製造業	3	3	2	2
66の5	食堂・レストラン	10	4	1	1
67	洗たく業	60	37	0	3
68	自動式フィルム現像洗浄施設	34	27	0	0
68の2	病院	11	2	2	2
69の3	地方卸売市場	2	1	1	1
70の2	自動車分解整備事業の洗車施設	2	2	0	0
71	自動式車両洗浄施設	61	48	1	1
71の2	検査・試験・研究所関係	16	6	2	4
71の3	一般廃棄物処理施設	3	1	0	0
71の4	産業廃棄物処理施設	11	1	0	0
71の5	トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン洗浄施設	16	4	0	2
72	し尿処理施設（501人槽以上）	24	16	9	12
73	下水道終末処理施設	5	5	0	5
74	共同処理施設	4	0	0	0
指定地域特定施設 浄化槽（201～500人槽）		75	47	0	18
計		1,539	328	32	74

### 3 騒音・振動関係

#### 騒音規制法に基づく届出関係

施設名	特定工場等の総数	特定施設の総数	施設名	特定工場等の総数	特定施設の総数
01.金属加工機械	98	1,064	07.木材加工機械	9	49
02.空気圧縮機等	217	2,091	08.抄紙機	0	0
03.土石用粉碎機等	5	38	09.印刷機械	12	51
04.織機	2	57	10.合成樹脂用射出成形機	9	127
05.建設用資材製造機械	0	2	11.鑄造型機	0	6
06.穀物用製粉機	0	0	計	352	3,485

(注) 特定工場総数は、1 特定工場に数種類の特定施設を設置している場合には、主要な特定施設の欄の1ヶ所にのみ計上している。



振動規制法に基づく届出関係

施設名	特定工場等の総数	特定施設の総数	施設名	特定工場等の総数	特定施設の総数
1.金属加工機	69	1,039	6.木材加工機械	0	0
2.圧縮機	148	651	7.印刷機械	9	32
3.土石用破砕機等	6	46	8.ロ－ル機	4	47
4.織機	2	57	9.合成樹脂用射出成形機	10	159
5.コンクリートブロックマシン等	0	0	10.鋳造型機	0	0
			計	248	2,031

(注) 特定工場総数は、1 特定工場に数種類の特定施設を設置している場合には、主要な特定施設の欄の 1ヶ所のみ計上している。

兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく届出状況

施設名	施設数	施設名	施設数
9.プラスト	3	32.グライダ－	107
11.圧縮機	271	33.工業用ミキサー	0
12.送風機	49	34.ロ－ル機	3
13.破砕機・摩砕機	4	35.重油パーナ－	130
21.動力のこぎり盤	48	36.ゴム等打抜裁断機	8
22.動力かんな盤	32	37.スチームクリーナ－	3
26.鋳造型機	5	38.金属工作機械	763
27.ディーゼルエンジン ガソリンエンジン	28	41.板金製缶作業	0
28.工業用マシン 事業所数	30	43.建設材料置場における 運搬作業	3
	217	施設数合計	1,461

5 公害防止協定（環境保全協定）

公害防止協定（環境保全協定）は、市内に立地する主要事業所との間で公害発生の未然防止を目的として締結しています。

これによって、法律及び条例に基づく規制を補完し、明石地域の实情に即した公害防止を適切に行い、さらにその履行状況を監視することにより、地域のより良い環境づくりを目指すことを目的としています。

公害防止協定（環境保全協定）の締結事業所数等は次のとおりです。

協定の区分		協定締結年月日	事業所数	協定締結者
公害防止協定 （環境保全協定）	明石市域	1978/ 2/23	19	兵庫県・明石市・事業所
	広域	1976/11/25	1	兵庫県・明石市・ 播磨町・事業所
		1989/ 6/27	1	
	個別	1977/ 9/19	1	明石市・事業所
二見臨海工業団地 公害防止協定	二見臨海 工業団地	1981/ 3/25～	113	明石市・事業所
二見臨海工業団地 環境保全協定	二見臨海 工業団地 三菱南地区	1987/ 3/30～	33	明石市・播磨町・事業所
合計			167	

平成 16(2004)年 3月 31日現在



公害防止(環境保全)協定締結事業所一覧表

公害防止(環境保全)協定締結事業所	所在地	協定区分
明石醜酵工業(株)	船上町9-48	明石市域
日工(株)産機工場	硯町3丁目12-51	
星光PMC(株)	立石1丁目1-1	
川崎重工業(株)明石工場	川崎町1-1	
朝日アルミニウム(株)	貴崎5丁目9-19	
(株)セラテクノ明石工場	貴崎5丁目11-70	
日本たばこ産業(株)明石製作所	大久保町大久保町111	
コベルコ建機(株)クレーン本部開発生産部	大久保町八木740	
富士通(株)明石工場	大久保町西脇字塚本64	
近畿コカ・コーラプロダクツ(株)明石工場	大久保町西脇152	
三菱マテリアル神戸ツールズ(株)	魚住町金ヶ崎字西大池179-1	
江井ヶ嶋酒造(株)	大久保町西島919	
シバタ工業(株)	魚住町中尾1058	
丸尾カルシウム(株)本社工場	魚住町西岡1455	
内外ゴム(株)	魚住町西岡2050	
大和紡績(株)ゴム事業部明石工場	魚住町清水73-1	
新キャタピラー三菱(株)明石事業所	魚住町清水1106-4	
丸尾カルシウム(株)土山工場	二見町西二見2086	
東洋機械金属(株)	二見町福里字西之山523-1	
三菱重工業(株)神戸造船所二見工場	二見町南二見1	広域(1976)
阪神内燃機工業(株)明石工場	貴崎5丁目8-70	個別
アサヒ飲料(株)明石工場	二見町南二見1-33	広域(1989)

## 6 環境行政のあゆみ

年 月 日	事 項
昭和	
33(1958). 12.	公共用水域の水質の保全に関する法律公布。(昭和45(1970)年 水質汚濁防止法の施行に伴い廃止)
37(1962). 5.	新産業都市建設促進法公布。
6.	ばい煙の排出の規制等に関する法律公布。(昭和43(1968)年 大気汚染防止法の施行に伴い廃止)
39(1964). 1.	魚住清掃工場第1施設完成
7.	工業整備特別地域整備促進法公布。
40(1965). 1.	大久保町松陰字石ヶ谷に焼却炉(30t/8h2基)設置
4.	兵庫県公害防止条例公布一部施行。
41(1966). 11.	「ばい煙の排出規制等に関する法律」に基づき市内全域がばい煙の規制を受ける指定地域となる。
42(1967). 7.	機構改革により市民安全課の中に公害係ができる。
8.	公害対策基本法公布施行。
10.	兵庫県公害防止条例全面施行。 明石瓦のばい煙問題がクローズアップされる。
43(1968). 4.	全市ごみ週2日定日収集の実施
7.	明石川の水質汚濁が急速に進み流域住民が悪臭に悩まされる。
12.	大気汚染防止法及び騒音規制法施行。
44(1969). 2.	いおう酸化物に係る環境基準閣議決定。 K事業所の排水をめぐり漁業者との間でトラブル発生。
12.	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布。(昭和48(1973)年 公害健康被害補償法の制定公布により廃止)
45(1970). 2.	一酸化炭素に係る環境基準閣議決定。
4.	明石市中小企業公害防止施設設置等資金融資制度を設ける。
5.	全市可燃ごみ週2日、不燃ごみ週1回の計3回定日収集を実施。
6.	公害紛争処理法を公布。
10.	明石市公害対策審議会条例公布。(昭和48(1973)年 明石市環境保全条例の施行に伴い廃止)
12.	人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、農用地の土壤汚染の防止等に関する法律、公害防止事業者負担法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、海洋汚染防止法、水質汚濁防止法公布。 機構改革により公害対策課ができる。大気汚染防止協定の締結(12事業所)
46(1971). 5.	騒音に係る環境基準閣議決定。 播磨水域の水質汚濁に係る環境基準の類型指定。 公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律公布。 環境庁設置法公布。
6.	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及び悪臭防止法公布。 水質汚濁防止法及び海洋汚染防止法施行。
7.	人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律施行。
10.	兵庫県公害防止条例改正。 機構改革により公害対策課と交通安全課が併合し、公害交通対策課となる。
12.	水質の汚濁に係る環境基準告示。 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定。
47(1972). 1.	浮遊粒子状物質に係る環境基準定まる。
3.	山陽新幹線開業(新大阪から岡山まで)。 空き地の環境保全に関する条例制定。
5.	悪臭防止法施行。
6.	自然環境保全法公布。 光化学オキシダント測定開始。(大観小学校) 明石市に初の光化学スモッグ予報、注意報発令。 PCBによる魚介類汚染騒ぎ。 スウェーデンの首都ストックホルムで国際連合人間環境会議開催される。(人間環境宣言) 工業再配置促進法公布。
12.	明石市民の生活環境を守る施策策定のプロジェクトチーム発足。
48(1973). 4.	機構改革により公害交通対策課は公害対策課となる。 悪臭防止法に基づく規制基準、規制地域告示される。
5. 8	大気の汚染に係る環境基準告示。
48(1973). 7. 3	第5次公害防止計画策定を指示。
8. 31	公害防止協定の締結。(有害物質33事業所)
9. 4	明石川における環境基準水域類型指定。

年 月 日	事 項
昭和	
48(1973).10. 1	公害防止協定の締結。(産業廃棄物)
2	瀬戸内海環境保全臨時措置法(現、瀬戸内海環境保全特別措置法)公布。
5	公害健康被害補償法公布。
15	明石市環境保全条例制定公布。
49(1974). 3. 1	騒音規制地域の指定等の一部改正。 公害防止協定(有害物質)1事業所と追加締結。
6.28	総合公害防止協定の締結(25事業所)
12.15	公害防止協議会発足。
18	三菱石油水島製油所で大量の重油流出事故、瀬戸内海が広域に汚染される。
27	神戸地域公害防止計画承認される。
50(1975). 2.24	自動車排ガス51年度規制告示。
7. 2	新幹線鉄道騒音に係る環境基準告示。
51(1976). 2.27	公害防止協定(有害物質)1事業所と追加締結。(計35事業所となる)
5.28	瀬戸内海環境保全臨時措置法が2年延長される。
6.10	振動規制法公布。(12.1.施行)
9.18	悪臭防止法施行規則の改正により3物質が追加される。
11.25	三菱重工業(株)神戸造船所二見工場との公害防止協定締結。
52(1977). 2.28	公害防止協定(有害物質)2事業所と追加締結。(計37事業所となる)
4. 1	大久保清掃工場に焼却炉(150t/24h3基)設置。
6.16	大気汚染防止法に基づく二酸化窒素の排出基準の改定。
9.19	阪神内燃機工業(株)明石工場との公害防止協定締結。
11. 1	振動規制法に基づく地域指定等告示。
53(1978). 2.23	総合公害防止協定(改定)の締結。(計22事業所)
6.13	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律公布。
6.	藤江地区6自治会2,500世帯をモデル地区に指定し、燃やせないごみの分別収集を開始。
7.11	二酸化窒素に係る環境基準告示。
10.13	新幹線鉄道騒音に係る障害防止対策について、国鉄新幹線総局長との間で助成事務の委託契約を締結する。(54.3.30、55.3.24の2度にわたり国鉄と協議して、56.3.31まで延長することに決定する。)
54(1979). 3. 7	兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会が発足する。
8. 2	大気汚染防止法施行規則の一部改正。(窒素酸化物の排出基準の強化)
17	神戸地域公害防止計画(第5次地域)の策定指示。
11. 2	環境部環境検査室(分析測定施設:現環境保全課分室)新築工事に着手。
55(1980). 3.18	神戸地域公害防止計画(第5次地域)承認される。
4. 1	県大気汚染常時監視網に係る大観小学校測定局を環境検査室庁舎(現王子局)に移設し、同日より測定を開始する。
11	第1次化学的酸素要求量に係る総量削減計画が策定された。
9. 1	兵庫県公害防止条例施行規則及び関係告示の一部改正。
56(1981). 3.25	二見臨海工業団地立地事業所と公害防止(総合)協定締結を開始する。
5.25	三菱重工業(株)神戸造船所二見工場の公害防止協議会を開催する。
5.	関西新国際空港環境影響評価(案)が発表される。
6.	大気汚染防止法施行令の一部改正。(窒素酸化物に係る総量規制が導入される)
8.25	東播磨南部地域公害防止行政協議会開催。
26	大気汚染防止法の規定に基づき自動車排ガスの量の許容限度を定める告示の一部を改正する。(環境庁告示第73号)
	騒音規制法の規定に基づき自動車騒音の大きさの許容限度を定める告示の一部を改正する。(環境庁告示第74号)
9.	大気汚染防止法施行規則の一部改正。(窒素酸化物に係る総量規制基準の設定)
57(1982). 1. 1	水質汚濁防止法の8業種を追加する水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令改正。
3. 9	関西新国際空港建設計画に伴う実機飛行騒音測定。(運輸省:川端公園、藤江3月10日まで)
5.28	大気汚染防止法施行規則の一部改正。(ばいじんの排出基準改正)
9.28	大型・小型バス、ミニバイクなどの車種の騒音59年規制実施に係る「自動車騒音の大きさの許容限度」改正を告示。
11. 1	大久保小学校一般環境測定局を新築した大久保市民センターに移設する。
4	新幹線騒音に係る防音対策について国鉄新幹線総局と助成事務委託協定を締結する。(76ホン対策)
18	湖沼水質汚濁対策として窒素、リンの環境基準値を中公審水質部会が答申。
58(1983). 3.16	兵庫県公害防止条例の一部を改正する条例が公布される。(58.7.1施行。カラオケ騒音等の規制)
4.10	環境検査室・二見市民センター・林小学校における県設置大気汚染常時監視システム(テレメーター装置)を更新。

年 月 日	事 項
昭和	
59(1984). 3.16	大気汚染防止法施行令の一部が改正され、政令市に指定される。(明石市他7市)
7. 6	新幹線鉄道騒音に係る防音対策について国鉄新幹線総局と助成事務委託協定を締結する。(60.3.14 委託協定による防音工事助成事務完了する)
60(1985). 3. 8	神戸地域公害防止計画(延長)承認される。(事業実施59~63年度)
22	谷八木川における環境基準水域類型指定。
27	兵庫県公害防止条例市町長に権限を委任する規則の一部が改正され(大気関係分)公布される。
6. 6	大気汚染防止法施行令の一部改正。(小型ボイラー規制の導入)
10.21	新幹線鉄道の騒音について、環境庁調査結果が発表され、本市(柳井地区)は全国ワースト2となる。
12.24	新幹線鉄道の騒音・振動等の障害防止対策早期実施を求め、明石市、加古川市、高砂市及び播磨町(以下「3市1町」と言う)合同で国鉄総裁に対し要望書を提出する。
61(1986). 2.19	「谷八木川を美しくする会」発足する。
3.11	水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、政令市に指定される。
3.20	大久保市民センター局をテレメーター化し、県設置大気汚染常時監視システムに接続する。
4. 1	機構改革により環境部環境検査室が公害検査係(公害対策課分室)として公害対策課に統合される。
7. 1	二見臨海工業団地立地事業所と公害防止(総合)協定を締結(1事業所)する。
9. 4	新幹線鉄道騒音・振動の発生源対策等について、3市1町で国鉄総裁に対し要望書を提出する。
62(1987). 5. 8	新幹線鉄道振動について、環境庁調査結果が発表され、本市(柳井地区)は全国ワースト1となる。
12	第2次化学的酸素要求量に係る総量削減計画が策定された。
7. 2	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策等について、3市1町でJR西日本や環境庁等に要望書を提出する。
8.16-20	スターウォッチング「星空の街」コンテストを実施する。
10.30	大気汚染防止法の一部改正により、ガスタービン、ディーゼル機関が規制される。(63.2.1 施行)
63(1988). 4. 4	自動車公害防止対策連絡会議に参加する。
8.26	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正。(共同調理場・飲食店等追加)
9. 8	野々池校区で環境庁の騒音対策モデル事業を実施する。(63.9.8~元.3.10)
10.13	新幹線鉄道のタイヤ改正に伴うスピードアップは認められないとして、明石市、加古川市、高砂市、尼崎市、伊丹市、西宮市及び播磨町でJR西日本に申し入れ書を提出する。
11.21	騒音規制法の一部改正。(特定建設作業の騒音の測定位置・騒音基準等が改正元.4.1 施行)
平成	
元(1989). 1.15	魚住で新幹線架線切断事故発生。(JR西日本に安全対策を求め、申し入れ書を提出する。(元.1.26)
26	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策等について、3市1町でJR西日本や環境庁等に要望書を提出する。
3.29	水質汚濁防止法施行令の一部改正(有害物質として、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを追加)。
30	明石市環境保全条例の一部改正。併せて施行規則の改正を行い、規制基準等を改正する。
4.30	有害物質に係る公害防止協定を廃止する。
6.27	アサヒビール飲料製造(株)明石工場との環境保全協定締結。
6.28	大気汚染防止法の一部改正により、特定粉じんが規制(石綿その他の粉じん)される。(元.12.27 施行) 水質汚濁防止法の一部改正により、有害物質にトリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの追加、有害物質を含む汚水の地下浸透の禁止、地下水質監視測定体制の整備等が図られることとなった。(元.10.1 施行)
9.27	悪臭防止法施行規則の一部改正により、4物質が追加される。
12.25	明石市環境保全条例の一部改正。併せて施行規則の改正を行い、規制基準等を改正する。(2.4.1 施行)
2(1990). 3.12	神戸地域公害防止計画(延長)承認される。(事業実施期間:元~3年度)
5.24	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針が設定された。
6.22	水質汚濁防止法の一部改正により、生活排水対策の推進の法制化や指定地域特定施設制度の創設が定められ、201人槽以上、500人槽以下の浄化槽が指定された。
8. 3	魚住中で、樹木の大气浄化能力度チェック実施される。
11. 2	大気汚染防止法の一部改正により、ガス機関、ガソリン機関が規制される。
3(1991). 2. 2	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策等について、3市1町でJR西日本や環境庁等に要望書を提出する。
3.29	第3次化学的酸素要求量に係る総量削減計画が策定された。
4. 1	機構改革により、公害対策課から環境保全課となり、係も庶務係、規制係及び公害検査係から大気係、水質係(浄化槽事務を含む)及び検査係となる。
7. 7	集団回収助成金交付開始。
7.26	水質汚濁防止法の一部改正により、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及びこれらの物質の蒸留施設が特定施設に追加された。(3.10.1 施行)
30	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正により、指针对象農薬が追加され30物質となった。
8.22	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策等について、3市1町でJR西日本に要望書を提出する。
23	土壤汚染に係る環境基準が告示された。(カドミウム等10物質)
11.21	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策等について、3市1町で環境庁等に要望書を提出する。

年 月 日	事 項
平成	
4(1992). 1.24	新幹線鉄道のスピードアップ計画について、3市1町でJR西日本に申入れ書を提出する。
6.	生ごみたい肥化容器購入助成事業開始。
6. 3	ブラジルのリオデジャネイロで「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)が開催された。
7.	「光化学スモッグによるアサガオの被害観察」がスタートする(高丘中及び花園小にて実施)。 改正廃棄物処理法施行
11.27	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策等について、3市1町でJR西日本に要望書を提出する。
5(1993). 1.19	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策等について、3市1町で運輸省、環境庁に要望書を提出する。
2.26	公害パトロール車として電気自動車を導入する。
3. 8	水質汚濁に係る環境基準の一部改正の告示により、「人の健康の保護に関する環境基準」の対象項目にジクロロメタン等15項目が追加され23項目となった。
12	新幹線鉄道のぞみ試運転に係る事故発生について、3市1町でJR西日本に申入れ書を提出する。
18	新幹線鉄道のぞみの山陽新幹線での営業運転が開始される。
3.	明石市一般廃棄物処理基本計画を策定する。
6.18	悪臭防止法施行令等の一部改正により、悪臭物質としてプロピオンアルデヒド等10物質が追加指定される。(6.4.1施行)
8.27	水質汚濁防止法の一部改正により、窒素及びりんの水質汚濁規制が海域についても実施されることとなった。(5.10.1施行)
11.19	環境基本法が交付された。(5.11.19施行)
30	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策等について、3市1町でJR西日本に要望書を提出する。
12.27	水質汚濁防止法の一部改正により、有害物質にジクロロメタン等13物質が追加されるとともに、鉛及び砒素の水質汚濁規制が強化された。(6.2.1施行)
6(1994). 2. 1	土壌の汚染に係る環境基準の一部改正。(ジクロロメタン等13物質が追加)
2	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策等について、3市1町で運輸省、環境庁に要望書を提出する。
3.	環境啓発用ビデオライブラリを環境保全課に設置する。
4.21	悪臭防止法施行規則等の一部改正により、排水中における規制基準の設定方法が新たに定められ硫化水素等4物質に適用できるようになった。(7.4.1適用)
9. 1	明石市大気常時監視システムが始動(市設置4測定局と企業局1)
12.16	環境基本計画が閣議決定された。
7(1995). 1.17	午前5時46分に発生した兵庫県南部地震により、大きな被害を受ける。 大阪湾の全窒素及び全りんに係る環境基準の水質汚濁の指定。
2.28	環境庁告示により、環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の水質汚濁の指定。
4.21	悪臭防止法の一部改正より、臭気指数が新たに導入された。(8.4.1施行) 大気汚染防止法の一部改正。(自動車の燃料の性状及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度の追加)
6.14	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策について、本市がJR西日本に要望書を提出する。
7.18	兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」が公布された。(8.1.17施行)
8. 8	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策等について、3市1町でJR西日本に要望書を提出する。
11. 9	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策等について、3市1町で運輸省、環境庁に要望書を提出する。
8(1996). 1. 8	兵庫県「環境の保全と創造に関する条例施行規則」が公布された。(8.1.17施行)
5. 9	大気汚染防止法の一部改正が行われ、有害大気汚染物質、自動車排出ガス規制対象の拡大、建築物解体時のアスベストの飛散防止、事故時の措置等が追加された。(9.4.1施行)
6. 5	水質汚濁防止法の一部改正が行われ、汚染された地下水の浄化のための措置と油流出事故時の措置に関する規定が定められた。(9.4.1施行)
28	兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」に基づく環境基本計画が告示された。
7. 1	兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」の一部権限が明石市長に委任された。
15	新幹線鉄道騒音振動の発生源等について、本市がJR西日本と運輸省、環境庁に要望書を提出する。
26	第4次化学的酸素要求量に係る総量削減計画が告示された。
8. 9	新幹線鉄道騒音振動の発生源等について、3市1町でJR西日本に要望書を提出する。
10. 2	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策について、3市1町で運輸省、環境庁に要望書を提出する。
12.	大久保清掃工場でフロン回収業務を開始。
9(1997). 3.27	兵庫県「環境影響評価に関する条例」が公布された。
4. 1	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行。
4.24	ゴルフ場の使用農薬に係る暫定指針の一部改正により、指針対象農薬が5物質追加され、35物質となる。
6.13	環境影響評価法が公布された。
8. 4	新幹線鉄道騒音振動の発生源等について、3市1町でJR西日本に要望書を提出する。
29	大気汚染防止法施行令の改正。(廃棄物焼却炉等にダイオキシン類が規制される)
9.30	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策について、3市1町で運輸省、環境庁に要望書を提出する。



年 月 日	事 項
平成	
9(1997).10. 6	有害大気汚染物質のモニタリングを開始する。
11.19	アイドリング・ストップ国際フォーラムが開催される。
12. 1	地球温暖化防止京都会議（気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議：COP3）が開催される。
10(1998). 2.12	環境基本計画に関して環境保全審議会（現「環境審議会」）に諮問する。 第1回環境保全審議会の開催
3.31	水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令により、特定施設の設置・変更届出書別紙記載事項等について様式の改正が公布された。（10.10.1 施行）
4. 1	自動車排ガス局として、小久保局を新設した。
5	明石海峡大橋開通。
10	大気汚染防止法施行規則が改正された。（廃棄物焼却炉のばいじん規制強化他）
5.20	水質汚濁防止法施行令の一部改正により、PCB の処理に係る施設を規制対象である特定施設に追加することが公布された。（10.6.17 施行）
28	窒素及び燐に係る削減指導要領が制定されました。（10.7.1 施行）
6.23	窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件が告知された。（10.8.1 施行）
8. 5	新幹線鉄道騒音振動の発生源等について、3市1町でJR西日本に要望書を提出する。
13	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策について、3市1町で運輸省、環境庁に要望書を提出する。
9.24	水質汚濁防止法の排水基準を定める総理府令の改正により、窒素・燐の暫定排水基準を原則的に一般排水基準に移行する内容が公布された。（10.10.1 施行）
10. 9	地球温暖化対策の推進に関する法律が公布される。
11(1999). 1.29	土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針及び同運用指針を策定され、調査・対策の進め方が示された。
2.22	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する環境庁告示により、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素が新たに環境基準に追加された。
3.12	悪臭防止法施行規則の一部を改正する総理府令等により、気体排出口における臭気指数規制基準の設定方法等が定められた。（11.9.13 施行）
3.31	明石クリーンセンターに焼却炉（160t/24h3基）設置。
4. 1	機構改革により、環境管理課と環境保全課が統合して環境政策課となり、係も管理係、計画係、大気係、水質係及び監視係（旧検査係）の5係になった。
6.	明石クリーンセンターが本格稼働する。
6.30	騒音に係る環境基準の改正により、L <sub>50</sub> の評価からL <sub>EQ</sub> の評価に変更となった。 ペットボトルを資源ごみとして収集開始。 分別変更を実施し、プラスチック類は可燃ごみとなった。 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例（環境基本条例）が施行され、環境保全条例が廃止になった。
7. 6	兵庫県環境の創造と保全に関する条例に基づく規制基準が改正された。（焼却炉ばいじん等）
13	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）が公布された。 ダイオキシン類対策特別措置法が公布。大気、水質、土壌の環境基準、排ガス、排水の排出基準等が設定された。（12.1.15 施行）
15	環境ホルモン（水質）の測定実施。
8.18	新幹線鉄道騒音振動の発生源等について、3市1町でJR西日本に要望書を提出する。
8.24	明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例を施行する。
10. 1	大気監視システムの全面更新。
26	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策について、3市1町で運輸省、環境庁に要望書を提出する。
12.15	環境基本計画に関して環境審議会が市長に答申する。
12(2000). 1.15.	ダイオキシン類対策特別措置法施行
2. 7	明石市環境基本計画が策定された。
2.	市バスにアイドリングストップバスを2台導入する。
4. 1	機構改革により大気係と水質係が統合され保全係に、管理係が総務係に名称変更された。 騒音規制法の改正で自動車騒音の要請限度がL50の評価からLEQの評価に変更された。
6. 2	循環型社会形成推進基本法が公布される。前後して、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設資材リサイクル法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）等が公布されるとともに、再生資源利用促進法や廃棄物の処理と清掃に関する法律が改正される。
8.31	新幹線鉄道騒音振動の発生源等について、3市1町でJR西日本に要望書を提出する。
9. 7	ISO14001認証取得に向け、キックオフ宣言式を開催するとともに、環境方針を公表する。
24	「あかし環境フェア」を産業交流センターで開催する。
10.28	「水辺フォーラム 00」を兵庫・水辺ネットワークと共催する。
11.15	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策について、3市1町で運輸省、環境庁に要望書を提出する。

年 月 日	事 項
平成	
13(2001). 1. 6	省庁改編に伴い「環境庁」が「環境省」となる。
3.14	ISO14001を認証取得する。
15	明石市地球温暖化対策実行計画を策定する。
16	騒音規制法施行令が改正公布され、自動車騒音の常時監視事務に関する政令市となる。
4. 1	第4次長期総合計画がスタート 家電リサイクル法施行（対象は、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目）
7. 2	環境政策課分室に環境学習室を開設する。
7.21	明石市民夏まつり事故発生
8.28	新幹線鉄道騒音振動の発生源対策について、3市1町で運輸省、環境省に要望書を提出する。
12.30	大蔵海岸陥没事故発生
14(2002). 1.15	平成12年度年次報告書を公表
2. 4	一般廃棄物処理基本計画の策定に関して環境審議会に諮問する。市民公募の臨時委員4名が参加。
2.20	ISO14001サーベイランス（定期審査）を受審する。
4. 1	明石市が「特例市」となり、悪臭や騒音、振動の規制など、新たな事務権限が県から委譲された。
5.29	土壌汚染対策法が公布
6. 1	明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、施行規則を一部改正
6.27	自動車NOx法の一部改正法（自動車NOx・PM法）が公布
10.1	第5次総量規制基準の施行
10.21	平成13年度年次報告書を公表
15(2003). 2.10	明石市一般廃棄物処理基本計画を策定する
2.15	土壌汚染対策法施行
2.17	ISO14001の2度目のサーベイランス（定期審査）を受審する
3.14	ISO14001の認証取得の範囲を拡大。拡大範囲は、市立市民会館、環境第1課（事務棟）、環境第2課、環境政策課分室、明石クリーンセンター（事務棟）
10.31	（仮称）明石自然環境保全応援団の初会合を開催
16(2004). 2.17	ISO14001の更新審査を受審する
3. 1	環境審議会に自然環境部会、資源循環部会を設置
3. 8	ISO14001認証取得の更新



## 7 用語集

### 1

#### 1.1.1 トリクロロエタン

無色の液体で、クロロホルムのような臭いがある。主に金属の常温洗浄および蒸気洗浄に用いられ、不燃料溶剤の中では毒性が最も低く、広く利用されている。反復暴露によってもあまり障害は起こらず、長時間暴露した場合には、軽い眠気や軽度の眼の刺激および頭痛が起きたりする。

別名：メチルクロロホルム：CH<sub>3</sub>CCl<sub>3</sub>

#### 1.1.2 トリクロロエタン

無色の液体で、クロロホルムのような臭いがある。主に溶剤として用いられている。暴露による症状は、主に中枢神経系の抑制と肝障害である。

別名：三塩化ビニル：CHCl<sub>2</sub>CH<sub>2</sub>Cl

#### 1.2 ジクロロエタン

無色の液体で、甘味臭を持つ。塩化ビニルの製造原料として用いられる。高濃度暴露では、眼・鼻・喉の刺激、精神錯乱、めまい、嘔吐、肝・腎・副腎障害を起こす。

別名：塩化エチレン、二塩化エチレン：CH<sub>2</sub>ClCH<sub>2</sub>Cl

#### 1.2 ジクロロエチレン

刺激臭のある液体で、溶剤等として使用されている。水素・塩素の結合の仕方により、シス体とトランス体という2つの構造を持つ。吸入による急性症状は、中枢神経の抑制作用が主で、肝・腎臓の障害はあまりない。

別名：塩化アセチレン：CHCl=CHCl

#### 1.3 ジクロロプロペン

土壌くん蒸剤として用いられ、強い刺激作用がある液体で、肝・腎臓に障害を起こす。

別名：1,3 ジクロロプロピレン：CH<sub>2</sub>ClCH=CHCl

### B

#### BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量のこと。

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。水質汚濁に係る環境基準の中では河川の利用目的に応じてBOD値が決められている。水質汚濁防止法(昭45法138)に基づく排水基準では、排水水についてBOD値が決められている。なお、BODは生物によって代謝されやすい有機物を表現しているのであって、代謝されにくい物質については正確でない。また排水中に生物に対して有毒な物質が含まれていると、生物の活性を低下させるため、実際よりも低い値となる。また、アンモニア、亜硝酸のような無機物質による酸素消費も長時間のBOD測定で検出されてくる。

### C

#### COD (Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量のこと。

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、河川、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標である。人間活動に伴って工場・事業場、家庭からの排水には多くの有機物が含まれている。これら排水が河川、湖沼、海域に放流されると、富栄養化となり、プランクトンが異常発生し、赤潮や青潮の原因となる。環境基本法(平5法91)に基づき水質の汚濁等に係る環境基準が設定されており、また、水質汚濁防止法(昭45法138)に基づき排水の規制のための基準値が定められている。

### N

#### NPO・NGO

NPOとはNon-Profit-Organization(非営利団体、民間非営利団体)の略。市民運動やボランティア活動などをする人々が結成する組織。

NGO(Non-Governmental-Organization(非政府系組織)の略。)とは、政府と違い市民の立場から、主に国際的な活動を行う非営利の民間団体のこと。

### I

#### IPCC

気候変動に関する政府間パネルのこと。

国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)が共同設立した国連機関。IPCCでは、地球温暖化の現状や将来予測についての科学的知見を世界の第一線の科学者により継続的に評価しており、5年に一度、評価報告書を取りまとめている。2001年の第3次評価報告書では、21世紀中の全球平均温度が1.4~5.8上昇するなど報告した。

### L

#### LCA

ライフサイクルアセスメントのことで、製品の生産設備から消費、廃棄段階の全ての段階において製品が環境へ与える負荷を総合的に評価する手法である。これまでの環境負荷評価は、製品の使用や廃棄に伴う特定物質や有害物質の排出の有無、処理の容易性、使用後のリサイクルの容易性などライフサイクルのあるプロセスだけを評価範囲としたものが多い。このため使用、廃棄の段階での環境への負荷が少なくても、原料採取、製造、流通の段階での環境への負荷が大きく、全体としては環境への負荷の低減には寄与しない製品が生産されてしまう可能性がある。そこで経済社会活動そのものを環境への負荷の少ないものに変革するために平成5年に制定された環境基本法において、「環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進」が規定された。LCAは近年世界的に注目を集め各地で研究が進められている。なお、国際標準化機構

(ISO)においても国際標準化の作業が進められた。

## P

### PAN

パーオキシルアセチルナイトレートのこと。

大気中に排出された炭化水素と窒素酸化物が太陽光線によって反応を起こし、その結果、オゾンをはじめとしてさまざまな光化学オキシダントが生成される。その光化学オキシダントの中で、特に眼に対して刺激性の強い物質がこのPANである。

### pH

水素イオン濃度指数のことで、ペーハーという。

水質の酸性またはアルカリ性の程度を示す指標で、pH7 が中性で、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示す。自然水の pH は 6.5～8.5 の範囲にある。水質の酸性・アルカリ性は、基本的に水素イオンの濃度によって決まるが、中性 =  $10^{-7}$  の水素イオン (mol/l) 等と表現していたのではとても不便なので、水素イオン濃度をわかりやすい指標として表現するために、 $10^{-7}$  の右肩の数字を酸性・アルカリ性を表す指標として用いることとした(この場合は、右肩の数字は7で、pH7つまり中性である)。

### ppb (parts per billion)

10 億分の 1 を示す単位で、ごく微量の物質の濃度を表すのに用いる。1ppb とは、 $1\text{m}^3$  の空気中に  $0.001\text{cm}^3$ 、1 リットルの水の中に  $0.001\text{mg}$  の物質が含まれていることを指す。ppm の 1000 分の 1 の単位。

### ppm (parts per million)

100 万分の 1 を示す単位で、ごく微量の物質の濃度を表すのに用いる。1ppm とは、 $1\text{m}^3$  の空気中に  $1\text{cm}^3$ 、1 リットルの水の中に  $1\text{mg}$  の物質が含まれていることを指す。なお、さらにごく微量の物質の濃度を表す場合には、ppm の 1000 分の 1 である ppb という単位を用いる。

## I

### TEQ

毒性等価換算濃度のことで、ダイオキシン類の濃度について用いられる単位。一般には複雑な同族体等の混合物であり、その混合物のうち、最強の毒性を有する 2,3,7,8-テトラクロロジベンゾダイオキシン (TCDD) の毒性等量 (TEQ) として表す。これは、2,3,7,8-テトラクロロジベンゾダイオキシン (TCDD) の毒性を 1 としたときの他のダイオキシン類の毒性を毒性等価係数 (TEF) で示し、これを用いて汚染物質の毒性の総量を 2,3,7,8-テトラクロロジベンゾダイオキシン (TCDD) に換算して表したものだ。

例 環境大気では、 $\text{pg-TEQ} / \text{m}^3$

## A

### アオコ

植物プランクトンである藍藻類の一種。窒素やリン分の多

い富栄養化した湖等において、夏から秋にかけてこのプランクトンが異常繁殖し、湖沼水を緑色に変色させる。アオコが発生すると、透明度の低下や水に臭いがついたりするので、水道水への利用が不適当となる。海洋における赤潮に相当するもの。

### 赤潮

赤潮とは、微小な藻類が著しく増殖し、水が赤褐色などの色になる現象をいう。赤潮などの発生は、しばしば魚介類の大量死をもたらす。漁業をはじめとする産業に多くの被害を与える。こうした現象を引き起こす原因は主として窒素、燐などの流入による富栄養化が原因となっており、これを防止するために「水質汚濁防止法」(昭 45 法 138)、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭 48 法 110)などの排水規制をはじめとする措置が採られている。赤潮は北半球温帯域の工業化、人口集中の進んだ国の内湾、内海に多くみられたが、最近では発生がより大規模化、長期化し、発生海域が世界的に拡大している。

### 悪臭

誰からも嫌われる悪い臭いのこと。主として不快感などの感覚的影響が中心であり生活環境に影響を及ぼすものとして、「環境基本法」(平 5 法 91)に基づいて典型 7 公害の一つに指定され、「悪臭防止法」(昭 46 法 91)に基づき規制が行われている。

### アスベスト

石綿とも言われ、天然に産する繊維状鉱石で、主成分は珪酸マグネシウム塩である。石綿は耐熱性等にすぐれているため多くの製品に使用されているが、発がん性などの健康影響を有するため、「労働安全衛生法」(昭 47 法 57)では特定化学物質に指定されており、吹付け作業の禁止、作業所の排気装置の設置等が定められている。また、「大気汚染防止法」(昭 43 法 97)では特定粉じん指定され、発生施設に対して規制基準が定められ、基準の厳守、設置届出、測定が義務づけられている。また、バーゼル条約ではアスベストは有害廃棄物に指定され、各国間の越境移動が禁止されている。

### アルキル水銀

有機化合物であるアルキル類(メチルやエチルなど)と結合してできる有機水銀化合物のこと。メチル水銀やエチル水銀等がある。古くは消毒、殺菌、利尿剤として使用していた。肺や皮膚から容易に吸収され、胃腸管からの吸収は 90%以上で、体内では分解されにくく、排泄もされにくいので、体内での蓄積が起こる。水俣湾沿岸および阿賀野川流域で発生した有機水銀中毒(水俣病)の原因は、このメチル水銀で、その症状は、知覚障害、運動失調、歩行障害、視野狭窄、言語障害、難聴等であった。水質汚濁防止法および環境基準ともに、アルキル水銀は検出されてはならないこととなっている。

### 暗騒音・暗振動

ある特定の騒音や振動を測定しようとするとき、その騒音や振動がないときにも、その場所に存在する騒音や振動のこ

## 参考資料

と。

### 硫酸化物

硫黄の酸化物の総称で、SO<sub>x</sub> と略称される。二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)の他、三酸化硫黄(SO<sub>3</sub>)、硫酸ミスト(H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub>)などが含まれる。工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫酸化物となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。このため「環境基本法」(平 5 法 91)に基づき、二酸化硫黄について環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」(昭 43 法 97)では硫酸化物排出基準を定め、更に総量規制も実施している。

### 一酸化炭素

その影響は急性で、一酸化炭素は血中のヘモグロビンと簡単に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、濃度が高いと生命が危険となる。このため環境基準が設定され、「大気汚染防止法」(昭 43 法 97)に基づき自動車排出ガスの中の一酸化炭素の排出量について許容限度を定め、規制を行っている。

### 一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)

京都議定書の対象ガスの一つで、自動車の排ガスに含まれるほか、ナイロン原料の製造プロセスの副生成物として発生する。

### エコ・コースト事業

ウミガメ、カブトガニ、野鳥等の生物の重要な生息、繁殖、採餌場所となっている等良好な自然環境を積極的に保全、回復する必要性の高い海岸において、生物の生息環境等を保全するための施設整備を進めるとともに、施設の配置や構造等に工夫を行うなど生態系等自然環境に配慮することにより、自然と共生する海岸の形成を図る事業。

### エコドライブ

自動車を運転するときに急発進や急加速をすると燃料の無駄使いになるだけでなく、排気ガスによる大気汚染にもつながる。また、タイヤには適正な空気圧で走行することにより燃料を節約することができる。このような環境に優しい運転方法をエコドライブという。

### 黄色蛍光灯・黄色発光ダイオード

黄色蛍光灯や消費電力の少ない黄色発光ダイオードランプを点灯させる事により、特有の黄色の光が防虫効果を発揮し、その結果、農薬の使用回数・量を減らす事を可能にする。

### オキシダント(Oxidant)

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い紫外線により光化学反応を起こすことによって生成される酸化性物質の総称で、その大部分はオゾンである。オキシダントは目や喉を刺激し、頭痛を起こしたり、植物の葉を白く枯らせたりする。

### オゾン層

地球上のオゾン(O<sub>3</sub>)の大部分は成層圏に存在し、オゾン

層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。このオゾン層が近年フッ素化合物などの人工化学物質によって破壊されていることが明らかになってきた。フッ素化合物(総称フロン)は冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤に使用されてきたが、使用後大気中に放出されると、対流圏では分解されず、成層圏に到達し、太陽光により分解されるが、その際に生ずる塩素原子がオゾンを破壊する。フロンと同様にオゾンを破壊するものに消火剤用ハロン、洗剤用トリクロロエタン、それに四塩化炭素などがある。オゾン層の破壊により増加する紫外線は UV-B (280 ~ 320nm) である。この紫外線のエネルギー量は少ないが、人間の健康に大きな悪影響を及ぼす。例えば白内障、皮膚ガンの増加、皮膚免疫機能の低下などである。植物に対しても成長阻害、葉の色素の形成阻害が起きる。オゾン層の保護の国際的対策として 1985 年ウィーン条約が制定され、具体的な規制を盛り込んだ「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が 1987 年に採択された。こうした国際的約束を受けて我が国としてオゾン層保護対策を進めるため、1988 年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」が制定された。

### 汚濁負荷量

河川や海に排出される汚濁物質の量のこと。たとえ濃度が低くても排出量が多ければ、環境に与える影響が大きくなるので、環境への影響を推定するには、通常、この汚濁負荷量を用いる。排出される水量と汚濁物質の濃度の積によって算出することができる。

### オニバス



直径 2m 近い巨大な葉を水面に浮かべるオニバス(スイレン科・1 年草)は、少なくとも数百万年に渡って生育している植物であり、「太古の植物」と呼ばれている。オニバスは、

「改訂・兵庫の貴重な自然 - 兵庫県版レッドデータブック 2003 - 」(兵庫県 2003 年)では、「日本版レッドデータブックの『絶滅危惧種』に相当し、絶滅の危機に瀕している種等、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種(ランク B)」と位置づけられ、近年、国内で絶滅の危機にさらされている。

兵庫県東播磨地方は、全国でも有数のオニバス分布地として知られているが、中でも明石市には、全国最大級のオニバスの自生地を有するなど、一大群生地となっている。

### 温室効果ガス

地球の温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと、地球自体が宇宙に向けて出す熱放射とのバランスによって定まる。太陽から流入する日射については、ほとんどが可視光であり、大気を素通りして地表面で吸収される。可視光を吸収して加熱された地表面は赤外線熱放射をするが、大気中には赤外



線を吸収する「温室効果ガス」と言われるガスがあり、地表面からの熱をいったん吸収してしまう。温室効果ガスを含む大気によって吸収された熱の一部は地表面に下向きに放射され、一部は大気上層に上向きに放射される。このように日射に加えて大気からの下向きの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」という。現在、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速され地表面の温度が上がっており、これが地球の温暖化の問題である。温室効果ガスには様々なものがあるが二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、クロロフルオロカーボン（CFC）六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の6つの物質が代表的である。温室効果ガスによる地球温暖化を防止するため、我が国は1989年に地球温暖化防止行動計画を定めており、1992年には気候変動枠組み条約が採択され、1997年には、同条約の第3回締結国会議（COP3）が京都で開催され、先進国の温室効果ガスの削減についての数値目標を定めた京都議定書が採択された。

## 力

### 海洋汚染

海洋汚染は海を介して周辺の国々や海域へ影響が及ぶことから、国際的な取り組みがなされてきた。国連海洋法条約（1982年採択：未発効）では、海洋環境の汚染の定義について次の様に定義している。「生物資源及び海洋生物に対する害、人の健康に対する危惧、海洋活動（漁業その他の適法な海洋の利用を含む）に対する障害、海水の利用による水質の悪化及び快適性の減少というような有害な結果をもたらす又はもたらすおそれのある物質又はエネルギーを、人間が直接又は間接に海洋環境（河口を含む）に持ち込むことをいう」。同条約では更に海洋汚染の原因を次のように分類している。「陸からの汚染、海底資源探査や沿岸域の開発などの活動による生態系の破壊、汚染物質の海への流入、投棄による汚染、船舶からの汚染、大気を通じた汚染」。また、湾岸戦争での大量の油の流出のように、戦争も大きな海洋汚染の原因と考えられる。海洋汚染への国際的な取り組みとして、全世界的な条約又は地域的な条約が結ばれ規制が実施されている。

### カドミウム（Cd）

柔らかくて延性、展性に富む青みを帯びた銀白色の金属で、電気メッキ、合成樹脂安定剤、電池、合金等に用いられている。亜鉛、銅の採鉱、精錬、加工を行う事業所や電気メッキ工場、光学ガラスの製造工場の排水に含まれていることがあり、河川等を汚染したりしている。体内に吸収されると、腎臓の機能障害があらわれ、ついで体内カルシウムの不均衡による骨軟化症を起こす。富山県神通川流域で起きたイタイタイ病（昭和30年（1955）年発見、昭和44（1969）年指定）はこのカドミウムが原因であった。

### 環境影響評価

開発事業などを始める前に、その事業が環境に与える影響を調査、評価し、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする仕組みを言う。

米国の1969年国家環境政策法（NEPA）によって制度化さ

れたのがその先鞭となった。先進国の集まりであるOECD（経済協力開発機構）でも、環境アセスメントの実施について勧告している。既に主な先進国では、国内で行われる主要な事業に関して環境アセスメントを行うよう法律などによって義務づけている。日本においても、1997年（平成9年）に環境影響評価法が制定された。

### 環境カウンセラー

国や県の制度で、自らの知識や経験を活用して助言などを行おうとする人のうち、一定の要件を満たす人を登録、公表し、市民や事業者の環境保全活動に資するもの。

（URL）<http://www.eic.or.jp/counselor/>

### 環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするものである。家計簿で金銭を巡る家庭の活動を把握し記録するのと同じように、「環境家計簿」によって、金銭では表わせないものも含め、環境を巡る家庭の活動を把握しようとするものである。自分の生活を点検し、環境との関わりを再確認するための有効な試み。

### 環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下については、現在の科学的・技術的水準では定量的な測定方法がなかったり、これらが人の健康や生活環境に与える影響が定量的に把握できないなどの理由で、環境基準を設定することが難しいため、これら3つを除いた大気汚染（二酸化窒素の大気中の濃度の基準など）、水質汚濁（カドミウムの水中の濃度の基準など）、土壌汚染（水質環境基準が定められている項目についての基準値）及び騒音（住居用地域の時間帯ごとの音の大きさの基準など）の4つについて環境基準が定められている。

### 環境基本法

わが国では、昭和42（1967）年に公布された公害対策基本法により、排出規制を中心とした公害対策が実施されてきたが、地球規模的な環境汚染や破壊が問題となってきた現代では、公害対策基本法では適切な対策を実施することができなくなってきた。そのため、環境問題を地球規模的、総合的にとらえ、社会システムやライフスタイルを変革していくための新しい政策手法を盛り込み、国際的な取り組みや環境教育といったものを取り入れた法制度が必要となってきた。そこで、地球規模的な環境施策への転換と、平成4（1992）年6月にブラジルで開催された地球サミットの成果と合意の実践のために、環境基本法が平成5（1993）年11月12日に成立、同11月19日に公布、施行された。

環境基本法の3つの基本理念

## 参考資料

現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受でき、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されること（第3条）。

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築すること（第4条）。

国際的協調による地球環境保全を積極的に推進すること（第5条）。

## 環境税

炭素税とも言われ、二酸化炭素の排出に対する課徴金制度のこと。環境税は、二酸化炭素排出も含めて、もう少し広義な意味で環境に負荷を与えるもの（環境の利用者）に対する課徴金制度を指す。温室効果ガスの一つで地球温暖化の主要原因物質とされている二酸化炭素排出（環境に負荷を与える営み等）に課税・課徴金制度を導入し、その財源を環境保護や新エネルギー開発等に活用するというもので、二酸化炭素排出量削減（環境問題解決）のために経済的手段の導入を図るものである。オランダやスウェーデンでは、既に施行されているが、他の先進諸国においても導入が検討されている。<（ ）内は環境税について>

## 環境ホルモン

環境ホルモン（外因性内分泌攪乱化学物質）とは、“動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質”を意味する。近年、内分泌学を始めとする医学、野生動物に関する科学、環境科学等の研究者・専門家によって、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性があるとの指摘がなされている。これが『外因性内分泌攪乱化学物質問題』と呼ばれており、環境保全行政上の新たな重要な課題の一つである。

人間の体内でホルモンを分泌する内分泌器官はいくつかあり、分泌されるホルモンも多種多様である。主なものとして、男性の精巣などから分泌されるアンドロジェン（男性ホルモン）、女性の卵巣などから分泌されるエストロジェン（女性ホルモン）、副腎皮質ホルモン、甲状腺ホルモン、成長ホルモン、膵臓のランゲルハンス島から分泌されるインシュリンなどを挙げることができる。また、人間と他の脊椎動物（ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類）の内分泌器官の種類、ホルモンの化学的構造—とりわけステロイドホルモン—はかなり共通したものであるとされている。

## 環境マップ

市民やNPOの協力を得て、自然環境や散在性ゴミの実態といった都市環境を調査し、その結果をもとに、環境についての情報が一目でわかるように作成した地図のことをいう。

この調査活動を通じて、参加した市民が身近な環境を見つめ直し、地域環境への関心を高めるとともに、「環境マップ」により、地域の環境をより広範な人々に理解してもらうことを目的に実施するもの。

## 関西夏のエコスタイル・キャンペーン

関西広域連携協議会による、オフィス等の適正冷房の徹底による省エネルギーの一層の推進を通じて地球温暖化防止を図るもの。

## 気候変動に関する国際連合枠組条約

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による地球温暖化に関する調査が進み、地球環境問題が国際的に重要な課題となった結果、平成2(1990)年、国際連合の中に「気候変動枠組条約交渉会議(INC)」が設けられ、平成4(1992)年に「気候変動に関する国際連合枠組条約(気候変動枠組条約)」が採択された。先進国が温室効果ガス排出量を平成12(2000)年までに平成2(1990)年レベルに安定化させるために政策・措置をとること、各国が排出量の国家通報を行い締約国会議でレビュー(審査)を行うことなどを盛り込んでいる。

## 京都議定書

平成9(1997)年に京都で開催された第3回締約国会議(COP3)で採択された気候変動枠組条約の議定書。平成20(2008)年から平成24(2012)年の間に先進国に、90年比で日本-6%・アメリカ-7%・EU-8%など各国毎に異なる数値目標を定め、先進国全体では少なくとも90年度比5%削減するとした。

## 京都メカニズム

温室効果ガス削減の数値目標達成のための、国内の削減努力を補完するものとして京都議定書で認められた3つのメカニズム（排出量取引・共同実施・クリーン開発メカニズム(CDM)）の総称。

排出量取引とは、削減義務のある先進国間で排出枠を売買する制度。共同実施とは先進国同士が共同で排出削減のプロジェクトを実施し、投資国が自国の数値目標達成のためにその排出削減単位をクレジット（温室効果ガス削減成果）として獲得できる仕組み。クリーン開発メカニズム(CDM)は、削減義務のある先進国が途上国での排出削減プロジェクトに投資し、当該プロジェクトから生れたクレジットを投資国が獲得できる仕組み。

## 近隣騒音

市に寄せられる騒音苦情のうち、工場・事業場からの騒音は近年その数が減少傾向にあるが、それに対して増加傾向にあるのが、近隣騒音である。この近隣騒音とは飲食店営業などの営業騒音、商業宣伝放送の拡声器騒音、または家庭のピアノ、クーラーからの音やペット鳴き声などの生活騒音のことをいう。最近では、生活水準の向上及び生活様式の変化にともなって、クーラーのような機器の普及、レジャー、サービス施設の増加で近隣騒音の原因も様々となっている。近隣騒音のうち、飲食店営業等に係る深夜における騒音等については、騒音規制法に基づき、兵庫県条例による規制がされている。こうした近隣騒音は、騒音の発生量としては概して小さく、限られた近隣の生活者にだけ影響を生ずることが多いこと、被害感が近隣とのつきあいの程度にも左右されるとともに、一人ひとりが場合によっては加害者にも被害者にもなりうるといった特徴を持っている。

## クリーン開発メカニズム (CDM)

クリーン開発メカニズム (CDM) は、削減義務のある先進国が途上国での排出削減プロジェクトに投資し、当該プロジェクトから生れたクレジット (温室効果ガス削減成果) を投資国が獲得できる仕組み。

## グリーン購入

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することという。

グリーン購入ネットワーク (GPN) は、わが国におけるグリーン購入 (環境への負荷が少ない商品やサービスを優先して購入すること) の取り組みを促進するために、平成 8(1996)年 2 月に設立された企業・行政・消費者による緩やかなネットワークである。

GPN では、環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与することを目的として、グリーン購入にあたっての基本原則、ガイドラインの策定、シンポジウムや研究会の開催などの活動を通じてグリーン購入に関する啓発及び情報の収集、発信を行っている。

(URL) <http://eco.goo.ne.jp/gpn/>

## グリーン・コンシューマー

消費者主権を発揮して経済社会を環境保全的なものにしよとする考え方に立ち、価格が高くても環境に良い商品を購入する消費者、環境によい企業行動を監視する消費者、環境に害のある商品や企業をボイコットする消費者のことをいう。また、消費者が企業に対して環境によい企業行動を要求し、消費者自身も地球環境にやさしい生活を営もうとする運動を、グリーン・コンシューマリズムという。こうした動きは、欧米では非常に盛んであり、市民団体がスーパーマーケットの環境保全への取り組みをチェックし、そのランクを公表している国もある。我が国においても、そうした活動や意識を持つ人々が次第に増えつつある。

## クロム (Cr)

クロムは耐蝕性に富み、電気メッキやステンレス原料として用いられる金属。クロムは 2 価、3 価、6 価 (他の原子や分子と結合する手が 2 本、3 本、6 本あるということ) の化合物をつくるが、特に 6 価のクロムを含むクロム酸、重クロム酸などが有害であり、これらの化合物は強力な酸化性を持ち、皮膚、粘膜に炎症、潰瘍をつくる性質がある。また、これらの粉じんやミストの吸入が続いたときには、呼吸器の粘膜が刺激され、喘息に似た症状を招き、長期にわたると肺ガンの原因となる可能性があるとしてされている。

## ケナフ

アオイ科の一年草で大麻、ジュート、マニラ麻などとならぶ広義の麻。4~5 カ月で高さ 3~5m に育つ。かつては、アジア各国の他、アフリカ、中米などでも栽培されていたが、合成繊維に取って代わられて以来、用途がなくなっていた。強度、透明度、印刷特性などで木材パルプにほぼ匹敵する品質の紙を作ることが可能で、単位面積当りの収穫量が木材より多いため、最近、代替パルプとして注目されている。環境

庁は 1991 年 12 月「森林保全のためのケナフ等代替資源利用検討委員会」を設置し、栽培技術、品種改良、製紙技術などの調査研究に取り組んでいる。また、1991 年 11 月に設置された「ケナフ協議会」は、産学共同で国際的なケナフ利用の推進が検討されている。

## 健康項目

水質の汚濁に係る環境基準では、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、ベンゼン等の 26 項目をいう。水質汚濁防止法で規定されている有害物質は、環境基準の 26 項目に有機リン化合物を加えた項目をいう。

## 建築協定

良好なまちづくりを進めるために、地域住民などが、自主的に建物の敷地、構造、用途や形態などについて建築に関する取り決めをし、法律上の手続により、その取り決めを、地域の公的なルールにする制度。

## 光化学スモッグ

自動車及び工場から排出される窒素酸化物や炭化水素は太陽からの強い紫外線を受け光化学反応を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、アルデヒドなどオキシダント (酸化力の強い物質の総称) を二次的に生成する。これらの物質から出来たスモッグを光化学スモッグという。光化学スモッグの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受ける。日差しが強く、気温が高く、風の弱い日の日に発生し易い。

## 公共用水域

水質汚濁防止法 (昭 45 法 138) において、公共用水域とは河川、湖沼、港湾、海岸、海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路 (終末処理場を設置する公共水道及び流域下水道 (その流域下水道に接続する公共下水道を含む) を除く) をいうと定義されている。水質汚濁に係る環境基準は公共用水域を対象とするものであり、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については排水基準が適用される。

## 交通需要マネジメント (TDM)

都市又は地域レベルの道路交通による混雑を、交通容量の拡大でなく交通需要を調整することにより緩和する。

## 国連人間環境会議

国連人間環境会議は、「かけがえのない地球」をキャッチフレーズとして 1972 年 6 月 5 日からスウェーデンのストックホルムで開催されたもので、環境問題全般についての大規模な国際会議としては初めてのものである。この会議の背景となったのは、1950~60 年代の経済発展に伴う先進国を中心とした環境破壊、この頃から脚光を浴びた「宇宙船地球号」という考え方、そして、開発途上国における貧困と密接に関連する環境衛生の問題であった。この会議において、先進工業国における環境問題については経済成長から環境保護



## 参考資料

への転換が、また開発途上国における環境問題については開発の推進と援助の増強が重要であることを明らかにした。また、「人間環境宣言」を採択すると共に、国連環境計画の設立をはじめ多くの決議・条約を締結した。

## コージェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは最大80%まで高められる。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。

## コンポスト

生ごみなどから作った有機肥料のこと。糞や家畜糞尿を好氣的に発酵させた堆肥などの有機肥料のことをいったが、現在では主に都市からの生ゴミや下水汚泥から作られる有機肥料のことを指す。

なお、家庭では、通常、生ごみを発酵菌とともにプラスチック製のコンポスターに入れ、時々、上下を切り返しながらか発酵させて作る。コンポスト化により、資源リサイクルやごみの減量化が期待できる。

## サ

### 里山

薪炭材や落ち葉などのたい肥を確保するために維持されてきた人里近くの低山や丘陵に発達する樹林を里山という。里山の代表種としては、アカマツ、コナラ、アベマキなどがあげられる。薪炭林、二次林とも言われる。

## 砂漠化

国連環境計画（UNEP）が1990年2月に採択した定義によれば、「乾燥地域、半乾燥地域および乾燥した半湿潤地域において人間活動による悪影響に起因する土地の質の低下」のこと。この場合、土地とは、土壌や水資源、地面の表層や植生などを含む概念であり、質の低下とは、降水による土壌の流出や河床への堆積、長期間をかけた自然植生の多様性の減少など、土地に作用する一つまたは複数のプロセスによる潜在的資源の減少をいう。UNEPの調査によれば、砂漠化地域は毎年600万haの割合で増加しており、砂漠化が進行しつつある地域は、乾燥地域の約70%に達する。

砂漠化の原因としては、気候の乾燥化という自然的要因によるものと、乾燥地および半乾燥地の脆弱な生態系の中で許容限度を超えた人間活動が営まれることによる人為的な要因とが考えられるが、現在問題になっているのは人間活動に伴って引き起こされる砂漠化現象である。具体的には、草地の再生能力を超えた家畜の放牧や、休耕期間の短縮などによる地力の低下、薪炭材の過剰な伐採、不適切な灌漑による農地の塩分濃度の上昇などがその主要な原因と考えられる。その背景には、開発途上国の地域住民の貧困と人口増加のような社会・経済的原因があり、砂漠化の問題をより複雑にしている。

## 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、その適正な処理が図られている。

## 酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫酸化合物や窒素化合物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降水物で、通常pH（水素イオン濃度指数）5.6以下の雨をいう。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた国際問題となっている。日本では、環境庁による第一次酸性雨対策調査（1981 - 87）、第二次酸性雨対策調査（1988 - 92）を実施し、第一次調査のモニタリングで、全国的に年平均値でpH4台の降水及び欧米なみかそれ以上の酸性降水物量が観測された。生態系への影響は顕在化していなかったが、影響を受けやすい湖沼や土壌の存在が確認され、今後も現在のような酸性雨が降り続くとすれば将来影響が現れる可能性が懸念される。

## 四塩化炭素（CCl<sub>4</sub>）

無色の液体で、クロロホルムに似た特有の臭いを持つ。かつては最もよく用いられた有機塩素系溶剤だったが、毒性が強いため、現在ではあまり用いられなくなった。暴露の場合の中毒症状は、めまい、頭痛、精神錯乱、嘔吐、腹痛、肝・腎臓障害等です。高濃度の暴露の場合には、麻酔作用がある。

## ジクロロメタン

無色の液体で、エーテルのような臭いがある。溶剤として用いられるほか、セルロース、樹脂や油脂のゴム構造に用いられる。暴露すると麻酔作用があり、酩酊状態になるほか、暴露が強くなると、めまい、嘔吐、知覚障害、昏睡をきたし、さらに高濃度で意識を喪失し死に至る。

別名：塩化メチレン、二塩化メチレン：CH<sub>2</sub>Cl<sub>2</sub>

## 持続可能な開発

この「持続可能な開発」をキーワードとして1992年6月リオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議」地球サミットが開催された。Sustainable Development - 持続可能な開発 - という用語については、さまざまな解釈がされているが、この用語を一般的に定着させた「環境と開発に関する世界委員会」報告書「Our Common Future(我ら共有の未来)」では、「持続可能な開発とは、将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすような開発をいう」と定義している。また、1992年に国際自然保護連合（IUCN）、国連環境計画（UNEP）、世界自然保護基金（WWF）が共同で作成した「新・世界環境保全戦略」では「持続可能な成長というのは矛盾した術語であって、自然界では無限に成長できるものではない」と指摘した上で「持続可能な開発」とは、「人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力限界内で生活しつつ達成すること」と定義している。



## 種の減少

国内では、34,975種の生息が確認されているが、そのうち22種はニホンオオカミなどすでに絶滅したと考えられる絶滅種で、イリオモテヤマネコやイヌワシなどの絶滅の危機に瀕している絶滅危惧種は110種となっている。国内で保護・増殖対策が進められているほか、国際的にも「生物多様性条約」や「ワシントン条約」の締結などの対策がとられている。

## 循環型社会

大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再利用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入を出来るだけ抑えることや、自然生態系に戻す排出物の量を最小限とし、その質を環境を攪乱しないものとする循環型社会の形成が必要であると環境庁検討会による報告書(平成3年)で提言している。このような循環型社会づくりは環境保全型の社会づくりの重要な柱のひとつであり、使えるものは再度使うこと、原料として再生できるものは原料に戻すことが当然のこととして行われる社会へ変えていく必要がある。

## 新エネルギー

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。新エネルギーには、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーも含まれる。

## 水銀 (Hg)

常温で唯一の液体金属で、室温で容易に蒸発し、毒性を発揮する。水銀の用途は、各種触媒や医薬品用が主体で、その他に各種計器や電気器具等に用いられている。水銀は神経系を侵し、手足の震えを起こしたり、言語障害、食欲不振、聴力、視力の減退を引き起こす。これが金属水銀によるものである場合には、蓄積性も乏しく、症状もひどくなければ一過性で、全治しやすいとされているが、有機物と化合してできる有機水銀、中でもアルキル水銀(メチル水銀、エチル水銀等)による場合には、特異な猛毒を示すため、いったん発症すると、重症の神経症状として現れる。水俣湾沿岸および阿賀野川流域で発生した有機水銀中毒(水俣病)の原因は、アルキル水銀の一種のメチル水銀であった。

## ストックヤード

ストックヤードは、工事期間のずれ等から再利用されていない建設発生土を一時保管し、工事間での利用時期の調整を行い、建設発生土の有効利用を図るもの。

## 生活排水

調理、洗濯、入浴など人間の日常生活に伴い公共用水域に排出されるもので、工場などから排出される産業排水と区別されている。これら人間活動に伴い排出される有機物質、窒素、燐を多く含む排水が河川、湖沼、海洋に流入すると、その水系の自然浄化能力を越え海域が富栄養化となる。このためアオコや赤潮が発生し、また水中酸素濃度が減少し魚類や

藻類を死滅させたりする。「水質汚濁防止法」(昭45法139)によりこれまで工場排水などの規制、取締りを続けた結果、産業排水については改善されつつある。しかし生活排水については対策が進まず、特に湖沼、湾など閉鎖系水域の水質汚染がひどいため、平成2年水質汚濁防止法を改正し、生活排水対策の総合的推進に関し規定を設けた。これにより下水道の整備、し尿と台所等の雑排水を一緒に処理する合併浄化槽など地域に応じた施設の改善、普及が進められている。

## 生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。この生物多様性の保護に関して、生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国は1993年5月に批准した。1993年12月現在の締約国157カ国に達している。この条約は、地球上の生物の豊かさ、生物が生活する環境の豊かさ、遺伝子資源の多様性が重要であるとの考えのもとに、世界的に保全していこうというものである。

## ゼロエミッション

「廃棄物ゼロ計画」。生産工程で排出される廃棄物を他の原料として再生利用するなど、廃棄物を出さないシステムのこと。

## 全シアン (CN)

シアンは化合物としてシアン化水素、シアン化ナトリウム、シアン化カリウム等をつくるが、これらの化合物は一般に極めて強い毒性を持ち、人体への影響も速く、数秒ないし数分程度で中毒症状があらわれ、頭痛、めまい、意識障害、麻酔等を起こして死亡する(致死量は、シアン化カリウムで0.15~0.30g)。シアンを発生すると考えられる工場には、電気メッキ工場、製鉄所、化学工場、コークス工場等がある。

## 総量規制

一定地域内の汚染(汚濁)物質の総排出量を環境保全上、許容できる限度にとどめるため、工場等に対して汚染(汚濁)物質の許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法のこと。現在、大気汚染防止法(硫黄酸化物、窒素酸化物)水質汚濁防止法(COD)に基づく総量規制がある。

## 夕

### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBの総称である。PCBと同じく塩素のつく位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。特にダイオキシンの一種である2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラダイオキシン(2,3,7,8-TCDD)は動物実験でごく微量でもがんや胎児に奇形を生じさせるような性質を持っている。ダイオキシン類はこれまで意図して製造や使用されたことはないが、他の化学物質の製造や燃焼などにもなって気がつかないうちに発生する。ダイオキシンが一般に

## 参考資料

注目され出したのは、ベトナム戦争の時に使用された枯葉剤に微量含まれていたために、その後多くの奇形児が生まれる原因になったと考えられたときである。その後ゴミ焼却炉の焼却灰の中から検出され問題となった。現在、ゴミ焼却場についてはダイオキシンの発生を防止するための施設や設備の構造、焼却条件についてのガイドラインが示され、また、製紙・パルプ工場に対してはダイオキシンの発生の原因となる塩素の使用量をできるだけ少なくするよう指導が行われている。

## 待機電力

待機電力とは、電気製品を使っていないのにコンセントをさしているだけで消費されてしまっている電力のこと。世帯当たりの消費電力の10%台に達しているとの試算もあり、家庭でできる省エネ対策の一つとして注目されている。

## 代替フロン

オゾン層を破壊する特定フロンの代替品のこと。第2回モントリオール議定書締約国会議で、2000年までにオゾン層の破壊力が強い特定フロンを全廃することが決まり、フロンガスの代替品とフロンガスの分解技術に関する研究が急ピッチで進められている。特定フロン代替品としては、オゾン層を破壊する塩素を含まないフロン(HFC)やオゾン層に達する前に分解されるフロン(HCFC)の「第2世代フロン」が開発中であるが、特定フロンよりは弱いものの、依然オゾン層を破壊するため将来的にはオゾン層をまったく破壊しない代替品、あるいはフロンガスの分解技術の開発が必要である。

## 単位

### 質量を表す単位

単位	呼称	グラム数	備考
g	グラム	10 <sup>0</sup> g	1g
mg	ミリグラム	10 <sup>-3</sup> g	1gの1000分の1
μg	マイクログラム	10 <sup>-6</sup> g	1gの100万分の1
ng	ナノグラム	10 <sup>-9</sup> g	1gの10億分の1
pg	ピコグラム	10 <sup>-12</sup> g	1gの1兆分の1
fg	フェムトグラム	10 <sup>-15</sup> g	1gの1000兆分の1

### 割合を表す単位

単位	呼称	割合	例
%	パーセント	100分の1	
ppm	ピーピーエム	100万分の1	μg/g, mg/
ppb	ピーピービー	10億分の1	ng/g, μg/
ppt	ピーピーティー	1兆分の1	pg/g, ng/

### 容積を表す単位

単位	呼称	備考
Nm <sup>3</sup>	ノルマルリューベ	標準状態(0、1気圧の状態)におけるガス量の単位

## 地球温暖化

現代の産業化社会における多量の石炭や石油などの消費により、二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などの温室効果ガスの排出量の大量の増加を招き、地球の温暖化が促進

されてきた。現在の大気は、産業革命前と比べ2割以上多くの二酸化炭素を含むようになっている。こうした傾向が今後とも進んでいき、また、二酸化炭素以外の温室効果ガスも現在の勢いで増えていくとすると、21世紀末までには、地表の平均気温は1.4~5.8も増加し、また、海面水位は9~88cmの上昇が予測されている。地球温暖化の被害が顕在化し取返しのつかない事態が生じないよう、平成2(1990)年に地球温暖化防止行動計画を決定し、各種の対策を推進している。また、平成4(1992)年には気候変動枠組み条約が採択された。

## 地球温暖化対策推進大綱

日本政府の地球温暖化対策の計画。平成10(1998)年に地球温暖化対策推進本部によって決定されたが、マラケシュ合意を受けて平成14(2002)年に改定された。目標達成に向けてステップ・バイ・ステップの3段階のアプローチを取る、省エネ法の強化を図る、原子力発電の推進、新エネルギーの導入などを盛り込んだ内容となっている。

## 地区計画

町や街区などの身近な地区毎に、道路や公園などの公共施設や建物の用途や高さなどについて、地区の住民が主体となり、その地区にふさわしい「まちづくりのルール」を決め、これを都市計画として定める制度。

## 窒素酸化物

物が燃える際に空気中の窒素が酸素と結合して窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)が必ず発生する。発電所や工場のボイラー、および自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素(NO)が発生し、これはまた酸化されて安定な二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)となり大気中に排出される。通常、この一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)とを合わせて窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)と呼ぶ。窒素酸化物は人の健康に影響を与える。また窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。

## 低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排気ガスやCO<sub>2</sub>の排出量が大幅に少ない電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ディーゼル・電気ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などをいう。低公害車普及は、地球温暖化対策や、大都市の大気汚染の改善のための抜本的な対策の一つとして期待されており、海外の動向ともあいまって今後の技術開発、制度面の整備が急速に進み、普及が拡大を目指している。

## 締約国会議(COP・Conference of the Parties)

締約国会議とは条約の締約国によって行われる会議で、条約の最高意思決定機関のこと。また、COPの後ろにつけられる数字は、この締約国会議の開催回数を示している。

## テトラクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一つであり、無色透明、エーテルのよう

な芳香のある比重の大きな不燃性の液体。金属の脱脂洗浄、ドライクリーニング、乾燥剤、溶剤等に使用されていた。中毒症状としては、めまい、頭痛、黄疸、肝機能障害などがある。その汎用性により、近年、土壌や地下水への汚染が起り、井戸水に検出されることがある。

別名：パークレン： $\text{CCl}_2=\text{CCl}_2$

### 透水性舗装

透水性舗装とは、アスファルトと混合する碎石の粘土調整による間隙の増加等により、雨水等の地中への透水性を高める舗装。雨水の地中への浸透による雨水流出抑制、街路樹の育成、雨天時の歩行性向上の他に、騒音対策にも効果がある。

### トリクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一つであり、無色透明、エーテルまたはクロロホルム臭のある不燃性の液体です。金属の脱脂洗浄、ドライクリーニング、消化剤成分等に広く使用されています。非常に高濃度を暴露の場合には麻酔作用があり、低濃度の場合には酩酊作用があります。これらの場合、一般に後遺症は少ないとされ、肝臓や腎臓への毒性は低いとされていますが、神経障害や肝・腎臓障害を起こした例もあります。

別名：トリクレン： $\text{CHCl}=\text{CCl}_2$

## 土

### 生ごみ処理機

電動式生ごみ処理機とは、手軽に生ごみを処理できる装置で、微生物を利用して分解するタイプと、温風により生ごみを乾燥させ、減量・減容するタイプの2種類がある。また、ディスポーザー式とは、生ごみを粉碎し、浄化槽等を通さずに直接下水に流すタイプのもの。

### 鉛 (Pb)

鉛は、化学的に耐久性が大きく、加工が容易であるので、水道管等に広く用いられてきた。また、一酸化鉛、四酸化三鉛等の化合物は、顔料、サビ止めペイント、鉛ガラスの製造、レンズの研磨剤、バッテリーの電極等に利用されている。血液中に吸収された鉛のイオンは、赤血球に付着して、その破壊を速め、あるいは骨髄中の赤血球の生成を阻害する。しかし、通常は鉛中毒の多くは慢性中毒であって、極めて少量の鉛を長期間持続的に摂取（通常、毎日0.5mg以上を摂取すると体内蓄積が起こるとされています）することによって起っている。

### 二級河川

「一級河川」と「二級河川」とは、河川法という法律で定められている名称であり、国土交通大臣が指定した河川を「一級河川」、都道府県知事が指定した河川を「二級河川」という。一級、二級と定めている基準としては、洪水などで私たちの生活に特に大きな影響を及ぼすことが想定され、国家的に管理すべきものを「一級河川」、それ以外の河川で、都道府県知事が管理すべきと判断したものを「二級河川」と定めている。

### 二次林

伐採・風水害による倒木、山火事などにより森林が破壊された跡地に自然に成立した林のこと。

### 熱帯林の減少

熱帯地域（おおむね南北回帰線にはさまれた地域で、最も寒い月の平均気温が18度以上の地域とほぼ一致）に分布する森林が熱帯林で、降雨量と期間の違いにより森林のタイプが熱帯多雨林、熱帯季節林、サバンナ林に大別される。過度な焼畑耕作、薪炭材の過剰採取、放牧地や農地などの転用、不適切な商業伐採などがこの熱帯林減少の直接原因と指摘されており、焼畑耕作が全体の45%と最も高い割合を占めている。地域的にみると熱帯アメリカでは焼畑耕作が35%を占め、過放牧がそれに次ぐ。熱帯アフリカでは焼畑耕作が70%以上を占め、熱帯アジアでは焼畑耕作が49%を占める。燃料を多く材木に依存している開発途上国では、丸太生産量に占める薪炭材の割合が平均80%と高い値であり、用材は20%に過ぎない。熱帯多雨林域の高温多湿な気候は地球上で最も種の多様性に富んだ生態系を成立させており、地球上の生物種の半数がそこに生息するとされている。また、熱帯林は地球上の生きた植物の現存量の50%強を占める巨大なバイオマスであるが、近年の森林破壊によってバイオマス中に蓄えられた炭素が大気中に放出され、地球温暖化を加速している可能性がある。

### 農薬汚染

化学物質による環境の汚染を考えた場合、農薬による汚染は身近な問題として感じられるものの一つである。特に農薬が農産物や樹木などに対して使用されるため食品中に残留したり、肉類や乳製品に濃縮されたりすることによって、健康に影響を及ぼす可能性がある。このため我が国では「農薬取締法」（昭23法82）に基づき、農薬を製造・輸入する事業者の国に対する販売の申請、販売農薬の登録、使用方法の表示などが義務づけられている。更に、「食品衛生法」（昭22法233）では食品中の残留量などについて基準が定められ、この基準に合致しない食品の販売を禁じている。その他ゴルフ場の芝の管理に使用される農薬については、国や自治体からその適正な使用についてきめ細かい指導を行い、農薬の使用による環境汚染の防止を図っている。

### ノルマルヘキサン抽出物質

ノルマルヘキサンという有機溶剤によって抽出される水中の油分のこと。

## 八

### バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。



## パートナーシップ

持続可能な社会に向けて、経済社会を構成する各主体がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で相互に協力・連携を行なうこと。

## ビオトープ

もともと、ビオト - プとは、「生物」を意味する Bio と「場所」を意味する Top を合成したドイツ語で、特定の生物が生存できるような、特定の環境条件を備えた一定の空間を示す概念であるが、わが国においては、やや広い意味で野生生物が生息可能な生態系としての湖沼、湿地、草地、雑木林等を示すことが多い。本来、自然状態か否かは問わないものであるが、各種事業に際して、積極的に創出される野生生物の生息・生育環境を意味することも多い。環境汚染や土地開発により生物多様性がますます危機にさらされている今日、動植物の生命が生息する場所を保全したり、人為的に復元するビオト - プ創出の動きが高まってきている。

## 光害

光害は、ネオンや街灯の光によって、夜間、星がよく見えなくなるなどの影響が出ることであり、大気汚染や水質汚濁といった典型 7 公害とは異なり、人の健康に影響がでたり、必ずしも不快感をもたらすものではない。しかし、夜間の人工光は道路・航路などの安全確保や都市機能を維持する上で不可欠であるが、必要以上の照明はエネルギーを浪費するだけでなく、天体観測を困難にするものであり、また、夜間の過剰な照明による動植物の生態系の変化などの影響が懸念される。

## ヒ素 (As)

銅、鉛、亜鉛等の精錬の際、副産物として出る。常温では安定であるが、加熱すると多くの金属と反応してヒ素化合物を作る。ヒ素およびヒ素化合物は強い毒性を持ち、殺虫、駆虫剤等に用いられる。ヒ素を大量に摂取すると、嘔吐、下痢、脱水症状等の急性中毒を起こす。致死量は約 0.12g ですが、0.02g でも危険なことがある。少量ずつ長期にわたって摂取すると手や足での知覚があらわれ、皮膚は青銅色となり浮腫を生じ、手のひらや足の裏は角化する。慢性中毒量は、経口で 0.2~0.4mg/1 程度。

## 富栄養化

太陽光線を受けると藻類や植物性プランクトンが増殖し、冬になるとこれらが枯死し腐敗する仮定で窒素やリンを水中に放出する。このサイクルによって、湖沼などの閉鎖性水域で栄養塩類の濃度が増加していく現象を富栄養化という。本来は数千年かかるこの現象が、近年では有磷洗剤を含む生活排水や農薬などが流れ込むことによって急激に加速されている。富栄養化になると植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。これが進むと、水中の溶存酸素が不足し、魚類や藻類が死に、水は悪臭を放つようになる。湖沼に対しては、湖沼水質保全特別措置法に基づく窒素・リンに係る汚濁負荷量規制、海域に対しても窒素・リンに関する環境基準の設定及び排水規制が実施されている。

## フェロモントラップ

誘引剤は、昆虫がある種の化学物質に向かう反応を利用して、害虫防除に役立てようとするものである。薬剤による環境汚染が避けられ、目標とする害虫のみを集めることができる。

## 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中の粒子状物質のうち、粒径 10 マイクロメートル以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。

## フロン

フロンは最初、冷蔵庫の冷却ガスとして 1928 年にアメリカで発明され、優れた物性を持っているために様々な種類のものが開発された。フロンには次のような性質がある。

無色透明・無臭、毒性がほとんどない、引火爆発しない、熱に対して安定で、容易に分解しない、化学的に不活性で、機械油等とは反応せず、腐食性もない、熱伝導性が低く、断熱性に優れている。

以上のような性質を利用して、建築用の断熱材・ウレタンフォーム・食品包装用トレイ等の製造時の発泡剤、冷蔵庫・エアコンの冷却剤、スプレーの噴射剤、IC 等の電子部品の洗浄剤等、幅広く使用されてきた。このようにフロンは産業活動や日常生活にとって、非常に便利な物質であったが、地球のオゾン層を破壊することが判明したために、国連環境計画を中心として国際的な対策の取り組みが行われるようになり、現在ではフロンおよびそれ以外のオゾン層を破壊する化学物質を含めて、生産・消費がともに全廃されることが決まっている。

## 閉鎖性水域

外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などを閉鎖性水域という。閉鎖性水域では流入してくる汚濁負荷が、外部へ流出しにくいいため、同水域内に蓄積する。大都市や工業地帯に面している閉鎖性水域では水質汚濁が著しく、富栄養化も進行している。外洋との海水交換が悪く、周辺からの流入汚濁負荷が大きい東京湾、伊勢湾、瀬戸内海などでは赤潮が発生したり、都市化が進んだ地域の霞ヶ浦、諏訪湖、手賀沼などの湖沼ではアオコが発生している。このため「水質汚濁防止法」(昭 45 法 138)、「湖沼水質保全特別措置法」(昭 59 法 61)、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭 48 法 110)等に基づき、対策が進められている。

## ベンゼン

無色の液体で特有の臭いがある。合成洗剤、医薬品、合成繊維、農薬などのあらゆる有機化合物の原料として利用されている。低濃度の暴露による主な障害は、骨髄における造血機能障害であり、貧血、倦怠感、化膿傾向、歯根出血などが起こる。高濃度の暴露時には、麻酔作用がある。

別名：ベンゾール： $C_6H_6$

## ホルムアルデヒド

ホルムアルデヒドはシックハウスの原因とされる揮発性有害物質で、無色で強い刺激臭のある物質。合板やパ・ティクルボードなどの建材や壁紙を張る際の接着剤などによく含まれている。ホルムアルデヒドの健康への被害については、急性の影響では目がチカチカしたり喉がいたくなるといった症状のほか、高濃度での呼吸困難等がある。

## マ

### メタン (CH<sub>4</sub>)

最も分子量の小さい炭化水素。無色無臭で引火性のある気体であるが、通常、人の健康には有害でない。メタンには、湿原や湖沼などの自然発生源と天然ガスの漏出や家畜・水田・廃棄物埋立地等の人為的発生源があり、その温室効果は二酸化炭素の約 21 倍(100 年単位で見た場合)と考えられている。大気中のメタンの濃度は、過去 3000 年間の古大気の実験では 250 年前まではほぼ一定であり、この 200 年の間に 2 倍以上に増加したと推測されている。また、シベリア上空でメタンが高濃度で観測されており、地球レベルでシベリアの湿原がメタンの大規模な発生源となっていることが確認されている。

### モントリオール議定書

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が正式名称で、「オゾン層保護に関するウィーン条約」に基づくものである。1987 年に採択され、90・92・95・97 年に規制強化等を内容とした改正が行われた。我が国においても、同議定書を受けて、1988 年に制定されたオゾン層保護法に基づき、オゾン層破壊物質の生産等の規制を行っている。また、1989 年 7 月から CFC 等のオゾン層破壊物質の規制が開始されたことを契機として、同年 7 月から、毎年 7 月を「オゾン層保護対策推進月間」と位置づけ、関係行事を実施してきた。

一方、国連環境計画(UNEP)においては、1995 年から、モントリオール議定書採択 10 周年であることを契機に、今後、「オゾン層保護対策推進月間」を毎年 9 月とすることとし、各種行事を集中的に実施することとした。

## ヤ

### 有害廃棄物の越境問題

1980 年代の後半になって有害廃棄物の越境移動が先進国から発展途上国へという図式を見せはじめたことから、途上国側でも有害廃棄物の持込みに対する規制が必要であるとの認識が生まれ、1988 年にはアフリカ統一機構(OAU)が有害廃棄物の持込みを禁ずる決議などを行っている。こうした状況を受け、国連環境計画(UNEP)は地球規模での取り組みが必要との判断から作業部会を設置し、1989 年 3 月バーゼルで開催された会議において参加 116 カ国の全会一致で「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼ

ル条約」を採択している。バーゼル条約の主旨は、有害廃棄物の越境移動を適正に管理することにより、国境を越えての、特に途上国における環境汚染の防止を未然に防ぐことにある。このため同条約では有害廃棄物は発生国において処分することを原則としたうえで、やむを得ず移動する場合は条約の規則に従って適正に処分することを求めている。

### 有機燐化合物

有機リン化合物のうち、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジトン、EPN の 4 物質が、水質汚濁防止法で定める人の健康に係る被害を生じる物質として指定されている。4 物質ともに、毒性にあまり大きな差はないと考えられるが、いずれも神経系統に異常をきたす症状がでる。汚染源としては、有機リン製造工場・農薬製造工場の排水、農薬の使用により水に流れ込むことが考えられる。しかし、有機リン剤は分解しやすく、残留性は有機塩素系農薬である BHC、DDT、ドリノ剤に比べて問題にならないとされている。

### ゆほびか

おだやか、静か、豊か、ゆるやか、水の波の立たぬことや人柄の奥ゆかしい姿などをさすことば。

源氏物語(若紫)には、「近き所には、播磨の明石の浦こそ、なほ、殊に待たれ。なにの、いたり深き隅はなけれど、ただ、海の面を見渡したるほどなむ、あやしく、こと所に似ず、ゆほびかなる所に侍る。」と記されている。現代語に訳せば「近いところでは、播磨の明石の浦が、やはり格別でございます。どうという趣が深いという訳ではないけれど、まさしく、海面をずっと見渡した風景は、不思議に、他と違って、ゆったりした所でございます。」となる。

### 要請限度

「騒音規制法」、「振動規制法」に定められた自動車交通騒音・振動の限度のことです。この要請限度を超えた場合、市町村長は、道路管理者に対して、騒音・振動防止のため道路構造の改善などの措置をとるよう要請したり、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規制による措置をとるよう要請することができます。

## ラ

### ラムサール条約

正式には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、イランのラムサールで 1971 年に採択され、1975 年に発効した。この条約では、各締約国がその領域内にある湿地を指定し、登録することにより、その保全及び適正利用を図り、湿地に生息する動植物、特に水鳥の保護を促進することを主たる目的としている。

我が国では、釧路湿原(北海道)、伊豆沼・内沼(宮城県)、クッチャロ湖(北海道)、ウトナイ湖(北海道)、霧多布湿原(北海道)、厚岸湖・別寒辺牛湿原(北海道)、谷津干潟(千葉県)、片野鴻池(石川県)、琵琶湖(滋賀県)、佐潟(新潟県)などが登録されている。

## 参考資料

### リオ宣言

正式には、「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」という。1992年6月3日から14日までリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議（通称：地球サミット）で発表された宣言。各国は国連憲章などの原則に則り、自らの環境及び開発政策により自らの資源を開発する主権的権利を有し、自国の活動が他国の環境汚染をもたらさないよう確保する責任を負うなど 27 項目にわたる原則によって構成されている。1992年6月8日に採択された。

### リデュース・リユース・リサイクル

ごみを出さないようにするリデュース、一度使用したものをそのまま別用途で再使用するのがリユース、これを含め、一度使用したものを分解して再製品化することをリサイクルという。

### レッドデータブック

環境庁では、絶滅のおそれのある日本産の動植物の種を選定するために「緊急に保護を要する動植物の種の選定調査」を実施し、平成3年（1991年）の調査結果に基づき、動物については「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」を発行している。

その後、国際自然保護連合（IUCN）の新カテゴリーを踏まえ、新たなカテゴリーにより見直されたレッドリストを基に種ごとの形態、分布、生息状況等を取りまとめた、改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 -レッドデータブック-が発行されている。

## ワ

### ワシントン条約

正式名称は、「絶滅の恐れのある野生動植物の国際取引に関する条約（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）」という。1973年にワシントンで採択され1975年7月発効された。日本は1980年に締結。取引きの規制を受ける動植物は付属書1～3に記載される。

付属書1＝絶滅の恐れのある種。商業目的の取引きは禁止。学術目的の場合は、輸出許可証、輸入許可証が必要。

付属書2＝商業目的の取引きは可能だが、輸出許可証または証明書が必要。

付属書3＝輸出許可証または原産地証明書等が必要。

我が国は、1980年に加入し、1993年には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」を施行している。



## 8 環境部の予算等

## 1 平成15年度決算（歳出）

（単位：千円）

歳 出

（単位；千円）

款 項	目	決算額	財 源 内 訳				説 明
			国 県 支出金	市 債	その他	一 般	
総務費 総務管理費	一 般 管理費	130			130		交通事故損害賠償金 130
衛生費 保健衛生費	保 健 衛 生 総務費	1,664				1,664	保健衛生推進協議会運営事業 1,479 環境部事業場安全衛生委員会事務事業 185
	環 境 衛 生 費	125,396	10,439		1,520	113,437	環境対策一般事務事業 2,946 環境美化推進事業 25,012 環境美化推進（緊急雇用創出）事業 9,736 再生資源集団回収助成事業 66,448 ごみ減量化啓発事業 6,287 環境共生啓発事業 3,664 リサイクルプラザ運営事業 5,504 環境基本計画等推進事業 1,311 I S O 14001運用事業 4,488
	公 害 対 策 費	55,232	8,897			46,335	環境政策課分室維持管理事業 4,399 大気保全・悪臭対策事業 38,548 水質保全対策事業 11,238 騒音・振動対策事業 1,047
衛生費 清掃費	清 掃 総務費	48,901	393		1,044	47,464	環境第1課総務関係経費 1,036 環境第2課総務関係経費 1,595 明石クリンセンター総務関係経費 19,766 都市清掃会議事務事業 884 環境第1課事務棟維持管理事業 9,011 環境第2課事務棟維持管理事業 16,609
	ご み 処 理 費	1,922,999	2	46,600	540,379	1,336,018	ごみ収集運搬事業 52,602 ごみ収集運搬委託事業 386,205 ごみ収集車両購入事業 34,768 粗大ごみ収集運搬事業 210 廃棄物処理事業 59,830 焼却施設運営事業 1,065,398 廃棄物広域処理事業 13,636 破碎選別施設運営事業 272,169 第3次埋立処分施設整備事業 38,181
	し 尿 処 理 費	123,912		4,500	39,112	80,300	し尿収集運搬事業 9,444 し尿収集運搬委託事業 41,500 し尿収集車両購入事業 6,563 魚住清掃工場管理運営事業ほか 65,145 魚住清掃工場施設整備事業 1,260
合 計		2,278,234	19,731	51,100	582,185	1,625,218	

2 平成16年度当初予算（歳出）

（単位：千円）

歳 出

（単位；千円）

款 項	目	予算額	財 源 内 訳				説 明		
			国 県 支出金	市 債	その他	一 般			
衛生費 保健衛生費	保 健 衛 生 総務費	1,731				1,731	保健衛生推進協議会運営事業	1,545	
							環境部事業場安全衛生委員会事務事業	186	
	環 境 衛 生 費		132,504	15,048			117,456	環境対策一般事務事業	3,504
								環境美化推進事業	26,353
								環境美化推進（緊急雇用創出）事業	15,000
								再生資源集団回収助成事業	67,670
								ごみ減量化啓発事業	6,285
								環境共生啓発事業	4,900
								環境基本計画等推進事業	2,984
								I S O 1 4 0 0 1 運用事業	3,697
リサイクルプラザ運営事業	2,111								
公 害 対 策 費		54,060	3,530		4,826	45,704	環境政策課分室維持管理事業	4,830	
							大気保全・悪臭対策事業	36,287	
							水質保全対策事業	12,259	
							騒音・振動対策事業	684	
衛生費 清掃費	清 掃 総務費	52,500	408		576	51,516	環境第1課総務関係経費	1,150	
							環境第1課事務棟維持管理事業	9,793	
							環境第2課総務関係経費	1,551	
							環境第2課事務棟維持管理事業	18,852	
							明石クリーンセンター総務関係経費	20,040	
							都市清掃会議事務事業	1,114	
	ご み 処 理 費		2,136,052	55,341	267,300	504,400	1,309,011	ごみ収集運搬事業	49,115
								ごみ収集運搬委託事業	399,600
								ごみ収集車両購入事業	64,620
								粗大ごみ収集運搬事業	31,298
								分別収集細分化事業	4,000
								廃棄物処理事業	67,753
								焼却施設運営事業	1,048,758
廃棄物広域処理事業	16,015								
破砕選別施設運営事業	249,143								
第3次埋立処分施設整備事業	205,750								
し 尿 処 理 費		194,266		4,000	37,027	153,239	し尿収集運搬事業	13,821	
							し尿収集運搬委託事業	40,700	
							魚住清掃工場管理運営事業	79,745	
							魚住清掃工場施設整備事業	60,000	
合 計		2,571,113	74,327	271,300	546,829	1,678,657			

## 9 明石市内のISO14001認証取得の状況

事業所名	住 所	業 種	登録日
(株)ノーリツNAM事業所 及び 明石工場	二見町南二見 魚住町中尾	一般機械	1997/ 3/28
富士通(株) 明石工場	大久保町西脇	電気機械	1997/ 8/27
ケミプロ化成(株) 明石工場	二見町南二見	化学工業	1999/ 1/11
新キャタピラー三菱(株) 明石事業所	魚住町清水	輸送用機械	1999/ 1/29
双葉電子工業(株) 明石精機工場	二見町南二見	電気機械	1999/ 2/ 5
(株)岡崎製作所 明石工場	貴崎	一般機械	1999/ 2/19
シバタ工業(株) 本社、工場	魚住町中尾	ゴム製品製造	1999/ 5/14
(株)トーホー大久保高丘店、東二見店	大久保町高丘 二見町東二見	各種商品卸売業	1999/ 7/30
三菱重工業(株) 神戸造船所二見工場	二見町南二見	一般機械	2000/ 2/18
川崎重工業(株)明石工場 汎用機カンパニー 川重明石サービス(株) (株)カサマシシステム	川崎町	一般機械	2000/ 2/25
川崎重工業(株)明石工場 ジェットエンジン事業部	川崎町	一般機械	2000/ 3/ 3
日本エコロジー(株) 明石工場	二見町南二見	廃棄物処理業	2000/ 3/10
兵庫トヨタ自動車(株) 西明石営業所	小久保	輸送用機械	2000/ 3/15
東洋機械金属(株)本社工場	二見町福里	金属製品製造	2000/ 3/29
木村工業(株)本社、中間処理場及び駐車場	大久保町福田	廃棄物処理業	2000/ 6/ 2
エムエムシーコベルコツール(株) 本社明石事業所	魚住町金ヶ崎	金属製品製造	2000/ 7/28
兵庫信用金庫大久保支店、魚住支店	大久保町大窪 魚住町西岡	銀行	2000/ 9/27
アサヒ飲料(株) 明石工場	二見町南二見	飲料等製造	2000/10/31
神戸合成(株) 本社	大久保町江井島	化学工業	2000/12/15
日本たばこ産業(株) 特機事業部	大久保町大久保町	サービス業	2001/ 1/31
コベルコ建機(株) 大久保工場	大久保町八木	一般機械	2001/ 3/ 9
明石市役所	中崎	地方自治体	2001/ 3/14
(株)富士通関西システムズ 明石開発センター	大久保町西脇		2001/ 5/18
大阪ガス(株) 西部幹線部	硯町	ガス業	2001/ 6/11
兵庫ゼロックス(株) 明石営業所	本町	サービス業	2001/ 6/13
ライオン(株) 明石工場	魚住町西岡	化学工業	2001/ 7/26
(株)水田製作所		プラスチック製造	2001/ 8/21

参考資料

事業所名	住 所	業 種	登録日
六甲フーズ(株) 明石工場	西明石南町	食料品製造	2001/ 8/31
(株)きんでん神戸支店 明石営業所	大蔵八幡	設備工事	2001/11/ 1
兵庫リコー(株) 明石営業所	西明石北町	サービス業	2001/12/14
(株)明石機械製作所 本社工場	貴崎	金属製品製造	2001/12/ 7
阪神連合清掃(株)	和坂	廃棄物処理業	2002/ 3/24
(有)住野商店 本社	大久保町大窪	廃棄物処理業	2002/ 3/25
(有)毎日清掃	大久保町大窪	廃棄物処理業	2002/ 4/ 4
日工(株) 本社工場	大久保町江井島	一般機械	2002/ 5/31
株式会社 ソーエイ	樽屋町	印刷業	2003/ 2/21
福伸電機株式会社 明石工場	二見町南二見	金属製品製造	2003/ 2/21
株式会社 カネミツ	大蔵本町	一般機械	2003/ 2/21
内外ゴム株式会社	魚住町西岡	ゴム製品製造	2003/ 5/23
橋本金属工業(株)	二見町南二見	金属製品製造	2003/ 6/24
平沢商事(株)	魚住町清水	一般機械	2003/ 6/27
神戸電機産業(株) 本社工場	江井ヶ島	一般機械	2003/10/ 9
(株)ダイセキ 関西事業所	二見町南二見	廃棄物処理業	2004/ 4/ 2
セイコー化工機株式会社	二見町南二見	一般機械	2004/ 6/25
(有)東播清掃	魚住町金ヶ崎	廃棄物処理業	2004/ 7/ 1
三和美研有限会社	王子	廃棄物処理業	2004/ 8/26
田路興産有限会社	王子	廃棄物処理業	2004/ 8/26

備考 認証取得の状況は、財団法人日本適合性認定協会(JAB)及び財団法人日本規格協会(JSA)のホームページから「明石市」及び「兵庫県」で検索し、明石市が作成したものです。

しかし、その方法では検索できませんが、全国展開をしている事業所で、一括して認証取得している事業所があります。そのような事業所で、市内に事業所や店舗があると思われるものは、次の表のとおりです。

イオン(株)(ジャスコ)	(株)ファミリーマート
(株)ローソン	(株)サンクス アンド アソシエイツ
(株)ダスキン(ミスター-ツ)	(株)三井住友銀行
a m / pm ジャパン	(株)吉野家ディー・アンド・シー

順不同

## 年次報告書にかかる意見

## 1 「平成12年度年次報告書」の市民意見について

### 1 平成12年度年次報告書

平成13年2月28日締め切り 意見応募数 1名 4件

項目	ご意見	措置対応
第3章	明石市では事業系のごみの量が多いようです。自己搬入・許可業者共に大変な作業かも分かりませんが是非、燃やせないごみの2分別ではなく4分別方式に改めて、ごみ減量を意識づけてほしいものです。	平成14年2月の第19回環境審議会で、ごみ処理基本計画について諮問し、審議しているところです。事業系のごみに関する問題も審議することとしています。
	購入助成を受けた方々にモニターとしてアンケート調査を実施したとありますが、その内容を差し障りのない範囲で記載してほしいと思います。購入時の参考の為に。	アンケート結果は、以後の助成時において参考にさせていただきます。
付録	平成12年度の決算と平成13年度当初予算を比較するとき、焼却施設運営事業と破碎選別運営事業の要する費用の差についてのコメントを付け加える方が市民にとって理解しやすいのではないのでしょうか。 理解しているものにとっては何でもないことですが、一言または一行付け加えることによって更なる理解度を高めることになろうかと思えます。	環境審議会での意見をふまえ、環境会計の観点を持ちつつ、そのスタートとして環境関連予算を記載しました。
	資源ごみ、一般不燃ごみ、粗大ごみに含まれる有価物をクリーン基金などとして啓発事業に関する費用への対応はどうでしょうか。 市政だよりなどへ市民が関心をもって分別して収集されたものがこれだけの基金を生み、それをこう使っていますと具体的に市民に向けてアピールすることにより資源ごみへの一そうの関心度が高まるのではないかと思うのですが、……。リサイクルに対する関心度も高まると思えます。西宮市・三田市・名古屋市等素晴らしい取り組みをしていらっしゃると思います。	現在、資源化物の集団回収団体に対して必要な用具や回収量に応じて補助金を交付し、集団回収活動の活性化と助成を行っています。有価物の売却益による基金の設置の提案については、市況価格が不安定な状況にあることやペットボトル、カレット等は逆有償となっていることから、今後の検討課題であると考えています。

## 2 「平成13年度年次報告書」の市民意見について

### 1 平成13年度年次報告書（素案）

平成14年8月12日締め切り 意見応募数 7名 33件

項目	ご意見	措置対応
全体	全体的に文書表現が多く分かりづらいので、今後は図・写真等を増やして見て分かる報告書を検討下さい。	ご指摘のとおり図・写真が少なく、文書量が多いことから分かりづらいところもあるかと思しますので、来年度の年次報告書の作成において工夫します。



項目	ご意見	措置対応
全 体	<p>単年度の結果だけでなく、過去からの変化で良くなっているのかそうでないのか分かるように過去からの推移の記載を検討下さい。</p>	<p>環境基本計画の推進に当たっては、「数値目標」と「環境行動実践目標」の設定をめざしていますが、計画の初期段階での数値目標の設定が困難であったことから、数値目標となりうる項目を列挙しています。今後、これらの推移の記載を検討し、数値目標化の早期設定を目指します。</p>
	<p>活動の評価が定性的なものが多く、活動が目的に対して有効であったのか否か定量的に評価することを検討下さい。</p>	<p>数値目標の設定が前提となりますので、数値目標化の早期設定を目指します。</p>
	<p>今後の家庭ごみの有料化に向けての市民の理解を得るためにも環境会計の実施を検討下さい。</p>	<p>環境会計を取り入れるという目標はありますが、環境会計の実施までには、検討期間が必要です。</p>
	<p>CO<sub>2</sub>の排出量は、サイト内の電気の使用量から見ても少し少ない様に思います。 報告書一連のデータの範囲がまちまちで分かりづらいので対象範囲の明確化を検討下さい。例えば、「ISOサイト内のみ」、「行政機関としての全明石市」、「住民を含めた地域としての明石市」等。</p>	<p>基本的に、第4章は「市民・事業者を含めた地域としての明石市」、第5章は「ISOサイト内のみ」、第6章は「行政機関としての全明石市」となります。 なお、第6章の温室効果ガス排出量は、「行政機関としての全明石市」として、市の管理するすべての事務事業を対象としたものです。</p>
	<p>「意見募集」とのことですが、さてさて何について申せばいいのかわからない、市民意見募集の目的等がわからない。年次ごとに発行される、環境事業概要とは異なり、評価を求められているのでしょうか、それとも・・・のチェックでしょうか？意見がどのような反映されるのでしょうか？</p>	<p>従来の環境の現況の報告から、環境の取り組みに関する年次報告書として2年目になります。昨年度、はじめて年次報告書を作成する際、第17回環境審議会において、年次報告書を作成する過程の節々で市民からの意見を求めるようにとの意見が出されました。そこで、昨年度は、骨格案及び素案の段階で、今年度は、素案の段階で事前に市民意見を募っています。そして、環境への取り組みに対する市民とのコミュニケーションツールとしての役割を年次報告書が果たせるよう建設的なご意見を募っています。 全ての意見については、「ご意見」とその「措置対応」として、公表しています。</p>
第4章	<p>全体 - 1 施策の実施状況について 等について図示されているのは大変見やすく興味を持てますが、 について、何故実施不可になってしまっているのかまで、評価されると、なお一層良いのではないかと思います。</p>	<p>昨年度の年次報告書に対して環境審議会から「施策の実施状況や目標の達成状況だけでなく、実施又は達成できなかった原因と今後の対応についての記述が少ない。」との意見を受けました。 そこで、環境基本計画の実施状況の調査を行う際、実施できなかった原因と今後の対応についてのコメントを求める等改善を試みましたが、十分な対応ができませんでした。 来年度の調査方法について再度見直しを図ります。</p>
	<p>全体 - 2 事業ごとの「施策推進の主体」について、市民・事業者・行政の行政については、市、県、国のうち、すべてなのか、明石市のみなのか等が不明であり、誤解を与えるのでは。</p>	<p>明石市の環境基本計画における施策の実施状況とその推進主体を明らかにしたものです。市の計画ということで行政＝市と考えていますが、中には市だけでなく県や国に関わるものもあります。 来年度の年次報告書については、主体の表現方法等について改善します。</p>
	<p>全体 - 3 今年度の新たな取り組み・・・とは14年度のことでしょうか。</p>	<p>環境保全等の施策の実施状況については、平成13年度の内容ですが、平成14年度に新たな取り組みを行っている場合に「今年度の新たな取り組み」として、紹介しました。</p>
	<p>全体 - 4 12年度13年度と同様の取り組みを行って、どちらも はおかしいのでは、例えば、P9(6)ごみ分別・・・13年度はステップアップがあったのでしょうか？同じような項目が他にもあります。</p>	<p>評価については、「○：実施した（他機関の実施分を含む）、△：一部実施・着手した（同）、×：実施していない、×：計画の中止」を基準にしていますので、「良くできた、よい、悪い」等の絶対評価を表しているものではありません。</p>

項目	ご意見	措置対応
第4章	<p>全体 - 5 啓発しましたとなっているが、それでどうなったんだ、変化や効果はあったのか、啓発の目的は達成したのか？までの報告が必要。</p>	<p>啓発の効果測定については、啓発事業の費用対効果分析も含めて重要ですが、非常に難しい問題と考えています。 環境基本計画では、「数値目標」と「環境行動実践目標」の設定の考え方を示して、進捗把握と管理を実践するとしていますが、啓発の効果測定となると今後の検討課題であると考えています。</p>
	<p>全体 - 6 実施できていませんとか検討できていません・・・なぜ出来なかったのかどうすればいいのか等がある。の意味がわからない、</p>	<p>昨年度の年次報告書に対する環境審議会の意見として、「施策について、すぐに実施する必要のあるものと長期的に推進していくものに分けて考えていく必要がある。」と指摘され、今年度の年次報告書に記載することを検討しましたが、できませんでした。 また、それぞれの施策について実施できなかった理由（時期、経費、人材、背景、・・・）等を明らかにできていませんが、今後の課題であると考えています。</p>
	<p>全体 - 7 市民として環境問題については関心のある方だと思っていて、環境に関する行事や各種モニターには参加しているつもりである。 この章にあげられているいろいろな施策はあまり行われているという実感はない。参加してもほんのさわりだけで、環境の保護や改善に役立っている感じはしない。 評価に をつけられると良くやっているように受け取れるが精々 か である。各イベントの内容をやっていると言うだけでなく内容のあるものにすべきである。</p>	<p>環境基本計画に掲げている施策の実施状況についての報告が第4章にあたりますが、これら全ての施策の実施にあたり市民が直接参加しているものばかりではありません。 評価については、全体 - 4 のとおりです。 また、イベントや環境の取り組みは、主催者の工夫が必要ですが、主催者だけでなく参加する方とともに内容のあるものにしていくことが重要であり、一方的に内容のあるものにすべきであるというのではなく、お互いにつくりあげていく姿勢が今後の環境行動に求められているものと考えます。</p>
	<p>1 (1) 環境教育・環境学習の推進 この項には、もう少し重点を置いてほしい。低学年でも理解できる学習プログラムを取り入れ、明石市の全小中学校に波及させると良いと思います。「今すぐから実行できるプログラム」として、身近な問題から取り入れてほしい。</p>	<p>環境基本計画の先行的に取り組む施策（リーディングプロジェクト）の4つのうちの1つとして環境教育・環境学習の推進を取り上げています。 なお、学校教育のなかでは、学校や地域の実態に応じた環境教育・環境学習を実施しているところです。</p>
	<p>4 (1) 環境行動指針等に基づく環境..... 市では環境家計簿を推奨しておられ3年前から記録していますが、意識づけになり、また実質的な効果も表れ楽しみながら実行しています。しかし、個々に記録するだけでは勿体なく、環境実践モニターに参加している人々は記録を提出して該当課でデータをまとめておられますが広く一般市民にも記録を提出して頂き、その実践結果・環境行動を公表して実践結果を啓蒙に活用されたら如何かと思えます。 三重県名張市では面白い取り組みで環境家計簿を活用しておられます。</p>	<p>一人ひとりが省資源や省エネルギー、リサイクル等の環境に配慮したライフスタイルを実践していくためにも、環境家計簿の取り組みは推進していきたいと考えています。 今後、環境家計簿の活用方法について検討をしていきます。</p>
	<p>4 (3) 環境影響評価の推進 他 「環境影響評価の推進」等について、実施できていない、検討できていないなど、正直でいいですが、できていなければ、今後、どうやっていくのか、方向性を示すべき。</p>	<p>第4章の全体 - 1 と同じように考えています。</p>

項目	ご意見	措置対応
第4章	<p>5 ごみの減量化、リサイクルを推進…… 一連の施策によりゴミの発生量はどうか分かったのか分かるような記載を検討下さい。又、廃棄物の排出量に関するデータ集計を早めて平成13年度のデータを掲載出来る様検討下さい。</p>	<p>各施策の推進によるごみ発生量の変動の計測の可能性も含めて検討する必要があります。 また、年次報告書には、平成13年度の廃棄物に関するデータは、第3章6に記載します。なお、詳細なデータは、環境事業概要に記載の予定です。</p>
	<p>5(3) ごみ処理に係る応分負担の導入…… この段に不法投棄された家電製品台数が掲げられているが、ごみの有料化の検討と関係ないのでは。台数は、むしろ(6)の段にいらっしゃる方がまだベターか？</p>	<p>ご指摘のとおり、家電リサイクル法の啓発と不法投棄に関する内容は、5(6)ごみの分別の徹底と資源化の促進に転記しました。</p>
	<p>5(4) グリーン購入の促進 「古紙配合率50%」以上とは低いのでは？</p>	<p>印刷の発注に際して、特に市民向けパンフレット類など特殊紙の使用が多くなることから、印刷発注の基準に「古紙配合率50%以上」という低い基準を設けています。なお、印刷用紙等の用紙類の購入に際しては、古紙配合率100%で白書色度70%以下、若しくはグリーン購入法適合製品又はエコマーク商品であることが基準としています。 平成12年度に定めた基準ですので、今後、印刷用紙の製品の改善を見ながら基準の見直しを進めます。</p>
	<p>5(5) 紙の使用抑制、リサイクルの推進 市役所の古紙回収量は購入量の約50%位でまだ低いように思います。 リサイクル率の向上とリサイクル率の定量的把握を検討ください。</p>	<p>古紙回収の推進を環境目標に取り上げてはいますが、古紙回収率として、把握していません。 なお、購入・古紙回収以外の定量的な把握をしていませんので、(紙の)リサイクル率の定量的把握は困難であると考えています。</p>
	<p>5(6) ごみの分別の徹底と資源化の促進 テレビ・ラジオにも環境問題に国民が感心を持って生活することを啓蒙するコマercialが流れる現今、5R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル、リペア)を心掛けている生活者は多いと思います。 私達の排出するごみの最終処分場は逼迫した状態になりつつあり、名古屋市のような非常事態宣言をださねばならぬ状態になる以前に一般廃棄物の焼却量を減らす努力を市民挙げて実行すべきだと考えます。 それには、資源ごみの回収の細分化と正確な分別が必要と思われます。 粗大ごみの個別(戸別収集)有料化は急務と思われますが、一般ごみの指定袋制(有料化)導入前に、3種類、集団回収品目4~5品目が資源として回収されていますが、もう少し品目を増やし回収方法も勘案すれば資源化率はアップしますし、焼却量は減少すると思われます。</p>	<p>現在、環境審議会で審議されている一般廃棄物処理基本計画に関するご意見であり、9月以降パブリックコメントを求めることとなりますので、ご意見だけを記載させていただきます。</p>
	<p>5(7) 公共事業における建設廃材…… 分別解体の義務づけは、平成14年5月からでは？ また、公共事業だけでなく、民間工事でも対象となるのでは</p>	<p>建設リサイクル法は、平成14年5月30日以降に契約(自ら施工する場合は着手)する対象建設工事から適用されます。 しかし、市が発注する公共工事において分別解体を法の適用前から自主的に実施していました。</p>
	<p>6(4) 自動車の適正な利用の推進 自動車公害防止月間は、6月及び11月から1月までの4か月ときくがどうか</p>	<p>ご指摘のとおりですので、修正しました。</p>

項目	ご意見	措置対応
第5章	<p>8(2) 道路その他公共施設や工場で……</p> <p>明石市は山間部が無く平坦な土地柄で海はありますものの二酸化炭素を吸収する森林にかわるものを考えますと植栽、植樹などの緑化が求められます。地球温暖化の現象が顕著になりつつあります現今、市庁舎、公共施設の屋上緑化はどうでしょうか。</p> <p>市役所周辺には緑地帯もあり公園もありますが、市庁舎自体に緑が無く、勿体ないなぁといつも感じています。白っぽい印象、無機質な感覚です。</p>	<p>道路の沿道緑化や公園、広場、学校、庁舎などの公共施設、工場、住宅地などにおける緑化を推進しています。</p> <p>そうした中で、屋上緑化は、従来からの緑化の推進という目的だけでなく、建物屋内の冷暖房費の節約にかなりの効果があり、ヒートアイランド対策や省エネに有効とされ、特に都市部において注目されています。</p> <p>庁舎における一層の冷暖房効率を高める方策のひとつとして、費用対効果を含めて検討する課題であると考えます。</p>
	<p>目的・目標の年度がまちまちで分かりづらい、特にISOの部分に関しては平成13年度の活動結果は定量的に平成13年度分で評価することを検討下さい。</p>	<p>環境目的・目標の設定に当たっては、環境基本計画や長期総合計画とともに各種の事業計画との整合性を図っていることから、一部の環境目的・目標において年度が異なるものがあります。</p> <p>また、事業によっては、単年度で完了できないものもありますので、そのような場合の評価方法について、今後、検討する必要があります。</p>
	<p>外部コミュニケーションとして、市民から寄せられた環境に関する苦情があれば、その公開を検討下さい。</p>	<p>苦情などの概要については記載のとおりですが、その詳細について、情報公開制度による公開は可能です。</p> <p>なお、環境目的・目標の設定や環境マネジメントシステムの見直しにつながる外部コミュニケーションについては、積極的に公開します。</p>
	<p>明らかな誤植の指摘 3箇所</p> <p>〔表5-1の「事務用紙」及び「公共下水道事業」の活動結果の表記、欄外「環境目標」の年度〕</p>	<p>3箇所とも訂正しました。</p>
	<p>努力している様子が伺えますし、大変興味深く拝見させて頂きました。他の事業所毎に環境目的・目標及び達成状況等について書類提出を要求してゆくのは不可能なことでしょうか。</p>	<p>環境に熱心な事業者は、「環境報告書」等として公表しています。これらは、インターネットでも公表されていますので、市のホームページからリンクするなどの情報提供の方法について検討します。ただし、各事業所に対し、書類提出を求めるところまでは考えていません。</p>
	<p>廃棄物の量をゴミ袋の数で評価されていますが、重量での評価を検討下さい。</p> <p>又、ゴミを一括りに扱われていますが、一般ゴミと産業廃棄物及び各品目ごとに廃棄物の量を分類しリサイクルを推進することを検討下さい。</p>	<p>廃棄物の削減にあたって、市役所でのごみの排出の状況から、各課単位で重量計測をすることは困難であると判断し、重量でなく数量的な把握を基本としています。</p> <p>これは、廃棄物の削減の大きな目的が、ごみの中の古紙の回収を目的としていたことによります。</p> <p>ISO認証取得した地方自治体の中には、ごみの重量を計測するために秤を購入したところもありますが、ごみの分析をしたところ古紙の含有率が高く、それを除けば“かさ”が減ることから、重量でなくとも排出するごみの袋の数量で把握できると考えました。</p> <p>また、廃棄物の品目ごとの分別回収については、集積場所の確保やリサイクル方法を含めて、今後検討する必要があります。</p>
	<p>表5-1環境目的及び環境目標、環境目標の達成状況の中で、評価が「×」の環境目標を達成できなかった項目についての理由と現状が述べられているが、今回は必ず目標達成するという意志表明が弱いのもっと強い決意表明文にしていただきたい。</p> <p>評価「×」の環境目標が達成できなかった項目についてその具体的理由及びその改善策がまったく記載されていない項目があるので記載していただきたい。</p>	<p>必ず環境目標を達成するという強い意志をもって、環境目的・環境目標に設定しているのですが、残念ながら達成することができませんでした。</p> <p>なお、達成できなかった項目については、原因の特定と再発防止策を講じるとともに、平成14年度の環境目的及び環境目標の設定に当たっては、基準年度を変更に対応して目標設定の見直しを行っています。</p> <p>また、環境目標の達成できなかった具体的理由などについて追記しました。</p>



項目	ご意見	措置対応
第5章	<p>事業所ごみ減量マニュアルの配布も適切な方策ですが、事業所毎の現状と減量方法、減量目標等を計画し、それらの実施状況へのアドバイスや取り組みを支援していくことも大切であると思います。</p>	<p>市の廃棄物条例（明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例）の改正により、平成15年度より、一定規模以上の事業所は、廃棄物処理の実績と計画を毎年市に報告することになりましたので、適切な指導をすることができるようになります。</p>
	<p>市役所がおおきな事業体であることは理解でき、ISO14001に沿って努力されることは意義がある事である。</p> <p>しかし環境基本計画は29万市民が取り組むべき環境保護や改善を目的としているはずで、市役所はM株式会社、やK重工と同列の事業体である。第4章は市民が何をやったかを記述すべきである。</p> <p>市民にとって市役所でISOに基づいて得られた知見で役立つと思われるなら付表として欄外に記述すべきである。</p>	<p>第4章は環境基本条例の規定に基づき環境基本計画による施策の実施状況について報告をまとめたもの、第5章については環境方針に基づき環境マネジメントシステムに基づく環境活動を公表するもの、第6章は地球温暖化対策の推進に関する法律の規定により策定した明石市地球温暖化対策実行計画に基づく措置の実施状況と温室効果ガス排出量を公表するものとなっています。</p> <p>市民や事業者の環境行動についても記載するためアンケートなどを検討していますが、実施できていませんので、記載できませんでした。</p> <p>省資源、省エネ活動などのエコオフィス活動に関しては、明石市エコオフィス行動指針として活用していますが、年次報告書に記載することは考えていません。</p> <p>今後、環境基本計画書の環境行動指針の改定にあたって取り入れるものがあれば、追加していきたいと考えます。</p>
第6章	<p>この章も明石市役所内だけの取り組みで市民は何も寄与していない様になっている。</p> <p>これでは明石市全体から見ると殆ど温暖化対策をやったことになっていない。市民は何をしたのか、市内の事業所は何をしたのかどれだけCO2削減に効果があったのかを出さないと意味がない。</p> <p>勿論事業主体としての明石市は温暖化対策を充分に行うべきで、その結果は付表として報告すべきである。</p> <p>市内の事業所のうちどれだけの事業者がISOをとりもしくはどの様な対策を講じているのかをまとめ推進する事が大切だ。</p> <p>また市民もソーラーパネルなどをどれだけ設置しているのかその推進状況などをこの第6章に記述すべきではないのか。</p> <p>この様な内容で温暖化対策が出来ているのだと市民が解釈すると温暖化対策は全く進まなくなる事を恐れる。</p> <p>市民はこれから電気の使用量を削減し、ガソリン、灯油、水を節約しごみを減らさなくてはならない大きな問題に直面している。</p>	<p>第6章は「地球温暖化対策の現況」の報告ではなく、「地球温暖化対策実行計画の現況」をまとめたものです。平成10年10月に交付され、翌年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第8条の規定により、「明石市地球温暖化対策実行計画」に基づく措置の実施状況と温室効果ガス排出量を公表するものです。</p> <p>地球温暖化対策は、市民や事業者とともに取り組んでいく必要がありますが、兵庫県が策定している地域推進計画のように市民や事業者も含めた地球温暖化対策の計画の策定をする計画は現段階ではありません。</p> <p>また、市内の事業者のISO14001認証取得の推進の支援を行っていますが、認証登録している市内事業所について、調査した結果を昨年度は付録（今年度は、参考資料）に記載しています。なお、今後、インターネット上で「環境報告書」等を情報提供している事業所のホームページをリンクするなどの措置を検討します。</p>

## 2 平成13年度年次報告書（案）

平成14年8月21日 第23回環境審議会での質疑応答

項目	意見の概要	措置対応
第3章	<p>大気環境基準の測定に当たって、ダイオキシン類は年4回測定しているの、年平均値だけでなく、個々のデータを掲載してほしい。</p>	<p>環境基準の達成状況を評価するときには、年平均値を対象とすることから、年平均値を載せていました。年次報告書の公表に当たっては、最大及び最小値を記載するとともにデータ編には個々のデータを記載します。</p>
	<p>平成13年度の不法投棄の処理で、苦情件数が多いのに処理量が減っているが何故か？</p>	<p>家電リサイクル法が施行されたことにより、冷蔵庫やテレビなどの不法投棄が減ったことによると考えています。</p>

項 目	意見の概要	措置対応
第 3 章	自動車排ガスについて市内 2 地点で測定しているが、明姫幹線の通行量が多い中で、二見局の光化学ダイオキシン濃度が高いことから、自動車排ガス測定局を 3 地点に来年度増やすことはできないのか。	大気汚染に関する測定に関しては、広域的な測定で対応しており、長期的な展望の基に整備を図っていきたいと考えていますが、早急な自動車排ガス局の設置は困難です。
第 4 章	施策の実施状況の表に とあり、は達成できたと説明があったが、何パーセント以上達成したとしているのか。	評価については、「 : 実施した（他機関の実施分を含む） : 一部実施・着手した」を基準にしています。現段階では、残念ながら、数値目標を立てるところまでには至っていませんので、目標値に対する達成度によって、実施状況を区別して表す段階にはなっていません。
	遊休農地等を活用した市民農園の整備について、「 」の状態であるが、「 」になるように努力してほしい。	市民農園の整備に当たっては、用水の確保や駐車場の整備が必要となりますので、石ヶ谷市民農園の 300 区画だけとなっています。今後も、市民農園としての遊休農地等の確保、区画増による施設整備を検討します。
第 5 章	環境管理総括者の見直しの指示の中で、ISO14001 の適用範囲の拡大とあるが、学校現場では、環境教育を進めていかなければならないことから、学校を適用範囲に入るといふ議論にはならなかったのか。	ISO14001 規格の適用範囲では、「組織が管理でき、かつ、影響が生じるとされる環境側面に適用する。」ことが規定されています。学校・幼稚園については、校長及び教職員、生徒等が、環境管理総括者（市長）が管理できる範囲ではないと解釈していますので、明石市の ISO14001 の適用範囲に含めることは考えていません。
	学校やコミセンでも環境マネジメントシステムの取り組みをやってほしい。	学校やコミセンを含めて環境配慮の取り組みについて、環境マネジメントシステムを構築して推進することもできますし、ISO14001 の簡易版として、学校版 ISO 等を推進している自治体もあります。今後、環境教育の推進の中で、それぞれの状況に応じた取り組みをすすめていく必要があると考えています。
第 6 章	地球温暖化によって、南太平洋の島々では、海面の水位が上がってきて沈みつつある国々があるとの報道があるが、明石市にも海拔の低いところがあるので、具体的な影響について載せられないか。	地球温暖化により海水の熱膨張と氷河や氷原の消失により海面上昇が起こっていますが、IPCC 第 3 次評価報告書によれば、1990 年から 2100 年までの間の全球平均海面上昇は、0.09～0.88m と予測しています。しかし、明石の状況については、記載できる資料がありません。今後、環境啓発事業の中で、情報提供を推進します。
	明石市地球温暖化対策実行計画には、市職員全員参加で地球温暖化の取り組みを行いとなっているが、これは事業者や市民を巻き込まないと、3% の目標達成はできないのではないのか。 市内の事業所も ISO14001 を取っているが、市民で取り組んでいる人もいますので、ぜひともそれらを巻き込んでとりあえず始めてみてはどうか。	実行計画は、市の事務事業が対象となっていますが、ご指摘のとおり水道・下水道やごみの焼却などによる温室効果ガスの排出に市民や事業者が大きく関わっています。しかし、市民生活、事業活動全体から見ると電気、ガスやガソリンの使用などにより温室効果ガスが多く排出されていることから、市の実行計画とは別に地球温暖化防止活動について協働した取り組みが必要であると考えています。そのためにも、市民、事業者及び行政のパートナーシップの組織として環境共生懇話会の創設に重点的に取り組みます。 なお、事業者や市民の環境活動の取り組みについて、来年度は、年次報告書に記載できるように努めます。
	一般廃棄物の焼却量が平成 13 年度に増えている。 不況など流れとしてはマイナス傾向にあるはずなのに、なぜ一般廃棄物が増えているのか。その傾向とか流れについて市はどう解釈しているのか。	平成 13 年度の温室効果ガス排出量が増加した原因は、下水道普及率の向上による電気使用量の増加や焼却したごみの中のプラスチック類の量が増えたことにあります。今後も、下水道普及率が向上する中で、電気使用量の増加が見込まれますが、一般廃棄物基本計画の推進によるごみの減量や容器リサイクル法に該当するプラスチック類のリサイクルの推進により、温室効果ガス排出量を抑制していきたいと考えています。



### 3 平成13年度年次報告書(案)

平成14年9月2日締め切り(環境審議会委員対象)

項目	意見の概要	措置対応
第4章	環境問題を考える根本となる章だと思います。細部にわたり多くの項目が取り上げられていますが、中身が薄と思います(回数が少ない、参加人数が少ない、...)。草の根的な実践活動を進めていくことにより、効果が上がってくるのではないのでしょうか。環境学習等は、一般市民も多く参加できる方法を考えてください。	市民の自主的な環境活動を支援していくとともに、市民、事業者、行政の三者のパートナーシップ組織としての環境共生懇話会を創設することをめざし、多くの市民の環境の取り組みを結集できるよう取り組みを進めていきます。
第4章	5(1) ごみの発生抑制の促進 ごみ減量マニュアル等を作成し、配布されていますが、その努力が減量実績として表れていないと思います。(第3章等の表を拝見しますと、...) 再度、方策の工夫が必要ではないでしょうか。	市の廃棄物条例(明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例)の改正により、平成15年度より、一定規模以上の事業所は、廃棄物処理の実績と計画を毎年市に報告することになりましたので、適切な指導(ごみの減量等)をすることができるようになります。 また、一般廃棄物処理基本計画を策定し、減量化に取り組んでいきます。

### 4 平成13年度年次報告書

平成15年1月6日締め切り

意見応募数 3名20件

項目	ご意見	措置対応
第1章	気象 平成13年の記録がないのはなぜか?(表1-1) また、冒頭の文章が平成11年となっているのはおかしい。	第1章の各種データについては、明石市統計書のデータに基づき、必要に応じて資料提供先に問い合せて最新のデータを追加しています。 気象に関しては、年次報告書作成時に神戸海洋気象台に問い合せましたが、その時点では、平成13年度の正式なデータはでていませんでした。 なお、冒頭の文書すべてが、ご指摘のとおり誤りです。
	海域 アカウミガメの産卵記録(表1-4)の2001年の調査はしていないのか。10月発行なら間に合うはず!	残念ながら、2001年、2002年ともに明石の海岸に産卵のため上陸したアカウミガメはいませんでした。
	基礎データの年月日は統一されたい(各年4月1日が多い)。国、県又は対応部門の調整も要することと思うが、一冊の資料内では、統一すべき。 下水道普及率と処理人口から逆算すると人口があわない。	各種データは、明石市統計書のデータに基づいています。 なお、下水道人口普及率を計算するときの分母は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の和となりますので、逆算した結果は推計人口とは異なったものとなります。
第3章	浮遊粒子状物質 自宅の車庫は屋根なし。海に向け、駐車していますが、2、3日止めたままだと前面ガラスが斑点状に汚れます。このようなことも地域別に把握願えたらと思います。	ここ数年、中国から飛来する黄砂による影響が顕著となっています。そのため、浮遊粒子状物質の環境基準を達成できなかった原因に、黄砂の飛来の影響があると考えられています。その場合は、市内の地域別の把握よりも広い範囲での監視体制による観察が必要となります。
	自動車排ガス 道路整備の他、信号の調整などの対策も必要です。信号のずさんな管理は、渋滞、停車で排ガスを増加させます。事故防止の名目でそのことがなおざりになっています。	渋滞のない、スムーズな通行が理想的ですが、事故防止、安全対策は最重要な課題であると考えます。 また、自動車排ガスによる大気汚染を防止するためにも、低公害車の普及とアイドリング・ストップの徹底が必要と考えています。

項 目	ご意見	措置対応
第 4 章	<p>各河川の水質汚濁状況 明石川は、魚が住みつけられない方法での改修と思います。</p> <p>環境ホルモン 国、県、県民局とも対応不十分。市が積極的に啓発活動を展開してほしい。</p>	<p>平成 12 年度に実施した魚種調査による確認種は 5 目 11 科 22 種で、『レッドリスト魚類』（環境庁：1999 年）「絶滅危惧 2 類」に選定された貴重種も発見されています。</p> <p>いわゆる環境ホルモン（外因性内分泌攪乱物質）については、現在、人間を含む生物に対して生殖機能を阻害する等の毒性があるとの疑いをもたれているのが実情ですので、明石市は、平成 11 年度から 3 カ年計画で、国の「環境ホルモン戦略計画 Speed 98」にリストアップされている 70 物質の測定を実施しました。そのうち検出された項目について、平成 14 年度も継続して調査を行う予定です。結果については、市政日より等で市民に公表しています。なお、環境ホルモンについては、現在のところ環境基準等が設定されていません</p> <p>明石市として、実態把握のための調査を実施し、測定結果などは国や県に報告しています。全国的な調査結果の解析を含め、環境省での対応に依存しているのが実態です。</p>
	<p>再生資源回収助成事業 活動団体数はほぼ横ばいであるが、総回収量はむしろ減少している。リサイクルは社会をあげて強化している時、理由？ 新聞紙の回収量は、1 世帯 1 紙と仮定すると年間 17,000 t になることから、36% にすぎない。</p>	<p>集団回収活動団体の登録数を増やすよう努めていますので、団体数は、増加傾向にあります。しかし、回収量が減少気味ですが、そのうち、雑誌・段ボール類の回収量が特に減少しています。しかし、その原因は定かではありません。</p> <p>なお、一般廃棄物基本計画の中で、「地域での取り組みの活性化等を促し、リーダー育成や支援制度の充実などを踏ることにより、集団回収活動を通じたコミュニティ活動の醸成を図る契機とするなど、集団回収の活動の拡充を目指します。」として、集団回収活動の拡充と活動団体の育成に取り組むとしています。</p> <p>また、可燃ごみの約半分が紙・布類であることから、一般廃棄物基本計画の施策の基本的な考え方の中では、紙類の分別収集・資源化の実施を進めることとなっています。</p>
	<p>ごみ問題を考えるとき、リサイクル &gt; リデュース &gt; リデュースでなく、リデュース &gt; リデュース &gt; リサイクルでなければならない。これと関連して、ごみ問題だけでなく、環境問題全体について行政として市民を啓発するため、市の関係職員がどしどし市民の前に出て、問題提起し、市民の協力をいただけるよう「出前講座」を積極的にやるべきだと思います。ごみ問題は、私たちの身近な問題でありながら、いざ自分は何をしているのか、何をすべきなのか、総論は分かっているが戸惑っているのが現実の姿だと思いますので、市民に問題提起をし、問題意識をもって真剣に取り組む機会を、行政として発信すべきだと思います。</p>	<p>平成 14 年度に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、今後、その推進計画を策定することになっています。その際、ご意見の主旨を反映できるものと思っています。</p>
	<p>自然観察会……イベントの充実 参加者数が少ないので、方法など検討を願いたい。</p>	<p>自然観察会や環境学習のためのイベントについては、イベントの内容の充実や参加者の募集方法等について検討します。</p>
	<p>ため池の保全及び整備 大道池（魚住町金ヶ崎）、古前中池（魚住町長坂寺）とも流入の水路がないため、汚れたままです。なんとかなりませんか。検討願いたい。</p>	<p>市内には、現在 113 のため池がありますが、農業用水の確保と防災上の観点から老朽化の著しい池から順次改修を行っています。ため池が決壊すると、貯留水の流出により大災害を引き起こす恐れがあり、今後も安全・安心のため池を保全してまいります。</p>

		<p>また、捨てられたごみ（カン、ビン、ペットボトルなど）が流入したり、心ない人たちによる自転車、バイク、家電製品などの不法投棄などが、ため池を汚くしています。</p> <p>これからのため池の管理については、ため池管理者に適正な管理に一層尽力をお願いするとともに、ため池が地域住民にとっても貴重な水辺空間であるという観点から、ため池管理者と地域住民が協働で環境美化に努める「ため池クリーンキャンペーン」を提案・推進しております。</p> <p>こうした取り組みにより、農家と地域住民が協力し、貴重な自然・水辺空間のため池を守っていきたいと考えております。</p>
<p>第 4 章</p>	<p>ビオトープづくりの推進</p> <p>注目を集めているプロジェクト。モデル校を決めて早急に実現されたい。地域のボランティア等の協力も非常に得やすい環境になっている。</p>	<p>ビオトープ池に関しては、衣川中学校や貴崎小学校などで作られています。ただし、つくるだけでなく、維持管理についても十分な検討が必要と考えています。</p> <p>なお、ビオトープについては、用語解説に詳しくありますが、ビオトープ池にこだわることなく、海、川、ため池、水路など近くにある自然とどう関わるかも重要と考えています。</p>
<p>第 4 章</p>	<p>環境情報システム……効果的な運用</p> <p>「ecoist」のホームページ、CD-ROM の作成等を行っていますが、現状の明石のパソコンの普及率、ホームページ等へのアクセス人数を考慮して推進されたい。</p>	<p>パソコンやインターネットの普及率が向上している今日において、インターネットを利用した環境情報の提供は最も効率的な運用方法であると考えています。しかし、ブロードバンドに対応できないケースも考えられることから、各種の環境情報を網羅したCD-ROM版の年次報告書を発行しています。年次報告書の印刷物も従来どおり作成し、希望する市民などに配布しているなかで、インターネットによるWEB版やCD-ROM版年次報告書の作成は経費面からも有効であり、推進に反対される趣旨が理解できません。</p>
<p>第 4 章</p>	<p>ごみの発生抑制</p> <p>これは市民各自が行うべきことだが、市としてのPRも極めて少ない。</p> <p>Recycle、Reuse に関することは多々見かけるが、本報告書でも同様だが Reduce に関する記述があまり見られない。Reduce あって、はじめて Reuse、Recycle へとつながる。（ペット・缶飲料の減少、ポリ袋の減少、使い捨て品の減少、カップ麺の中止等）</p>	<p>ごみの処理の基本は、3R（リデュース〔発生抑制〕、リユース〔再利用〕、リサイクル〔再生利用〕）であり、特に「発生抑制」を環境基本計画のごみの減量化の施策の一番目に取り上げています。</p> <p>ごみの問題という観点からだけでなく、地球温暖化対策からも重要な課題としており、PRが極めて少ないとは、考えていませんが、今後も、ごみ問題に関する啓発を進めていきます。</p>
<p>第 4 章</p>	<p>自然エネルギー……の利用促進</p> <p>小学校や中学校に太陽電池を利用した発電システムを検討されたし。</p> <p>日照条件等全国でも屈指の場所と思う。仙台市の20校近くに設置したという10kWクラスのもので十分。</p>	<p>太陽光発電を普及することは重要であると考えていますが、財政的な問題もあり設置できていません。</p> <p>なお、平成14年度に完成予定の新消防庁舎には、太陽光発電設備（10kW）を設置しています。</p>
<p>第 4 章</p>	<p>公共交通機関の利用促進</p> <p>市役所来訪者等へのPRを徹底し、来訪者の駐車券等も検討のこと。市職員のマイカー通勤の自粛、ノーマイカーデーの設定等も検討実施のこと。</p>	<p>基本的に公共交通機関の利用を呼びかけていますが、駐車券等の検討（市役所利用者に対する1時間30分まで駐車料金無料制度の廃止）が、公共交通機関の利用促進のための施策として有効であるとは考えていません。</p> <p>市職員のマイカー通勤に関しては、それぞれ個々の事情がありますので、職員の環境に対する意識の高揚を図るなかで、マイカー通勤の必要性について再検討をお願いすることになると考えています。</p>

項目	ご意見	措置対応
第5章	<p>低公害車の普及促進 1993年の1台のみとは真剣に考えているとは思えない。総台数を減らしても、ガス車（LP車）、ハイブリッド車、燃料電池車の導入を検討のこと。</p>	<p>環境基本計画策定時の低公害車の定義は、「電気自動車、天然ガス車、メタノール車及びハイブリッド車」となっていました。市では、1993年に電気自動車を導入しましたが、経費の問題だけでなく、走行性能などから、天然ガス車の導入を最重要課題とし、天然ガス急速充填所（エコ・スタンド）の設置に取り組んできました。</p> <p>平成14年12月に市内にエコ・スタンドが東播地域ではじめて開設したことから、天然ガス車導入を中心とした「低公害車導入計画」を平成14年度に策定し、その後普及していくことを、ISO14001の環境目的として設定しています。</p> <p>なお、この間、低公害車に「低排出ガス車かつ低燃費車、燃料電池車」も加えられていますが、平成14年10月段階での低公害車の導入台数は、20台となっています。</p>
	<p>重油使用量の削減 26.5%削減に対し、平成13年度は17.4%減、平成14年度は、平成13年度をキープ。26.5%はどこへ行ってしまったのか。基準年（平成11年度）の数値との比較は終了（平成22年度）まで残しておくべき。</p>	<p>重油使用量の削減について、西庁舎での暖房に利用していますが、施設が古く（旧税務署が設置したもの）、適正な温度管理（室温設定20度）を実施していますが、適正温度管理以外に重油使用量を削減するための有効な手段があるのかどうか、環境目的として設定することを含めて再検討を進めているところです。したがって、現段階では、重油使用量を削減するための有効な手段が見あたらないことから、前年度実績を目標値と決めました。</p> <p>なお、ISO14001では、環境目的を概ね3年先と定めますが、最終年度は定めるものではありません。</p> <p>基準年の変更理由は、平成12年度以降の機構改革及び平成14年度以降の適用範囲拡大に対応するため、四半期毎の目標値設定のため、平成11年度調査時点での調査漏れの対応によるためです。</p> <p>それは、環境マネジメントシステム構築時点での平成12年度環境影響評価においては、当時の適用範囲を対象とした調査であったことから、平成14年度以降の適用範囲の拡大時の目的・目標値設定に対しても、平成13年度値を基準値として設定できるようにするため、四半期毎の目標値の設定をするための基礎調査が不十分であったこと、調査漏れがあり、運用に問題が生じる部署があったこと、等により、平成14年度に行った環境影響評価の結果、平成13年度の実績を基準にすることとしました。</p>
	<p>事務用紙使用量の削減 目的目標 37.4%/32.4%減に対し 4.5%の減。H14年度はH13年度に比し 6%/2%減。あくまで、H11年度比として続けること。 それにしても初期設定が甘かったとしても、これだけ、目的・目標 down は、良く設定したものとあきれる！</p>	<p>事務用紙使用量の削減について、平成13年度までは、事務用紙として庁内で利用する共通帳票や封筒等と印刷物に使用した用紙が含まれていました。平成13年度の事務用紙に関しては、年次報告書に記載のとおり、市民便利帳の増刷や各種啓発資料の作成などにより、印刷物が大幅に増加し、4.5%の削減にとどまり 32.4%の目標を達成することはできませんでした。しかしながら、庁内で利用する共通帳票等は 8.7%の削減となっています。</p> <p>なお、議案書、市政だよりなど印刷部数・枚数の削減ができないもの等、ISO14001規格の適用範囲で定める「組織が管理できる」にあたらないものもあることから、事務用紙使用量の環境目的・目標から印刷物による用紙使用量の削減をはずし、グリーン購入の推進の環境目的・目標なかで管理することとしました。そこで、平成14年度からは、事務用紙使用量の削減に印刷物は対象となっていません。</p> <p>事務用紙使用量などエコオフィスの取り組みは、取り組み当初段階での達成度が大きく、目的・目標設定が難しいものと考えています。しかし、初期設定である平成12年度時点の事務用紙使用量の削減の目標は、平成11年度比で平成14年度5%削減でしたので、初年度で目標を達成した結果、平成13年度目的・目標の設定の「見直し」を行った時点で目標値を再設定したものです。しかし、この間の目標設定に関しては、ISO14001の規格の考え方（継続的改善）から逸脱するものではないと考えています。</p>



項目	ご意見	措置対応
第6章	<p>地球温暖化防止</p> <p>温室効果ガスに占める一般廃棄物（主としてプラスチック類）の寄与は34～37%となっている。</p> <p>プラスチック類の燃焼については、以前ダイオキシン類の観点から中止を要求した。今回は、上記に関連し、多くの有毒ガスを発生するプラスチック類の燃焼の再度中止を要望する。</p> <p>クリーンセンターの廃熱利用発電は減少するが、総合的にCO<sub>2</sub>減少の意味からも燃焼中止を再検討する時期にきている。まず、第一歩として、プラスチック類の分別収集から早急にはじめることを提案する。</p>	<p>明石クリーンセンターでは、ISO14001の認証を取得し、環境適合型施設として、ダイオキシン類や大気汚染物質の排出濃度の適正管理、売電事業の推進に取り組んでいます。その取り組みにより、規制基準値より厳しい自主管理値を超える大気汚染物質が排出されることがないように管理しています。</p> <p>また、ごみ処理に関して、一般廃棄物処理基本計画を策定するため、市民から臨時委員を公募したうえで、環境審議会で審議し、さらに市民意見を応募するなどの検討を経て、今後のごみの処理に関して基本方針を定めました。このなかで、プラスチック類の分別収集を検討することになっていきますし、ごみの減量・リサイクルの推進などにより焼却量の減少を図ることとしています。</p>

### 3 「平成14年度年次報告書」の市民意見について

#### 1 平成14年度年次報告書（素案）

平成15年8月15日締め切り

意見応募数

2名11件

項目	ご意見	措置対応
第3章	<p>大気環境基準の達成状況</p> <p>二酸化いおう、二酸化窒素のグラフは、年間平均値なのか98%値か、P5、P6のグラフも何のグラフか不明</p>	<p>図3-2から図3-9のグラフについては、何の値か分かるように改善します。</p> <p>なお、光化学オキシダントについては昼間（6～20時）の1時間値の年平均値、その他の項目は年平均値です。</p>
	<p>有害大気優先物質</p> <p>有害大気汚染物質22物質、測定19物質その差3物質は何か、なぜ測定しないのか。ダイオキシン類の測定は平成14年度から1週間サンプリングが望ましいとされているが明石市の測定はどのようにされましたか。</p>	<p>有害大気汚染物質22物質には、ダイオキシン類が含まれていますが、測定19物質には、ダイオキシン類は含まれていません（次項掲載のため）。</p> <p>なお、未測定物質であるクロロメチルメチルエーテルとタルク（アスベスト様繊維を含む）については測定方法が定まっていないため測定していません。</p> <p>なお、大気ダイオキシン類のサンプリングは1週間実施しています。</p>
	<p>環境ホルモン</p> <p>環境ホルモンの物質の結果も記載されては。</p>	<p>環境ホルモンだけでなく、すべての環境調査結果は、別冊の年次報告書（資料編）として公表する予定です。</p>
	<p>山陽新幹線</p> <p>山陽新幹線の記述が昭和時代に終始しており、最近の記述をされたら良いと思います。</p>	<p>平成になってからの新型車両導入時などの騒音・振動調査などについて加筆します。</p>
	<p>再生資源集団回収事業</p> <p>集団回収の品目にペットボトルを追加することはできないのか。</p>	<p>今後、地域の集団回収にペットボトルを追加できるかどうかは、これを分別する市民の協力と、引き取る業者があるかどうかにかかってきます。現在の状況では、特に、引き取り業者側の問題で、地域ごとに収集するには手間がかかる、圧縮や保管方法が難しい、その反面、収益がないなどの問題があり、集団回収の品目にペットボトルの追加は、現状では困難ではないかと考えています。</p>

項目	ご意見	措置対応
第3章	ごみ収集量 図 3-17 ごみの処理フロー実績図の総搬入には産業廃棄物も含むとありますが、表 3-10 には産業廃棄物の記載がないのは何故ですか。	いずれも産業廃棄物(5,529t)が含まれていますので、表 3-10 にも産業廃棄物を含むことが分かるよう記載を改めます。なお、表 3-10 には、自己搬入の区分に産業廃棄物が含まれます。
	ダイオキシン類濃度 クリーンセンターのダイオキシンの測定は、年何回しているのですか。3炉の平均値でよいのでしょうか。	クリーンセンターのダイオキシン類の測定は、各炉毎に年1回測定しています。表 3-17 のダイオキシン類測定値は、欄外に記載のとおり3炉の平均値です。
第4章	事業者による公害防止対策の推進 立入検査数が記載されていますが、対象事業数はないのですか。	年次報告書の公表の際には、参考資料として特定施設の届け出状況として、事業者数、法令該当施設数などを記載する予定です。
第5章	目的と目標の区分が分からない。	P56 の表の欄外に記載のとおり、目的とは平成 16 年度までの環境目的、目標は平成 14 年度の環境目標を表します。
	古紙回収の推進 事務用紙とコピー用紙削減を行っているのに、古紙回収量が増加した理由は。	事務用紙及びコピー用紙の削減をすすめています。使用した事務用紙及びコピー用紙のうち保存、配布以外の用紙類は、廃棄されるか古紙回収されることとなります。このうち廃棄される用紙類もまだ多くあって、古紙回収を推進しているところです。
付録	用語解説 産業廃棄物 産業廃棄物の説明について、19 種類ではなくて 20 種類ではないか。	2001 年 10 月に廃棄物処理法施行令が改正され、従来 19 種類であった産業廃棄物の分類が 20 種類になっていましたので、修正しました。

## 2 平成 14 年度年次報告書(案)

平成 15 年 9 月 2 日 第 25 回審議会での質疑応答

平成 15 年 9 月 9 日締め切り(環境審議会委員対象)意見応募数 4 名 16 件

項目	ご意見	措置対応
全体	「明石市環境方針」は環境マネジメントシステムの文書であり、環境基本計画年次報告書の冒頭にあるのは？	年次報告書の公表時には、「はじめに」として市長のあいさつを入れる予定です。なお、環境方針は、環境マネジメントシステム文書ですが、市の環境の取り組みの基本的な文書であることから、年次報告書の冒頭に示しています。
第3章	自動車道路騒音 (P35) 自動車道路に面する地域の騒音に関しては、明石市は全国平均を上回る基準達成率とあるが、第二神明道路に面した松ヶ丘地区では昼夜とも環境基準値を超過する戸数が6割近くあるので、この点に関する何らかの記載が必要と思います。	第二神明道路に面した松ヶ丘地区には、評価対象住居となる高層マンションがありますが、第二神明道路防音壁の遮音効果がマンションの上層部まで及ばないことから、環境基準値を超過する戸数が多くなったことが原因と考えられます。 しかし、それぞれの原因について記載するのは、紙面上の制約からも必要ないと考えています。
	悪臭調査の概要 (P37) 市内 6 地点での測定とあるが、その場所と測定項目及び測定結果の記載を検討下さい。 依然として、悪臭に関する市民からの苦情が寄せられているので、測定地点及び測定項目の変更を検討下さい。	悪臭の調査は、周辺環境測定として行ったもので、悪臭調査結果については、年次報告書(データ編)として公表する予定です。なお、悪臭規制法で規制されている「特定悪臭物質」22項目を測定しています。 また、悪臭の苦情に対しては、特定悪臭物質の測定が必要な場合には、個々に対応しています。
	公害苦情の現況 (P40) 苦情の傾向に関する記載だけでなく、主要な苦情の内容及び苦情に対する措置と苦情提言者のその後の評価(納得・理解)の記載を検討下さい。	公害苦情の傾向だけでなく、苦情を解決するための基本的な指導方法等を記載したものに修正しました。ただし、苦情者の具体的な評価等については、プライバシー等の問題から記載できません。



項目	ご意見	措置対応
第3章	<p>再生資源集団回収助成事業 (P42) 「なお逆有償とは、・・・。」という文章は、現在のコストから不適切ではないか。</p>	<p>ご指摘を受け、P42 のとおり修正しました。</p>
	<p>字句等の訂正について (P22)「いおう」と「硫黄」が混在しており、漢字に統一しては。 (P23)2の(1)の項目名 自動測定機器設置状況 自動測定監視機器設置状況 (P23)表3-1 一般大気測定局 一般環境大気測定局 (P24)各図の表題 濃度の経年変化 濃度(年平均値)の経年変化 (P29)(4)の4行目 0.017pg-TEQ/l すぐ後ろの丸いリットル記号( )に</p>	<p>環境基準では、「二酸化いおう」と規定されていることから、「いおう」としていましたが、国・県が「硫黄」としていることから、漢字で統一します。 その他ご指摘のとおり修正しました。</p>
第4章	<p>逼迫した財政状況の中で効果の見えないものに税金をつぎ込むのは市民から見ると納得がいかないものとなる。 そこで、なぜその施策を推進するのか、その施策に投入された予算や人的資源はいくらか、その効果はどれくらいであったのか、それは適正な配分であったのか、といったことについて環境報告書において説明責任を果たす必要があるのではないか。</p>	<p>予算に関する情報を掲載いたします。なお、環境への取り組みの結果の掲載に止まらず、環境の施策や事業の行政評価的な解説を行うことは、コミュニケーションツールとしてや、環境政策のマネジメントツールとしての年次報告書の役割を発展させるものであると考えますので、他都市や民間企業等の先進事例を参考にしながら、来年度の年次報告書をさらに改善したいと考えています。</p>
	<p>評価を や○で行っているが、その基準がわかりにくい。</p>	<p>評価基準については、前年度の平成13年度年次報告書に対して「過去の取り組みと比較して良くなっているかどうかの変化がわかりにくい」という意見をいただきましたので、「前年度に比べて改善点があった又は新たな取り組みを行った場合は、(平成13年度 平成14年度。以下同じ。)又は、。前年度と同様に取り組みを行った場合は、又は、」とする評価基準に基づいて、各担当課が評価を行いました。 今後、環境基本計画の見直しの際には、取り組みの成果を分かりやすく示す指標の設定を目指します。</p>
	<p>事業者向け環境行動マニュアル(P58) ここで述べられている「環境行動マニュアル」は環境省が進めているエコアクション21もしくはそれに類する内容かそれとも明石市独自のものですか。</p>	<p>明石市環境基本計画書に記載している「事業者の環境行動指針」を改定し、それをもとに明石市独自の「環境行動マニュアル」を作成する予定です。</p>
第5章	<p>地球温暖化対策の推進 第5章及び第6章の記述内容からは、環境目標が達成されて評価が「」になるようには思えません。 明石市全体でも環境 ISO のサイト内でも共に CO2 の排出量は増加しているのではありませんか。排出量算出が推進の目標だとすると少し目標が甘いと思います。 平成15年度の目標も定性的な内容でなく定量的な目標を設定下さい。</p>	<p>地球温暖化対策実行計画では、市の事務事業がすべて対象となっていることから、下水道事業を推進すると下水道施設での電気使用量が増え、温室効果ガス排出量が増える等の矛盾を抱えたところがあります。そのため、温室効果ガス排出量を確実に削減していくためには、一般廃棄物中の廃プラスチックの焼却量を削減することが最も効果的であり、そのため、ごみの減量・リサイクルの推進をめざした一般廃棄物処理基本計画の推進の取り組みが重要と考えています。なお、実行計画は、平成17年度の目標値だけを定めていますので、平成15年度の定量的な目標設定は考えていません。 なお、環境ISOサイト内の温室効果ガス排出量は、概ね3.4%の減少となっています。</p>

項目	ご意見	措置対応
第5章	<p>廃棄物の削減（P82）</p> <p>廃棄物をゴミの袋として一括りで計測するのでなく、廃棄物の種類ごとに分別してそれぞれの重量を各廃棄物の容積とその嵩比重から推定することを検討下さい。</p> <p>リサイクルは重量で出ますのでリサイクル率も計測出来ます。このことは今後のリサイクル推進の上でも重要になりますので是非取組んで下さい。</p> <p>個別の重量は確かに排出時に測定出来ないとしても、見做し重量を求めることで充分だと思えます。</p>	<p>市役所では、日常のオフィス業務中に分別を行い、再利用できるものはそのままオフィスで再利用したり、資源として回収しており、資源化できないものをごみとして排出しています。例えば、裏面の白い紙はパソコンの印刷に再利用して文書として保存しています。また、空き缶・ペットボトル等はオフィスごみとは別に収集しています。このように市役所では、オフィスでの分別や再利用、グリーン購入等の推進によってごみの減量化を徹底し、ごみゼロを目指していますので、リサイクル率の算出を行うことは考えていません。</p>
	<p>内部環境監査の結果（P85）</p> <p>平成14年度内部環境監査の結果が「軽微な不適合1件」「観察事項2件」は外部の定期監査ならいざ知らず、内部監査の結果としては少なすぎます。内部監査の仕組みが適切に機能していないものと見えます。</p> <p>監査員及び被監査部門の意識変革が必要だと思えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、内部環境監査結果からその機能に疑義があると受け取られかねないものであると思っておりますし、審査でも指摘されています。実際には、口頭（もしくはメモ）で指摘し、是正を求めているケースが多くあります。</p> <p>平成15年度は、10月から11月に内部環境監査を実施の予定ですが、チェックリストの不適合判断基準に基づいて不適合や観察事項を適切に指摘するよう内部環境監査責任者から指示が出ています。</p>
	<p>コミュニケーション</p> <p>コミュニケーションの重要な部分として、サイト外の利害関係者とコミュニケーションがあります。サイト外利害関係者からのサイトに対する苦情の有無、あればその是正措置について記述することを検討下さい。</p>	<p>P84 3環境管理情報（苦情・要望等）として記載しています。意見等に対する是正措置は必要としませんでした。</p>
第6章	<p>温室効果ガス排出量（P94）</p> <p>電気の使用による、CO<sub>2</sub>の排出量算出に用いられたCO<sub>2</sub>排出係数が環境省の発表値より高いように思いますが、用いた排出係数とその出典を明示下さい。</p> <p>又、その排出係数は固定値ですか、年々変更されて最新の数値を採用されているのですか。</p>	<p>排出係数は、0.384 kg-CO<sub>2</sub>/kWhで、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成11年8月 環境庁）」に記載されている平成8年度の排出係数を使用しています。</p> <p>排出係数は、日本全体の対策の進展等に伴い増減していくことから、実行計画の期間中は初年度の排出係数に固定しなければ正当な評価は得られないため、排出係数は固定して温室効果ガスを算出しています。</p>
	<p>電気の使用（P95）</p> <p>対前年比で2.4%、約200万kWhの増加ですので更なる原因究明と対策が必要だと思えます。パソコンの増加による電力の使用量増加は全体の増加量から見ると微々たるもので他の原因の解明に取組んで下さい。</p>	<p>地球温暖化対策実行計画は、市の事務事業の全てが対象となることから、新たな事業の展開や従来からの事業の推進（下水道事業等）により電気使用量が増加することもあります。</p> <p>電気使用量が増加した主な原因は、平成14年度から生涯学習センターが稼動したこと（約83万kWh増）、明石クリーンセンターの発電設備の点検等により受電電力量が増えたこと（約42万kWh増）、庁舎（市役所約18万kWh増）や小中学校等（約24万kWh増）での使用量の増加です。</p>

項目	ご意見	措置対応
第6章	温室効果ガスの内訳（P97） ハイドロフルオロカーボンは種々の化学物質の総称で、従って地球温暖化係数も物質ごとに異なるので、主要物質を参考として記入下さい。	算出しているHFCは、カーエアコンの使用によるもので、物質としてはHFC-134aのみですので、表中の表示を改めます。

### 3 平成14年度年次報告書

平成16年1月9日締め切り

意見応募数 1名8件

項目	ご意見	措置対応
第3章	ダイオキシン類（P.27、P.48） クリーンセンターの排ガスでは、4.4（H8） 0.27（新炉 H10） 0.033（H12） 0.0009（H14）（ng-TEQ/Nm3）。市街地では、0.19、0.15（H12） 0.14、0.093（H13） 0.055、0.073（H14）（pg-TEQ/m3）と順調に減少しているが、クリーンセンターの値に比べ市街地の値はそれ程下っていない。小型炉等の問題か。	クリーンセンターでは排ガスを直接測定しているデータなので、新炉が順調に稼動しているためと考えられます。 市街地でもものを燃やすところはいろいろあるので、必ずしも小型焼却炉のためとは言い切れないと考えています。
	騒音（P.36） 山陽電車では民家と線路がかなり接近している所が見受けられるが、特に問題は無いのか。	鉄道騒音にかかる基準はありませんが、苦情があればその都度対応しています。
	資源ごみ（P.42、P.43） 空き缶、空きビン、ペットボトルは各コンビニ、スーパーにまかせてはどうか。そのかわり古紙、ダンボール等に重点を置くべき。 「燃やせるごみ」に古紙、ダンボールが多い。 新聞紙は月8kg（三菱総研 朝、夕刊、チラシ）と言うが、小生の実測では12-13kg/月、かりに10kg/月とし、世帯の70%とみると0.01t×12月×109,485×0.7 9,197t。現回収 5,794/9,197 63（%）全国平均よりやや上？もう少し回収率を上げるべきだ。	一般廃棄物処理基本計画を審議していた環境審議会の審議内容やごみの排出の現状から、資源化できる紙類・古衣類については、ご指摘の通り、燃やせるごみに相当出ているので、平成16年度から分別収集を開始するよう、現在、検討を進めています。 集団回収を優先しながら、別収集とすれば、約4,000トンが資源化されると推定しています。これにより、ごみの減量化、焼却量、最終処分量が減少し、リサイクル量がそれぞれ約2%好転する見込みです。
	プラスチックの処理（P.43、P.47、P.48、P.94、P.96） 現在可燃ごみとしているが、可燃ごみの22.1%、不燃ごみの25.6%がプラスチック類となっている。 ダイオキシン類、CO2、有害ガス、HCl等の発生を考えると、不燃物として別途分別収集すべきである。 プラスチック（主としてPCU）中の脱塩素方法（朝日、2003.12.6朝刊）も検討されており、資源あるいは燃料として再考すべき時。	多種多様なプラスチック廃棄物から容器包装リサイクル法の対象物を分別することが可能か、市民の排出した当該ごみはリサイクルできる品質であるか、又、市民の協力度はどうか等について把握するため、モデル事業実施について検討をしています。なお、プラスチック類全般の別回収を一斉に行うことは困難との認識を持っています。
一般ごみ、粗大ごみの有料化（P.61） ごみの発生を少なくする為には、最も効果ある対策と思うが、「不法投棄」が増大するだろう。 十分な対応が必要と思われる。	粗大ごみについては、現行の3か月に一度の排出頻度の体制から、市民から強い要望があるように、原則的にいつでも排出できるようにする戸別収集と、ごみの排出抑制、ごみの減量化を目的とした有料制への移行について検討をしています。その際には、不法投棄の増大の懸念についての対策も必要と思っています。	

項目	ご意見	措置対応
第4章	<p>自然エネルギー、未利用エネルギーの利用促進（P.63） 小、中学校への積極的な設置を期待する。仙台市のように（20数校に10kWクラスを設置している。）</p>	<p>明石市の小中学校では総合的な学習の時間において環境教育に取り組んでおり、一部の学校においては、風力発電の実験を行うなどしております。 学校への自然エネルギーや未利用エネルギーの導入については、今後も、教育と施設整備の両面から検討します。</p>
	<p>低公害車の普及促進（P.64） 促進するという「かけ声」だけで、ほとんど進展していない。市バス、パッカー車等へ「ガス車切替」。公用車への「ハイブリット」採用など実行されたい。 また、市役所訪問時の駐車券配布は、即刻中止すべきだ。</p>	<p>平成14年12月に天然ガス急速充填所が市内で初めて開設されたことを受け、今年度、天然ガス自動車（パッカー車1台、ライトバン1台、バキューム車）を導入しました。今後も低公害車導入計画に基づき、天然ガス自動車を含めて低公害車の導入を進めていく予定です。 なお、駐車券配布につきましては、市民サービス上必要なものと考えています。</p>
参考資料	<p>環境学習室（P.100） 数回訪問したが、図書の内容は中途半端である。分析等及び子供用（教育）のみとし、一般図書は市立図書館にまかせるべき。無駄な投資の様に思われる。</p>	<p>環境学習室で閲覧している図書は、すべて職員が業務遂行に必要で購入したものです。昭和55年に建物ができてから、保管していた図書を市民に開放しています。学習室用に購入したものではありません。 無駄というより、既存の図書の有効利用と考えています。 環境学習の場を提供することを目的に学習室の運用を心掛けています。</p>

## 4 「平成15年度年次報告書」の市民意見について

### 1 平成15年度年次報告書（素案）

平成16年8月13日締め切り

意見応募数 8名35件

項目	ご意見	措置対応
全体	<p>明石市民29.2万人が排出する不要品は総合計いくらになるのか。ここから出発して何がどのくらい発生してどの様に処理すればいいのかが原点である。素案は10年も以前から原点を顧みず同じパターンで考えている。環境問題に関して市民意識も変わり、地方分権時代の行政のあり方、長期の不況低迷から脱出するなど経済情勢が大きく変わっている中で廃棄物処理施策も前年と同じではない。この報告は単なる報告であってはならず次年度への出発点とすべきである。</p>	<p>年次報告書のあり方について 従来「明石市の環境」として、環境の状況について報告していたものを、平成12年度から「年次報告書」として、環境の状況に加えて、ごみの現況、環境施策の実施状況、環境マネジメントシステムの現況及び地球温暖化対策実行計画の現況についても報告するようにし、作成途中の段階では市民、審議会から意見を募り、さらに年次報告書発行の際にも市民から意見を募集し、次年度の施策や年次報告書の作成に反映させるように図っています。 ただ、現状では、年次報告書が市民とのコミュニケーションツールとして、又、環境施策の改善ツールとしての機能を十分に発揮しているとは言えず、今後の課題は多いと認識しております。</p>



項目	ご意見	措置対応
全体	<p>最近埋立地の逼迫が意識され始めている。この素案では 14 年度実績に対する 15 年度計画と 15 年度実績の比較対比とその評価の視点到欠けており、各項目について分析と実施具体策の成果が分析報告されていない。当然の事ながらこれは 16 年度の埋め立て量削減の具体策に反映されるために欠かせないデータである。計画どおり進んでいない事は埋立地の消耗が計画以上に早いことを意味し由々しき状況にある。</p>	<p>最終処分量の削減について                      一般廃棄物処理基本計画では、最終処分量の削減目標を平成 17 年度には、平成 12 年度基準に対して、35%としております。さらに毎年定める処理実施計画で各年度の計画値を明らかにしております。ご意見の平成 14 年度実績は 23,947 t で、平成 12 年度基準に対して 33%、平成 15 年度のそれらは実績 22,804 t、削減率 37% にそれぞれなっております。これらは一廃基本計画の目標に沿った推移となっていると考えております。</p> <p>最終処分量の削減については、日々の搬入時の分別の徹底指導、搬入物検査、不適物の持ち帰り、さらにリサイクル施策の拡大等を実施していくことによって、さらに抑制する必要があると考えています。この点は第 3 章のご意見に対する当方の措置対応にも記載しているとおりです。</p> <p>また、当年次報告書の評価に対する記載の方法についてご指摘されていますが、第 3 章はごみの現状の章ですが、第 4 章において環境基本計画上の各施策についての評価として記載しております。ご指摘のような、いろんな施策の実施の結果、実績と目標値との比較においてどうだったのかという行政評価的・目標管理的な記載を今後検討していきます。</p>
	<p>また地球温暖化対策についても市民の参加がなくて単に一事業主体である市行政だけの報告に終わっている。市民全体の地球環境への取り組み施策を進めるべきである。地球環境問題は各企業、事業の取り組みも当然大切であるが、国民一人一人が取り組まなければならない問題である。</p>	<p>地球温暖化対策の記載について                      ご意見の通り、地球温暖化対策については市民の参加が不可欠ですが、第 6 章は「地球温暖化対策の現況」の報告ではなく、「地球温暖化対策実行計画の現況」をまとめたものです。</p> <p>地球温暖化対策実行計画は、平成 11 年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 8 条に基づくものであり、市の事務事業が対象となります。</p>
	<p>報告書が読みづらい                      報告書が供給者の論理でまとめられており、環境関係の専門化だけでなく市民が読んで理解できるのか？皆に分かりやすい報告書が求められていると思います（難しいことですが・・・）                      “すべての人”に理解できるように、環境を整える配慮が必要。（ユニバーサルサービス）                      説明をもう少し短く、文字のポイント数を大きめに、図表の改善・・・。                      この環境報告書は、市職員、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者が明石の環境に関して、次のアクションを起こすきっかけとなる大事な報告書です。明石の環境の「何がよくなって」「何が悪くなっているのか？」の“翻訳”が必要と思う。事実の報告にとどまらず、それぞれの主体の責任や役割・課題について踏み込んでもいいのではないのでしょうか？</p>	<p>報告書が読みづらいという指摘について                      ご指摘の通り、“すべての人”に理解できるような報告書を作ることが理想ですが、報告書に求められる情報の内容や質はターゲットにより異なるため、1冊でそれを表現するのは困難なことでした。</p> <p>そこで今年度からは、年次報告書には従来通りある程度詳細な情報を盛り込み、それとは別に一般市民向けに分かりやすさを重視したツールを用意し、重層的なアプローチを図ります。</p> <p>年次報告書の作成主体である行政が、記載内容に基づいて各主体の責任・役割・課題について主体的判断に踏み込むのは困難であると考えますので、今後第三者レビュー等の手法の導入について検討していきます。</p>

項目	ご意見	措置対応
全体	<p>パブリックコメントの改善</p> <p>パブリックコメントはどのような方法で広報しているのか？</p> <p>市民 29 万人で 20 件というのは、少なすぎると思います。時期やコメントの集め方に問題はないのか？改善が必要。環境指針にあるように、市民、NPO や事業者、教育機関にも積極的に意見を伺ってみてはいかかですか？</p> <p>市民の皆さんとのコミュニケーションを経ながら、双方向の意見のやり取りが確保される必要あり。</p>	<p>パブリックコメントの改善</p> <p>平成 14 年度年次報告書につきましては、市の広報誌の他、明石市ホームページ、環境政策課のホームページで広報し、その他環境審議会委員、市議会議員、各学校長等にお知らせし、市内図書館、行政情報センター、各市民センター、生涯学習センター等に配付いたしました。意見の募集期間は、平成 15 年 11 月 4 日から平成 16 年 1 月 9 日でした。</p> <p>年次報告書のコミュニケーションツールとしての機能を生かすためにも、パブリックコメントの方法について改善することは大きな課題と認識しております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政内の環境関連連携・意識・啓蒙がどの程度進んでいるのか？</li> <li>● 外部委員、外部機関による評価</li> <li>● 他周辺市町との比較</li> <li>● 県や他市町環境行政での連携</li> <li>● 明石で環境に取り組む先進事例</li> <li>● 公共事業の改善</li> </ul>	<p>行政内の環境関連連携、県や他市町環境行政での連携</p> <p>行政内の環境関連における連携については、今年度より市民及び行政職員を対象にパートナーシップを促進する人材の育成講座を行うこと等により、環境を切り口としたパートナーシップにおける横断的な連携を目指します。</p> <p>県や他市町環境行政での連携については、従来から大気政令市会議や水質政令市会議などにおいて、環境行政の推進について、他市との情報交換、意見交換を行っています。</p> <p>また、昨年度より市、兵庫県をはじめ、NPO、教育機関等さまざまな分野から集まったメンバーで「明石の自然とまちづくりネット」という組織を立ち上げ、環境啓発等について連携して取り組んでいるところです。</p> <p>外部委員、外部機関による評価、他周辺市町との比較</p> <p>平成 14 年度より外部機関である環境首都コンテスト全国ネットワークによる日本の環境首都コンテストに参加することで、市の環境施策についての評価、及び他の自治体との比較を図っております。</p> <p>環境首都コンテストについての詳細はコンテストの主幹事団体である環境 NGO「環境市民」の Web サイトをご覧ください。( URL : <a href="http://www.kankyoshimin.org/">http://www.kankyoshimin.org/</a> )</p> <p>明石で環境に取り組む先進事例</p> <p>環境首都コンテストの結果から、「行政が作成した年次報告書の原案を公表し、住民意見を反映させている」点等については先進的であると認識しています。</p> <p>公共事業の改善</p> <p>明石市の公共事業については、「明石市の公共事業における環境配慮指針」に掲げる内容に基づき、計画・設計・施行における各段階ごとに環境配慮に取り組み、それを明石市環境マネジメントシステムによる PDCA サイクルに取り入れることで公共事業の継続的な改善を図っています</p>
	<p>些細なことかもしれませんが、環境報告書（素案）を郵送で送っていただいたのはありがたいのですが、郵便費用や印刷代が結構かかります。郵送費削減、印刷紙の使用軽減なども環境政策課で徹底してほしいと思います。委員には、メール等でファイルの送付もしくは環境政策課 HP をダウンロードしてもらってはいかがでしょうか？</p>	<p>報告書を紙媒体で郵送することについて</p> <p>ご指摘の通り、費用の面でも、環境の面でもメール、Web サイトを通じた送付が好ましいものと捉えています。</p> <p>しかし審議会委員の方に確実に報告書を送り、読んでいただくために、郵送させていただいています。</p>



項目	ご意見	措置対応
第3章	<p>第3章3の「大気環境調査の概況」の環境ホルモンの記述で、「自動車の排気ガスなどから排出される人工的な化学物質が、環境ホルモンとして」とあるが、環境ホルモンの発生源の多くはプラスチックの可塑剤等の化学工業品、農薬（殺菌剤、殺虫剤、除草剤）であり、上記の記述では自動車排ガスが環境ホルモンの主たる発生源であるかのような誤解を与えることとなるのではないか。</p>	<p>外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）の記述 ご指摘のとおり、「工場や自動車の排気ガスなどから排出される人工的な化学物質が、」の表現の中の排気ガスなどの「など」の中にプラスチックの可塑剤等の化学工業品、農薬等あらゆる化学物質が含まれていると考えています。</p>
	<p>外因性内分泌攪乱科学物質（環境ホルモン類） 11種類の環境ホルモン類の調査を実施し、すべての物質が不検出でした。と記載されているが、表3-4には、5種類しか記載されていない。 13年度年次報告書には、27種類の調査をして、調査項目すべてを記載している。14年度年次報告書には、8種類の調査項目を記載し、5種類の物質が検出されている。 14年度に検出された、環境ホルモン5種類は測定されたのか？継続監視の経緯が見えません。</p>	<p>外因性内分泌攪乱科学物質（環境ホルモン類） 表3-4 外因性内分泌攪乱化学物質測定項目一覧表は、アルキルフェノール類7物質、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ベンゾフェノン、ビスフェノールA、2,4-ジクロロフェノールの11種類を記載しています。 14年度に検出された、アルキルフェノール類、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ベンゾフェノン、ビスフェノールA、2,4-ジクロロフェノール5物質は15年度に調査を実施しています。 環境基準が設定されていない、外因性内分泌攪乱化学物質70物質を平成11年度から調査を実施し、平成13年度で調査終了予定であったが、引き続き調査をしています</p>
	<p>再生資源集団回収助成事業 市況回復までの緊急措置として、古紙3品目については取り扱う登録回収業者に回収協力金の交付を行っています。・・・と記載されていますが、平成10年から同じ措置がとられていますが、市況は回復している状況にあると言われていています。現状では回収協力金は廃止すべきと考えます。</p>	<p>再生資源集団回収助成事業 市況の回復については当方でも把握しており、平成17年1月の回収分より、協力金単価の改定を実施予定です。 今後は、市況の変動に対応しながら、年2回見直しをおこなっていきます。</p>
	<p>表3-8 再生資源集団回収実績 可燃系（新聞紙、雑誌、段ボール、計）、びん類（生きびん、カレット、計）の数字は、13年度と14年度が入れ替わっています。 古紙類の集団回収は、年々減少傾向にあります。我々が15年度に改善提案したように、協力団体や回数など仕組みを変える必要があります。</p>	<p>表3-8 再生資源集団回収実績 ご指摘の通り13年度と14年度が入れ替わって記載していましたので、修正いたしました。 集団回収は、地域における任意の活動であり、回収の方法や回数等については、各地域の実情に合ったものになると考えております。 11月開始の紙類・布類分別収集の啓発に合わせて、集団回収への更なる積極的な取り組みを呼びかけていきます。 )</p>
	<p>燃やせるごみの種類の中に焼却灰と記載されています。一般的に、野焼きなど焼却は出来ないはずである。なぜ焼却灰がごみとして出てくるのですか？</p>	<p>表3-9 ごみの収集方法及び回数 焼却灰は野焼きに伴う灰ではなく、炭、練炭、豆炭等燃料として使用後の灰、あるいは、線香の灰などのことです。 注釈を加えるよう改めます。</p>

項目	ご意見	措置対応															
第3章	<p>表 3-10 搬入者別収集量 平成 11 年 直営収集の数字は誤植と 思います。</p> <table border="1" data-bbox="240 331 724 517"> <thead> <tr> <th></th> <th>誤</th> <th>正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃やせるごみ</td> <td>38556</td> <td>36741</td> </tr> <tr> <td>燃やせないごみ</td> <td>2871</td> <td>2931</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ</td> <td>2222</td> <td>2382</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>2895</td> <td>3070</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 13 年度、平成 14 年度版によると、 11 年度の数字は上記です。</p>		誤	正	燃やせるごみ	38556	36741	燃やせないごみ	2871	2931	資源ごみ	2222	2382	粗大ごみ	2895	3070	<p>表 3-10 搬入者別収集量 ご指摘の通り誤植ですので、修正いたしました。</p>
		誤	正														
燃やせるごみ	38556	36741															
燃やせないごみ	2871	2931															
資源ごみ	2222	2382															
粗大ごみ	2895	3070															
<p>表 3-10 自己搬入の場合に、資源ごみの混入は ないのでしょうか。搬入時に分別できま せんか？</p>	<p>表 3-10 搬入者別収集量 明石クリーンセンターでは、自己搬入によってごみを処理 する場合、事前に燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ご み、埋立ごみの 4 品目に分別した上で、搬入して頂くよう にご協力頂いております。その理由として、廃棄物の適正処理 (減容化・安定化・無害化)や資源ごみのリサイクルを行 い、可能な限り最終処分場の延命化を図るためです。 「搬入時に分別できるのか、資源ごみの混入はあるのか」 という意見についてですが、当センターは、ごみを処理する 施設であるため、分別のスペースを設けておらず、ごみの搬 入時の分別はできません。 また、当センターには、自己搬入の車両のほか、直営・委 託・許可業者等の多数の車両の搬入があるため、安全面や作 業効率の面からも、搬入時の分別は困難であると考えており ます。 なお、当センターは、職員が自己搬入の受付窓口で分別の 確認を行っており、資源ごみが他のごみに混入している等の 混載が見られる場合、搬入された方に、ごみを持ち帰って再 度分別して頂くようお願いしております。</p>																
<p>分別収集(資源ごみの収集) 「平成 11(1999)年 6 月からは、ペット ボトル」についても「平成 12(2000)年 6 月からは」、平成 13 年度、平成 14 年度 版の記載を確認してください。</p>	<p>分別収集(資源ごみの収集) ご指摘の通り誤植ですので、修正いたしました。</p>																
<p>表 3-10</p> <table border="1" data-bbox="248 1496 716 1626"> <thead> <tr> <th>直営収集</th> <th>資源ごみ</th> <th>2140</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託収集</td> <td>資源ごみ</td> <td>1485</td> </tr> <tr> <td>集団回収</td> <td>資源ごみ(びん)</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>資源ごみ</td> <td>3695</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3-11 資源ごみ 3625 となっています。上表の 資源ごみ(びん)70 を除いている。 なぜ、これを除いた数字にしているの ですか？ 表 3-8 集団回収実績の不燃系・びん類 は 15 年度計 96、表 3-10 搬入者別収集量 の中に集団回収は計 70。集団回収なのに 数字が異なるのはなぜですか？</p>	直営収集	資源ごみ	2140	委託収集	資源ごみ	1485	集団回収	資源ごみ(びん)	70	計	資源ごみ	3695	<p>表 3-10 搬入者別収集量 表 3-11 資源ごみの収集実績 表 3-8 集団回収実績のびん類 = 96t については、各団体か ら回収業者が持ち帰った時のそのままの状態を計量したも の集計になっています。 一方、表 3-10 搬入者別収集量の集団回収(びん) = 70t に ついては、一旦業者が団体から持ち帰った後、不適物を除去 した上で、明石クリーンセンターの破碎選別施設へと搬入し た実績になっています。 よって、両者の数値の差は、混入していた不適物の重量と なっています。</p>				
直営収集	資源ごみ	2140															
委託収集	資源ごみ	1485															
集団回収	資源ごみ(びん)	70															
計	資源ごみ	3695															

項目	ご意見	措置対応
第3章	<p>表 3-11 実績世帯数として表中に数字が記載されています。 資源ごみの収集実績で世帯数はどのように把握しての数字ですか？ 住民基本台帳に記載されている世帯数より少ない数字はなぜか？</p>	<p>表 3-11 資源ごみの収集実績 平成 12 年度国勢調査人口からの推計による世帯数を実績世帯数としています。 住民基本台帳に記載されていても、実際には市内で生活していない場合や、逆に記載されていないが市内で生活している場合もある為、国勢調査人口からの推計によるほうが、よりごみ収集世帯数の実情に即していると考えられます。</p>
	<p>物理的变化 化学的变化。 処理能力 5h で無く 24 時間当たりとすべき。</p>	<p>ごみ処理（中間処理・最終処分） 破碎処理は、物理的变化を行う手段ですが、焼却処理は化学的变化を行う手段といえます。したがって、素案の 24 ページ中「焼却、破碎等、物理的变化」を、「焼却、破碎等の物理的、化学的变化等」に校正します。 また、破碎選別施設は 1 日 5 時間の運転（焼却施設は 24 時間）を行っているため、処理能力を 5h 当たりと標記しています。</p>
	<p>「最終処分とは埋立の方法で廃棄物を自然界に還元する処理」埋立で全てのもが自然界に還元できるわけがありません。この表現はおかしいと思います。</p>	<p>ごみ処理（中間処理・最終処分） 埋立による最終処分とは、土壌の持つ浄化能力を利用して、廃棄物を無害化、安定化させる手段をいいます。 全ての廃棄物が土になるわけではありませんが、埋立という最終処分によって無害化、安定化の処理がされ、自然の一部になるという意味を持っています。さらに、適切な中間処理を行うことによって、最終処分量を可能な限り削減することを図っています。</p>
	<p>表 3-13 可燃ごみ搬入量 117764 ( t ) 前年より増加している。 焼却灰搬出量 20221 ( t ) 前年より増加している。 表 3-14 焼却灰埋立量 17441 ( t ) 前年より増加している。 表 3-15 可燃ごみ組成。紙・布類。平成 14 年、平成 15 年と急激に増加している</p> <p>ごみ搬入量、焼却灰搬出量、焼却灰埋立量すべて増加している状態で現在の埋立地は計画通り推移し、一般廃棄物基本計画の減量目標に沿うのか。 ごみの減量化を推進して埋立地の延命を図る必要があります。 次期最終処分場の建設に多額の費用がかかる上に、計画は 15 年間の供用期間でありその後については、明石には土地がありません。 多額の税金を使用することを市民に知らすべきです。 ごみを減量して、ごみ処理費用を軽減し、福祉関係に使用しなければと思いません。 ごみの分別収集と資源化・リサイクルのため集団回収の推進が必要です。 ごみ処理に多額の費用を使用する代わりに、集団回収助成金を使用しても、資源化・リサイクルによる効果は計算上充分と考えます。</p>	<p>表 3-13 焼却実績推移一覧表 表 3-14 埋立実績推移一覧表 表 3-15 可燃ごみ組成分析結果</p> <p>可燃ごみの搬入量は、焼却施設に搬入された重量から算出されています。明石クリーンセンターでは、埋立処分場の延命化の対策として、廃棄物の分別搬入を徹底し、搬入先の適正化に努めています。具体的には、平成 14 年 6 月から搬入物検査の強化、一部産業廃棄物の搬入禁止等の措置、さらに搬入現場による直接指導や文書による指導を徹底し、可燃物の焼却処理、不燃物（金属類）の破碎処理等の適正処理を行っています。 これらの結果として、分別の適正化が進み、焼却による処理量が増加し、反対に不燃物の埋立量が約 2,000t 減少しています。また、灰の搬出量及び埋立量が増加しているのは、可燃物の搬入量の増加に伴うものです。 可燃物組成のうち紙・布の割合が増加しているのは、平成 14 年度の一部産業廃棄物の搬入禁止に伴う、木くず及び廃プラスチック等の減少があったためであると考えられます。 しかし、上記の理由以外にも近年のライフスタイルの変化（パック製品、使い捨て製品の増加等）に伴って、可燃ごみの搬入量は増加傾向にあります。したがって、16 年 11 月から導入される紙類・布類の分別収集により、リサイクルを推進し、できるだけ可燃物中の紙・布類の量を減らし、可燃物の搬入量を減少させるためにも市民の同意、協力が必要と考えております。 平成 15 年度の埋立量は、平成 14 年度と比較すると、全体の埋立量（焼却灰・不燃）では、5%減、12 年度と比較すると 37%減にあたる 22,804 t となっています。減量化第 1 次目標（17 年度）は、23,000 t であり、現時点では減量目標を達成しています。 第 3 次処分場の埋立が完了すれば、明石市は新しい処分場を作ることが困難であるため、頂いたご意見のとおり、分別収集、リサイクルの推進を図り、可能な限り埋立量を削減することが必要と考えております。</p>

項目	ご意見	措置対応
第4章	<p>それぞれの取り組みの中で、イベントや勉強会等の開催件数や参加人数が示されていてわかりやすいですが、実際に実施した人々、参加した市民の方々の反応や意見が示されると、より取り組みに関する効果や次への対応策に対する評価も見やすくなると思います。</p>	<p>環境パフォーマンスを測る指標について ご意見の通り、参加された市民の反応も施策の効果も測る有効な指標であると考えますが、指標には過去からの改善状況を把握する比較可能性、客観性も備えていなければならず、環境施策を行った成果（環境パフォーマンス）を測るための指標については、今後の検討課題としています。</p>
	<p>各所での対策目標、達成率の表示について着々と成果を挙げているところですが、数字については市民各位になじみの薄いところ難しいところが多々あると思います。 市民に分かりやすい表示を所々に配置できないでしょうか？ よくあるのが、節水等で、25メートルプール何杯分、大型ディーゼルバス何台分の一日の排気量、直径30センチメートルの樹木何万本とか、算定の中で幾つかの仮定が積み重ねられ、ある意味では誤解を招く結果になる場合もあると思いますが、直感的に数量が想像できると市民の意識高揚、積極参加にもつながると考えます。</p>	<p>換算基準について 市民に分かりやすい換算基準の早期導入を検討いたします。</p>
	<p>環境学習室の閉鎖は残念です。市民団体などと協力して再開できればよいのですが。</p>	<p>環境教育・環境学習の推進 平成16年度の機構改革により、環境政策課の保全係と監視係が、新たに大気係と水質係となりました。それに伴い、環境政策課分室は、大気監視業務、水質分析業務のみで、職員が配属されていないので、環境学習室は閉鎖になりましたが、環境政策課では、環境関係図書や環境関係ビデオの貸し出しも引き続き実施しています。</p>
	<p>水辺ネットワークの正式名は「兵庫・水辺ネットワーク」です。</p>	<p>自然観察会や環境学習のためのイベントの充実 ご指摘の通りですので、修正いたしました</p>
	<p>市民農園の整備については、県も倍增計画で積極的に進めているところですが、実施できなかったのは残念なところですが、設置に際しての最低要件は具体的には無いのでは？</p>	<p>遊休農地等を活用した市民農園の整備 市民農園の開設には以下のような条件が必要になりますが、遊休農地を含め候補はあるものの、市域自体が広くないこと、市街化が進んでいることなどからなかなか適地が見つからず、実施に至っていない状況にあります。 市民農園として使える土地（遊休地）がある。 駐車場や通路などの共用スペースが設けられる、ある程度まとまった広さの土地である。 土地内で水の確保ができる。 土地への隣接道が狭くなく、農園利用によって近隣の通行の支障にならない。 土地の立地環境上で公害等環境面の支障がない。</p>

項目	ご意見	措置対応
第4章	<p>春、秋の年2回の環境月間では充分ではありません。地域、市民参加の促進としては毎月最初、又は最終週の土、日をクリーンアップ明石として取り組むべきと思います。</p> <p>明姫幹線は、車の交通量も多く、ごみも多いのです。クリーンアップの看板など、ポイ捨ても警告する必要があります。</p>	<p>地域環境美化活動への市民参加の促進</p> <p>春、秋の年2回を環境月間として自治会、町内会、ボランティア団体等各種団体に美化活動への参加を呼びかけ地域の清掃等を実施しております。各種団体の中には毎月実施されている団体もあります。</p>
	<p>生ごみ、枝葉等のたい肥化の促進について</p> <p>15年度は生ごみ処理機の購入助成についてのポスター作成、市内各所で掲示し、周知啓発とのことですが、この問題は今後もっと強力的に、より多くの市民に理解していただくよう、その下記の各助成実施状況等をできるだけわかりやすく、もっと工夫しての啓発運動が大事だと思いますので、よろしくをお願いします。</p>	<p>生ごみ、枝葉等のたい肥化の促進</p> <p>広報あかしやごみとリサイクルのホームページ、案内ちらしの配布等により広く継続的に周知を行い、できるだけ多くの世帯に生ごみ処理機が普及するようにします。</p>
	<p>環境講座4回参加者50名について、4回でのべ50人ですか。1回で50人ですか。</p> <p>参加者が少ないのはPRの方法によるのでしょうか。</p>	<p>紙の使用抑制、リサイクルの推進</p> <p>参加者は4回でのべ人数です。</p> <p>昨年環境講座では、牛乳パックを使ったエコ粘土工作体験 牛乳パックを使った紙すきはがき作りを実施しました。体験型の講座の場合、1回あたりの利用者が設備の係上限定されるため、参加者の実績が少なくなります。</p> <p>比較となる平成14年度は、講演会を実施したため、例年より大きな数字となっています。</p>
	<p>家電リサイクル法家電4品目の不法投棄</p> <p>増加傾向の数字のみ記載されていますが、なんらかの施策が必要と思います。</p> <p>粗大ごみ・有料化の内容説明が充分理解されていない状況下では、家電についても粗大ごみと誤解される可能性があります。</p> <p>また、不法投棄が増加することも考えられます。</p>	<p>家電リサイクル法家電4品目の不法投棄</p> <p>家電リサイクル法については、パンフレット、市広報等で継続的に啓発を実施しております。また、早い段階から関心を持っていただきたいという思いから、小学生向けのリーフレットを作成配布しています。</p>
	<p>地球温暖化対策として</p> <p>ヒートアイランド現象を緩和するため保水性や遮熱性を備えた道路舗装工事の進捗状況を示し、明石市が地球温暖化対策に配慮していることを説明していく（具体的な施策を報告していく必要があるのでは）</p>	<p>地球温暖化対策についての記述</p> <p>環境基本計画において地球温暖化対策に資する施策についての報告を、第4章もしくは第6章で報告するよう検討します。</p>



項目	ご意見	措置対応
第6章	<p>一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の大部分は、焼却するごみの中に含まれる廃プラスチックに依存します。平成11年度、12年度、13年度、14年度、15年度は、16917(t)と前年より減少しています。</p> <p>16936(t)から16917(t)であり、12312(t)からするとかなりの増加です。表現のまやかしは好ましくありません。</p> <p>年々増加傾向にありながら、焼却プラスチックの減量が重要であると考えられます。と記載されています。</p> <p>具体的に資源化に取り組むなどの前向き姿勢が見えません。(焼却する時の燃料として、よく燃えるのは判りますが環境配慮が第1です)</p>	<p>一般廃棄物の焼却</p> <p>平成11年度の廃プラスチックの量を明記していること、又、「前年より」と記載していることから、表現のまやかしという指摘は当てはまらないと考えます。</p> <p>臨時委員(公募市民)を含めた環境審議会を経て策定した、明石市一般廃棄物処理基本計画(環境政策課 Web サイト ECOIST でダウンロード可)の中で、モデル地区を設けて思想的に実施し、その結果を受けて具体的な推進方策について検討すると前向きな姿勢を示しています。</p> <p>明石市一般廃棄物処理基本計画の 基本理念実現に向けた施策 2 実現のための施策の基本的考え方をご覧ください。</p>
参考資料	<p>オニバスの記述で、「兵庫の貴重な自然 - 兵庫県版レッドデータブック -」(兵庫県 1995年)が示されているが、兵庫県版レッドデータブックは平成15年3月に改訂版を発行しており、「改訂・兵庫の貴重な自然 - 兵庫県版レッドデータブック 2003 -」(兵庫県 2003年)に修正を願いたい。なお、オニバスのランクは従前どおり。</p> <p>加えて、レッドデータブックについての記述(p114)が見られるが、環境省では平成7年よりレッドデータブックの見直し作業を開始し、現在、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック -」として「爬虫類・両生類」「植物(維管束植物)」「植物(維管束植物以外)」「哺乳類」「鳥類」「汽・淡水魚類」のレッドデータブックを発行しているので、最新の情報を確認のうえ記述を改める必要がある。</p>	<p>用語集 オニバスの記述について</p> <p>ご指摘の通り、最新の情報を反映させました。</p>

## 2 平成15年度年次報告書(案)

平成16年11月12日 第27回審議会での意見

項目	ご意見	措置対応
全体	<p>年次報告書が原案の段階から公表されているのは、非常にすばらしいことだが、全ての人に読まれるために、例えば、障害のある人がこの報告書を読みたいという場合に対応は可能ですか。</p>	<p>現在の段階では、対応は難しいと考えています。</p>
第4章	<p>施策の実施状況の評価の方法が適切でないのではないかと。例えば、講演会を開催したことで評価するのか、参加者数やその効果を評価していくのか検討が必要ではないかと。</p>	<p>過去の指摘を踏まえ、さらに、アウトカム評価等の方法について検討します。</p>
第6章	<p>温室効果ガス排出量の算出にあたって、特に電気の使用に起因する二酸化炭素の排出係数が年々かなり変動している。削減目標が数%というなかで、排出係数が大きく変動していることから、どのような係数を用いたのか、明確にした方がよい。</p>	<p>温室効果ガスの算出にあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方自治体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」(平成11年8月環境庁)に定められた排出係数(平成8年度値)を使用しています。</p> <p>なお、表6-1の排出量の表にその旨記載しますが、来年度以降の表現については検討します。</p>



## 明石市環境審議会委員名簿

平成 16(2004)年 10 月現在

No	氏 名	役 職 等	備 考
1	盛岡 通	大阪大学大学院工学研究科教授	会 長
2	中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館副館長	副 会 長
3	檜原 成人	市議会議員	
4	安藤 昌廣	明石商工会議所会頭	
5	池田 邦明	株式会社ノーリツ環境推進室長	資源循環部会
6	出雲 晶三	市議会議員	
7	市川 憲平	姫路市立水族館主任水生生物専門員	自然環境部会
8	碓井 信久	兵庫・水辺ネットワーク(NGO)幹事	自然環境部会
9	大塚 毅彦	明石工業高等専門学校建築学科助教授	自然環境部会
10	大西 徹	兵庫県健康生活部環境局環境政策課長	
11	角野 康郎	神戸大学理学部生物学科教授	自然環境部会長
12	絹川 和之	市議会議員	
13	材木 龍一	明石市環境部長	資源循環部会
14	辻本 達也	市議会議員	
15	堂本 艶子	明石市消費生活研究会会長	資源循環部会
16	富田 賢治	市議会議員	
17	中野加都子	神戸山手大学人文学部環境文化学科助教授	資源循環部会
18	新田 正彦	市議会議員	
19	橋本 芳純	川崎重工業株式会社 明石事務所長	
20	原田 和彦	明石市連合自治協議会会長	資源循環部会
21	藤原 健史	京都大学大学院地球環境学堂助教授	資源循環部会長
22	安國 庫生	兵庫県三木土地改良事務所主幹	自然環境部会
23	山根 金造	市議会議員	
24	和田美耶子	明石市女性団体協議会会長	資源循環部会

(会長、副会長以外は五十音順)



平成15年度年次報告書に対する意見

平成 年 月 日

明石市長 様

住 所 .....  
氏 名 .....  
電話番号 ..... ( ) .....  
e-mail .....

意見 (様式は、自由ですが連絡先・氏名は必ず記入してください。)


( 切り取り )



明石市は環境マネジメントシステム ISO14001  
の認証取得自治体です。

編集・発行 明石市環境部環境政策課

673-0882 明石市相生町2丁目5番15号  
保健センター内

電話 078(918)5029

FAX 078(918)5107

e-mail : plan-ems@city.akashi.hyogo.jp

URL :

[http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/kankyou\\_s\\_ka/ecoist/index.html](http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/kankyou_s_ka/ecoist/index.html)